

目 次
第1号（3月6日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	5
出席議員	8
欠席議員	8
事務局職員出席者	8
説明のため出席した者の職氏名	9
開 会	9
会議録署名議員の指名	11
会期の決定	12
諸般の報告	12
請願の委員会付託	14
町長提出諮問第1号	14
町長提出第10号議案	16
町長提出第11号議案	17
町長提出第12号議案	17
町長提出第13号議案	17
町長提出第14号議案	17
町長提出第15号議案	17
町長提出第16号議案	17
町長提出第17号議案	17
町長提出第18号議案	17
町長提出第19号議案	17
町長提出第20号議案	17
町長提出第21号議案	17
町長提出第22号議案	17
町長提出第23号議案	26
町長提出第24号議案	26
町長提出第25号議案	26
町長提出第26号議案	26
町長提出第27号議案	29
町長提出第28号議案	29
町長提出第29号議案	29

町長提出第 3 0 号議案	2 9
町長提出第 3 1 号議案	2 9
町長提出第 3 2 号議案	2 9
町長提出第 3 3 号議案	2 9
町長提出第 3 4 号議案	2 9
町長提出第 3 5 号議案	2 9
町長施政方針	4 8
町長提出第 3 6 号議案	7 5
町長提出第 3 7 号議案	7 5
町長提出第 3 8 号議案	7 5
町長提出第 3 9 号議案	7 5
町長提出第 4 0 号議案	7 5
町長提出第 4 1 号議案	7 5
町長提出第 4 2 号議案	7 5
町長提出第 4 3 号議案	7 5
町長提出第 4 4 号議案	7 5
町長提出第 4 5 号議案	7 5
町長提出第 4 6 号議案	7 5
町長提出第 4 7 号議案	7 5
町長提出第 4 8 号議案	7 5
散 会	8 0
署 名	8 1

第 2 号 (3 月 1 0 日)

議事日程	8 3
本日の会議に付した事件	8 5
出席議員	8 7
欠席議員	8 7
事務局職員出席者	8 7
説明のため出席した者の職氏名	8 7
開 議	8 7
会議録署名議員の指名	8 8
町長提出第 1 0 号議案	8 8
町長提出第 1 1 号議案	9 1
町長提出第 1 2 号議案	9 2
町長提出第 1 3 号議案	9 3

町長提出第14号議案	94
町長提出第15号議案	96
町長提出第16号議案	97
町長提出第17号議案	97
町長提出第18号議案	98
町長提出第19号議案	99
町長提出第20号議案	100
町長提出第21号議案	101
町長提出第22号議案	101
町長提出第23号議案	103
町長提出第24号議案	107
町長提出第25号議案	108
町長提出第26号議案	108
町長提出第27号議案	109
町長提出第28号議案	126
町長提出第29号議案	126
町長提出第30号議案	127
町長提出第31号議案	128
町長提出第32号議案	128
町長提出第33号議案	129
町長提出第34号議案	130
町長提出第35号議案	130
発委第1号	131
散 会	132
署 名	133

第3号（3月17日）

議事日程	135
本日の会議に付した事件	135
出席議員	135
欠席議員	135
事務局職員出席者	135
説明のため出席した者の職氏名	136
開 議	136
会議録署名議員の指名	136
一般質問	136

6番 丁 泰仁君	137
9番 寺戸 昌子君	153
10番 後山 幸次君	173
7番 御手洗 剛君	189
3番 川田 剛君	207
散 会	225
署 名	226

第4号 (3月18日)

議事日程	227
本日の会議に付した事件	227
出席議員	227
欠席議員	227
事務局職員出席者	227
説明のため出席した者の職氏名	228
開 議	228
会議録署名議員の指名	228
一般質問	228
5番 板垣 敬司君	228
4番 道信 俊昭君	249
1番 草田 吉丸君	267
11番 岡田 克也君	286
散 会	303
署 名	304

第5号 (3月24日)

議事日程	305
本日の会議に付した事件	306
出席議員	308
欠席議員	308
事務局職員出席者	308
説明のため出席した者の職氏名	309
開 議	309
会議録署名議員の指名	309
町長提出第49号議案	309
町長提出第50号議案	309

町長提出第51号議案	309
町長提出第52号議案	315
町長提出第53号議案	317
町長提出第54号議案	317
町長提出第55号議案	317
町長提出第56号議案	317
町長提出第57号議案	317
町長提出第58号議案	317
町長提出第36号議案	331
町長提出第37号議案	331
町長提出第38号議案	331
町長提出第39号議案	331
町長提出第40号議案	332
町長提出第41号議案	332
町長提出第42号議案	332
町長提出第43号議案	332
町長提出第44号議案	332
町長提出第45号議案	332
町長提出第46号議案	332
町長提出第47号議案	332
町長提出第48号議案	332
請願第1号	343
請願第2号	352
請願第3号	355
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	355
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について	359
議員派遣の件	365
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	366
閉会	366
署名	367

津和野町告示第5号

令和2年第2回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年2月25日

津和野町長 下森 博之

1 期 日 令和2年3月6日

2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

草田 吉丸君	米澤 宥文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
寺戸 昌子君	後山 幸次君
岡田 克也君	沖田 守君

○3月10日に応招した議員

○3月17日に応招した議員

○3月18日に応招した議員

○3月24日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和2年 第2回(定例)津和野町議会 会議録(第1日)

令和2年3月6日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和2年3月6日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告

- 日程第4 請願の委員会付託
- 日程第5 町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 町長提出第10号議案 平成30年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事(第1期)請負変更契約の締結について
- 日程第7 町長提出第11号議案 津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第8 町長提出第12号議案 津和野町地域優良賃貸住宅等基金条例の制定について
- 日程第9 町長提出第13号議案 津和野町農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第10 町長提出第14号議案 左鐙コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第11 町長提出第15号議案 津和野町監査委員条例等の一部改正について
- 日程第12 町長提出第16号議案 津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第13 町長提出第17号議案 津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 日程第14 町長提出第18号議案 津和野町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第15 町長提出第19号議案 津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 町長提出第20号議案 津和野幼花園補助金交付条例の一部改正について
- 日程第17 町長提出第21号議案 津和野町子ども等医療費助成条例の一部改正について
- 日程第18 町長提出第22号議案 津和野町小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 町長提出第23号議案 公の施設の指定管理者の指定について(津和野町町営塾日原)
- 日程第20 町長提出第24号議案 公の施設の指定管理者の指定について(つわの暮らし推進住宅畑迫ぶさか団地)
- 日程第21 町長提出第25号議案 公の施設の指定管理者の指定について(津和野町地域優良賃貸住宅森村住宅)
- 日程第22 町長提出第26号議案 公の施設の指定管理者の指定について(津和野町空家活用定住住宅野口団地)
- 日程第23 町長提出第27号議案 平成31年度津和野町一般会計補正予算(第8号)

日程第 24	町長提出第 28 号議案	平成 3 1 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 25	町長提出第 29 号議案	平成 3 1 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 26	町長提出第 30 号議案	平成 3 1 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 27	町長提出第 31 号議案	平成 3 1 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 28	町長提出第 32 号議案	平成 3 1 年度津和野町診療所特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 29	町長提出第 33 号議案	平成 3 1 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 30	町長提出第 34 号議案	平成 3 1 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 3 号)
日程第 31	町長提出第 35 号議案	平成 3 1 年度津和野町水道事業会計補正予算 (第 4 号)
日程第 32	町長施政方針	
日程第 33	町長提出第 36 号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 34	町長提出第 37 号議案	町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
日程第 35	町長提出第 38 号議案	令和 2 年度津和野町一般会計予算
日程第 36	町長提出第 39 号議案	令和 2 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
日程第 37	町長提出第 40 号議案	令和 2 年度津和野町介護保険特別会計予算
日程第 38	町長提出第 41 号議案	令和 2 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 39	町長提出第 42 号議案	令和 2 年度津和野町下水道事業特別会計予算
日程第 40	町長提出第 43 号議案	令和 2 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 41	町長提出第 44 号議案	令和 2 年度津和野町奨学基金特別会計予算
日程第 42	町長提出第 45 号議案	令和 2 年度津和野町診療所特別会計予算
日程第 43	町長提出第 46 号議案	令和 2 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
日程第 44	町長提出第 47 号議案	令和 2 年度津和野町病院事業会計予算
日程第 45	町長提出第 48 号議案	令和 2 年度津和野町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 請願の委員会付託
- 日程第5 町長提出諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 町長提出第10号議案 平成30年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事(第1期)請負変更契約の締結について
- 日程第7 町長提出第11号議案 津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第8 町長提出第12号議案 津和野町地域優良賃貸住宅等基金条例の制定について
- 日程第9 町長提出第13号議案 津和野町農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第10 町長提出第14号議案 左鐙コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第11 町長提出第15号議案 津和野町監査委員条例等の一部改正について
- 日程第12 町長提出第16号議案 津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第13 町長提出第17号議案 津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 日程第14 町長提出第18号議案 津和野町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第15 町長提出第19号議案 津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 町長提出第20号議案 津和野幼稚園補助金交付条例の一部改正について
- 日程第17 町長提出第21号議案 津和野町子ども等医療費助成条例の一部改正について
- 日程第18 町長提出第22号議案 津和野町小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 町長提出第23号議案 公の施設の指定管理者の指定について(津和野町町営塾日原)
- 日程第20 町長提出第24号議案 公の施設の指定管理者の指定について(つわの暮らし推進住宅畑迫ぶさか団地)
- 日程第21 町長提出第25号議案 公の施設の指定管理者の指定について(津和野町地域優良賃貸住宅森村住宅)

日程第 22	町長提出第 26 号議案	公の施設の指定管理者の指定について（津和野町空家活用定住住宅野口団地）
日程第 23	町長提出第 27 号議案	平成 3 1 年度津和野町一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 24	町長提出第 28 号議案	平成 3 1 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 25	町長提出第 29 号議案	平成 3 1 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 26	町長提出第 30 号議案	平成 3 1 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 27	町長提出第 31 号議案	平成 3 1 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 28	町長提出第 32 号議案	平成 3 1 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 29	町長提出第 33 号議案	平成 3 1 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 30	町長提出第 34 号議案	平成 3 1 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 31	町長提出第 35 号議案	平成 3 1 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 32	町長施政方針	
日程第 33	町長提出第 36 号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 34	町長提出第 37 号議案	町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
日程第 35	町長提出第 38 号議案	令和 2 年度津和野町一般会計予算
日程第 36	町長提出第 39 号議案	令和 2 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
日程第 37	町長提出第 40 号議案	令和 2 年度津和野町介護保険特別会計予算
日程第 38	町長提出第 41 号議案	令和 2 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 39	町長提出第 42 号議案	令和 2 年度津和野町下水道事業特別会計予算
日程第 40	町長提出第 43 号議案	令和 2 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 41	町長提出第 44 号議案	令和 2 年度津和野町奨学基金特別会計予算
日程第 42	町長提出第 45 号議案	令和 2 年度津和野町診療所特別会計予算
日程第 43	町長提出第 46 号議案	令和 2 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
日程第 44	町長提出第 47 号議案	令和 2 年度津和野町病院事業会計予算

日程第 45 町長提出第 48 号議案 令和 2 年度津和野町水道事業会計予算

出席議員（12 名）

1 番 草田 吉丸君	2 番 米澤 宥文君
3 番 川田 剛君	4 番 道信 俊昭君
5 番 板垣 敬司君	6 番 丁 泰仁君
7 番 御手洗 剛君	8 番 三浦 英治君
9 番 寺戸 昌子君	10 番 後山 幸次君
11 番 岡田 克也君	12 番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長補佐			中岡 真一君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	清水 浩志君	建設課長	益井 仁志君
教育次長	齋藤 道夫君	会計管理者	青木早知枝君

午前 9 時 00 分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。本日、令和 2 年第 2 回津和野町議会定例会が招集されました。議員各位並びに町長初め執行部の皆さんおそろいでお出かけをいただきまして、まことにありがとうございます。

開会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げたいと思いますが、昨今の新型コロナウイルス、これが世界各国、我が国を初め、大変な流行ということで、総理みずから指令を出したり、国を初め、県それぞれに各市町村に対してもさまざまな要請が出ており、我が町におきましても、既に小学校等、中学校等、休校にして対処しておるというような状況でもあり、この流行が何とか終息してくれるのを期待をしておるところであります

が、余り過度に反応することもいがかかなと思ながら、そうは言いましても、なかなか感染経路がわからないという難しいウイルスがあるようでありますので、正しく的確な情報の中で、対処していかなければならない、こういう問題でもあろうかと、かように思います。

それは別として、実は、非常に危惧しておりますのは、御奇特的な御寄附によって事業が進められた、あの城山整備事業で、まことに残念ながら国の許可、県の許可等々が得られずまま、無断で事業着工したという、まことに不祥事が発生したという、関係各位には大変な御苦勞もあったと思いますが、基本中の基本がなされていなかったことが大きな要因であると、かようなことが先般来、常任委員会等の調査、審査でも判明してまいっておりますが、このようなことが再び起きないように、肝に銘じて寄附者の御厚意に対しても、そのようなことがあつては相成らないと、かように思っておるところでもあります。

それから、もう一つは、所管の課長が病氣療養ということもあったんだらうと思いますが、かねがね、昨年の我が国の臨時国会で成立をした特措法、特定地域推進事業法という我が県の細田博之先生の肝いりの法律であります。これが成立をして、いよいよことし6月4日から施行という、こういう運びになっておる、国も多分、2月の月だったと思いますが、各県担当課長に説明会を開催して、そうして、その事業の内容等について、法案の中身等について説明があつたようであります。2月の我が県の町村議長会に出席をした折、11カ町村の中で、既にその説明も受けて、その事業に取り組もうとする、そういう町村も、実は報告の中で出てまいりました。担当課長には、3月、この定例会が開催されるまでに、少なくとも議会には事業内容の説明等をするべきであると、こういうことを事前に私のほうから申し上げておたわけではありますが、お話を聞くと、体調を崩して、きょうは補佐が出席のようではありますが、そのような事情もあつたんではありましようが、残念ながら事業中身も、まだ説明を受けておらない、こういうことでもあります。多分、きょう、町長の施政方針の中では、若干のその程度の、そのことについての触れもあるのかとは存じますが、この人口減少が一向に歯どめがかからない、そして定住対策にも大きく影響するという、この法律が我々としては、非常に期待をしておるといふ、そういう側面もありますので、予算審査委員会等はこれから始まるわけありますから、そういう中で、十分な説明もいただいたりして、このことについてももしっかり対処してまいりたいと、かようなことをつくづく昨今も考えたわけあります。

開会に当たって、いささか苦言であつたかと存じますが、以上のようなことを申し上げて、御挨拶にかえさせていただきたいと思います。

ただいまの出席議員数は、全員の12名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第2回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、板垣敬司君、6番、丁泰仁君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催しまして、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。10番、後山幸次君。

○議会運営委員会委員長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。

それでは、先日、議会運営委員会を開催しましたので報告をいたします。

議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を令和2年3月3日に開催し、今定例会の議会運営について協議いたしましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

今定例会の会期は、本日3月6日から3月24日までの19日間としたいと思います。

初日の6日金曜は、諸般の報告後、請願については総務経済常任委員会に付託し、町長提出議案の説明を受けます。そのうち、諮問案件については答申を行い、令和2年度予算に係る議案については、町長の施政方針後に説明を受けます。その後、予算審査特別委員会を設置し、新年度予算及び関連議案を付託し、散会したいと思います。

なお、散会后、直ちに予算審査特別委員会を開催し、審査日程等の調整を行っていただきたいと思っております。

7日土曜から9日月曜までは休会といたします。

一般質問の通告締め切りは、9日月曜の正午であります。

10日火曜日に本会議を再開し、条例案件、補正予算等の質疑、討論、表決を行います。

11日水曜から16日までは、休会とします。

休会中に、予算審査特別委員会で議案の審査をしていただきたいと思います。

17日の火曜には本会議を再開し、17日火曜、18日水曜で一般質問を行います。

19日木曜から23日月曜は、休会といたします。

24日火曜に本会議を再開し、予算審査特別委員会委員長の審査報告を受けた後、新年度予算、関連議案について討論、表決を行い、請願等の所定の処理及び各委員会の報告を受けて、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

令和2年3月6日、津和野町議会議長、沖田守様、議会運営委員会委員長、後山幸次。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございました。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月24日までの19日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月24日までの19日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

12月定例会招集日以降における議会行事及び各報告事項につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告書

【12月定例会以降】

- | | |
|-----------|--|
| 12月13日（金） | 全員協議会
議会運営委員会
総務経済常任委員会所管事務調査 |
| 17日（火） | 広報広聴常任委員会 |
| 18日（水） | 全員協議会 |
| 24日（火） | 広報広聴常任委員会 |
| 1月 3日（金） | 津和野町成人式（津和野体育館） 議長 |
| 5日（日） | 津和野町消防出初式（日原中学校校庭） 議長 |
| 6日（月） | 広報広聴常任委員会 |
| 8日（水） | 民生児童委員協議会新年会（なごみの里） 議長 |
| 10日（金） | 全員協議会
広報広聴常任委員会 |
| 11日（土） | 畑迫郵便局開局100年記念式典（畑迫体育館） 議長 |
| 14日（火） | 広報広聴常任委員会 正副委員長 |
| 24日（金） | 日輪会（美加登家） 議長 |
| 28日（火） | 兵庫県たつの市議会行政視察（津和野庁舎） 議長 |
| 31日（金） | 第1回臨時会、全員協議会
木質バイオマス利用に関する付帯施設建設にかかる懇談会
全議員
文教民生常任委員会所管事務調査 |
| 2月 3日（月） | 総務経済常任委員会所管事務調査 |

		島根県吉賀町議会行政視察（津和野共存病院）	
4日（火）	小学生議会学習会（青原小学校）	全議員	
5日（水）	小学生議会学習会（木部小学校）	全議員	
6日（木）	小学生議会学習会（津和野小学校）	全議員	
7日（金）	小学生議会学習会（日原小学校）	全議員	
17日（月）	益田地区広域市町村圏事務組合議会定例会（益田市）		
18日（火）	鹿足郡事務組合議会定例会（クリーンパルにちはら）		
	鹿足郡不燃物処理組合議会定例会（吉賀町）		
	鹿足郡養護老人ホーム組合議会定例会（吉賀町）		
19日（水）	全員協議会		
	津和野町議会議員研修会（第2庁舎議場）	全議員	
21日（金～ ～22日 土）	島根県町村議会議長会定例総会（松江市）	議長	
27日（木）	文教民生常任委員会所管事務・現地調査（津和野庁舎）		
3月 3日（月）	議会運営委員会		
	文教民生常任委員会所管事務調査		

【視 察】

1月28日（火）	兵庫県たつの市議会（6名）	しまね留学の取組
2月 3日（月）	島根県吉賀町議会（9名）	津和野町における医療対策

益田地区広域市町村圏事務組合、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合及び鹿足郡養護老人ホーム組合の各議会報告及び令和元年度財政援助団体等監査の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんをいただきたいと思っております。

日程第4. 請願の委員会付託

○議長（沖田 守君） 日程第4、請願の委員会付託。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、所管の総務経済常任委員会に付託しましたので報告いたします。

日程第5. 諮問第1号

○議長（沖田 守君） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆様、おはようございます。本日は、3月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今定例会に提案をいたします案件は、諮問案件1件、契約変更案件1件、条例案件13件、指定管理者指定案件4件、計画案件1件、一般会計を初め各会計補正予算案件9件、一般会計ほか、令和2年度各会計予算11件の合計40案件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の方を人権擁護委員として推薦をしたいので、議会の意見を求めるものでございます。

住所、津和野町日原341番地、氏名、清水留美子。生年月日、昭和30年10月20日、64歳でございます。

清水さんにおかれましては、4期目として令和2年7月1日から令和5年6月30日までの3カ年をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、ここで、意見のとりまとめを行うため、全員協議会を開催することといたしますので、9時25分まで休憩といたします。

執行部、皆さんは御退席をいただきたいと思います。

午前9時14分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前9時19分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

諮問第1号についてお諮りします。本件に対する議会の意見は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任とすることと決定いたしました。

日程第6、議案第10号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第10号平成30年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第1期）請負変更契約の締結についてを議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第10号平成30年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第1期）請負変更契約の締結についてでございます。議会の議決を求めらるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） それでは、議案第10号について御説明申し上げます。

契約の目的でございますが、平成30年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事(第1期)でございます。

契約の方法は随意契約でございます。

契約の金額については、変更の金額が6,926万7,400円でありまして、変更前が6,080万4,000円で、846万3,400円増額変更させていただくものであります。

契約の相手方でございますが、住所、鹿足郡津和野町枕瀬575番地9、氏名は堀建設株式会社、代表取締役堀大地であります。

裏面に資料といたしまして、工事請負変更仮契約書をつけておりますので、御確認いただきたいというふうに思います。

次のページに参考資料1をつけております。当初契約の概要については、ごらんのとおりであります。

変更の概要の変更の理由についてでございますが、工事实施に当たり既存の橋梁の不可視部分であります河床より下の根入れ部分におきまして、当初推定しておりました形状と差異があったため、橋梁巻立て工におけるコンクリート数量、それから根固めブロックの数量が増となったこと。

それから、仮設工におきまして、当初計画の作業ヤードの広さではクレーン車の据え付けが困難であることから、可能な広さまで拡大させていただいたというためでございます。

裏面には、別紙としまして、最終的な数量等を記載しました工事概要をつけております。御確認いただければと思います。

それから、参考資料2で工事図面をつけております。図面をお開きいただきまして、上流側から下流側に向かって、この図面は書かれております。また、向かって左側がJA側でございます、右側が信金側でございます。

本工事では上部工を支える部分の拡幅と橋脚4基の補修及び河床部の根固め工事があります。この中で赤くお示しをさせていただいております部分が、変更のありましたコンクリート巻立て部分と根固めブロック部分の施工箇所であります。

なお、本工事の仮契約は津和野町議会の議決を得たとき、何らの手続をすることなく、本契約になるものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長(沖田 守君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第7. 議案第11号

日程第8. 議案第12号

日程第9. 議案第13号

日程第10. 議案第14号

日程第 1 1 . 議案第 1 5 号

日程第 1 2 . 議案第 1 6 号

日程第 1 3 . 議案第 1 7 号

日程第 1 4 . 議案第 1 8 号

日程第 1 5 . 議案第 1 9 号

日程第 1 6 . 議案第 2 0 号

日程第 1 7 . 議案第 2 1 号

日程第 1 8 . 議案第 2 2 号

○議長（沖田 守君） 日程第 7、議案第 1 1 号津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてより、日程第 1 8、議案第 2 2 号津和野町小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、以上 1 2 案件につきましては、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 1 1 号でございますが、津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 1 2 号でございますが、津和野町地域優良賃貸住宅等基金条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 1 3 号でございますが、津和野町農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金徴収条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 1 4 号でございますが、左鑑コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第 1 5 号でございますが、津和野町監査委員条例等の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 1 6 号でございますが、津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 1 7 号でございますが、津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第18号でございますが、津和野町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第19号でございますが、津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第20号でございますが、津和野幼稚園補助金交付条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第21号でございますが、津和野町子ども等医療費助成条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第22号でございますが、津和野町小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第11号を御説明いたします。

今回の条例制定につきましては、地方自治法第243条の2に、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責が否定されたことに伴い制定するものでございます。

第1条では、町長等の町に対する損害賠償責任の一部を免責させることに関し、必要な事項を定める旨の趣旨が規定されております。

第2条では、損害賠償責任の一部免責として町長等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から町長等に係る基準給与額にそれぞれの区分に応じて、本条で定める数字を乗じて得た額を控除した額を免責額とする旨が定められております。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長補佐。

○つわの暮らし推進課長補佐（中岡 真一君） それでは、議案第12号について御説明いたします。

この条例は、津和野町地域優良賃貸住宅等の基金条例を制定するものでございます。

まず、第1条といたしましては、設置ということでございます。津和野町地域優良賃貸住宅と空家活用定住住宅の維持管理及び整備等に必要な財源に充てるため、この基金を設置すると定めるものでございます。

第2条につきましては、定義ということでございます。地域優良賃貸住宅、駐車場、共同施設、空家活用定住住宅の用語の意義を定めております。

第3条につきましては、積み立てということで、基金として積み立てる額は、予算に定める額としております。

第4条につきましては、管理について定めるものでございます。

第5条につきましては、基金から生ずる収入について定めるものでございます。

第6条につきましては、繰りかえ運用について定めるものでございます。

第7条につきましては、処分について定めるものでございます。

第8条につきましては、委任条項について定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） それでは、議案第13号について、御説明を申し上げます。

津和野町農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金徴収条例の制定でございます。

この条例は、農業水利施設の長寿命化を図ること及び自然災害等により被害が発生するおそれがある農業用水施設の整備、それからため池等の保全対策等を目的といたしました、農業水路等長寿命化・防災減災事業を津和野町としても取り入れ、農業生産活動等の基盤となる農業水路等の農業水利施設の機能の安定化を図るものでございます。そのため、補助事業でありますこの性質によりまして、受益者の分担金を賦課徴収することもあることから、このたび、分担金徴収条例を制定させていただくものでございます。

第2条の分担金の徴収でございますが、当該事業によって、特に利益を受けるものから度合いによって徴収することとさせていただいております。

分担金の額でございますが、事業費の15%を限度として徴収するものでございます。

ちなみに、この長寿命化対策のそれぞれの負担率につきましては、国が55%、県が15%、町が15%、受益者が15%でございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものといたします。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） それでは、議案第14号について御説明いたします。

これは、左鐙コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

これは、平成27年度に廃校となりました旧左鐙小学校の施設を利用できるように制定するものでございます。

第1条におきまして、この施設は津和野町における自治、福祉の増進及び社会教育、文化の向上並びに体育の振興を図るために左鐙コミュニティセンターを設置することとしております。

第2条としまして、利用できる施設としまして、旧校舎を地域活動センターとして、旧体育館を左籾体育館として、旧校庭をグラウンドとして利用できるようにしております。

第3条では、この施設の管理運営は津和野町教育委員会が行うこととしています。

第5条としまして、施設の利用に当たっての使用料を徴収することとしています。ただし、営業行為、商業活動及び個人または団体の利益のための集会や催し物等に使用する場合を除き、町内の方が利用する場合におきましては、使用料は無料としております。

使用料につきましては、下段の別表にお示ししておりますように、センターの利用につきましては、1室の使用につき1時間当たり300円を、体育館につきましては、全フロアの使用につき1時間当たり500円を、半フロアの使用につき1時間当たり250円を徴収するものでございます。

また、グラウンドを利用する場合で、あわせて照明施設を利用する場合には、1時間当たり400円を徴収することとしております。

また、冷暖房料としまして、町内使用者は基本使用料の50%を、町外使用者は、それぞれ該当する使用料の50%を徴収するとしております。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第15号を御説明いたします。

今回の条例改正につきましては、先ほど、議案第11号で説明しておりますが、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責が、新たに地方自治法第243条の2に規定されたため、これまでの地方自治法第243条の2が、第243条の2の2に規定されたことに伴い、関係する条例の一部改正を行うものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。第1条では、津和野町監査委員条例、第2条では、津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例、第3条では、津和野町水道事業の設置等に関する条例について、それぞれ、第243条の2を第243条の2の2へ改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山本 慎吾君） それでは、議案第16号を御説明いたします。

今回の条例一部改正は、登録資格の内容を見直すものであります。現行の条例は、国の印鑑登録証明事務処理要領に沿った条例であり、国の事務処理要領が改正されたため、条例についても改正を行うものでございます。

それでは、1枚めくっていただいて新旧対照表の1ページをごらんください。

第2条第2項では、印鑑登録資格のうち印鑑の登録を受けることができない者を規定しています。

今回の改正は、第2号で印鑑の登録を受けることができない者としていた成年被後見人を意思能力を有しない者（(1)に掲げる者を除く）に改正するものです。なお、(1)に掲げる者とは15歳未満の者です。

その次、第6条、第7条の改正は、国の事務処理要領に合わせ、所要の改正を行うものであります。

附則といたしまして、今回の一部改正の条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） それでは、議案第17号について御説明申し上げます。

津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正でございます。借上賃貸住宅とは、民間が賃貸住宅を建設いたしまして、これを町が借り上げをします。UIターンや若者等に賃貸するための住宅でございます。この住宅は、建設後に町が借り上げをしまして、10年間、住宅の募集、入居、退去及び家賃の徴収と管理をするものでございます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。別表1をまず、ごらんください。今回の条例改正では、現在、町で管理をしておりますグリーンハイツI号館、II号館に加え、4月1日から新たにヒワダハイツI号館、II号館を追加するものでございます。

ヒワダハイツは、津和野町枕瀬189-17、元石西社跡地に建設され、I号館、II号館と2つの建物を建設予定でございます。

構造は、木造瓦葺で2階建て、間取りとしましては、I号館、II号館とも、2DKが2戸、3DKが2戸となっております。

また、この住宅の管理期間につきましては、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間としております。

次ページの別表2をごらんください。使用料でございますが、I号館、II号館とも2DKは月額5万円、3DKは月額5万5,000円と設定させていただいております。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものとさせていただきます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第18号を御説明いたします。

今回の条例改正につきましては、令和2年1月17日付で発出されました総務省通知において、会計年度任用職員の制度導入前の任用形態や任用手続がさまざまであること

に鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるように、一部改正を行うものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。第2条第2項において、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、別段の定めをすることができる旨、規定をしております。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

続いて、議案第19号を御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、フルタイム会計年度任用職員について、給料等の支給対象であることが明確化されたことに伴い、フルタイム会計年度任用職員の、いわゆる給与の支払いを受ける職員でございますけれども、その補償基礎額について、公務災害補償費に係る平均給与額の例による旨の規定を定めておるものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

第5条において、給料を支給される職員についての補償基礎額の規定を第5号として新たに定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、条例第5条第5号の規定は、令和2年4月1日以降に発生する起因等について適用する旨、定めております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第20号津和野町幼花園補助金交付条例の一部改正についてを御説明いたします。

この条例改正につきましては、令和2年4月から津和野幼花園を運営する法人本部が、社会福祉法人みそのから社会福祉法人みその福祉会に名称変更されること、補助申請の期日を現状に合わせるためのものであります。

内容につきましては、1ページめくっていただき、新旧対照表をごらんください。

第1条において、運営法人の名称を社会福祉法人みその福祉会へ改めること、第3条において補助金申請の期日について、現状に合わせ、毎年4月末とすることとしています。

なお、この条例の施行期日につきましては、令和2年4月1日からであります。

大変済みませんでした。名称を社会福祉法人みその児童福祉会でありました。大変失礼しました。

続きまして、議案第21号津和野町子ども等医療費助成条例の一部改正についてを御説明いたします。

この条例改正につきましては、令和2年4月1日から、現在行っている子ども等医療費助成事業の対象年齢を延長し、現行の中学生までから高校生相当の年齢まで引き上げるための改正であります。

内容につきましては、1ページめくっていただき、新旧対照表をごらんください。

第2条、第3条におきまして、これまで乳幼児、就学時と呼んでいたものを子ども等に統一し、助成対象年齢を満18歳に達する日以後、最初の3月31日までとすること、第4条以降におきまして、これまで乳幼児証、就学時証と呼んでいたものを資格証に統一するというものであります。

なお、この条例の施行期日につきましては、令和2年4月1日からとし、経過措置として、この条例による改正後の津和野町子ども等医療費助成条例の規定は、令和2年4月1日以降に受けた療養または医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養または医療に係る助成については、なお、従前の例によるものであります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） それでは、議案第22号について御説明申し上げます。

津和野町小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

入居の手続をする際、やむを得ない事情により入居手続を10日以内にする事ができない場合は、町長が別に指定する期間内であれば、入居の手続ができること。それから、特段の事情があると認められる場合、連帯保証人の連署を必要としないことができるなどの内容をつけ加えるものでございます。

裏面の新旧対照表をごらんください。新たに入居の手続といたしまして、ごらんのとおり8条1項の次に2項、それから3項をつけ加えるものでございます。

この条例は公布の日から施行するものとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

なお、議案第11号津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき、監査委員に意見を求めることといたします。

日程第19．議案第23号

日程第20．議案第24号

日程第21．議案第25号

日程第22．議案第26号

○議長（沖田 守君） 日程第19、議案第23号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町町営塾日原）より、日程第22、議案第26号公の施設の指定管理者の

指定について(津和野町空家活用定住住宅野口団地)まで、以上4案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(下森 博之君) それでは、議案第23号でございますが、公の施設の指定管理者の指定について(津和野町町営塾日原)について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第24号でございますが、公の施設の指定管理者の指定について(つわの暮らし推進住宅畑迫ぶさか団地)について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第25号でございますが、公の施設の指定管理者の指定について(津和野町地域優良賃貸住宅森村住宅)について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第26号でございますが、公の施設の指定管理者の指定について(津和野町空家活用定住住宅野口団地)について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課課長補佐。

○つわの暮らし推進課課長補佐(中岡 真一君) それでは、議案第23号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、津和野町町営塾日原でございます。

指定管理者となる団体の名称は、島根県立津和野高等学校後援会でございます。

指定期間は令和2年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

津和野町町営塾日原につきましては、津和野町内の学習環境を確保し、実践的な英語力の強化をみずから学び、みずからの可能性を広げることを目的として令和2年3月に竣工するものでございます。

指定管理者制度導入に関しましては、公募により導入するもので、令和2年2月19日に開催した指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を令和2年4月1日から令和6年3月31日までとして、島根県立津和野高等学校後援会を指定管理者に指定するものでございます。

なお、指定期間につきましては類似施設の指定期間満了日に合わせるため、初回に限り4年とするものでございます。

続きまして、議案第24号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、つわの暮らし推進住宅畑迫ぶさか団地でございます。

指定管理者となる団体の名称は、株式会社ゆとりライフでございます。

指定期間は令和2年4月1日から令和27年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

つわの暮らし推進住宅畑迫ぶさか団地の整備は、若者定住推進対策として、子育て世帯の人口増加及び定住化を図り、地域活性化推進を目的として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律PFI法に基づき実施しており、令和2年3月に竣工するものでございます。

指定管理者制度導入に関しましては、公募により導入するもので、令和2年2月19日に開催した指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を令和2年4月1日から令和27年3月31日までの25年として、株式会社ゆとりライフを指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第25号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、津和野町地域優良賃貸住宅森村住宅でございます。

指定管理者となる団体の名称は、株式会社津和野町森村定住推進住宅でございます。

指定期間は令和2年4月1日から令和32年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

津和野町地域優良賃貸住宅森村住宅の整備は、子育て世帯その他の居住の安定に、特に配慮が必要な世帯等に居住環境が良好な賃貸住宅を提供し、定住人口の確保を目的として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律PFI法に基づき実施しており、令和2年3月に竣工するものでございます。

指定管理者制度導入に関しましては、公募により導入するもので、令和2年2月19日に開催した指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を令和2年4月1日から令和32年3月31日までの30年として、株式会社津和野町森村定住推進住宅を指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第26号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、津和野町空家活用定住住宅野口団地でございます。

指定管理者となる団体の名称は、株式会社高津川暮らしの研究所でございます。

指定期間は令和2年4月1日から令和12年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

津和野町空家活用定住住宅野口団地につきましては、定住促進対策としてUIターン者や町内に定住した若者、移住定住者世帯の人口増加及び定住化を目的として、令和2年3月に竣工するものでございます。

指定管理者制度導入に関しましては、公募により導入するもので、令和2年2月19日に開催した指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を令和2年4月1日から令

和12年3月31日までの10年として、株式会社高津川暮らしの研究所を指定管理者に指定するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、ここで10時5分まで休憩いたします。

午前9時55分休憩

.....
午前10時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----
日程第23. 議案第27号

日程第24. 議案第28号

日程第25. 議案第29号

日程第26. 議案第30号

日程第27. 議案第31号

日程第28. 議案第32号

日程第29. 議案第33号

日程第30. 議案第34号

日程第31. 議案第35号

○議長（沖田 守君） 日程第23、議案第27号平成31年度津和野町一般会計補正予算（第8号）より、日程第31、議案第35号平成31年度津和野町水道事業会計補正予算（第4号）まで、以上9案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第27号でございますが、平成31年度津和野町一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ7,705万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ89億4,672万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第28号でございますが、平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ65万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ11億2,626万5,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第29号でございますが、平成31年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ738万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ13億9,574万4,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第30号でございますが、平成31年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ199万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ3億5,511万5,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第31号でございますが、平成31年度津和野町奨学基金特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ4万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ1,081万5,000円とするものでございます。詳細につきましては教育次長から御説明を申し上げます。

議案第32号でございますが、平成31年度津和野町診療所特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ181万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ5,565万9,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第33号でございますが、平成31年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ1,673万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ3億298万8,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第34号でございますが、平成31年度津和野町病院事業会計補正予算(第3号)についてでございます。

収益的収入を5,899万5,000円追加し、予算総額7億7,161万5,000円、収益的支出を5,046万1,000円追加し、予算総額7億6,386万6,000円に資本的収入を180万円減額し、予算総額4,546万6,000円、資本的支出を182万5,000円減額し、予算総額8,098万6,000円にするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第35号平成31年度津和野町水道事業会計補正予算(第4号)についてでございます。

収益的収入を151万8,000円減額し、予算総額3億5,840万5,000円、収益的支出を489万5,000円減額し、予算総額3億2,745万5,000円に、資本的収入を1,752万1,000円減額し、予算総額2億4,514万5,000円、

資本的支出を1,414万4,000円減額し、予算総額3億2,261万7,000円にするものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 議案の説明の前におわびを申し上げます。5ページの第2表繰越明許費でございしますが、表の中段にあります8の土木費でございします。項の区分のところが「3、道路新設改良、4、道路長寿命化対策事業」と記載してございしますけれども、誤りでありましてこの二つを「2、道路橋梁費」に訂正をお願いをいたします。

まことに申しわけございませんでした。

それでは、議案第27号を御説明申し上げます。

今の5ページの繰越明許費でございします。

総務費の鹿足郡事務組合負担金でございしますが、鹿足郡事務組合発注のF T T H第2、3期工事エリア撤去工事、津和野サブセンター移設工事に不測の日数を要したため7,567万6,000円を繰り越すものでございします。終期は3年2月末を予定しております。

次に、津和野城山整備事業の広葉樹植栽業務でございしますが、史跡等の現状変更手続に誤りがあり、関係機関との調整に不測の日数を要したため2,025万1,000円を繰り越し、ほか2事業と合わせて3,715万1,000円を繰り越すものでございします。終期は3年3月末を予定しております。

次に、民生費のプレミアム付き商品券事業でございしますが、商品券利用可能時期が2年3月末であり、4月以降に換金業務を行うため、310万3,000円を繰り越すものでございします。終期は2年4月末を予定しております。

次に農業費の地形図費作成業務でございしますが、公共測量許可申請及び地元調整に不測の日数を要したため、1,121万円を繰り越すものです。終期は2年8月末を予定しております。

農林水産業費のアユ種苗生産施設整備補助金でございしますが、県土木事務所の設計申請等の受検に不測の日数を要したため、223万5,000円を繰り越すものでございします。終期は3年3月末を予定しております。

次に、土木費の水路修繕事業でございしますが、同区域内の下水道工事や地元調整に不測の日数を要したため、2,068万円を繰り越すものでございします。終期は2年10月末を予定しております。

町道新設改良事業でございしますが、迂回路ルート of 町政に不測の日数を要したため、4,043万8,000円を繰越し、商人線でございしますが、ほか8路線と合わせて2億3,544万3,000円を繰越すものでございします。終期は2年9月末を予定しております。

道路長寿命化対策事業でございますが、工所用資材運搬路の選択に当たり、地元との調整に不測の日数を要したため、1億131万6,000円を繰り越すものでございます。終期は3年3月末を予定しております。

次に、教育費の公立学校情報ネットワーク環境整設備事業でございますが、校内ネットワークの機器調達に不測の日数を要したため2,002万4,000円を繰り越すものです。終期は3年3月末を予定しております。

社会教育費の津和野城跡整備事業でございますが、入札不調及び倒木の伐採処分に不測の日数を要したため、2,609万8,000円を繰り越すものでございます。終期は2年5月末を予定しております。

災害復旧費の現年林道災害復旧事業でございますが、当初想定の土質と異なりが判明し、工法の検討等に不測の日数を要したため、428万9,000円を繰り越すものです。終期は2年5月末を予定しております。

1枚めくっていただきまして、第3表債務負担行為補正の変更でございます。

森村地区地域優良賃貸住宅整備事業の期間につきまして、「平成31年度から平成60年度」を「平成31年度から令和31年度」に変更するものでございます。

次に、7ページでございますが、第4表地方債補正の追加と変更でございます。

総額で1,020万円の減額補正をしております。詳細につきましては事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、32ページをお開きください。

また、お手元に補正予算の概要資料を用意しておりますので、あわせてごらんいただけたらと思います。

全体を通しまして、人件費関連費目につきましては一般職の給与額や年度中に変更が生じた諸手当の確定、共済組合追加費用及び退職手当組合特別納付金の確定によるものなどを計上をしております。

総務費の住民協働推進事業費では、つわの暮らし推進住宅整備事業の工事請負費として畑迫ぶさか団地建設工事費の確定による1,480万6,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、生活バス対策費の負担金補助及び交付金といたしまして、実績見込みによります生活バス確保路線補助金375万6,000円を増額をしております。

道の駅管理費のなごみの里管理費では、温浴機械自動制御器等の修繕に伴い、負担金補助及び交付金268万8,000円を増額、地域情報化推進事業費の負担金補助及び交付金としてF T T H化事業の事業費確定による鹿足郡事務組合負担金2,260万9,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、津和野城山整備事業の委託料といたしまして、森林整備業務委託料等1,761万2,000円を増額、工事請負といたしまして遊歩道整備事業等の工事費の確定による4,342万3,000円を減額しております。

42ページをお開きください。

参議院議員通常選挙費の備品購入費として、投票用紙読取分類機増設ユニット123万2,000円を減額しております。

続いて、50ページをお開きください。

民生費では、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金として実績見込みによりますプレミアム付商品券事業負担金3,250万円を減額しております。

繰出金として、国保介護保険特別会計への繰出金107万2,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、障害者福祉の扶助費として実績見込みによる障害者自立支援給付事業505万8,000円、自立支援医療給付事業213万3,000円を増額、障がい児給付事業135万円を減額しております。

続いて58ページをお開きください。

衛生費では、保健衛生総務費の繰出金として水道事業会計への繰出金380万3,000円を増額、病院事業特別会計繰出金349万7,000円を減額しております。

予防費の委託料として、実績見込みによります予防接種委託料250万9,000円を増額、1枚めくっていただきまして、保健事業費の委託料として各種がん検診の実績見込みによる検診委託料155万9,000円を増額しております。

医療対策費の積立金として、地域医療推進基金積立金2,500万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、塵芥処理費の負担金補助及び交付金として益田広域事務組合衛生費負担金504万4,000円を増額しております。

続いて66ページをお開きください。

農林水産業費では、農業委員会費の報酬として成果実績分及び活動実績分による委員報酬、231万6,000円を増額、農業振興費の負担金補助及び交付金として実績見込みによる新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費補助金356万9,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、農地費の委託料として山下地区地形図作成業務の入札減による地形図作成業務委託料449万円を減額、負担金補助及び交付金として国の補正予算分による中山・長福地区及び堤田地区県営農業競力基盤整備事業負担金4,144万4,000円を増額しております。

農業担い手支援センター費の負担金補助及び交付金として、事業費の確定による新規就農総合支援事業費補助金287万5,000円を減額、中山間地域総合整備事業費の

負担金補助及び交付金として、事業費の確定によります県営中山間地域総合整備事業負担金300万円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、林業振興費の報酬として地域おこし協力隊の採用人数減に伴い、647万4,000円を減額、委託料といたしまして地域おこし協力隊事業委託料214万2,000円を減額をしております。

負担金補助及び交付金として、実績見込みによります産業後継者育成基金交付金240万円を減額をしております。

受託事業費の委託料として、実績によります除伐等委託料926万5,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、町行造林事業費の委託料として、実績による下刈り等委託料1,205万1,000円を減額をしております。

林道費の負担金補助及び交付金として、林道三子山線の県営林道事業負担金300万円を増額、林地崩壊防止対策事業費の負担金補助及び交付金として、家屋に影響を及ぼす斜面の崩落等の復旧対策として林地等崩壊対策事業補助金126万2,000円を増額をしております。

続いて76ページをお開きください。

商工費では、商工振興費の負担金補助及び交付金として、事業未実施による地域商業活性化支援事業補助金200万円を減額をしております。

続いて82ページをお開きください。

土木費では、土木総務費の委託料として、実績見込みによる登記事務委託料220万円を減額繰出金として下水道事業特別会計繰出金1,139万8,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、道路新設改良費の笹ヶ谷線ほか6路線では、委託料として登記事務委託料等108万4,000円を減額、工事請負費として道路改良工事費697万6,000円を増額、公有財産購入費として用地購入費160万円を減額、補償、補填及び賠償金215万円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、道路長寿命化対策事業費の委託料では、実績による道路橋梁点検業務委託料115万7,000円を減額、唐人屋トンネル照明修繕に伴い、長寿命化対策設計業務委託料126万円を減額、工事請負費の旭橋長寿命化対策工事費から旭橋長寿命化対策技術支援業務委託料へ155万8,000円を組み替え計上しております。

90ページをお開きください。

住宅管理費の委託料として、中座団地建てかえに伴う技術支援業務委託料300万円を減額、実績による小川団地の耐震診断業務委託料163万9,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、消防費では非常備消防費の備品購入費として、消防積載車の入札減226万1,000円を減額をしております。

続いて96ページをお開きください。

教育費では、教育諸費の委託料として、実績見込みによる津和野小学校プール改築工事に伴う調査設計業務委託料557万5,000円を減額、工事請負費といたしまして町内小中学校への高速大容量等の通信ネットワーク整備に伴い、公立学校情報ネットワーク環境施設整備事業2,002万4,000円を新たに計上しております。

108ページをお開きください。

文化財保護費の委託料といたしまして、事業費確定による津和野城山作業道復旧測量設計業務委託料112万9,000円を減額をしております。

続いて、126ページをお開きください。

公債費でございますが、利子の償還金利子及び割引料として、償還額の確定に伴い長期債利子330万円を減額をしております。

それでは続いて、歳入の主なものをご御明いたしますので12ページにお戻りください。

地方消費税交付金の確定により521万8,000円を減額をしております。

地方交付税では、普通交付税を1億6,798万5,000円計上をしております。

分担金及び負担金の農林水産業費分担金として、県営農業競争力基盤整備事業地元分担金1,776万2,000円を計上しております。

使用料及び手数料では、町営住宅使用料として171万2,000円を計上をしております。

1枚めくっていただきまして、国庫支出金では民生費国庫負担金として、障害者自立支援給付費の実績見込みにより。障害者自立支援給付費国庫負担金225万8,000円を増額、障害者自立支援医療給付費の実績見込みとして、障害者自立支援医療給付費国庫負担金106万6,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、民生費国庫補助金では、実績見込みによりますプレミアム付商品券事業費補助金715万9,000円を減額をしております。

土木費国庫補助金では、民間賃貸住宅建設支援事業補助金の県補助金への組み替え等による社会資本整備総合交付金1,238万6,000円を減額をしております。

教育費国庫補助金では、町内小中学校への高速大容量等の通信ネットワーク整備に伴い、公立学校情報ネットワーク環境施設整備費補助金1,001万2,000円を増額をしております。

県支出金では、民生費県負担金として障害者自立支援給付費の実績見込みにより、障害者自立支援給付費負担金112万9,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、総務費県補助金では、交付決定によります新地方バス路線運行対策費交付金137万8,000円を増額、つわの暮らし推進住宅等の事業費

の確定の伴い、しまね定住推進住宅整備支援事業費補助金134万9,000円の減額をしております。

農林水産業費県補助金では、農業委員の成果実績分及び活動実績分による農業委員会交付金227万2,000円を増額。

事業費の確定による新規就農総合支援事業費補助金287万5,000円を減額。

新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費補助金265万5,000円を減額をしております。

林業費補助金として、町行造林保育事業量の減少に伴い、合板・製材生産性強化対策事業費補助金944万6,000円を減額をしております。

商工費県補助金では、事業未実施による地域商業活性化支援事業補助金100万円を減額をしております。

土木費県補助金では、民間賃貸住宅建設支援事業補助金の国庫補助金からの組み替えによるしまね定住推進住宅整備事業費補助金1,245万円を計上をしております。

1枚めくっていただきまして、委託金でございますが、総務費委託金として参議院議員通常選挙委託金等の精算に伴い、選挙費委託金700万3,000円を減額をしております。

教育費委託金の社会教育費委託金として、長福発掘調査委託事業計画変更に伴い、埋蔵文化財調査委託料309万1,000円の減額をしております。

財産収入では、売り払い収入として売り上げ実績に基づく安野光雅美術館ミュージアムグッズ売り払い収入311万2,000円の減額をしております。

不動産売り払い収入の流木売り払い収入では、事業地事業量減少に伴い町有林間伐材売り払い収入198万2,000円を減額をしております。

寄附金では、総務費寄附金として津和野城山整備事業の事業費の確定に伴い、総務寄附金2,679万9,000円を減額をしております。

繰入金では、財政調整基金繰入金1億2,300万円を減額、減債基金繰入金6,500万円を減額。

1枚めくっていただきまして産業後継者育成基金繰入金269万1,000円を減額。津和野町まちづくり基金繰入金1,335万円を増額をしております。

諸収入では、林業費受託事業収入として、実績に基づく公社造林事業945万9,000円の減額をしております。

雑入といたしまして、消防団員3名分の消防退職報償金138万2,000円を増額。

健康福祉課では、過年度分子供のための教育・保育給付費国庫負担金849万円を増額。

実績見込みによるプレミアム付商品券販売収入2,600万円を減額。

教育委員会では、過年度分藩校養老館保存修理事業費国庫補助金等655万4,000円を計上しております。

続いて、町債でございますが、総務債の過疎対策事業債として、F T T H化事業の事業費確定による電気通信施設整備事業 2, 2 6 0 万円を減額。

つわの暮らし推進住宅の事業費の確定に伴い、定住促進団地整備事業 1, 2 1 0 万円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、衛生費の過疎対策事業債として、地域医療推進基金への積み立てに伴い、過疎地域自立促進特別事業 2, 0 0 0 万円を増額をしております。

林業費の、辺地対策事業債として、国の補正予算分に伴い中山・長福地区県営農業競争力基盤整備事業負担金の増額による、農林業経営近代施設整備事業 3 3 0 万円を増額。

過疎対策事業債として、山下地区地形図作成業務の発行限度額調整に伴い、過疎地域自立促進特別事業 2, 0 0 0 万円を減額。

国の補正予算分に伴い、堤田地区県営農業競争力基盤整備事業負担金の増額による農林漁業経営近代化施設整備事業 1, 1 0 0 万円を増額をしております。

県営林道三子山線の事業費確定に伴い、道路橋梁整備事業 3 0 0 万円を増額。

一般単独事業では、国の補正予算分に伴い、中山長福地区県営農業競争力基盤整備事業負担金の増額による合併特例 6 1 0 万円を計上しております。

土木債の公営住宅建設事業債として、実績に基づく小川団地耐震診断業務の減額に伴い、公営住宅建設事業 1 7 0 万円を減額。

辺地対策事業債では、滝谷 1 号線道路改良事業費の増に伴い、道路橋梁整備事業 2 1 0 万円を増額をしております。

消防債の緊急防災減災事業債では、消防積載車の入札減に伴い、消防施設整備 3 7 0 万円を減額。

過疎対策事業債として、益田広域消防化学ポンプ車購入事業費の確定に伴い、消防施設整備事業 1 4 0 万円を減額をしております。

教育債の過疎対策事業債として、実績見込みによります津和野小学校プール改築工事実施設計業務委託料等の減額に伴い、教育の振興事業 4 1 0 万円を減額。

教育・福祉施設等整備事業債では、町内小中学校への高速大容量等の通信ネットワーク整備に伴い、学校教育施設等整備事業 1, 0 0 0 万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第 2 8 号平成 3 1 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について御説明いたします。

歳出より御説明いたします。

1 0 ページをごらんください。

総務費の一般管理費 5 万円増は、第三者行為求償事務委託料の増額によるものであります。

1枚めくりまして、基金積立金4,000万円増は、財政調整基金への積立金であります。

続いて歳入に移ります。

8ページをごらんください。

一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金16万7,000円減は確定によるもの、職員給与費等繰入金5万円増は歳出で説明しました一般管理費の委託料に係るものであります。

その下、雑入の第三者納付金77万4,000円増は確定によるものであります。

以上です。

続きまして、議案第29号平成31年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第4号)について御説明をいたします。

歳出より御説明をいたしますので12ページをごらんください。

総務費の一般管理費19万8,000円増は、普通旅費の1万円増、印刷製本費の1万円減、制度改正によるシステム改修追加の19万8,000円増によるものであります。

1枚めくりまして、保険給付費の居宅介護サービス給付費600万円増、地域密着型介護サービス給付費650万円減、居宅介護福祉用具購入費64万円減、居宅介護サービス計画給付費50万円増。

1枚めくりまして、介護予防サービス給付費280万円増、介護予防福祉用具購入費39万円減、介護予防サービス計画給付費90万円増。

1枚めくりまして、審査支払手数料2万円増。

1枚めくりまして、高額医療合算介護サービス費100万円減。

1枚めくりまして、特定入所者介護サービス費400万円増、特定入所者介護予防サービス費7万円増は、それぞれ実績見込みによるものであります。

1枚めくりまして、介護給付費準備基金積立金2,000円増は基金の利息によるものであります。

1枚めくりまして、地域支援事業費の介護予防生活支援サービス事業費657万4,000円増。

1枚めくりまして、一般介護予防事業費13万円減。

1枚めくりまして、任意事業費43万4,000円減、認知症総合支援事業費13万5,000円減、地域ケア会議推進事業費32万2,000円減はそれぞれ実績見込みによるものであります。

続いて歳入に移ります。

8ページをごらんください。

国庫支出金の介護給付費負担金27万9,000円減、介護予防・日常生活支援総合事業交付金161万1,000円増、包括的支援事業・任意事業交付金17万6,000

円減、事業費補助金 2 1 5 万 8, 0 0 0 円増、保険者機能強化推進交付金 1 3 9 万 3, 0 0 0 円増。

その下、支払金交付金の介護給付費交付金 1 1 7 万 7, 0 0 0 円増、介護予防・日常生活支援総合事業交付金 1 7 4 万円増。

その下、県支出金の介護予防・日常生活支援総合事業交付金 8 0 万 5, 0 0 0 円増、包括的支援事業任意事業・交付金 8 万 8, 0 0 0 円減は、確定見込みによるものであります。

その下、財産収入の利子及び配当金 1, 0 0 0 円増は利子によるもの。

その下、繰入金の一般会計繰入金 9 5 万 5, 0 0 0 円減のうち、介護給付費繰入金、介護予防・常生活支援総合事業繰入金、包括的支援事業・任意事業繰入金は確定見込みによるものであります。

事務費繰入金は、国からのシステム改修に伴う補助金が入りましたので、減額するものであります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） それでは、議案第 3 0 号を御説明いたします。

平成 3 1 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

4 ページをごらんください。

第 2 表繰越明許費でございます。

施設整備費の津和野処理区管梁工事につきまして、後田地区下水道布設工事の発注に当たり、工事区域内において町道稲荷丁町線水路修繕工事が施工予定であることが判明したことから、下水道管路の計画変更や地元協議等が必要となり、不測の日数を要したため、年度内完了が困難となり、3, 3 6 8 万 5, 0 0 0 円を繰り越すものでございます。終期は令和 2 年 9 月末を予定しております。

続きまして、予算書 1 2 ページの歳出をごらんください。

営業費の業務費でございます。

委託料につきまして、下水道料金システム改修委託料の入札減に伴い、3 3 万 5, 0 0 0 円を減額しております。

続きまして、処理場費でございます。

委託料につきまして、汚泥処理業務委託料は、汚泥の発生量が減少したため 1 0 4 万 5, 0 0 0 円の減額、施設管理業務委託料は入札減に伴い 4 5 万円の減額、委託料全体で 1 4 9 万 5, 0 0 0 円を減額しております。

1 ページめくっていただきまして、施設整備費でございます。

委託料につきまして入札減に伴い、下水道詳細設計委託料 2 7 0 万 3, 0 0 0 円、現場実技術務委託料 1 万 6, 0 0 0 円を減額しております。

工事請負費につきましては、町単独工事であります公共ますの設置工事の入札減16万2,000円を減額。津和野処理管梁工事後田日稲荷丁分として、工事延長の増により593万4,000円の増額、下水道長寿命化整備工事として中継ポンプの取りかえ工事費の入札減140万円を減額することにより、工事請負費全体で437万2,000円を増額しております。

補償補填及び賠償金につきましては、水道管の移設を伴う管梁工事の一部を仮設工事のみとしたことに伴い、水道管の移設補償費181万5,000円を減額しております。

戻りまして、10ページの歳入をごらんください。

分担金及び負担金、受益者負担金につきましては、加入者の増が見込まれますので271万円を増額しております。

下水道使用料につきましては、収益の増が見込まれますので638万2,000円を増額しております。

手数料につきましては、指定工事店の登録辞退に伴います更新手数料2業者分1万円を減額しております。

一般会計繰入金につきましては、1,139万8,000円を減額計上しております。

基金繰入金につきましては、本繰入金を財源としておりました委託料の額が確定したため33万6,000円を減額しております。

諸収入の雑入につきましては、平成30年度分消費税及び地方消費税について、申告により還付額が確定したことで66万円を増額計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） それでは、議案第31号について御説明いたします。

平成31年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回は歳入のほうから御説明させていただきますので、8ページをごらんください。

歳入のほうでは、津和野町育英奨学金におきまして、繰り上げ償還と返還猶予が発生したため、貸付金元利収入が4万8,000円減額となりました。

続きまして、歳出10ページのほうをごらんください。

貸付金元利収入が4万8,000円減額になったことに伴いまして、奨学基金積立金を4万8,000円減額したものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議案第32号平成31年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳出の10、11ページをごらんください。

総務費の負担金補助及び交付金93万9,000円の増額分の要因は、インフルエンザ予防接種の医薬品等の増加によるものであります。

戻っていただきまして、歳入の説明を申し上げます。

8ページ、9ページをごらんください。

外来収入においては、1日当たり患者数29人、単価7,433円の実績見込みとして、59万7,000円の増額となります。

保険予防活動収入135万円の増額分は、インフルエンザ等予防接種によるものです。主治医意見書、診断書その他収入として29万4,000円を減額しております。

地域医療推進基金繰入金の減額分として、8万6,000円を計上しております。

雑入の2万4,000円の増額分は、日原地域の住宅使用料によるものであります。

県補助金として22万5,000円の増額分は、医療介護総合確保推進基金市町村支援事業費の訪問診療支援費補助金でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第33号平成31年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

歳出の10、11ページをごらんください。

介護老人保健施設事業費の負担金及び補助交付金1,566万2,000円の減額となっております。要因としては、施設療養収入減収に伴い経費の削減となりました。

ページをめくっていただきまして、12、13ページをお開きください。

訪問看護事業費56万9,000円の減額は、人件費削減によるものであります。

戻っていただきまして、歳入の説明を申し上げます。

歳入の8ページ、9ページをごらんください。

介護老人保健施設事業収入の施設療養費収入、施設利用料収入及びその他事業収入については、実績見込みによる金額をそれぞれ計上しております。入所者療養費収入においては、25.9人の実績で計画より10.1人減、短期入所は13.3人の実績で計画より4.7人の増となりました。通所者療養費収入においては、通所介護11.9人の実績で、計画より1.9人の増。通所予防は、月40人の実績で計画より3人の増となって、このような金額となりました。室料収入253万円、食材料費収入913万6,000円、その他収入83万6,000円の減額分の要因は、入所者数の減少によるものであります。その他事業収入18万1,000円の減額は、主治医意見書、インフルエンザ予防接種によるものです。

訪問看護収入の176万円の減額、その他収入48万9,000円の減額についても、利用者減少に伴う実績見込み額を計上しております。

県補助金23万4,000円の増額分は、訪問看護ステーション支援費補助金であります。

以上でございます。

続きまして、議案第34号平成31年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）について、御説明をいたします。

予算書の2ページをお開きください。

企業債の変更で1,000万円の限度額となり、180万円の減額となります。詳細においては、資本的予算において御説明をいたします。

5ページをごらんください。

下段の収益的支出の医業費用の経費の交付金4,995万8,000円は実績見込みによる増額分であります。入院患者の増加に伴い、医薬品費、診療材料費、給食用材料費、検査委託費及びトイレ、空調機改修等の修繕費が増加し、交付金全体で4,995万8,000円の増額となりました。

医業外費用の消費税及び地方消費税の確定見込み額として、50万3,000円を計上しております。

上段のほうの収益的収入をごらんください。医業収益の入院収益、外来収益、その他医業収益は、それぞれ実績見込み額によるものであります。

入院収益においては、当初計画で1日当たり33人、単価3万円を見込んでおりましたが、実際には1日当たり37.7人、3万2,360円の単価となりました。常勤医師2名の赴任に伴って、入院患者数が大幅に増加した結果、6,062万8,000円の増額計上となりました。

外来収益は1日当たり80人の計画でありましたが、現実には76.8人となり22万円の減収となります。

その他医業収益608万9,000円の増額は、入院患者の増加により室料差額収益117万6,000円の増額、公衆衛生活動収益491万3,000円の増額分であります。

医業外収益の負担金交付金の349万7,000円の減額は、不採算病院への運営資金による減少によるものであります。その他医業外収益211万6,000円の減額は、診断書、主治医意見書、オムツ代等によるものであります。補助金11万1,000円の増額分は、医療・介護総合学校促進基金事業費補助金等の実績見込みによるものであります。

ページをめくっていただきまして、6ページの資本的支出をごらんください。

資本的支出の建設改良費182万5,000円の減額分は、機器購入費の血液自動分析装置の入札による減額分であります。

資本的収入の企業債借入180万円の減額は、機器購入に伴うものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） それでは、議案第35号を御説明いたします。

平成31年度津和野町水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

予算書2ページの第4条をごらんください。

企業債の変更でございます。460万円の減額補正をしております。なお、詳細につきましては後ほど説明をいたします。

それでは、10ページ下段、収益的収入及び支出をごらんください。

水道事業費用、営業費用の原水及び浄水費でございます。修繕費につきまして、日原第2水源地インバーター修繕、日原第3浄水場流量計修繕、門林浄水場監視通報装置修繕等により203万3,000円を増額しております。工事請負費につきましては、事業費の確定により288万4,000円を減額しております。

続きまして、配水及び給水費でございます。

委託料につきまして、委託業務の入札減に伴い13万円を減額しております。修繕費につきまして、各地の漏水修理、直地開閉台取りかえ修繕等により126万9,000円を増額しております。工事請負費につきましては、公共下水道工事に伴う配水管移設工事の変更に伴う減額、津和野田万川線支障移転工事の変更に伴う増額、堤田地区区画整備工事に伴う配水管支障移転工事、福谷地区配水管支障移転工事、青原橋県道側電柱移転敷設工事に伴う水道管移設工事の額の確定により、合計で382万3,000円を減額しております。

続きまして、総係費でございます。

委託料につきまして、水道料金会計システムのバージョンアップ業務委託の入札減に伴い、34万6,000円を減額しております。

営業外費用の支払利息、企業債取扱い諸費でございます。企業債利息として、今年度分の支払利息の確定により81万4,000円を減額しております。

上段の収入をごらんください。

収益的収入でございます。

給水収益につきまして、水道使用料について年度末の試算に基づき、720万円を減額しております。その他営業収益につきまして、新規加入が増加したことにより、上水道への加入分担金69万円を増額しております。

営業外収益の一般会計補助金につきまして380万3,000円を増額しております。その他雑収益につきまして、福谷地区配水管支障移転工事に伴う補償費、公共下水道工事に伴う配水管移設補償費、津和野田万川線支障移転工事に伴う補償費、堤田地区区画整備に伴う排水管支障移転工事に伴う補償費、合計で118万9,000円を増額しております。

続きまして、12ページ下段の資本的収入及び支出について御説明をいたします。

建設改良費の施設整備費でございます。

委託料につきまして、日原第2浄水場紫外線施設設計業務及び緊急管路改善事業設計業務委託料の額の確定に伴い、118万3,000円を減額しております。工事請負費につきまして、日原第2浄水場紫外線施設工事及び緊急管路改善工事の額が確定したことにより、1,296万1,000円を減額しております。

上段の収入をごらんください。

支出にて説明をいたしました建設改良事業の額の確定に伴い、それぞれ企業債につきまして460万円の減額、国庫補助金につきまして969万1,000円の減額をしております。基金繰入金につきましては、本繰入金を財源としておりました工事費及び委託料の額が確定したことに伴い、323万円を減額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

それではここで11時5分まで休憩といたします。もとい11時10分まで休憩といたします。

午前10時59分休憩

.....

午前11時09分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第32. 町長施政方針

○議長（沖田 守君） 日程第32、これから町長の施政方針をお伺いすることといたします。

町長、御登壇いただきたいと思います。

町長。

○町長（下森 博之君） 令和2年第2回津和野町議会定例会の開会に当たり、令和2年度予算案を初めとする諸議案の説明に先立ちまして、町政運営の基本的な考え方と主要施策についてその概要を申し述べ、町議会を初めとする町民の皆様方の深い御理解と温かい御支援をお願いする次第であります。

昨年12月に発生したコロナウイルスによる新型肺炎の世界的な広がりや、終息の兆しが見えないとともに、本町においても、感染者の確認には至らない中でありながらも、町内全小中学校の休校を3月2日より実施するなど、大きな影響が出始めております。今後においても、国や県との連携を図りながら、この問題に対処してまいりますとともに、町民生活への影響を考慮しながら、必要に応じて支援策を講じてまいりたいと考えております。

毎年のように全国で頻発する災害ではありますが、昨年も九州地方や関東地方で、激甚災害指定を受けるほどの深刻な豪雨災害が発生しております。本町においては、幸いにも重要な被害は生じなかったものの、8月に災害対策本部を設置するなど、平成25年豪雨災害の経験と記憶が強く残る中、緊張感を持って警戒に当たってきたところであります。今後も、防災・減災対策は、我々行政としての最重要の使命として、その強化に取り組んでまいります。

こうした中で、現在、防災拠点となる庁舎の改修に向けて準備を進めているところでありますが、令和2年度は本庁舎の改修移転を行い、遅くとも令和3年には新庁舎での

スタートをきりたいと考えております。また、津和野庁舎については、災害時の防災機能を高めるため、町民の御意見も参考にしながら設計に取りかかってまいります。

同時に、毎年「記録的」と表現されるほどの降雨量とともに、全国で頻発する豪雨災害を受け、地球環境の変動による温暖化の影響を生命との関連性において、これまで以上に強く意識するようになってまいりました。現在のところ、有効な解決策を見出せない高津川の鮎資源の深刻な減少も、海面温度の上昇とあわせ、因果関係を想像しております。

地球環境の改善への取り組みは、一つの町では余りにも微力ではありますが、それでもSDGsの理念を信じ、共有し、我が町でできることを具体的に実践することが、長期的な視点ながら重要な防災対策であり、今の時代を生きる者の責任と認めているところであります。

こうした中、本町は平成28年に美しい森林（もり）づくり条例を制定し、美しい森林（もり）づくり構想を策定いたしました。この理念とも合致した森林環境譲与税を有効に活用しながら、災害に強い森林（もり）づくりを進めるとともに、豊富な森林資源を活用した木質バイオマス発電等、クリーンエネルギーの推進による本町ができる地球環境に対する使命を果たしてまいりたいと考えております。

一方で、これらの事業は多額の事業費を伴うものであり、CATVのFTTH化等これまで行ってきた大規模な事業とあわせ、今後、財政負担が重くのしかかってくるものが予想されます。平成17年の合併以来、本町は徹底した行財政改革と財政の健全化に取り組んでまいり、主要な財政指標のうち、実質公債費比率は引き続き改善するなど、着実にその成果を見るに至っておりますが、今後の財政状況については、厳しく受けとめなければなりません。

第3次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づいた更なる改革に努めるとともに、地方交付税や過疎債の確保に取り組み、財政の健全化とまちづくりのバランスのとれた行政運営を進めてまいります。

そして、資源の効率的、効果的な配分を意識しながら、少子高齢化に対応した福祉施策、病院問題などの保健医療対策、地域活力を生み出す源となる商工観光や農林業の振興、津和野ならではの特色ある教育、文化の保存・活用、更には、道路や上下水道を初めとする社会基盤整備など、本町が抱える諸課題の解決と地域振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上のような展望のもとに、令和2年度における本町の主要な施策等について申し述べさせていただきます。

本町の財政状況についてでございます。

平成30年度一般会計の歳入歳出差し引き額は5,838万9,000円、実質収支は4,104万7,000円の黒字でありました。経常収支比率は90.9%と対前年度比1.4ポイントの増となり、依然として高い状況が続いております。また、主要財政指

標である実質公債費比率につきましては、10.2%と対前年度比0.6ポイントの減となりました。

地方債につきましても、有利な地方債を活用するとともに新規抑制に努めてまいりましたが、前年度比2億6,104万8,000円の増となり、平成30年度末には128億2,610万8,000円となりました。

基金につきましては、財政調整基金及び減債基金とで、前年度比4億381万1,000円の減となり、平成30年度末には17億2,663万円となったところであります。

自主財源である税収につきましては、法人町民税の減少等により減額が見込まれ、町税全体では前年度比1,222万4,000円、約1.9%の減額を見込んでおります。

また、本町は、歳入の約41.5%を占める地方交付税を初めとする依存財源に大きく左右される状況にあり、こうした中、普通交付税における合併特例加算分の段階的な減少の5年目を迎えます。令和2年度も引き続き平成の合併により変化した市町村の姿を踏まえた算定見直しが行われますが、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。本町の均衡ある発展のためにも、自主財源である町税を初めとする歳入の確保に努力してまいります。

一方、歳出については、他会計への繰出金が減少しましたが、少子高齢化の進展による社会保障費の増大、公共施設等の長寿命化、文化財整備等の投資的経費が増加するなど、昨年に引き続き財源不足分を基金で充当する結果となりました。更なる行財政改革を進め、限られた財源の有効活用に努めつつ、事業の緊急性や必要性などを勘案し、優先順位づけをした中で事業を展開してまいりたいと考えております。

本年度予算の基本的編成方針についてでございます。

令和2年度当初予算編成におきましては、自主財源の根幹をなす町税や地方交付税の伸び悩みなど、一般財源そのものの増収が見込めないことから、引き続き対前年度比マイナスシーリングの一般財源枠配分方式を採用した予算編成といたしました。

なお、配分枠予算を堅持しつつ重点施策を具現化するために、事業費や事務量の増減要因を十分に検証するとともに、更なる経費の節減に努め、後年度負担にも配慮しながら基金や町債を効果的に活用するなど、限られた財源の中でより効率的な行政執行と財政運営の確立に徹する予算編成を基本的な考え方としたところであります。

こうして予算編成を進めた結果、令和2年度の一般会計予算額は91億7,700万円で、前年度当初予算額79億2,400万円に対し、12億5,300万円の増額、率にして約15.8%増、一般財源総額では52億9,699万2,000円となり、前年度一般財源総額51億221万6,000円に対し1億9,477万6,000円の増額、率にして約3.8%の増額予算となっております。

行財政改革の推進についてであります。

本町の行財政改革につきましては、平成28年に策定した第3次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づき、町税等の収納率の向上など行財政基盤の強化と効率的な行政経営に努めております。本計画は5年目を迎え、ことしが最終年となります。令和2年度は、これまでの事業を評価、検討するとともに、第4次計画策定に向けた検討を進めてまいります。

平成31年度は、ふるさと納税寄附額が過去最高となりました。令和2年度においては、地域おこし企業人2名を迎え、情報発信及び地域資源の魅力化を進めることで、ふるさと納税の充実を図るとともに、津和野高校魅力化及び文京区子ども宅食支援の取り組みをガバメントクラウドファンディングで行ってまいります。

行政評価制度については、庁内で実行委員会を組織し、第2次津和野町総合振興計画の進捗管理等、事業の検証を推進してまいります。

住民協働のまちづくりの推進についてでございます。

住民協働のまちづくりの推進につきましては、12地域で組織されているまちづくり委員会との協働により、地域課題解決のための取り組みを進めます。

また、地域提案型助成事業については、自治会結成に向けた取り組みや人材育成など、組織づくりを重点的に進めており、津和野地区には新たに7つの自治会が結成されました。令和2年度につきましても、引き続き安心して住み続けられるまちづくりを住民の皆様と協働し、推進してまいります。

また、平成30年11月から、津和野町買い物支援センターを拠点とした、高齢者等見守り及び買い物支援サービスに取り組んでおります。平成31年度は1年間を通して町内18店舗に御協力をいただき、延べ41名の加入者に対し買い物支援サービスを行ってまいりました。令和2年度も引き続き、地域課題の解決に向けた取り組みとして、町民ニーズを踏まえた高齢者等見守り及び買い物支援サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

男女共同参画社会の実現につきましては、平成30年度に策定した第2次津和野町男女共同参画計画に基づき、数値目標に対する進捗状況の検証を行い、目標達成を目指します。また、引き続き島根県男女共同参画サポーターと連携し、地域や若い世代への啓発活動を充実させ、男性も女性もともに対等なパートナーとして互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮することができる社会の実現を推進いたします。

税収対策についてでございます。

令和2年度当初予算では、町税6億4,233万6,000円を計上いたしております。その内訳は、市町村民税2億2,257万9,000円、固定資産税3億5,523万1,000円、軽自動車税ほかは6,452万6,000円であります。

平成31年度当初予算と比較すると、市町村民税については、消費増税後の景気の落ち込みによる事業収益減により1,200万6,000円、5.1%の減額を見込んでおります。固定資産税についても、227万円の減額、0.6%の減となっております。

なお、軽自動車税ほかについては環境性能割導入等により、昨年より205万2,000円の増額、3.3%の増を見込んでおります。

町税の賦課、徴収につきましては、適正な課税、厳格な徴収に努めてまいります。また、滞納整理につきましては、公正・公平な税務行政を図るためにも、法的な措置も含めて真摯な姿勢で取り組み、貴重な財源である町税の収納率の向上を図ってまいりたいと考えております。

住民保護行政についてであります。

社会環境の変化に伴い、日常生活の利便性が向上している一方で、悪質商法や詐欺の被害が後を絶ちません。

近年、消費者を狙う悪質商法の手口は、複雑かつ巧妙化しております。こうした状況を受けて、町民が被害に遭うことがないように的確な情報を提供することにより、消費者意識の向上を図るとともに、町民が安全で安心した消費生活が送れるよう、消費者の権利の尊重と自立の支援に努めてまいります。

同和問題を初めとする人権問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な問題です。

差別の現実に学び、同和問題を初めとするあらゆる人権課題の根絶を目指し、それぞれの人格や個性の違いを尊重し合い、真に一人一人の人権が尊重される、差別のない、心豊かで住みよい町づくりに努めます。そのためには、関係諸団体との連携を深め、人権感覚を高めるための啓発活動を中心に、総合的、継続的な取り組みを行い、知識から認識へ、そして行動できる人材の育成に努めてまいります。

広域行政の推進についてであります。

広域行政につきましては、益田圏域の共通課題を処理するための益田地区広域市町村圏事務組合と、鹿足郡内の鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合、鹿足郡養護老人ホーム事務組合が組織されております。

圏域内におきましては、いずれの自治体も人口減少問題が喫緊の課題となっており、ますます多様化する住民ニーズに的確に対応する必要があります。

今後も、各組織の業務の円滑な運営と効率化が図られるよう、関係市町と意思疎通を図りながら行財政改革にも取り組み、一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、平成29年に締結した山口県央連携都市圏域形成に係る連携協約に基づいて、山口市、宇部市、萩市、山陽小野田市、美祿市、防府市との連携を図ってまいりました。令和3年にインバウンド対策を初めとした観光関連事業を計画しており、更なる準備を進めてまいります。

総合的なまちづくり施策の展開についてでございます。

本町のまちづくり施策に関しましては、「第2次津和野町総合振興計画」にのっとり、「人と自然に育まれ、温もりのある交流のまちづくり」を実現するため、引き続き町民

の「一体感醸成」を図りながら住民参加の協働のまちづくり体制を整備し、諸施策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成31年度に策定した「第2期まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」に基づき、引き続き人口減少問題に対応した施策の展開と「過疎地域自立促進計画」に沿った地域振興策の推進に努めてまいりたいと考えております。

本年は国勢調査が行われる年ではありますが、これまでの人口動態の状況を見る限り、人口減少の改善については厳しい数値が出るものと予測しております。

一方で、第1期の総合戦略に基づいた取り組みにおいて、津和野高校魅力化等、成果が認められるものも出始めております。特に、全国的に地方創生がこれまで進められてきた中で、近年は、人口減少を受け入れた上での長期的な視点による人づくりの重要性が、有識者より盛んに発せられるようになっております。

本町では、第1期総合戦略の成果をさらに深め、幼少期から小・中・高校までの連携したふるさと教育を進めるべく、コーディネーターの配置を初めとした体制の強化に努めておりますが、第2期総合戦略の展開においても、財団法人の設立とコンソーシアムの構築を柱とした取り組みを進めてまいります。その上で、本町の歴史的な財産でもある「教育の町津和野」を掲げながら、地方創生の目指す人づくりを推進するとともに、特色あるまちづくりとして情報発信し、教育移住やUターンの促進を図ってまいります。

以下、第2次津和野町総合振興計画に準じて、施政方針と具体的施策等について述べさせていただきます。

基本目標1、ふるさとの自然を愛し住みよい環境をつくるまちづくりでございます。まず、自然環境についてであります。

自然環境を守り、自然と共生した生活を営むことは、津和野町の魅力を高め、重要な定住要件となるとともに、後世にすばらしい財産を残す観点からも重要であり、継続的な活動が大切であります。4月からは、映画「高津川」が全国公開されることも励みとして、より一層の啓発と活動に取り組んでまいります。

地球温暖化対策につきましては、二酸化炭素削減に向けて、事業所や住宅における日々の電気や燃料消費量の節減、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの、いわゆる4Rの取り組みによるごみの減量化や資源化が重要であります。「津和野町環境パートナーシップ会議」を中心として、町民の皆様に行動の輪が広がり、実践していただけるよう推進してまいります。

町並みの整備についてであります。

「歴史的風致維持向上事業」につきましては、津和野城下町を中心とした重点区域内において、JR津和野駅周辺整備計画を進めるため、引き続き駅前駐車場の移転、駅前ロータリーの整備工事を進めるとともに、新年度、駅舎の改修を行うため、JR西日本よりの駅舎の購入と、多目的トイレ、駅前小公園工事にも着手いたします。

また、稲成丁については、引き続き舗装の美装化と小公園の整備を進め、殿町から続く表参道のイメージを強化いたします。

さらには、見晴らし広場整備事業として、国道9号線沿いのホテル跡廃屋の除去について実施設計を行い、計画を進めることといたします。

次に、城山整備事業については、各課を横断する城山整備プロジェクトチームにおいて、現在進行中である遊歩道整備、森林の除間伐、トイレ、東屋建築、ライトアップ設備など、引き続き事業を実施します。

なお、引き続き町景観計画に基づき、町内各地域の特性を反映した景観の保全・継承や、身近な景観づくりを推進いたします。

環境衛生についてでございます。

高津川が1級河川水質調査で再び水質日本一に輝くよう、高津川流域の河川をより一層きれいで親しみを持っていただける川として未来の人々に伝えていくため、流域全体で水質浄化やごみの不法投棄に対して、住民の皆様と連携して取り組みを進めてまいります。

その方策として、津和野地区においては、下水道整備事業による供用開始区域の拡張、下水道認可区域外地区においては、合併処理浄化槽設置に対する補助事業の推進、また、水質浄化や環境保全に取り組み、貴重な活動をされておられる住民、団体への支援を行ってまいります。

しかしながら、津和野地区の下水道への接続率は県内自治体と比べて低く、下水道効果の向上と健全な事業運営を行うためには、接続率の向上が重要な課題となっております。既に供用開始区域となっている地域の皆様には、何とぞ御理解、御協力をいただき、早期加入をよろしくお願いをいたします。

また、環境に深刻な影響を与えておりますごみ処理問題は、大量生産・大量消費により甚大な量の廃棄物を生んでおります。限りある資源を有効に活用するため、ごみの減量化やリサイクル化など環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けた4R運動推進への理解を深めていただけるよう普及啓発に努めてまいります。

道路と交通についてでございます。

町内の道路の整備や維持管理につきましては、効率的、計画的に実施し、町民の皆様の日常生活や経済活動が円滑に行われるように引き続き努めてまいります。

県道等の整備につきましては、令和2年度も継続の改良工事5路線（須川谷日原線、匹見左鐙線、青原停車場線、津和野田万川線、津和野須佐線）が予定されており、事業推進に当たり、県に協力をしてまいります。懸案であります県道編入1路線（町道森野坂線）についても、引き続き要望していきたいと考えております。

また、県営林道開設事業2路線（耕田内美線、三子山線）が継続で予定されており、このことに対する負担金を計上しております。その他、町負担金を伴わない交通安全施設整備事業等について、県に要望していきたいと考えております。

町道の改良工事に関しまして、令和2年度は、道路新設改良工事では8路線（笹ヶ谷線、木毛線、日原添谷線、砥石線、商人線、滝谷1号線、福谷線、畑線、石楠山線）であります。落石対策工事では、福谷線、それから——これ左鑑地区福谷線でございます——一ノ谷線、また、交通安全対策事業としまして、日原青原線1号をそれぞれ実施し、工事に着手してまいります。

また、日原市街線旭橋の橋梁の耐震化補強工事に平成30年度から着手しているところではありますが、令和2年度は、今年度に引き続き上部工に着手することとしております。道路施設の長寿命化対策では、26年度から始まった5年サイクルの道路点検業務が一巡し、平成31年度から2順目に入っているところですが、計画的に点検業務を引き続き実施してまいります。

交通対策につきましては、高齢化や免許返納される方の増加等から生活の機能を維持するため、地域との連携により新たな交通体系の構築に取り組み、民間事業者と連携して公共交通の維持に努めてまいります。

町営バスの運行については、住民の広域移動等を円滑にするため、JR山口線との接続を図るためのダイヤの見直しを行い、老朽化したバス停留所の表示板については状況を把握した上で修繕し、利便性の向上と効率的な運行に努めてまいります。

JR山口線は私たちの日常生活に欠かせない重要な交通手段であることから、山口線利用促進協議会と連携し、さらなる利用促進に取り組んでまいります。

萩・石見空港で運行中の東京線は、萩・石見空港利用拡大促進協議会と連携し、さらなる空港の利用促進策を推進するとともに、本町独自の利用促進策として、2人以上で往復利用した町民を対象に、申請に基づき商品券を贈呈する取り組みを継続したいと考えております。

住宅についてでございます。

令和2年3月に策定する予定の町住宅マスタープランや公営住宅等長寿命化計画の中間見直しに伴い、今年度以降ストック改善事業を実施してまいります。

令和2年度につきましては、小川住宅ストック改善に係る予算を計上させていただいております。また、町営住宅中座団地平屋建て9棟のストック改善に係る基本計画策定に着手してまいります。

また、財政への負担軽減の観点から研究してまいりましたPFI方式による住宅建設も、地域優良賃貸住宅森村住宅等の整備を通して、国と民間資金の活用を実現したところでございます。今後も、当方式を活用した住宅の整備を進めるとともに、他事業への活用の可能性についても研究を深めてまいりたいと考えております。

生活用水についてであります。

継続して安心で安全な水道水を供給していくため、施設の改善や適切な管理運営に努めるとともに、平成31年2月に見直しを行いました津和野町水道事業経営戦略に基づ

き、地方公営企業として中長期的な視野に立った事業運営を進めてまいります。また、引き続きクリプト対策事業や管路の更新を計画的に進めてまいります。

消防・防災についてでございます。

本町におきましては、平成25年豪雨災害や東日本大震災を教訓として、災害に強い安心・安全で住みよいまちづくりを進めているところです。

風水害や地震等の自然災害は、発生そのものをとめることは不可能であり、被害を低減させる「減災」の視点が大切です。そのためには「自助」・「共助」・「公助」の3つの要素を強化するとともに、住民と行政が連携して災害に備える防災体制の強化に積極的に取り組んでまいります。

新年度におきましても、自主防災組織の結成や防災士資格の取得促進、地域提案型助成事業補助金及びまちづくり組織交付金の活用などを通じて、地域防災力の向上に努めてまいります。

平成31年3月に避難勧告等に関する国のガイドラインが見直され、住民等が避難に関する情報の意味を直観的に理解されるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を支援する取り組みが始まりました。

本町におきましても、防災行政無線の機能を最大限に活用し、自然災害が発生、または発生のおそれがある際は、早めの避難行動につながるよう迅速かつ充実した避難情報等の防災情報の発信に努めてまいります。

避難勧告等の避難情報に応じた迅速な避難行動をとるためには、平時から防災意識を高め、訓練することが重要ですので、地域と一体となった防災訓練や防災学習の実施に努めてまいります。

水害リスク情報や急傾斜地の崩壊及び土砂災害等の危険な箇所の情報を掲載したハザードマップ等を活用し、町内各所での自主防災組織の結成や避難計画作成の支援に取り組み、住民の安全確保に取り組んでまいります。

ハード整備につきましては、島根県事業において、平成25年豪雨により土石流災害が発生した溪流を中心に、緊急治山事業や地すべり防止事業、緊急砂防事業等により整備をいただいておりますが、これ以外にも土石流が発生する可能性のある溪流が本町には数多く存在しており、これまで鹿足土木協会等を通して施設整備の要望を行ってまいりました。

こうした中、国においては国土強靱化3か年緊急対策事業に基づき大幅な予算の拡充がなされており、この財源をもとにして、県においてもこれまで要望してまいりました町内各所の河川整備事業等に着手していただいている状況にあり、感謝しております。

今後も防災対策事業等をさらに実施されるよう要望を行ってまいります。そのためには国による予算の確保が鍵ともなりますので、3か年計画が終了となる令和3年度以降においても、国土強靱化の事業と予算の確保がなされるよう、引き続き国に対して県町村会等を通して強力に要望してまいりたいと考えております。

消防につきましては、広域消防及び消防団との緊密な連携のもと火災予防の徹底を図るとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化の観点から、多様化するあらゆる災害に対処するため、水防工法や救助資機材を使った訓練等も実施し、団員の災害出動時の技量向上を図ってまいります。また、引き続き、消防設備や安全装備品の整備を進める必要があると考えており、第3次消防団総合整備計画に基づく整備を図ってまいります。

地籍調査についてでございます。

令和2年度は、一筆地調査4地区、現地調査で相撲ヶ原Ⅷ、富田ハⅤ、中川①、直地②でございます。閲覧及び認証予定3地区として、富田ハⅡ、富田ハⅢ、内美⑥でございます。測量業務9地区といたしまして、相撲ヶ原Ⅶ、相撲ヶ原Ⅷ、富田ハⅡ、富田ハⅢ、富田ハⅣ、内美⑥、内美⑦、笹山⑥、直地①を予定しております。引き続き地籍調査事業や山林境界保全事業により、境界の確定を行ってまいります。

情報通信についてでございます。

ケーブルテレビ事業につきましては、鹿足郡事務組合において、平成29年度よりケーブルテレビネットワーク光化促進事業等の国の補助金を活用して実施してきた津和野町全域のケーブルテレビ設備のF T T H化工事が、平成31年度で終了いたしました。

ケーブルテレビの安定的なサービスの提供とインターネットの高速化などが可能となりましたが、今後も引き続きサービスの充実に努めてまいります。

次に、基本目標2、学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくりでございます。

学習指導要領の改訂に伴い、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から新学習指導要領による学びが始まります。

新学習指導要領では、子供たちの「生きる力」を育み、「学びに向かう力や人間性」や「働く知識や技能」、「思考力・判断力・表現力」の三つの力をバランスよく育むために「主体的・対話的で深い学び」のアクティブ・ラーニングを重視するとともに、カリキュラム・マネジメントの確立による教育活動の質の向上を目指しております。

また、小・中学校の体験活動や外国語教育の充実やG I G Aスクール構想によるI C T教育の推進など、教育を取り巻く環境は大きな変革の時期を迎えており、津和野町も、国の示す方針に沿いながらも、津和野町の誇る自然や文化を有効に生かした、津和野町ならではの教育の推進に努めます。

学校教育についてでございます。

学校教育につきましては、小・中学校で身につける基礎的・基本的な知識や技能の習得はもとより、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、思考力・表現力・判断力の育成を重視してまいります。

そのために、「0歳児からの人づくりプログラム」に基づき、教育委員会、健康福祉課、つわの暮らし推進課が有機的に連携し、「18歳までに育ってほしい姿」を目標に取り組みを進めるとともに、保育園や津和野高等学校との連携を一層深め、幼・小・中

から高校につながる、一貫したキャリア教育・ふるさと教育の推進に取り組みたいと考えます。さらに、芸術士®派遣事業などを通して津和野町の教育の魅力化を推進し、定住施策にもつながる取り組みにしていきたいと考えます。

さらに、地域と学校をつなぐ教育魅力化コーディネーターの体制を確立し、保育園から高校までのタテのつながりと、学校と地域のヨコのつながりの連携強化に努めます。

学力向上対策としては、引き続きICT機器の利活用や協調学習の取り組み等、新学習指導要領でも示されたアクティブ・ラーニング型の学習を一層強化し、教員の授業力向上の取り組みに加え、児童・生徒の言語活動の充実を図るとともに、学ぶことへの意欲を高める取り組みを展開していきたいと考えます。

中でもICT機器については、令和元年度の国の補正予算により実施されたGIGAスクール構想の実現に関する補助事業により、高速大容量の通信ネットワーク及び令和5年度までの1人1台端末の一体的な整備を進め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、一人一人に応じた個別最適化学習の実現に向けた学校環境整備に努めます。

さらに、特別支援教育の推進・充実に努めるとともに、いじめや不登校等の問題を抱える児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、引き続き適切な対応をしてまいります。

学校給食につきましては、昨年度より3カ年の計画で町内の農事組合法人わくわくつわの協同組合より津和野産米100袋を御提供いただいておりますので、昨年度につきましては、給食費維持に努めてまいりましたが、消費税率の引き上げや食材費の高騰により、給食費の値上げが避けられない状況となっており、1食当たりの給食費の補助を25円から40円に引き上げ、保護者負担額の増額を避けたいと考えております。

また、施設が老朽化していることから、令和3年度末の完成を目指して新たな給食センター建設に向け準備を進めてまいります。

社会教育についてでございます。

社会教育につきましては、学校教育と連携・融合した取り組みとして、ふるさとを愛し、誇ることのできる「津和野人」の育成を目指すため、引き続き「学びの協働推進事業」に取り組みます。

本事業の実践を通じて、学校・家庭・地域の連携を強め、単に学校支援にとどまらず、「ふるさと（地域）は大きな家族」のスローガンのもと、「地域ぐるみの子育て」を推進し、地域の教育力の向上を図ります。

また、「0歳児からの人づくりプログラム」に基づき、今後求められる「非認知能力」を育むためにも、子ども社会で学んできた縦・横の人間関係や、遊びの中での工夫など、キャリア教育につながる活動ができます。

放課後子ども教室を通じて、ふるさとを肌で感じるような体験活動の充実を図るとともに、安全に活動できる居場所づくりや環境づくりへの取り組みを行っていきたいと考えております。

このような「ひとづくり」、「地域づくり」の中心となるのが公民館です。地域住民のよりどころであり、身近な学習・交流活動の場、地域課題を解決していく場でもあります。今後も地域の拠点として、また、学校と地域をつなぐ核として、各地域のまちづくり委員会とも協力をしながら、公民館活動の充実を図ります。

近年、青少年の体力・運動能力の全体的な低下と、二極化の傾向が見られます。当町においても同様の傾向があり、青少年の体力・運動能力の向上は大きな課題でもあります。町としても青少年を初めとした町民の体力向上と、特色あるスポーツの振興を図ってまいります。あわせて、引き続き未就学児への運動遊びを継続しつつ、子どもの体力向上に重点を置いた取り組みを行いたいと考えております。

図書館事業につきましては、新築移転した日原図書館の充実を図り、あわせて学校図書館とも連携をしながら、情緒豊かな子供の育成を目指します。また、読書好きな子どもたちを育てる取り組みとして、ブックトークと子どもたちが読みたい本をみずから選ぶ選書会を開催するとともに、今後も引き続き乳児健診等での絵本の読み聞かせ事業等、乳幼児期から本に親しむ機会を多く提供していきたいと考えております。

文化の振興についてでございます。

文化財行政につきましては、津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画を基本に事業を推進してまいりましたが、文化財保護法の改定により「文化財保存活用地域計画」の策定が義務づけられたため、引き続いてこのことに取り組み、貴重な文化財を継承し、活用してまいりたいと考えております。

御書物蔵の修復が完了したことにより、藩校養老館一帯の整備が整いました。今後は、御書物蔵も含めた施設全体を町民の皆さんにも有効に活用できるように努めてまいります。

また、文化庁より認定を受けた日本遺産の多くの構成要素について、引き続きその顕彰と保存・活用を図っていききたいと考えております。

史跡津和野城跡につきましては、無断現状変更によって損壊した史跡の復旧工事を行います。また、引き続き出丸の石垣修理工事を着実に進めるとともに、本城の石垣修理工事に向けての仮設作業に着手したいと考えております。

名勝旧堀氏庭園につきましては、堀氏庭園を核とした地域の活性化に向けて立ち上げられたNPO法人の「旧堀氏庭園を守り活かす会」とも連携・協力し、名勝の活用に取り組んでまいります。

そのほか、国指定史跡である津和野藩主亀井家墓所の保存活用計画及び山陰道の整備基本計画の策定を進めるとともに、国の重要無形民俗文化財である「弥栄神社の鷲舞」が「風流踊」の一団体としてユネスコの無形文化遺産登録を目指す国内候補に選ばれました。その他の指定文化財や民俗芸能につきましても、引き続き保存・活用・継承に努めてまいります。

本町には森鷗外記念館や安野光雅美術館、郷土館、日原天文台等多くの文化施設があります。特に、安野光雅美術館については、館外展の入場者数が好調で、海外での展覧会を初め、8会場で約8万人を超える方々に足を運んでいただきました。こうした館外展は津和野町の魅力発信の絶好の機会でもありますので、PR映像を会場で放映、パンフレットを設置するなどして、魅力発信に努め、津和野町への集客へもつなげてまいります。

森鷗外記念館では、開館25周年を迎えるに当たり、重要資料の復刻版出版を行うなど、調査・研究活動を進めてまいりますとともに、種市コレクションを活用し、特別展等計画しながら、入館者の増加に努めてまいります。

また、島根県立大学との西周に関する学術協定によって進めている、西周賞や西周全集の発刊に関連する取り組みなど、さらに充実したいと考えております。

次に、基本目標3、働くことを喜びとし豊かな産業を育てるまちづくりでございます。観光についてであります。

平成31年の年間観光客入り込み数は約119万4,000人、年間宿泊者数は2万9,000人と、平成30年の年間観光客入り込み数約112万1,000人、年間宿泊者数約3万4,000人に対し、入り込み数は約6.5%増加、宿泊者数は逆に15.9%減少しました。入り込みについては、年間を通じて各月全てで前年を上回っており、近年では平成23年の120万4,000人に次ぐ入り込み客数となっております。

このうち津和野地区においては、9.0%増の94万7,000人だったのに対し、日原地区は道の駅シルクウェイにちはらが伸び悩み、2.1%減の24万7,000人となりました。宿泊者数については、個別の旅館は健闘したものの、前年に引き続き休業や稼働率を抑えた施設があったため、宿泊総量が減少し15.9%という大幅な減少となりました。

一方、インバウンドについては平成30年の宿泊者数1,069人に対し、平成31年は宿泊者数1,247人で、約16.7%増と2年連続の増加となりました。国内全体としても、前年比2.2%増加しており本町では従来と同じく、アメリカ、フランスなど欧米系外国人が63.7%を占めるものの、中国人宿泊者が前年同様200%を超えるなど、増加の要因と思われまます。

新型肺炎関連の動向を注視することを前提に、外国人観光客の入り込みを伸ばすため、町観光戦略会議において、萩・石見空港利用促進協議会との連携事業として、フランス人観光コンサルタントを招聘します。同コンサルタントには、町内に1年間にわたり毎月5日程度滞在していただき、住民や国際交流員、町内在住のもと地域おこし協力隊員と連携した体験プログラムの具体化、SNSを使った情報発信等を進めてまいります。

また、引き続き観光協会や商工会と連携し、3団体連携戦略的観光キャンペーンに基づいた季節ごとの各種イベントの展開や、山口県央連携事業として、山口ゆめ回廊博覧

会プレイベント等を実施します。あわせて、山口県内を中心としたタウン情報誌を活用しての情報発信を、年間を通じて行いたいと考えております。

日本遺産活用事業については、津和野町日本遺産センターの「津和野今昔～百景図を歩く～」の展示に、平成31年度新たに日本遺産に認定された石見神楽に関する展示を加えます。これにより、内容の充実を図り、百景図解説を交えたまち歩きを促進することで、津和野の歴史・文化・自然等の魅力の情報発信を行っていきます。

次に、津和野町東京事務所の業務については、人事異動により新たに再任用職員、フルタイム会計年度職員の2名体制で運営を継続します。

引き続き、森鷗外先生に由来する津和野町と文京区との縁のイメージの徹底・定着を基本テーマとして、観光PR、誘客セールス、定住対策のワンストップ窓口、特産品のPR・商談支援、津和野高校就学支援、企業誘致等の業務に当たってまいります。

商工業についてでございます。

日本経済は、景気の緩やかな回復基調は続いているものの、ここに来てコロナウイルス感染症拡大による不透明感が憂慮されているところです。現時点では有効求人倍率は高どまりしておりますが、雇用のミスマッチもあって、観光業、医療介護関連などの人手不足状況は顕著です。このような状況下において、零細個人事業者を中心に景気回復感覚は乏しく、コロナウイルス関連の動向次第では、観光業等を中心に地域経済はより厳しい局面を迎える可能性もあり、予断を許しません。

本町としましては、中小企業・小規模企業振興基本条例を理念とし、その趣旨にのっとり引き続き固定資産税の減免による振興条例、商工業事業後継者支援事業補助金及び地域おこし協力隊員による商工業事業承継研修制度を活用し、親族・第三者への事業承継を促し、廃業等の防止に努めます。

また、利子補給や信用保証料補給など、既存の金融支援施策を的確に実施するとともに、利用率の高い津和野町個別商業包括的支援事業も予算規模を拡大し実施いたします。さらには、島根県地域商業活性化支援事業を活用した空き店舗活用を行うとともに、新たに空き店舗活用のネックとなっていた所有者居住部分との分離改修を補助する空き店舗活用基盤整備補助金制度を新設し、商店街の維持に対する支援策を講じたいと考えております。

次に、6次産業化として津和野栗再生プロジェクトの2期計画を策定し、栗植栽を推進するとともに、1次加工したむき栗の供給体制、焼き栗の販売強化など農商工の連携を強めてまいります。わさび等のその他の特産品についても、津和野町東京事務所、県しまねブランド推進課、町外小売事業者等との連携強化を強化した上で、さまざまな手法で販路拡大、PRをし、本町の特産品の魅力を消費者に伝え、津和野ブランドの拡大とイメージアップにつなげていく所存です。

農林水産業についてでございます。

平成29年度から進めております中山・長福、堤田地区における農地の大区画化の圃場整備を行う県営農業競争力強化基盤整備事業は、平成31年度補正予算により事業費の増がなされ、現在その進捗の加速化が見られておりますが、町としても引き続き早期完成に向け取り組んで行く所存であります。

また、新たな申請を予定している山下地区については、令和4年度事業採択に向け実施計画の策定をするなど申請の準備を進めてまいります。

水稲栽培を主体とした津和野町では、集落営農から農事組合法人組織に発展して、現在13法人に拡大しました。農業生産に携わっておられる方々も高齢化が進み、後継者となる担い手をマッチングする必要があり、現在集落ごとに人・農地プランの見直しを行っております。農業をリタイアしても安心できる営農計画づくりに御協力いただき、耕作放棄地のない集落をつくっていただきたいと考えております。

現在我が国では、水稲だけに頼らない農業が求められていますが、平成27年度より国の政策で、家畜用の飼料用米やWCSの栽培に対して、補助金が交付されるようになり、栽培面積を拡大してきました。近年は面積も安定しており、主食用水稲の栽培面積抑制につながるとともに、主食用水稲は希望どおり作付できる状態となっております。

また、水田を活用した高収益作物への転換が今後の課題で、町では山菜や栗、わさびの栽培を推し進めております。県が令和2年度から新設する県単補助事業を活用した取り組みを予定しておりますが、その他の作物についても積極的な取り組みに対して町はできる限り努力していく所存であります。

数年前より、UIターンで農業を目指す方々がふえ、つわの百姓塾を初め、町内農業者に指導やバックアップをいただいたおかげで、20名以上の新規就農者が移住、定着されてきました。この勢いをとめることなく移住者を呼び込むことが、農地を守る担い手確保につながると確信しており、新規就農者確保に力を入れてまいります。

次に、まち・ひと・しごと・ふるさと創生事業を活用して町内2つの道の駅の販売所をリニューアルしました。地元産野菜や加工品の販売力強化につながる事業として取り組みましたが、昨年のなごみの里では好調な成績を出しており、今年度取り組んだシルクウェイにちはらの販売力強化への効果へも期待されます。同事業では、野菜の加工や地産都消にもチャレンジしており、クオリティーの高い農産物の生産技術についても啓発活動をしてきたところであり、今後も着実に成果を出してまいります。

林業においては、平成31年度に新設された森林環境譲与税が、令和2年度においては当初計画の2.1倍に前倒しして交付される予定でございます。これは森林の健全な管理が減災につながるとの認識に基づく国の森林整備に対する強化方針のあらわれであり、美しい森づくり条例を定めている本町にとって、林業施策を加速化する追い風と受けとめているところであります。

レーザー航測により得られた地形データを使用して、関係者が集会所等において机上で山林境界を確認する事業をさらに進め、山が活用できる環境をふやします。また、事

業体が活用しない山林に対して、壊れない作業道の開設を進める事業を推進して行きます。

平成31年度には、美しい森林づくり事業で町民アンケート調査を実施させていただきました。今後は山林を保有されている皆様に対し、地区別・年度別の意向調査を実施させていただき、その調査結果に基づき、森林活用計画を立てますので御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

森林管理を進めるに当たり、搬出される間伐や広葉樹をどのように活用するかを調査検討するため、7年前に協議会を立ち上げ木質バイオマス化発電所の可能性について検討してきました。このたび、木質バイオマスガス化発電プラントの輸入代理会社が、津和野町が計画してきた発電所建設を請け負っていただけることになり、2022年3月からの売電を目指して事業展開する予定です。町は、令和2年度事業で原木ストックヤード、チップストックヤード等の附属施設の建設を国の補助制度を活用し、行う計画であり、本町としての持続可能な社会の実現に向けた責任を果たしてまいりたいと考えております。

企業誘致についてでございます。

企業誘致につきましては、町内全域において、F T T H化工事が終了し、高速通信網が整備されたことから、さらに積極的にI T系企業の誘致に取り組んでまいります。平成31年度は、島根県の中山間地域等専門系事務職場誘致促進事業を活用し、企業誘致戦略等に取り組んでおり、令和2年度より空き家等を活用した誘致企業のオフィス整備や、交通手段確保のためのレンタカー費用の助成も含め制度の充実を図り、より効果的な企業誘致に努めてまいります。

次に、基本目標4、助け合う心を大切にし明るい家庭や地域をつくるまちづくりでございます。

定住施策の推進についてであります。

平成31年度に策定した第2期まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略においては、引き続き若い女性が住みたいまちづくりを基本的視点として、津和野に回帰するひとの流れをつくることや、若い世代の結婚、出産、子育ての夢をかなえるなど、5つの柱からなる基本目標に向けた移住・定住施策を推進しております。今後におきましても、空き家情報バンク事業の推進や、移住定住者へのサポート、妊産婦通院サポート事業や広域連携等による出会い創出事業など、さらなる定住対策と支援体制の充実を努めてまいりたいと考えております。

さらに、平成28年11月に設置しました津和野町女性会議におきましては、令和2年度からの第3期女性会議において、これまで検討してきた女性の雇用（働く）について、女性の視点で働きやすい職場環境など継続的に検討することとし、各団地等と意見交換しながら、若い女性が住みたいまちづくりの実現に向けた施策の展開を図りたいと考えております。

令和2年度につきましては、空き家を活用したお試し暮らし住宅への整備を左鐙地区に予定しており、地域が指定管理者となって住宅を管理運営していくこととしております。また今後の定住推進住宅の整備につきましては、財政状況を踏まえながら空き家の活用など、効率的な住宅整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者の皆様が本町で安心して健康に暮らしていただくことも重要な定住対策と認めております。平成24年度より実施しているまちづくり委員会の設置と地域提案型助成事業は、地域で住民を支え合うための活力あるコミュニティーの形成を目的の一つとしたものでもあり、令和2年度においても改善を図り、高齢者の方々が積極的に活動に参加していただける場づくりを推進してまいりたいと考えております。また、シルバー人材センターや老人クラブ等とも連携した取り組みを推進してまいります。

津和野高等学校支援については、津和野高等学校を中心とした地域の事業者や個人が、協働でひとつづくりやまちづくりを展開することを目的としたコンソーシアムを構築し、課題解決型の学習を支援してまいります。コンソーシアムの構築に当たりましては、教育関係者が所属する団体を新たに立ち上げ、津和野高等学校に津和野高校魅力化コーディネーター2名を派遣すると同時にコンソーシアムの事務局機能を持ち、地域との連携を図り高校魅力化を推進してまいります。魅力化に当たりましては、地域おこし協力隊制度の活用により体制を強化し、ふるさと教育、キャリア教育を継続してまいります。

さらにゼロ歳児からのひとつづくりプログラムの観点から、保・小・中・高が一貫した教育魅力化となるよう、教育委員会と連携して町全体のひとつづくりを推進してまいります。

また、町営英語HAN-KOHについては、高校生コースと中学生コースを設置し、町全体の学力向上を進めております。平成31年度は講師3名、支援スタッフ2名、時間スタッフ3名体制で運営しており、津和野高校生76名、町内中学生47名が入塾し、生徒の学習習慣の定着、学習意欲の喚起に効果が上がっているところです。日原地区においては、空き家を改修して、津和野町町営塾日原を新たに設置しており、専用施設による充実した学習環境により、学習能力に応じた支援をしてまいります。

保健・医療についてでございます。

健康づくりについては、AIを利用した勧奨通知により各種検診の受診率向上に努め、健康増進を図ります。また、健康で生きがいのある町づくり会議や、各地区の健康を守る会等の関係機関と連携し、健康意識の向上を図ります。

少子化が進む昨今、子育て世帯包括支援センター来る未（くるみ）を中心に、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援を行うとともに、新生児聴覚検査費用助成事業や、産後母子デイケア事業に取り組み、安心して出産、育児に取り組める環境を整えます。

地域医療については、指定管理者である医療法人橘井堂により、津和野共存病院、日原診療所、介護老人保健施設せせらぎ、訪問看護ステーションせきせいの運営に当たっていただいております。

平成30年から31年にかけて、施設の集中と効率化に取り組み、療養病床の老健転換及び移転、日原診療所、訪問看護ステーションの移転を行いました。また昨年4月より、自治医科大学卒業医師1名と島根大学医学部第3内科より1名の医師派遣を受けるとともに、5月には津和野町医療・介護統括管理者を益田赤十字病院の木谷光博院長に委嘱いたしました。診療体制をスリム化することで無駄を省き、総合診療を推進することで、圏域における役割をさらに明確にいたしました。厳しい環境の中、皆様には本町の医療を守るため、平素より献身的な取り組みをしていただいております、この場をおかりして御礼を申し上げる次第でございます。新たに委嘱した医療・介護統括管理者のお力をかりるとともに、益田圏域における機能分担と病病連携をさらに強化し、引き続き医療の質と量の確保を目指します。

地域医療構想の推進を目的として、令和元年9月に厚労省より公表された公立・公的医療機関の再編統合再検証リストに津和野共存病院が挙げられました。平成29年の病床機能報告に基づいて診療実績を分析された結果であります。既に当病院では施設の集中と効率化を図っており、県及び国等へ確認をいたしました。厚労省からの正式通達により、平成29年度病床機能報告後に、医療機関の廃止並びに高度急性期及び急性期機能の廃止が行われた公立・公的医療機関等については、改めて地域医療構想調整会議において議論をする必要はないことが明文化され、島根県からもさらなる検討は必要ないとの説明・報告を受けました。報道等により、町民の皆様には大変不安を感じられたことと推察するとともに、町としても大変遺憾に存じておりますが、今回、正式に新たな議論は不要であるとの認識を得たことを改めて御報告いたします。

今後の医療体制については、島根大学医学部第3内科より派遣の医師が3月末で退任となりますが、4月から津和野町の奨学金を貸与されました医師が2名赴任されることにより、常勤医1名の増員となります。これまでの地道な医師確保への活動の成果であるとともに、引き続き関係する大学への派遣要請や、島根大学医学部の地域枠入学者などとの意見交換会、各方面からの情報収集、各種紹介、派遣会社等への依頼など努力をしております。

次代を担う若い世代の医師を積極的に受け入れ、津和野町の生活を通して多くの学びを得られるよう支援をしていきたいと考えております。

医師のみならず、深刻な医療・福祉従事者不足は引き続き大きな課題であります。圏域において大きな役割を持つ看護師・介護福祉士養成校が、今年度より学生募集を停止し、さらに確保が困難になることが予測されます。大学、専門学校等を訪問し、津和野町の地域包括ケアの特徴や、教育体制、奨学金制度や住環境の整備などの説明をさらに力を入れて引き続き確保に努めてまいります。

医療と介護の両立を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護の一体的な提供が求められております。このため、介護保険の地域支援事業として、在宅医療・介護連携推進事業が位置づけられ、

事業を展開しております。地域医療・介護の資源把握を行い、相談支援や地域住民への普及啓発、医療・介護関係者の研修を通じて、地域包括ケアシステムをさらに深く浸透させていきたいと考えております。今年度は、特にエンドオブライフケアに重点を置き、意思決定支援を重視した取り組みを進めていきたいと考えております。

健康寿命の延伸につきましては、人生100年時代を見据え、高齢者に多い生活習慣病の重症化を防ぐため、後期高齢者健診、または高齢者歯科口腔健診のデータを活用し、栄養改善や体操・運動促進などの取り組みを地域住民と協働し、進めていくこととしております。また昨年度に引き続き、介護予防に生活機能の低下に伴うフレイル対策として、住民全体の憩いの場を活用した取り組みを充実させるとともに、地域課題である移動支援に着目し、新たな総合支援事業の創設に向け、関係機関や多職種連携、地域住民との検討を重ね事業化へと展開をしていきます。

福祉等生活支援対策についてでございます。

本町における生活保護者につきましては、令和2年1月末現在で生活保護世帯数28世帯、保護受給者数36人、保護申請件数は1件に対し廃止件数が9件となっております。

申請件数が少ない要因としては、平成27年度より社会福祉協議会に委託している生活困窮者自立相談支援事業により、生活保護に至る前の支援を強化していることの結果であると考えられ、廃止件数につきましては収入増加及び死亡が要因であり、結果として保護受給世帯の減少傾向が続いている状況でございます。

毎年開催する生活困窮者対策庁内連絡会議により、窓口対応を行う職員等から提供される生活困窮者と思われる者の情報を関係者間で共有し、適切な窓口につなぐ取り組みを引き続き実施してまいります。

高齢者福祉についてでございます。

本町の令和2年1月末現在の高齢化率は48.4%となっており、前年同期に比べて0.8ポイント上昇しております。また高齢独居世帯も増加しており、高齢者生活支援は、本町福祉施策の中でも最も重要な課題の一つと考えております。

本町の高齢者福祉事業につきましては、第2期津和野町地域福祉計画、第7期老人保健福祉介護事業計画に基づき各種施策を進めていますが、地域包括ケアシステム構築のため、町民や地域、行政、社会福祉協議会等が協働して、地域福祉の推進に取り組んでまいります。その中で、地域課題やニーズ把握は日常生活上の支援体制の強化、充実を図る目的で、津和野町生活支援・介護予防体制整備推進協議体を組織し、定期的な情報共有や連携強化の取り組みを行っており、またこの活動をさらに充実させるため、生活支援コーディネーターを配置し、地域と行政を効果的につなぐとともに引き続き住みよい地域づくりを目指し、取り組みを行ってまいります。

高齢者福祉施策につきましては、地域お達者サロンサービス事業や高齢者等配食サービス事業を引き続き取り組むことにより、高齢者の社会参加及び社会貢献の推進、健康増進や見守り等につないでいきます。

また、高齢独居世帯においては、緊急通報装置設置事業の活用により地域で安心して生活を営むことができるよう取り組むとともに、民生委員を初めとする高齢者の見守り活動を推進してまいります。

障がい者福祉についてでございます。

近年、障がいの多様化、障がい者やその家族の高齢化、地域移行の推進等により、障がい者もニーズも多様化しております。こうした状況を踏まえ、障がい者が住みなれた地域で自分らしく生活し続けられるよう、自立支援協議会及び平成31年度から設置された同会の専門部会を中心に、第5期津和野町障がい者福祉計画に基づいた事業を推進してまいります。

また町内において、障がい福祉サービス事業を行っている社会福祉法人つわの清流会と連携して、障がい児の支援及び障がい者の自立に向けて取り組んでいきます。

児童福祉についてでございます。

全ての家庭において、子どもたちが健やかに育ち、保護者が安心して育児ができる環境の整備や相談支援体制を充実させながら、各種事業の推進に努めていますが、令和2年4月から子ども家庭総合支援拠点を設置し、要保護児童対策地域協議会及び子育て世帯包括支援センター等と連携しながら、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的、継続的支援を進めていきます。

また、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者が負担することとなった副食費の補助事業継続や、医療費の無償化を満18歳に達した年度末までの子ども等に拡充することにより、子育て支援の充実及び定住促進につなげていきたいと考えております。

人権・同和教育についてでございます。

人権・同和教育の解決は、行政の責務であります。21世紀が人権の世紀と言われながら、今なお多くの課題が残されております。今後も津和野町人権・同和教育基本指針をもとに、あらゆる差別の解消に向け積極的な啓発活動を行い、差別のない明るいまちづくりを推進します。

基本目標5、多くの人々と交流し開かれたまちづくりでございます。

国際交流の促進についてでございます。

国際交流の促進につきましては、津和野町国際交流協会、また国際交流員の活動等を通じて多文化共生を目指し、講演会、ワークショップの開催、民間交流の促進、留学生の支援、また観光施策とも連携した外国人観光客の受け入れ体制の向上など、活動を進めてまいりたいと考えております。

また、姉妹都市ベルリンミッテ地区との交流については、昨年、文京区とともに訪問したことがきっかけとなり、ことし8月にはミッテ区、文京区、津和野町の3自治体がさらなる交流促進を目的に、覚書の締結を行うべく協議、調整を行っております。

特別会計についてでございます。

特別会計につきましては、各会計ともに人口減少や高齢化などにより、厳しい運営を強いられておりますが、特別会計設置の本来の目的に沿い、適正かつ効率的な事業運営を図り、健全な財政運営に努めてまいります。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と主要課題等の取り組みについて申し上げます。

今後、本町の財政状況はより一層厳しさを増すものと予想されますが、社会経済情勢の変化や新たなニーズに柔軟に対応しつつ、町民の皆様の声に謙虚に耳を傾け、町民と行政が一体となって事業を進める協働のまちづくりを推進し、本町の新たな発展のために全力で町政運営に取り組んでまいりたい決意でございます。

町議会を初め、町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、令和2年度の施政方針といたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、町長の施政方針を終わり、午後1時半まで休憩といたします。

午後0時23分休憩

.....
午後1時26分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第33. 議案第36号

日程第34. 議案第37号

日程第35. 議案第38号

日程第36. 議案第39号

日程第37. 議案第40号

日程第38. 議案第41号

日程第39. 議案第42号

日程第40. 議案第43号

日程第41. 議案第44号

日程第42. 議案第45号

日程第43. 議案第46号

日程第44. 議案第47号

日程第45. 議案第48号

○議長（沖田 守君） 日程第33、議案第36号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてより、日程第45、議案第48号令和2年度津和野町水道事業会計予算、以上13案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第36号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、林道大久保線、町道砥石線、町道福谷線道路改良事業に係る総合整備計画を定めたいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第37号でございますが、町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第38号令和2年度津和野町一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億7,700万円とするものでございます。

歳出の主なものは、津和野町庁舎耐震改修事業総額7億7,012万3,000円、空き家等改修事業2,992万円、津和野城山整備（寄附）事業総額3億3,838万2,000円、木部さとやま保育園整備事業748万円、乳幼児等医療費助成金2,786万8,000円、団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業2,002万円、県営農業競争力基盤整備事業5,600万円、木質バイオマス整備事業総額2億6,000万円、公社及び町行造林事業総額4,818万9,000円、空き店舗活用基盤整備補助金300万円、歴史的風致維持向上事業総額5,100万円、史跡調査事業総額7,973万8,000円、町道11路線改良事業総額3億6,908万9,000円、道路長寿命化対策事業総額1億9,145万1,000円、給食センター整備事業2,332万円、日原小学校駐車場整備事業948万8,000円、津和野城跡整備事業総額3,594万5,000円でございます。

歳入の主なものは、町税6億4,233万6,000円、地方消費税交付金1億4,500万円、地方交付税38億1,000万円、国庫支出金7億8,063万5,000円、県支出金6億1,444万4,000円、寄附金4億488万6,000円、繰入金6億6,221万3,000円、町債17億590万円でございます。

議案第39号令和2年度津和野町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,192万8,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費7億9,761万6,000円、国民健康保険事業費納付金2億2,506万2,000円、保険事業費1,819万9,000円でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税1億5,606万3,000円、県支出金8億1,541万5,000円、繰入金1億33万6,000円でございます。

議案第40号令和2年度津和野町介護保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億9,113万5,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、総務費3,464万8,000円、保険給付費12億5,721万9,000円、地域支援事業費9,609万5,000円でございます。

歳入の主なものは、介護保険料2億598万8,000円、国庫支出金3億6,864万1,000円、支払い基金交付金3億5,192万3,000円、県支出金2億265万8,000円、サービス収入1,104万円、繰入金2億5,080万3,000円でございます。

議案第41号令和2年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,654万2,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、総務費135万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金3億1,291万9,000円、諸支出金224万3,000円でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億252万7,000円、繰入金2億1,147万9,000円、諸収入251万8,000円でございます。

議案第42号令和2年度津和野町下水道事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,157万3,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、下水道事業費2億505万8,000円、公債費1億8,651万5,000円でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料5,378万4,000円、国庫支出金6,000万円、繰入金1億6,118万5,000円、町債1億1,070万円でございます。

議案第43号令和2年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ382万2,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、農業集落排水事業費170万7,000円、公債費211万5,000円でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料85万8,000円、繰入金296万4,000円でございます。

議案第44号令和2年度津和野町奨学基金特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,344万5,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、奨学基金費1,344万5,000円でございます。

歳入の主なものは、繰入金696万円、諸収入647万9,000円でございます。

議案第45号令和2年度津和野町診療所特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,340万6,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、総務費 5,223万2,000円、予備費 117万4,000円でございます。

歳入の主なものは、診療収入 5,170万6,000円、諸収入 170万円でございます。

議案第46号令和2年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,993万7,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、介護老人保健施設事業費 2億6,744万4,000円、訪問看護事業費 2,244万3,000円でございます。

歳入の主なものは、介護老人保健施設事業収入 2億4,522万4,000円、訪問看護事業収入 2,148万円、繰入金 2,323万3,000円でございます。

議案第47号令和2年度津和野町病院事業会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出予算総額を7億6,659万2,000円とし、資本的収入予算総額を5,573万9,000円、資本的支出予算総額を7,381万8,000円とするもので、不足する1,807万9,000円を過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

歳出の主なものは、医業費用 7億5,704万2,000円、医業外費用 955万円、建設改良費 3,774万円、企業債償還金 3,607万8,000円でございます。

歳入の主なものは、医業収益 6億3,066万3,000円、医業外収益 1億3,592万9,000円、企業債 3,770万円、負担金 1,803万9,000円でございます。

議案第48号令和2年度津和野町水道事業会計予算についてでございます。

収益的収入予算総額 3億2,487万2,000円、収益的支出予算総額 2億9,151万円とし、資本的収入予算総額 1億2,369万3,000円、資本的支出予算総額 2億221万9,000円とするもので、不足する7,852万6,000円を現年度分損益勘定留保資金等で補填をするものでございます。

歳出の主なものは、営業費用 2億6,285万1,000円、営業外費用 2,865万9,000円、建設改良費 6,400万円、企業債償還金 1億3,810万8,000円でございます。

歳入の主なものは、営業収益 1億6,157万円、営業外収益 1億6,329万5,000円、企業債 4,380万円、補助金 5,972万7,000円、国庫補助金 2,016万6,000円でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

冒頭、議会運営委員長より報告のありましたとおり、議案第36号より議案第48号までの13案件につきましては、質疑を省略し、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第36号より議案第48号まで以上、13案件につきましては、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることに決しました。

お諮りします。ただいま設置された予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く議員11名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議長を除く議員11名を予算審査特別委員に選任することに決しました。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いしたいと思います。

しばらく、ここで暫時休憩といたします。

午後1時38分休憩

午後1時39分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩中に予算審査特別委員会の正副委員長の選任をお願いしましたところ、委員長に11番、岡田克也君、副委員長に3番、川田剛君が選任されました。

ここで、予算審査特別委員長より御挨拶をお願いしたいと思います。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） このたび、予算審査特別委員長に就任いたしました岡田でございます。

これより、予算審査を行っていく上で、執行部の皆様方の御協力また議員の皆様方の御協力をいただきながら、誠心誠意、副委員長ともども努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会といたします。

なお、引き続き、1時45分から全員協議会を開催したいと思います。

午後1時40分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和2年 第2回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和2年3月10日（火曜日）

議事日程（第2号）

令和2年3月10日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 町長提出第10号議案 平成30年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事
（第1期）請負変更契約の締結について

日程第3 町長提出第11号議案 津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する
条例の制定について

日程第4 町長提出第12号議案 津和野町地域優良賃貸住宅等基金条例の制定につ
いて

- 日程第5 町長提出第13号議案 津和野町農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第6 町長提出第14号議案 左鐙コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第7 町長提出第15号議案 津和野町監査委員条例等の一部改正について
- 日程第8 町長提出第16号議案 津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第17号議案 津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第18号議案 津和野町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第19号議案 津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第20号議案 津和野町幼花園補助金交付条例の一部改正について
- 日程第13 町長提出第21号議案 津和野町子ども等医療費助成条例の一部改正について
- 日程第14 町長提出第22号議案 津和野町小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 町長提出第23号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町町営塾日原）
- 日程第16 町長提出第24号議案 公の施設の指定管理者の指定について（つわの暮らし推進住宅畑迫ぶさか団地）
- 日程第17 町長提出第25号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町地域優良賃貸住宅森村住宅）
- 日程第18 町長提出第26号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町空家活用定住住宅野口団地）
- 日程第19 町長提出第27号議案 平成31年度津和野町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第20 町長提出第28号議案 平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 町長提出第29号議案 平成31年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 町長提出第30号議案 平成31年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 町長提出第31号議案 平成31年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）

日程第 24 町長提出第 32 号議案 平成 31 年度津和野町診療所特別会計補正予算
(第 2 号)

日程第 25 町長提出第 33 号議案 平成 31 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計補正予算 (第 2 号)

日程第 26 町長提出第 34 号議案 平成 31 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第
3 号)

日程第 27 町長提出第 35 号議案 平成 31 年度津和野町水道事業会計補正予算 (第
4 号)

日程第 28 発委第 1 号 津和野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一
部改正について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 10 号議案 平成 30 年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事
(第 1 期) 請負変更契約の締結について

日程第 3 町長提出第 11 号議案 津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する
条例の制定について

日程第 4 町長提出第 12 号議案 津和野町地域優良賃貸住宅等基金条例の制定につ
いて

日程第 5 町長提出第 13 号議案 津和野町農業水路等長寿命化・防災減災事業分担
金徴収条例の制定について

日程第 6 町長提出第 14 号議案 左鐙コミュニティセンターの設置及び管理に関す
る条例の制定について

日程第 7 町長提出第 15 号議案 津和野町監査委員条例等の一部改正について

日程第 8 町長提出第 16 号議案 津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改
正について

日程第 9 町長提出第 17 号議案 津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正につ
いて

日程第 10 町長提出第 18 号議案 津和野町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改
正について

日程第 11 町長提出第 19 号議案 津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災
害補償等に関する条例の一部改正について

日程第 12 町長提出第 20 号議案 津和野幼稚園補助金交付条例の一部改正につ
いて

日程第 13 町長提出第 21 号議案 津和野町子ども等医療費助成条例の一部改正につ
いて

- 日程第 14 町長提出第 22 号議案 津和野町小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 町長提出第 23 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町町営塾日原）
- 日程第 16 町長提出第 24 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（つわの暮らし推進住宅畑迫ぶさか団地）
- 日程第 17 町長提出第 25 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町地域優良賃貸住宅森村住宅）
- 日程第 18 町長提出第 26 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町空家活用定住住宅野口団地）
- 日程第 19 町長提出第 27 号議案 平成 31 年度津和野町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 20 町長提出第 28 号議案 平成 31 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 町長提出第 29 号議案 平成 31 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 22 町長提出第 30 号議案 平成 31 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 23 町長提出第 31 号議案 平成 31 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 町長提出第 32 号議案 平成 31 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 町長提出第 33 号議案 平成 31 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 26 町長提出第 34 号議案 平成 31 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 27 町長提出第 35 号議案 平成 31 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 28 発委第 1 号 津和野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正について

出席議員（12 名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1 番 草田 吉丸君 | 2 番 米澤 宏文君 |
| 3 番 川田 剛君 | 4 番 道信 俊昭君 |
| 5 番 板垣 敬司君 | 6 番 丁 泰仁君 |
| 7 番 御手洗 剛君 | 8 番 三浦 英治君 |
| 9 番 寺戸 昌子君 | 10 番 後山 幸次君 |

11 番 岡田 克也君

12 番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 …………… 島田 賢司君

教育長 …………… 世良 清美君 総務財政課長 …………… 岩本 要二君

税務住民課長 …………… 山本 慎吾君

つわの暮らし推進課長 …………… 内藤 雅義君

健康福祉課長 …………… 土井 泰一君 医療対策課長 …………… 下森 定君

農林課長 …………… 久保 睦夫君 商工観光課長 …………… 藤山 宏君

環境生活課長 …………… 清水 浩志君 建設課長 …………… 益井 仁志君

教育次長 …………… 齋藤 道夫君 会計管理者 …………… 青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

これから2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は、全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、御手洗剛君、8番、三浦英治君を指名します。

日程第2. 議案第10号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第10号平成30年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第1期）請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。10番、後山幸次君。（「言うないや」と呼ぶ者あり）

○議員（10番 後山 幸次君） 本件について、ちょっと3点ほどお伺いをしたいと思います。

まず、この第1期の変更契約であります。これが、今回で1回——第1期工事の分です。1期工事が1回、2回、3回目の変更であろうと思います。当初契約して、2回目が工期変更、3回目がこの分が金額変更になっておるわけですが、まず、10号のかがみを見ていただきたいんですが、当初契約の概要としてあります。この完成——契約の工期ですね、完成工期が令和2年3月13日になっております。これは、第1回の工期であったら31年の3月29日のはずですが、これが違ってはおりませんか。また後、確認をしておいてください。

2点目ですが、変更概要の数量対比表というのが、本当はつけていただきたいんですが、ここに書いてありますように工事概要表がつけてあります。この数字が、そのまんまというふうに誤解を受けるような数字になっておるんですが、例えば、一番下の根固めブロック製作、据えつけ112個というふうにあります。第2回目の工期変更のときにも、この工事概要がつけてあります。その分は、104個というふうな数量になっています。ちゆうことは、8個ほど増額ね。8個ほどブロックがふえとるんじやろうと思うんです。そうすると、この対比表がないとわからんわけです。つい見られたら、予算見られたら、この112個をやられるんだろかというふうに感じるんですが、工事概要の何で、数量の対比表ちゆうのをつけておいていただかんと、わからんと思います。これを見られて、ただここに書いてある、112個ちて書いてありますが、これが、800万の工事の増減分やと思って誤解を招くおそれがあります。数量の対比表というのは必ずつけておいていただきたいというのが1点であります。

それで、変更の概要の中で、この変更理由の中で、ストックヤードの広さが云々というふうに書いてありますが、当初、104個もブロック並べるような計画があったなら、たった8個ほどふえただけちゆうても、ヤードを広げんにやあならんような問題じゃないと思うんですが、そこらあたりもよう、そりや当初の設計をどのようにされて、こういうふうな変更理由にされとるんか……。設計業者がおるんですけい、それとよく相談していただきたい。この予算が何ぼ広げて、何ぼがこの金額になるんかというふうな、せめて、金額が絡んでくるんで、そこんともね。

それで、こういうふうな工期が押し迫っての変更です。一番気をつけていただきたいのが、コンクリートなんかこうやって増額になってやられる場合には、コンクリ打ってからシグマ28というその強度が出にやあいけん期間があります。それを過ぎんと、28日を過ぎんと本当はブロックでも何でも使えんのです。

そういう規定があるんですから、もっと、やるんなら、もうちいと早ように工期変更してあげんと、業者は大変じやろうと思います。それじゃあちゆうて、先、つくっておくわけにもいきませんので、そういったとも配慮をしていただきたいと思います。

それについて、どのようにお考えか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） それでは、議員さんの御質問で3点ほどあったというふうに思います。

まず、1点目は、当初契約の概要でございますが、そこの完成の工期のところへ、その下、議決が30年の10月30日と31年3月26日というふうに書いてあります。31年3月26日の議決で工期変更をしたものを、そこに記載をしてあるものであります。大変申しわけございません。訂正のほうをお願いしたいと思います。平成31年の3月29日が当初契約の工期でございます。よろしく申し上げます。

それから、先ほどの数量の件でございますが、議員おっしゃるとおり、数量の変更が、これではわかりません。最終的な数量をここに記載してありますので、今後は、そういうふうな形で参考資料を作成させていただきたいというふうに思っております。

それから、ヤードの件でございますが、先ほど、議員おっしゃるとおり、最初の設計が云々ということもありますけれども、根固めブロックを増加したことが大きな原因でヤードを広くさせていただいておるということもございます。またその辺は調査をしたいというふうに思っておりますけれども、理由についてはそういうことでございまして、よろしく願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 変更金額も800万からになっておりますんで——ほかの人にはわからんでも、課長さんにはわかっとるんじゃないでしょうかと思いますが、我々にはやっぱり、数量が何がどうふえたんかぐらいは知りたいんですよ。そういった意味で、数量の対比表ちゅうのは必要であろうと思いますんで、ぜひ、次のときからは、よろしく願いをしておきたいと思います。

○議長（沖田 守君） はい、ほかに。

いいですか。後山さん、答弁要りますか。

○議員（10番 後山 幸次君） いや、いいですよ。

○議長（沖田 守君） はい。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第10号平成30年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第1期）請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第11号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第11号津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、本案件に対する地方自治法第243条の2第2項及び第3項の規定に基づく、監査委員の意見は、お手元に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。ありませんか。――ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第11号津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第12号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第12号津和野町地域優良賃貸住宅等基金条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） この基金条例といいますますが、基金額はいかほどを予定しておられます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） この条例における最初の該当施設というのは、森の住宅、今、建ったところでございますが、それと野口の住宅ということになります。森のほうは指定期間30年ということで基金額が大体1,254万です。それか

ら、野口のほうは指定期間10年ということになっておりますが、175万9,000円ということで見込んでおります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第12号津和野町地域優良賃貸住宅等基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第13号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第13号津和野町農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金徴収条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 今回の条例制定について、少し、農業——今までこういう事業形態というものがなかったのか、新しく国の法律に基づいたものなのか、その辺について、さらに町内において、既にこういう、ことしからでも、去年からでもそういう事業形態として工事がなされた部分があるのか、その辺について少しお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） このたびの条例を制定させていただきます農業水路等長寿命化・防災減災事業につきましては、来年度から実際に津和野町のほうで取り入れて事業を進めていきたいというふうに考えております。これまでも、ため池の関係で随分昨年から防災・減災の関係で、ため池の重点ため池とかいうのもピックアップさせていただきまして、今後は、そのハードの、いわゆる整備といいますか、いうのに向けて、来年度から具体的に工事あるいは、まあ、設計も含めて着手したいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第13号津和野町農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金徴収条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第14号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第14号左鐙コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） この施設の、元学校体育館だと思うんですけど、隣にも公民館があったりします。でも、この施設の活用の方法といいますか、公民館と一体となるものなのか、それとも分けて公民館は公民館、コミュニティセンターはコミュニティセンターというものなのか、それと、もしくは、今後、どこか法人か何かに委託して運営されるのか、ここに至るまで結構時間がかかりました。この経緯についてもお話しただけならと思います。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 今回制定いたします、コミュニティセンターの設置条例につきましては、この旧左鐙小学校につきましては、既に学校施設という形から外しておりますので、現在、例えば、校舎を貸してほしいという場合にも、貸すことができない状態になっております。それで、今回、一応何かをつくるということで、設置管理条例のほうをつくらせていただきました。

で、現在、この活用方法につきましては、地元と協議を進めている段階でありますので、今後、具体的に活用方法が決定して、この条例では不足がある場合には条例を改正して、そちらのほうに合わせていくというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 使用料のところ、ちょっとお聞きしたいんですけど、グラウンド照明施設の使用料が400円ということで、照明が400円なのか、グラウ

ンドを使うのが400円なのか、その辺がちょっとわかりにくいので教えていただけたら。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） これつくるときに、グラウンドの使用料はという話もあったんですが、現在、グラウンドについては、そのほかの施設もですけども、使用料というのを取っておりませんで、で、まあ、というのが、実際に管理ができないといひますか、囲われた空間ではないので、できないということで、グラウンドについては、今は使用料を設けておりません。ただ、グラウンドとあわせて照明を使うような場合には、照明料をいただくというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） はい、ほかにありますか。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今まででも、左鐙のグラウンドはサッカーチームなどがよく使ってたんですが、例えば、簡易宿泊的にここで合宿をしたりすることは想定されているのか、その対応はされているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 今回、条例を制定しましたら、建物を使うことはできますので、ただ、特に何に使うというまで具体的なことはありませんけども、そのような使用の仕方も可能かとは考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 簡易宿泊所にはまだ当たらないけれども、例えば、寝袋を持ってきて寝たり、そこら辺までは、例えば、お風呂などは温泉行くとか、そうしたら、泊まることも可能というふうに想定をされておりますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） この条例においては、時間の今設定を設けておりませんので、ただ1時間当たりという形になりますので、泊まればその時間、費用がかかるということにはなりますが、ただ、問題になるのは宿泊となると、宿泊業的にはちょっといろいろ許可があろうかと思ひますので、そのあたりはまだちょっと詰めていく必要は残っているかとは考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第14号左鑑コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第15号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第15号津和野町監査委員条例等の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。——いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第15号津和野町監査委員条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第16号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第16号津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないですね。ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第16号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第16号津和野町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第17号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第17号津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。——いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第17号津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第18号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第18号津和野町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 済みません。この説明で、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任用形態等に合わせたサービスの宣誓とするためということなんですが、これは、具体的にどういうふうな任用形態——パートタイム、フルタイムとで、守秘義務の部分だとかそういったところていうんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 現行の津和野町職員のサービスの宣誓に関する条例という条例が定められておりますけども、その宣誓に関する内容でございますけども、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書に署名してから職務を行うということで、そういった方の面前で署名するというふうな規定がされております。

今回の、この見直しといいますか改正につきましては、会計年度任用職員については、例えば、特別職の非常勤職員から会計年度任用職員へ移行された場合、こういった場合は、任命権者等の面前での宣誓書への署名は要さず、署名をした宣誓書を提出することで足りるものとする、あるいは、同一の職員について、再度の任用を行った場合には、さきに任用に際して行ったその宣誓をもって、これを行ったものとみなすというふうなところで、そういった、まあ、別段に規定するということをございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 会計年度任用職員制度自体に反対しているので、この議案に反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第18号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第18号津和野町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第11．議案第19号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第19号津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。――ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 会計年度任用職員制度自体に反対しておるので、この議案に反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第19号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第19号津和野町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第12．議案第20号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第20号津和野幼稚園補助金交付条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第20号津和野幼稚園補助金交付条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第13．議案第21号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第21号津和野町子ども等医療費助成条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第21号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第21号津和野町子ども等医療費助成条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第22号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第22号津和野町小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 済みません、この条例の改正の背景にあるものといいますか、どういった理由でこの小集落改良住宅設置及び管理条例が出てきたのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） この小集落改良住宅の、今回改正をさせていただいた理由でございますが、基本的には、どの住宅においても、町営住宅の場合はどの住宅においても、2名の保証人の方をつけていただいて申請をされている状況でございます。

ただ、例えば、考えられるのは災害とか火災とかいうことで、家を失われたとか、いう方に対しまして、急遽、まあ、入居していただくといいますか、町営住宅でございますので、入居していただくといいますか、というような場合が必要なことも想定されますので、そうしたときには、そこにあるとおり、町長が「いい」と言えば入居できますよということを、つけ加えさせていただいたということでございます。あと、高齢者とか生活困窮者とかということも考えられるんですけど、とりあえずは、そういったところが考えられるということでございます。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） ほかの住宅はどうなってるんですか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） ほかの住宅はこの条項は実はありまして、この条例だけこの条項がございませんでして、大変申しわけございません。そういうことで、今回入れさせていただいております。

- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、米澤宥文君。
- 議員（2番 米澤 宥文君） 関連ですが、公営住宅保証人不要という報道が随分されておりますが、この関連は、ちょっとこれは違うかもしれませんが、公営住宅、町営住宅、このほうはいかがなんでしょう。
- 議長（沖田 守君） 建設課長。
- 建設課長（益井 仁志君） 民法が改正になりまして、今の公営住宅の、いわゆる保証人が、不要でもいいよということがあったと思うんですけども、これも県内の自治体では対応がばらばらでございまして、一応、津和野町としては、方針としては一応、保証人は引き続いていただくということで進めております。
- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。
- これより討論に入ります。
- まず、原案に反対者の発言を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。
- これより、議案第22号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
- 〔賛成者起立〕
- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第22号津和野町小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第23号

- 議長（沖田 守君） 日程第15、議案第23号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町町営塾日原）、これより質疑に入ります。ありませんか。10番、後山君。
- 議員（10番 後山 幸次君） ちょっとお尋ねしますが、これは条例の設定は町長さんがなっとられますよね。それで、今度は、指定管理者も町長さんがなられるあれで、自分が条例をつくって、自分が管理するような、ちょっと何か、ここのなには変えることはできないか。町長が高等学校の後援会長になっとられるんですから、名前だけであろうと思うんですが、自分が条例を出して、自分がというふうな、ちょっと何か、しゃきっとせんような気がするんですが、その点、どうでございましょうか。学校長とか、誰かにするとか、変えることはできんのか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） こういう事例というのが、道の駅等が最初のころは、町長が道の駅の三セクの社長というようなところもありまして、平成17年、18年当時は、そういったところで、三セクの社長さんが町長ということで、町長の名前で、指定管理者の指定議案というの、提出をさせていただいておりました。

議員御指摘のように、この、まあ、町長が提案して町長が、この管理者になるということのところの部分については、法律上の解釈というのものも、私どもも指定管理者の制度のところ、いろいろこう勉強しております、そこところは、委託契約ではないと、委任だというようなところも含めて、これは問題ないという解釈なんです。

ただ、そのところは、議員が御指摘になられたような、いろんな御意見があるということで、そこは十分注意して、その、指定管理者の指定議案というところの、管理者については決めたほうが良いというところが、今現状として、私らが把握しているものです。

今後、この津和野高校後援会というのが、コンソーシアムというような団体になって移行していく中で、法人というようなことで、その代表理事というのが、恐らく町営塾の管理者になるものと思っておりますが、現状のところ言いますと、今は津和野高校後援会の会長というところで、下森町長のお名前で、指定管理者の指定議案のほうは提案をさせていただいたということです。

今後については、来年当初のところから津和野高校後援会の、そういう英語塾等の部分については、コンソーシアムというような新しい団体に移行していくというところで、そういったところの変更になったときには、また、改めて、この指定管理者の管理者というところを御提案させていただくような形になろうかと思えます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） なんらかの管理条例の中にも、損害賠償の届け出やなんかがありますね。こういったときやはり、町長が代表者で、自分が届け出て自分がもらうちゅうようなことが、ちよつといささかおかしいんじゃないかとちゅうことであるんで、できりゃあ、17年、18年前にそのなにをやられとったちゅうのは、それは別として、もう時代が違うんですから、そういうふうにして誰か代表者をかえてやられるほうが、で任期もこの4年だ6年だちゅうて書いてあるんで、そういうところもありますんで、ひとつ検討していただきたいようにお願いしておきます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先ほども課長が御説明いたしましたように、今後、この町営塾の運営につきましては、コンソーシアムの関係で新団体を設立をする予定にしております。

まずは、一般社団法人をつくって、そして来年度の早いところで財団法人に移行していくと、そういう計画でございまして、現時点ではその新法人等に私が代表理事になる

という話し合いはしておりませんで、むしろ評議員というような立場ぐらいのほうがふさわしいんじゃないかというふうな形に、今の段階ではなっております。

もう近い将来で、そういう新法人ができ上がりますので、そこが基本的には管理者になっていくだろうという計画でございます。

とりあえずは立ち上げでございますので、一旦は、条例もつくらなきゃならんという中で、こういう、今、後援会が実際、町営塾やっているということから、こうした形での条例提案をさせていただいているということでもありますので、できるだけ早い段階で新しい管理者に移行していくという流れの中で、そこには、私が今、代表になる予定にはないということで御了承いただければと思っております。

○議員（10番 後山 幸次君） はい、わかりました。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 次はこうなるというのは、まあ、いいんですけど、これは、一応認めたということですね。こういう形を。ということで、ちょっともう一回、念押しで、法的に何ら問題ないんですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど御説明させていただきましたが、法的にはそういった事務処理経緯を含めて、私どもが検討させていただいたずうっと経過があります。こういった部分については、今回もお名前が町長ということになりますので、再度もう一回確認をして、それでこの指定議案のほうは提出をさせていただいたということでもあります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 済みません。コンソーシアムに変わるという部分なんですけど、それはわかるんですけども、指定管理は一応、後援会で受けるわけですよ。6年の3月31日まで指定管理は津和野高校後援会で、コンソーシアムというのは名前の変更じゃなくて組織の変更になると思いますので、僕は別団体になると思うんですよ。そうした場合は、この途中で変更にするのか、基本的にはこの指定期間を満了しないといけないんじゃないかと思うんですが、その辺の仕組みというのは、どういうふうになってるんですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 以前、共存病院が指定管理者だったときに、間に変更をさせていただいたことがあります。要は、共存病院自体が破綻したようなところの、病院のところですね、指定管理。ああいったところの事例も踏まえて、この指定管理者の指定議案、私どもは、こういう施設については5年の指定期間ということで、議会の皆様に提案をさせていただいています。最終のところをくくるという意味で、間が短かったりというようなところがありますが、一応5年間ということですよ。

今回、そういうふうに団体がもしか変わった場合は、一旦、この指定管理者の指定議案の部分の管理者のところが変わるわけでございますので、それについては、また再度御提案をさせていただいて、残りの指定期間部分が今度コンソーシアムの、この事例でいうと新しい管理団体ということで、御提案をさせていただく予定にしております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第23号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第23号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町町営塾日原）は、原案のとおり可決されました。

日程第16．議案第24号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（つわの暮らし推進住宅畑迫ぶさか団地）、これより質疑に入ります。ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（つわの暮らし推進住宅畑迫ぶさか団地）は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第25号

○議長（沖田 守君） 日程第17、議案第25号公の施設の指定管理者の指定について（津和野地域優良賃貸住宅森村住宅）、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 済いません。先ほどの部分もかかってくるんですけども、これ延べ床面積ということで、建物は入ってますよね。駐車場ですとか、その附帯施設といいますか、それもその指定管理、管理には入りますよね。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御指摘のとおり指定管理に入るという解釈でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第25号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町地域優良賃貸住宅森村住宅）は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第26号

○議長（沖田 守君） 日程第18、議案第26号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町空家活用定住住宅野口団地）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第26号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町空家活用定住住宅野口団地）は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで、10時まで休憩といたします。

午前9時47分休憩

午前9時58分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第19．議案第27号

○議長（沖田 守君） 日程第19、議案第27号平成31年度津和野町一般会計補正予算（第8号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ちょっとお伺いします。

ページ51の民生費から1点。ここで実績見込みによるプレミアム付商品券事業負担金が3,250万円、これ減額されていますね。これはつまり、当初こりゃあ補正予算です、当町は、たしか5,000万ぐらい、これ、計上しとったんじゃないですかね。そうしますと、3,250万バックされるということは、実際にこのプレミアム商品券が使われたのは1,800万前後ですかね、そういう解釈を私、しているんですが、ということは、これは政府が、10月の消費税増税で、要するに、消費が落ち込むと、だから鳴り物入りで、たしか、これ目玉ぐらいです、消費喚起をさせなきゃいけないからというので、低所得者層と、それから高齢者ですかね、そういう方たちに、たしか、これ配付されたと思うんですよ。だけどころいうふうに、まあ、当町だけのことなのかもしれませんが、これだけ、せつかく5,000万用意しとって、1,800万ぐらいの消費しか喚起されてないというのは、非常に、使われていないということなんです、政府が思ったよりもね。そうしますと、やっぱり消費が落ち込みますよね。そうするとやっぱり实体经济——これは当町だけなのかもわかりませんが、そうじゃないんじゃないかなと、全国的にこういう傾向があって、やはり、発表されました10月と1

2月のGDPなんて、マイナス1.云々で、年率換算6.3ですかね、非常に市場予測よりも落ち込んでいると。

だからこういう現象が出とるんですけどね。こういう点、なぜこういうふうに使われなかったのかなと、そういうとこどういうふうに分されるのか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今、議員、おっしゃられたとおりなんですけれども、プレミアム付商品券につきましては、補正におきまして5,330万——全ての方が利用すると、5,330万の予算を組んでおりました。

2月28日で購入期限は過ぎたところでありまして、3月末までの利用期限というところで、今、購入はもう済んだという状況になってます。

この中でですね、非課税の方につきましては申請者の数が2,000人ということでありまして、その中の申請をまずしていただくわけなんですけど、その申請をした方の割合が704人35.2%と、で、申請をした方が、今度、まあ、それで買いに来るわけですよ、2万円分のもので2万5,000円買い物ができる。ただしそれは、4,000円ずつパックになっていますので、一度に2万円買わなくても、4,000円ずつ買っていてもいいわけですが、先ほど言いましたその35.2%のうち購入した割合は78.5%になっています、今のところ。今のところといいますか、これ締めた数字になります。

ということで、今、議員おっしゃられた額として、利用が1,800万ぐらいじゃないかということですが、これはまだ3月末まで利用ができるというところでありまして、今の段階で、利用予定額が1,546万円ぐらいになるんじゃないか、というところで見えておるところであります。それ以外の部分を今回、補正で落としております。

この要因といいますか、これについてはですね、全国的に大体数字が——うちが飛び抜けて低いとか、そういう状況ではどうもないみたいでして、全国このぐらいの、2割から3割の購入者・利用割合というところは聞いております。

この原因につきまして、国のほうがきちんと調査をしているわけではないんですけども、私どもで感じておったり、私どもが周りから聞く話によりますと、やはりその、一旦お金を出して買わなければならないというところ、ここが、幾ら5,000円のプレミアムが、まあ、2万5,000円でつくと言われても、一旦はポケットから2万円を出すということが、なかなか大変というところで、購入の率が低いというところは、あちこちから聞いております。

これをまあ4,000円で、じゃあ5,000円分、何回も買いに来られてた方も当然おられますが、それはそれでいいんですけど、そうすると何かちょっとプレミアム感が少ない感じがしますよね、やっぱり。2万円を出して2万5,000円をもらって5,000円のプレミアムで、何かこう、ちょっとお得感が出るというようなものですんで、そこが非常に難しいというところで、考えております。

子育て世帯のほうは、もう少し——子育て世帯のほうの購入者というのは、もう少し率は上がりまして、約50%の方が購入しているという状況になっております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 私も思ってたとおり、課長のほうからお答えどおりですね、やっぱり元手を出して、それから換金してね、「それから」というところが、非常にしんどい。しかも、配ったところが低所得者層なんですよ。2万円出すというのはね、非常にきつい。低所得者層は恐らく生活保護の世帯ね、月十二、三万ですかね、もらえる。そこら辺の世帯を考えられたと。2万円出してね、それ換金すると商品券、全部使わなきゃいけないんですよ、全部ね。そんなこと考えるゆとりもない。現実には2万円あったら、2万円ですべてどこでも、それから少しずつ節約しながら消費すると、これが低所得者層・貧困層のですね、実態なんですよ。

だから、こりゃあ初めに政府に配られたときに、私は、こりゃ、裕福なところへね、富裕者層へ、これ、やったら全部使われると思うんですけど、低所得者層とか子育て世代とか、難しいんじゃないかなと思ったら、全くそういうのが出ましたね。

私が申し上げたいのは、これを教訓に、今後、今、非常に、町内でも経済状況が悪いんですが、今から町は、今からいろいろ対策考えてもらえると思うんですが、そのときに、今、期待しているのは、そういう商品券で、プレミアム云々じゃなくて、現実には、例の3万円子育て世帯にプラスを出したんで、こだま券出しましたよね、あれは現金と同じようなもんですよ、そこ持っていったらすぐ換金できる、そういう給付型ね、一種、現金に等しいような、そういう財政援助とかね、それを望んでるということをお聞きしながら、そういうことを考えてもらって、今後いろいろ取り組んでもらいたいなと、そういうふうに思っております。まあ、ちょっと余談になりましたけど。（発言する者あり）

○議長（沖田 守君） ちょっと待つて。健康福祉課長か、町長か、誰。町長。町長、今の丁君の意見に対して……。町長。

○町長（下森 博之君） 先ほど議員からも、その、今回の3万円の事業のこともお話がありましたけれども、今回その3万円のときに当たりましていろんな検討をしてきた中で、実際に、このプレミアム付の商品券というのもどうだろうということ、そうすると全体額は大きくなるというメリットがあるということで、そこも検討してきたのも事実であります。

ただ、実際このプレミアム付商品券の補正予算の減額がもう、わかっておりましたから、そういう中で、非常に利用実績としては悪いと、子育て世帯でも50%ということでもありますから、そんなことも踏まえて、やはり今回は給付型でやろうということの、一つの判断材料になったのも事実でございます。

ただ、やはり、こういうその給付ということになると、もろ財政と直結してまいりますので、そこで今後についてもこれから経済対策等も考えていかなきゃならないと思っ

ておりますから、そういう面でいろいろな面、今回のことも踏まえながら、また検討を深めていきたいというふうにも思っているところでもあります。

それから、やはり町村会等々を通して、県内の自治体の状態も見ながら、そして津和野町だけじゃないということになってまいりますと、やはり県全体としての声というものも、国のほうへも届けていく必要があるかというふうにも思っております。

実際これだけ予算が余る形になりますから、全国的に見てもですね、そういう部分についてもやはり、またこのコロナウイルス対策等々へですね、国としても検討いただきたいというような声というのも上げていく必要があるんじゃないかなというのを考えてもいるといったところでもありました。

いろんな面でまた検討し、やるべきことをやっていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 関連でそのプレミアム付商品券のことなんですけど、高齢者にとって、商品券に変えるということ自体がちょっと、なかなか難しくって、手助けしてもらって商品券を買いに行ったとかいうのもよく聞いたんですが、その辺の声は聞いておられますか。その、ケアとかも何かされたんなら、教えていただければ。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） これまでも町としては、ほかほか商品券、商工観光課のほうが出来ておたりしております。

ただこれは、売り買いが商工会に委託をしておいて、商工会でやっておるというものを、今回は非課税の方ということなんで、特定の方になりますので、町のほうの窓口で購入をしていただくような形をとりました。

その中で、今議員がおっしゃられるような、高齢者の方が買いにくいとかですね、そういう話は今初めて聞いたところであります、ちょっと意味がわからなかったんですが、役場に来るのが来にくいのか、どういう意味かなと思ったんですが、まあ、とにかくそれは聞いたことがないです。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 質問を変えなきゃ。

えっと、私がお聞きしたのは、その、なんか、封筒が届いて、中に書類があつて、それを全部読んでもよくわからん、何をどうしていいかわからんけ「もうやめようか」というのを若い人が聞いて「そう、じゃあ、もったいないけえ一緒にやろうや」というのをやられたというのを聞きました。

いつものある商品券とちょっと、先ほども説明いただいたみたいに、ちょっと違うので戸惑いが、お年を召された方にはあったみたいですよ。

ですので、またこういうことが、もし、健康福祉課のほうを担当してされることになれば、その辺、気をつけていただければと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） おっしゃることわかりました。

基本的に今回も、一旦、申請書を、該当しそうな方に向けて申請書を送りまして、その方がまず申請書を書いて、それを送っていただくか持ってきていただく必要があります。そうすることによって引きかえ券をもう一回送るということになります。

これにつきまして、確かに、最初の申請書の案内についてですね、申請書があって、説明書が2枚ぐらいついてて、読んだり書いたりしなければいけないところ、確認をしていただかなければいけないところがあったのは確かなんで、もしかしたらその辺のことかなというところも思います。

ただ、これも、このやり方というのが、国のほうで定められたやり方でありまして、町が独自にそういうやり方をとっておるというものではありませんので、この辺も、先ほど丁議員がおっしゃられたような、利用者が少ない、その理由の一つには、もしかしたらなっているのかもしれないということは思います。

ただし、二、三年前までに何回か、給付金ということ、現金を、まあ、3,000円ですね、非課税の方に給付するという国の事業なんかをうちの担当課でやっていますが、そのときにも基本的には同じように、まず申請書を送って、該当の事項を確認してもらって、記入してもらったり印鑑を押してもらって、出してもらおうと。それによってこちらがもう一度確認をして、そこからは今度は、その給付金を振り込む形で行っておりました。

そのときには、もう少しやっぱり申請の数がかなり多かったので、買いに来るという手だてが一つ、余分に動いてもらわないといけないことがありますので、その辺がもしかしたら今回の給付が——給付というか、購入率が低いというところの原因の一つかもしれないというところではあると思います。

この辺については、うちだけで独自に改善を、今度何かあったときにはしていくということができませんので、国がやることで国の指示に従って、こういうやり方をしなさいというものでありますので、町としてできるところはやっていますが、従わなければならないところについては、従いながらやっていこうと思っています。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 97ページの教育費で、実績見込みにより、津和野小学校プール改築工事に伴う調査設計業務委託料557万5,000円が減額となっております。この設計業務の中に、プールから消防水利として利水できる弁は含まれておりますか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 以前、御質問といたしますか、御意見でぜひそのようにしてほしい、ということも聞いておりましたので、考えておりましたが、今回、当初はプールを壊して新築でやることを想定しておりましたので、まあ、そういったことも検討

できるかなと考えていたんですが、今回、いろいろ調べた結果、新築ではなくて改築ですね、カバー工法といいますか、水漏れする、そのプールの部分のみを改修する方向で今、進めておりますので、その段階におきましては、今の消防水利として引っ張っていくということは、入っておりません。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 昨年、皆さん御存じと思いますが、5月12日吉賀町で22棟2,300平方メートルを焼失、火災が発生しております。

ここは消火栓が1台ついて、近くの川に11台ついております。これは近くであったからよかったと言っております。

プールに3台——プールというのは、水はありますが非常に使いにくい。いつもネットがありまして、施錠してありますので、高いところを超えて給管をつけます。大変手間がかかりますし、危険であります。そして、ことし令和2年2月28日、尾道市の因島で30棟、延べ2,400平方メートルの焼失火災が発生しております。

この改築工事にできるかどうかわかりませんが、これだけの不用額を出すのであれば、森村密集地、結局畦田地区ですね、かなりの密集です。ほかに水利は消火栓しかありません。津和野川に水利しても、川はあつてないようなものなんですよ、消防側とすれば。で、森村が火事の場合は、大橋の対岸ですね、あそこから引かんとできません。プールも、先ほど言いましたように、フェンスがあつていつも鍵がしてあります。できることなら、地下配管とかは抜きにして、そこから管を2本通して下で消火栓みたいに弁を二つつければ、これ、消防車がいたらすぐつけるわけです。そして森村では今は、防火水槽は40トン水槽——これは国基準です。これは一器もありません。もしもそこに水利が、弁を二つぐらいつけて、消防車が2台ぐらいつけられれば、40トン水槽七、八器分の予算が浮くと思います。それは町民にとっても安心・安全の一つであります。

この前も申しましたように、後田地区は水利が発達というか、めぐらしてあります、縦横。したがって、かなり前ですが、本町の裏で楽器店が焼けたときに、かなりそこで水をとられたんですが、森村はそうはいきません。側溝はありますが水がありません、全く。

ということで、例えば、200万円追加でかけて、取水弁を二つつけていただくと、最低7機分としても4,000万円以上、簡単に、まあ、損得勘定でいきますと浮くわけです。

ぜひこの機会にしておかないと、森村地区の住民の方の安心・安全を得るためにも、ぜひ必要ではないかと思っております。

そして、最近大火がはやっておりますが、貴重な文化財といいますか、資料もたくさんあります、郷土館もすぐ近くにありますので、ぜひこのことは、御一考をいただいた

ほうが、安い工事費で40トン水槽7器ないし8器分、600万円一器します。ということ考えていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 防火水槽の件については、プールについてはそのかわりに十分対応できるように、利用は可能なようなイメージで、私どもは捉えております。

ただ、水槽というかプールの中に、いわゆる取水口を入れんと、ポンプアップができない現状が今あると思うんですね。言われるように、中へ、周りを囲っておりますので、鍵をあけて中に入れるという、その手間というのは一つあるかと思いますが、例えば鍵を消防分遣所に一つ持たせると、そういうような形をとれば、その部分についてはクリアができるのかなというふうに、米澤議員さんの今のお話を聞きながら思っております。そういうことで対応ができれば一番我々は助かるかなというふうには思っています。

さきに御質問いただいて、検討をというお話をいただいたときには、小学校の入り口の空き地のところまで防火水槽を持っていく形で検討をということで、その点については、設計士さん方と検討をさせていただきましたが、ただ、そこまでの工事というのはかなりの金額になるだろうということが、まず一つあって、その上に、まあ、工法が変わりましたので、その部分はちょっと無理だなということで、今回は諦めたということでございます。

そういった形でクリアができるのであれば、それが一番我々も、設計を変更する必要もなくって、助かるわけでありましてけれども、先ほど質問の中にあつた、いわゆる取水口をそのプールのへりのほうへつけるという、そういったことが本当に設計の中でできるのかどうかというのは、ちょっとその——今の段階でお答えすることができませんので、また帰って設計士さん等の話を聞いてみたいというふうには思っております。まだ今から実施設計を本格的に組んで、工事にかかっていくわけですので、工事の中で変更ができるような程度のことであれば、またそれは検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 確かに、津和野小学校、バス停予定地、そこまでの延長を業者の方へ聞いてたんですが、400か500万円のできるであろうということであつたんですが、それはなしにしましても、プールの底、また側面の下側からとれば、これほど安くて、4,000万円近く浮くという計算もできますので、ぜひとも、防火水槽の件に関しては、総務課の管轄でもあると思いますので、よく検討されまして、こんなチャンスはめったにないと思いますので、検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（沖田 守君） それ以上の答弁要らんの。

○議員（2番 米澤 宥文君） できれば総務財政課長で。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） この消防水利、いわゆる津和野小学校のプールの防火水槽というところでの利用の仕方というところで、昨年ですか、いろいろと御提案をいただいて、今、教育委員会のほうで、そういった小学校のプールの実施設計を行う中で御検討をいただいてきておりました。

そういった状況の中で、今、教育長あるいは教育次長が答弁をしておりますけども、設計する段階で工法が変更になったと、カバー工法という工法をとるところで、今設計のほうができ上がりつつあるというところでございまして、そうしますと、新しくつくるといことじゃなくて、改築というような形になりますので、そこに取水口をつけるということが、工事上、非常に難しいといいますが、プールに影響があるというふうなことも考えられるんじゃないかというふうに思っております。

非常に、貴重な御提案でございますけども、その辺の消防水利につきましては、現在森村には、先ほども言われてましたけれども、消火栓を設置しております。その消火栓の大きさは——ちょっと大きさは忘れちゃったけれども、通常の大きさよりずっと大きいパイの消火栓を設置しております。まずはその消火栓を利用した中で、初期消火に当たっていきたく、初期消火をしながら津和野小学校のプールを防火水槽として、今みたいに取水口をプールの中に入れて対応していくというふうなこともできるんじゃないかというふうに考えておりますので、できれば、そういったことが、プールを利用すると、取水口をつけるということがいいと思うんですが、プールのほうに工法上、やっぱり影響があるというふうなことも考えられますので、その辺は慎重に検討していきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。8番、三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 1点ほどですけども、85ページの道路新設改良費になります。これの（1）の笹ヶ谷線2,232万9,000円減額になっております。以下、4番目の木毛線、これが同じ金額が上がっております。需用費、役務費、使用料及び賃貸料も、その金額がそのままの金額になっています。すりかえのような気がして…。どういことなのかお答え願います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） 笹ヶ谷線から、木毛線のほうに予算を振りかえておるといこととでございます。

全体的な道路改良、道路建設改良の予算を再度見直して——見直すちゅうかですね、まあ見直しておるところでございまして、最終的には、そこにあるとおり、工事請負費につきましては、690万増額になっておるんですけども、笹ヶ谷線につきましては、今ちょうど橋梁の手前まで完成をしております、これ以上、もし事業費を使うということになると、橋梁の整備になってしまいまして、とても予算的にはこれでは足りない

というところで、木毛線のほうの今の道路改良のほうも急ぐということですね、予算についてはこちらへ振りかえさせていただいたと、いうことでございます。

木毛線につきましては、今の、今年度と、まあ、繰り越しも考えておるんですけれども、舗装とか、それから当然入り口、県道からの入り口部分の改良等々にこの予算を充てたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 32ページ、3ページをお願いしたいと思います。

畑迫のぶさか団地の事業費確定で1,513万4,000円ですか、減額されております。安くでき上がったということは、大変喜ばしいことでもあろうかというふうに思っておりますが、その要因とございますか、そこについてお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 畑迫のぶさか団地につきましては、当初、4棟ということで計画をさせていただきました。

議員の皆様にも、4棟から3棟になった経過については御説明をしたところでございますが、この1棟分の減少分を、今回補正予算で減額をさせていただいたということでもあります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 20ページ、21ページのところの中ほど、15款の2項1目物品売払収入で、ミュージアムグッズ売払収入が311万2,000円の減額ということで、多分これは観光入り込み客、今回のコロナウイルスやさまざまな要因の中で売上げがなかなか伸びなかったかということもあるかと思えます。そのことと、また、今、関西のほうではこの4月からでしたか、あべのハルカスで安野光雅展をやるということで、かなり多く広告も打っておられます。

そういうところで、何とかまた売上げを伸ばしていくということも考えておられるのではなかろうかと思えますが、この要因と今後の展望についてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） このミュージアムグッズの売り払いににつきましては、12月の補正のときにも、少し減額をさせていただいております。

といいますのは、原因を考えますのは、入館者数がなかなか伸び悩んでいるというのは一つでございますけれども、あと館外店の会場なんですけど、以前はデパート系——例えば高島屋さんですとか、そういったデパート系での館外店というのが、結構あったんですが、最近では、美術館、それも、都市部というか、ちょっと外れた地方都市の美術館での開催というのが結構ありまして、そうした場合は、どうしてもグッズの売り行きがかなり違ってきておりまして、そういった関係で減額をせざるを得ないという状況でございます。

それから、今、議員さんが言われましたように、ことしの4月の下旬から5月にかけて、あべのハルカス美術館のほうで館外店のほうを計画しております。今のところ変更の予定は来ておりませんので、開催の方向で進むものと考えております。

あべのハルカスの美術館につきましては、やはり、かなり、美術館に入られる方もですが、建物自体に来られる方も多いので、そういった意味では、グッズのブースは無料のゾーンでございますので、しっかり販売できるようにいけたらというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 37ページの津和野城山整備事業費であります。この中で、工事請負費の、これ、遊歩道整備と思えますけども、減額の4,342万3,000円ですね、これのちょっと内容をお聞きしたいのと、委託料の関係ですが、増額、減額、いろいろありまして、結果的に1,700万程度増額で計上されております。これのマイナスやらとか増額、いろいろありますけど、ここの内容をちょっと教えていただきたいという、思います。

それから、64ページであります。医療対策費の積立金の関係であります。2,500万の積み立てをされるということですが、これは過疎地域自立促進特別事業のソフト事業を使つての積み立てというふうに思うんですが、2,500万円を積み立てるといふ、何か根拠とか、ありましたら、ちょっと説明をお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、今回、補正予算の概要ということで、総務課長のほうから御説明をいたしました資料のほうに明記してございます、津和野城山整備事業の工事請負費としては、遊歩道整備工事等の工事費の確定ということで、代表的に挙げていただいております。

なお、これ、城山整備事業は、御存じのとおり、いろんな事業が複数同時進行で進んでおるような状況でございまして、商工観光課管轄としますと、現在の歩道整備事業については、確定する中での工事請負費の変更は予定をしておりません。別途、今回の作業道の開設の問題で、森林の除間伐、また植栽の作業のほうがですね、おくれておるという状況でございまして、植栽については、この遊歩道あたりも木を運ぶ際に使うということがございまして、そういうことを考えると、3月時点で仕上げてしまいますと、要は、整備しているのを、また運搬が通ることになると、また傷んでしまうということがありまして、一回、現時点で、舗装をやる前の段階で、土の面、いわゆる土舗装といひましようか、そういった形で舗装しますので、今の段階では一回切りをつけて、今後、森林の除間伐、さらには、植栽の運搬が終わった時点で、また別途、今回計上させていただきますので、舗装関係で2,445万6,300円の増額を、商工観光課の管轄としては増額をさせていただきます。

そういった事業の中で、減額が生じている、プラス・マイナスの中で、今回減額が4,342万3,000円になっておるとい状況でございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それと、委託料というところでの御質問でございます、マイナス部分やら増額部分ということで、それぞれ金額を計上させていただいております。

測量等業務委託料につきましては、この中に森林整備関係の委託料を、ここで当初計上しておったということもありまして、その組みかえを測量設計業務委託料から、そこに計上しておりますけども、森林整備業務委託料へ、3,994万2,000円ありますけども、そういった部分は、金額の組みかえをしておる、というふうなところでの測量等の業務委託料がマイナス、森林整備業務委託料がプラスでの予算計上をさせていただいておるとい内容でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 61ページの地域医療推進基金積立金ということで、この基金は地域医療及び介護の推進を図るといことでありまして、30年度末の残高が約5,800万と、いことでありました。

このたびの補正でも、当初、介護老人保健施設事業の会計の部分が約3,900万基金繰り入れをしております。その関係で、この31年度の残高見込みでは、約また3,900万ぐらいを残しておくといような形の中でやっておりますので、2,500万は、過疎債のほうから積み立てるとい状況でありまして、要するに、赤字の部分はこの基金から介護老人保健施設あるいは、病院等、日原診療所等がなったときにも、この基金で対応するといことでありまして。

以上です。

○議長（沖田 守君） いいですか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 先ほどの城山の関連で、確定といのはまだ事業が続いているといことだと思いましたが、除間伐の後の売り払ったものの収入といのはどこに上がってくるのかなと思つて。これもまだといことなんですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 私が申し上げました確定といのが、遊歩道の整備事業の確定といことございまして、その他トイレとか除間伐、森林整備、あと東屋、ライトアップ、それぞれの事業がそれぞれの担当課で別々に進んでおりますので、確定をしたといのは遊歩道に関する部分でございます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） この前、委員会のほうでいろいろと質問されたときに、担当者が言っておりましたが、間伐材を出しても経費等々で黒字になることはい

うような状況であったと、今までのやつはですね、そういうふうに聞いております。今後のやつがどうなるかは、まだわかりませんが、そういう状況です。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） それは、差し引きの事業と、その売り上げの話だと思うんですけど、売り上げたその木材代金というのは、上がってきますよね。それは、委託料の中で込められてるんですか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 詳しいことはわかりませんが、搬出をしないということでの契約であって、搬出行為が起こることは、その、また委託とは別の経費がかかるものだと思ってまして、その部分に売上代は充てておるのではないかとこのように思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、川田君。

○議員（3番 川田 剛君） よくわからないんですけど、僕、委員会におりませんので、委員会の報告までは受けていませんし、あれなんですけども、城山の所有権は町じゃないんですか。もしかして民間なのか。その、今、もう事業はされています。恐らく、見た感じでは、今までの木は全部残っているのではなくて、幾つかはもう、出荷されているような気がするんですけども、その木の販売代金というのはどこに行くのか、それと、所有者、木材代金と、この委託料の中で相殺されているものなのか、それとも、売り上げが上がった際には、ここに載ってくるのかが、全然ちょっと見えないんですけど、具体的にお願いたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） この前の委員会の話でいきますと……（発言する者あり）ええ。私が聞いたことなんですけど、例えば、伐採をして間伐をすると、その行為までが委託料の中に含まれておって、搬出するという行為、例えばそこまで委託料に入っておれば、当然販売金額は町のほうに入ってこなきゃいけないんですけど、搬出までは業者のほうでやっておるとこのように聞いております。そのかかる経費が販売代金で満たしておると、いう流れだと思っております。

ですから、搬出までを委託しとったとすれば、その販売代金はこちらに入ってこなきゃいけないけども、そういうふうな契約状況ではないというふうに思っております。

○議員（3番 川田 剛君） よくわからないんですけど。

○議長（沖田 守君） 川田君、3回目だからね、ですが、今の農林課長の答弁は少し責任があんまりないような答弁で、まことに残念だけど、あなたが十分把握しとらんということ。

農林課長。

○農林課長(久保 睦夫君) そういう、十分に把握してないことは確かでありまして、今度の予算審査特別委員会の際に回答させてもらうということですのでよろしいでしょうか。この予算の……。 (発言する者あり) いいですか。大変申しわけございません。

○議長(沖田 守君) 今、十分理解できたかできんか、ちょっと不可解な面もありますが、関連してどなたか質問されても結構ですが、いいですか。2番、米澤宥文君。

○議員(2番 米澤 宥文君) 関連ですが、作業道開設による影響といえますか、おくれはどの程度見ておられますか。

○議長(沖田 守君) 農林課長。

○農林課長(久保 睦夫君) まだ、間伐のほうの作業の開始許可はまだ出ておりません。で、その間のおくれが残っておるわけですが、今、植栽のほうは許可が出ておりますので、植栽のほうに作業をかえてやっておる状況です。

○議長(沖田 守君) ほかにありますか。いいですか。1番、草田君。

○議員(1番 草田 吉丸君) 済みません。先ほどの分で、総務課長、回答いただいた、委託料で測量業務委託料の減は、森林整備業務委託料に組み替えと言われましたいね。それで事業支援業務委託料500万、これも組み替えをされて減額をされたんですかいね。この内容、こういう内容は——こういう測量業務、あるいは事業支援業務委託料というのは、これ、もう必要ないんですかいね。その辺、どうぞごしまししょう。

○議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長(岩本 要二君) どうも済みません。測量業務委託料につきましては、森林整備の部分が、こちらに組み込まれておったということで、ここに森林整備業務委託料ということで3,994万2,000円計上させていただいておりますけども、こちらのほうに組み替えたというものであります。それとあわせまして、あるいは水道施設等の測量設計ということで、そういった部分も160万ばかり計上をさせていただいて、トータルとして測量設計業務委託料が1,832万4,000円の、今回は減額の計上をさせていただいております。

それと、事業支援業務委託料につきましては、昨年度まではああして各事業の、いろんな事業が一緒になってやっておりますので、それを束ねるといいますか、まとめるような業務というところもお願いをしておりましたけども、今年度につきましては、一応、予算の計上はさせていただきましたが、そこまで業者に頼まなくても、こちらのほうで、そういった部分をやりながら調整していったというふうな部分もございますので、今回は、この500万は、予算計上させていただいたものを丸々減額をさせていただいております。

○議長(沖田 守君) ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第27号平成31年度津和野町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

日程第20．議案第28号

○議長（沖田 守君） 日程第20、議案第28号平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第28号平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第21．議案第29号

○議長（沖田 守君） 日程第21、議案第29号平成31年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第29号平成31年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第22．議案第30号

○議長（沖田 守君） 日程第22、議案第30号平成31年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第30号平成31年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第23．議案第31号

○議長（沖田 守君） 日程第23、議案第31号平成31年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑がありません。終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第31号平成31年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第24．議案第32号

○議長（沖田 守君） 日程第24、議案第32号平成31年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第32号平成31年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第25．議案第33号

○議長（沖田 守君） 日程第25、議案第33号平成31年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第33号平成31年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第26．議案第34号

○議長（沖田 守君） 日程第26、議案第34号平成31年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第34号平成31年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第27．議案第35号

○議長（沖田 守君） 日程第27、議案第35号平成31年度津和野町水道事業会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第35号平成31年度津和野町水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第28. 発委第1号

○議長（沖田 守君） 日程第28、発委第1号津和野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正についてを議題とします。

これより本案件について、議会運営委員長より提案の趣旨説明を求めます。10番、後山幸次君。

○議会運営委員会委員長（後山 幸次君） それでは、発委第1号について御説明をいたします。

津和野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項、並びに津和野町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出理由であります。議員報酬の日割り支給を可能にするため、本条例を改正するものであります。

条例改正案の説明であります。1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

まず、第3条中に改正案の文言を加えたものであります。また、第4条改正（案）のとおり改めるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより発委第1号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、発委第1号津和野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会したいと思います。大変、御苦勞でありました。

午前10時57分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

議事日程（第3号）

令和2年3月17日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（12名）

1番 草田 吉丸君	2番 米澤 宥文君
3番 川田 剛君	4番 道信 俊昭君
5番 板垣 敬司君	6番 丁 泰仁君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 寺戸 昌子君	10番 後山 幸次君
11番 岡田 克也君	12番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	清水 浩志君	建設課長	益井 仁志君
教育次長	齋藤 道夫君	会計管理者	青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長(沖田 守君) おはようございます。引き続きお出かけをいただきまして、まことにありがとうございます。

昨日まで令和2年の一般会計、特別会計等予算審査特別委員会を開催していただき、予算審査は終了した次第であります。

これから、3日目の会議を開きたいと思います。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(沖田 守君) 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、9番、寺戸昌子君、10番、後山幸次君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長(沖田 守君) 日程第2、きょうから一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。発言順序1、6番、丁泰仁君。

○議員(6番 丁 泰仁君) 皆様、おはようございます。丁泰仁でございます。本日、2項目の質問を用意しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

質問に入る前にこの場をおかりしまして、今回のコロナウイルスに罹患されまして御不幸にもお亡くなりになられました方に対しまして、心からお悔やみを申し上げますとともに、今なお、病床におきまして苦しんでいらっしゃる方に対しまして、お見舞いを申し上げます次第でございます。

それでは早速、質問に入らせていただきます。

第1問目、新型肺炎コロナウイルスと当町観光産業への影響に関しまして。

中国武漢市を発生源とする、感染経路が不明の新型コロナウイルスによる肺炎患者の報告が全国各地で相次ぐ昨今です。北海道から沖縄まで感染地域は全国的に広がり、今や、山陰両県と幾つかの県を除いて、大人、子供にかかわらず患者を発生させています。

政府は当初、国内発生初期の段階と見解を変えていませんでしたが、町なかで感染が広がるという市中感染が既に始まったという見方が示され、米国CDC(米国疾病予防管理センター)は、パンデミック、世界的流行に近づいているとまで公言していました。

2月26日、政府は地方自治体、民間企業などへ大規模イベントなどの延期・自粛を3月中旬まで協力要請をしました。イベント産業は宿泊、飲食、交通費などとの連動性が高く、これら関連する商業を含めると、年17兆円に上ると言われています。これは、2018年、日本イベント産業振興協会の調べであります。さらに、27日、全国の小中高校などへ春休みまでの臨時休校を要請しました。この突然の要請に関しましては、

教育現場、学校給食関連業者、幼児を持つ家庭などの間で混乱をきたし、さまざまな問題が噴出してきたかのようにあります。3月13日、いよいよ、おそれていました、WHO世界保健機構のパンデミック、世界的流行宣言があり、経済界を中心に恐慌、パニックに陥り、世界的に株価は暴落しリーマンショック時以上の下げ幅を記録しています。

さて、コロナウイルス感染問題は、現段階では終息は見通せません。経済活動への影響は、外需依存度が高い日本の産業構造を考えれば、その影響は深刻であります。人々の移動は制限され、ビジネス目的の海外出張も大幅に減少、企業活動は縮小を余儀なくされ、当然、海外から日本を訪れる人も減り、中国などからの観光客向けの売り上げが多い日本の観光業、流通、小売業も大きな影響を受けます。企業業績の悪化は個人の所得減少につながり、消費の減退、設備投資の縮小を招きます。2月27日、新聞紙上によりますと、「山陰両県、観光業に影響広がる」と大きく見出しがつけられています。国際定期便の全面運休で外国人客が激減したのに加え、旅行自粛の広がり国内客の減少も目立ってきました。ちなみに、日本国内旅行消費額は日本人21.9兆円、外国人4.8兆円と言われています。これは、2019年、観光庁の公表です。松江市の旅館ホテル組合によれば、2月中旬から団体客のキャンセルが出始め、3月以降の予約も低調と言います。観光産業にとりましては、今後、さらに先行き不透明感が増し、経営継続に関して不安な日々を過ごさざるを得ません。これらの状況に鑑み質問をいたします。

質問1、当町に感染者が出た場合の防疫・検査体制の準備はできているか。

2、町民に感染予防の基本動作の周知として求めることは。

3、最近、感染者や関係者に対する差別的扱いが目につくケースがテレビ、新聞紙上でよく取り上げられています。憂慮すべき事態であります。当町ではこのような事態に備えて協議は重ねられていますか。特に、医療従事者の医療活動が差別意識で妨げられることのないように、町民に周知徹底すべきだと思いますが、いかがか。

4、当町3月以降の観光産業に関するイベントなどへの影響はいかがでしょうか。特に、3月20日、春分の日以降のSL運行に関する影響は。また、旅館、ホテルなど宿泊施設に対してのキャンセル状況などの情報はどうなっていますか。行政として、これら産業に対し経済的補助などの手だてを講じる協議はしていますか。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） では、皆様おはようございます。本日より一般質問でございます。何とぞよろしくお願いをいたします。

6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。

新型肺炎コロナウイルスと当町観光産業への影響についてでございます。

本町では、3月4日に山口県下関市で新型コロナウイルス感染患者が発生したことに伴い、津和野町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大防止の対策を進めることとしております。町内に感染患者が発生した場合、島根県において患者への治

療、入院措置等の対応や患者の同居者等の濃厚接触者への外出自粛要請、健康観察等の対応などが措置されることとなります。

町内に感染患者が発生した場合の防疫につきましては、施設や設備等、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウムが有効とされていますので、これを一定の濃度に希釈した消毒液を準備しており、二次的な感染防止を含め施設や設備等の消毒に対応することとしております。全国的にアルコール消毒液やマスクなどの物資が不足し確保が困難な状況にありますが、引き続き必要な物資の確保に努め、島根県と連携し、防疫体制の充実など感染拡大防止策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

検査体制につきましては、国において民間の検査機関を活用した検査体制の強化について方向性が示されておりますが、現時点では、患者が受診した医療機関が感染症の疑いがあると判断した場合、保健所に連絡し、採取した検体を島根県の検査機関である島根県保健環境科学研究所でPCR検査を実施することとしております。3月10日時点で、島根県内のPCR検査実施総数は73人で、結果は全て陰性となっており、引き続き島根県と連携し、情報共有に努めてまいりたいと考えております。

次に、町内での感染拡大防止策として、既に、政府の要請に基づく小中学校の臨時休業やイベント等の中止、延期の措置などを行っております。町民の皆様に対しましては、国内の一部地域において小規模患者クラスターの発生により感染が拡大している状況を踏まえ、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けていただくなど、集団感染の防止対策に努めていただくとともに、手洗いやうがい、咳エチケットなど、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に基本的な感染対策を行っていただくよう周知しております。今後も引き続き、ケーブルテレビ等を利用して周知を図っていきたいと考えております。あわせて、感染の心配がある場合は、速やかに益田保健所に設置されている帰国者・接触者相談センターにお問い合わせいただくよう周知してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症による根拠のないさまざまな風評被害については、連日、マスコミに取り上げられています。現場で対応する医療従事者としては迷惑きわまりないもので、それによって必要な医療を届けることができなくなれば本末転倒であります。指定管理者である医療法人橘井堂として、医療従事者として何よりも重要なことは、医療現場は動揺することなく常日ごろから信頼できる医療を提供すること、医療安全や感染対策、医療物資の確保や接遇など、今が特別なのではなく、常日ごろから心がけているいつもの医療を提供すること、そして、その継続こそが町民を守り、医療従事者を守ることであると言われております。

津和野町としては、開示できる情報を正確に提供し、町民の皆様へ周知したいと考えております。

次に、本町の3月以降のイベントにつきましては、3月8日のSL健康マラソンの中止、20日に予定されておりました3団体が連携した春の観光開きの中止、3月20日

から29日までの間、SLやまぐち号運行も残念ながら中止となりました。4月においては、4日の花まつり、12日の鷺原八幡宮流鏝馬神事と、関連した春を呼ぶ高知フェア等、イベントの中止が既に決定されております。

これまでの実績では、SL健康マラソンの参加者が約600人、流鏝馬神事が約8,000人から1万2,000人であります。加えて、SL運航中止による影響が700人であり、関係者を含めると、イベント等関連で1万1,500人相当の入込客数がこの期間中に減少するものと見込まれます。

議員御質問の旅館、ホテル等へのキャンセル状況等につきましては、3月6日に町商工観光課、商工会、観光協会と連携して緊急アンケート調査を実施しております。調査表受領時には各担当職員が聞き取り調査も実施しておりますが、事業者からはいずれも厳しい状況であり、キャンセルによる甚大な影響、特に週末において自粛に伴う人出がないことによる深刻な影響が伝えられております。

宿泊施設の関連キャンセルによる3月中の被害予想は、3月10日時点、宿泊取り消し者数約700人、損失額578万1,000円、宴会取り消し者数約340人、被害額152万4,000円、総額730万5,000円に及びます。これを踏まえて、3月12日に、私と商工会長並びに観光協会長、そして3団体の事務局による津和野町コロナウイルス感染症緊急経済対策会議を行い、今後の対応策について協議をしたところであります。このときの協議事項をもとに町独自の緊急支援策について早期に議会に提案させていただくべく、現在、細部の詰めを行っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） コロナウイルス、もう、日々、終息するどころか、もう、どんどん発生しています。しかもそれが、我が国、当初は中国武漢市、中国だけだと思っていたんですが、とんでもない、今、ヨーロッパですね、中心になっているのは、イタリアを中心にですね。そして、どんどんそこが広がり、米国も最初はどうもないんだと言っていたけど、もう、ここもとんでもない状態になっています。そうしますと、全部、国が、他国からの人の流入を防ぐということで、シャットアウトしますとね。まあ、パニックと言ったら、本当にパニックですね。これ、見えない敵と戦っているとよく言われますけど。

そういう中で、当県、それと隣の鳥取県ですかね、今のところ、患者を発生させていないと。非常に、今、ちょっと、今の時点におきましては、ほっとしているところですが、安心できるような状態ではないと思います。それで、いろいろ、私も、質問を、ここ、しましたけど、町としましては、もしものときの準備はできているかというところで、緊急に対策会議を開いているし、その準備もしているみたいです。

それで、1点だけ、このことに関しまして、津和野共存病院とそれから日赤の役割というのは、こういうことが起きた場合にはどういうふうになるのでしょうか。こちら辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、今回の新型コロナウイルスの状況におきまして、いずれにしましても、先ほど町長が答弁しましたように、そのような状況がある場合には、まずは保健所等に相談ということになっております。で、その時点で、保健所自体がこのお電話をされた方がそういう状況にあり得るだろうという場合においては、そこで医療機関を指定をしまして、例えば、その人の住所等もありますので、その状況を踏まえてやっております。で、仮に津和野共存病院等の依頼があった場合には、その方がまず軽症かどうかということも情報を入れまして、まずはその検体をするのであるならば、ほかの一般患者との、やはり、ルートに分けるということで、救外のほうのルートの部分を、今、院内ではそういう形をとっておりますけど、その前に車の中で対応できるような検体の部分を、もしあればそういう形をとると。で、その状況の中で検体が出まして陰性であれば何ら関係ありませんけど、陽性であった場合には、また、その状況を保健所等が判断をして、現在は、入院施設は、いろいろ、ベッド数等も県のほうも確保しているとは言いますが、今の感染症の指定された医療機関のほうへ入院をされるというような状況になっております。

いずれにしましても、まずは、そういう状況があった場合には保健所等の電話相談のほうにお問い合わせをして、その状況を踏まえてということでもありますので、日赤と津和野共存病院の関係はということになると、赤十字におきましてはその両方のことをしているということ、入院施設は、この中では、益田圏域においてはそういう感染症の施設のある医療施設ということでもあります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） わかりました。

では、もう1点、今、ちょっと耳にしまして嫌だなというのは、この医療従事者に対する、コロナ感染した場合に、非常に差別的な扱いをされるということをよく聞いていたんですが、それ以外に、やっぱり一般の人がかかった場合に、何か心なく、ネットを中心に、あるいは風評被害と言いますか、いろいろ人種差別みたいな、何かそういうことが起きているというようなことですが、こういう場合に、もし当町にそういうことが、感染者が出た場合に、そういうことが行われないように、あらかじめどういうふうにしてこれを防止するかと。その手段というのはどういうふうにかえられていますか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、議員のほうから、町民の方にそういう状況が発生した場合の、個人の、個人情報といいますか、風評被害を受けないような形でということだろうと思っておりますけども、町といたしましては情報を正確に把握した中で、そういった個人情報等を鑑みながら町民の皆様には情報提供してまいりたいというふうに考

えておりますけども、何をいうても、県のほうからの、いろんな、そういったとこの対応のアドバイス等をいただきながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ぜひ、ここら辺は十分に対応をしてほしいなと思います。

それでは、1の質問で、次に、一番、きょう申し上げたかったのは、このコロナウイルスの影響で、先ほどの町長の答弁にありましたように、観光業者は、もう、これ、悲鳴ですね、本当に。それで、当町は、実体経済、12月は暮れとかそういうことで、まあまあ消費活動活発になるんです。ほで、正月を、1月、正月は何とか正月の関係で営業していても売り上げがそこそこ上がるんですが、それ以降、大体2月、3月の、このSLが、春分の日ですね、ここまではどっちかいうと、もう、ほとんど休業に近いような、売り上げ、店をあけましても、その年によりますけど雪が大体降ってきますと、もう、経済活動ほとんど、この観光、飲食に関しましてはストップするような状態です。そこへもってきて、ただでさえストップするんですが、このコロナウイルスの影響で、要するに、人が入るのが結局全部ストップしちゃったわけです。だから、本当に資金繰りが、今、正直申し上げまして、大体1月、2月の売り上げが減少した部分は3月の春分の日以降の3、4、5と、こういう活動期に取り戻して、何とか補填して1年を回していくんですよ。これが、飲食あるいは観光業の実態なんですけど、そこが完璧にストップしてですね、今、もう、悲鳴です。

それで、町長おっしゃったように、いろいろ3者会議もやっているみたいですが、ここに、商工会が臨時にアンケートをとった分を、私、手にちょっと入れまして、調べたんです。それで、被害額がトータルで、宿泊キャンセルが578万、それから宴会キャンセルが152万と、数字でこういうふうにはぼっと、ああそうですかというんですけど、これね、本当、何と申しますかね、この数値で、何とかね、1、2月をもたそうとしていっていると思うんですよ。そこが、もう、ほとんどゼロに近いです。それで、中には、飲食店で、もうきつく、キャンセルのため売り上げ減少した150万とかね、それからお土産屋さんで1,500万とかね、こんな信じられんような数値が出てくるんです。

それで、問題は、じゃあ、この悲鳴上げているんですけど、じゃあ、どうしてほしいかという問題なんです。それで、いろいろ要望が、今、上がってきていますが、ちょっと申し上げますと、資金繰りが大変なので融資の対応と返済金の減額をしてほしいと、それから借入返済の猶予を望むとか、それから固定資産税、町民税の割賦、延納納付ですね、それから助成金を出してくれるんなら早目に出してほしいと、こういう切実な、一応、本当に、これ、切実な要望ですよ。

で、こういうのを受けまして、町として、今、対策を考えられとると思いますので、至急何らかの具体案が出てくると思いますけど、一応、この中で、とにかく町ができることとしてはどういうことがあるのかなど。今、申し上げました要望の中で、こういう

ことはできるだろうと、そういうところがもしありましたら、ちょっと述べてみてください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おはようございます。では、お願いをいたします。

議員の御質問でございますが、議員からもありましたように、まさに、今、3団体の会議をやりまして、いろいろ細部を検討しておるといってございまして。国の状況においても、自民党の若手議員さんあたりからは消費税をゼロ%とか、いわゆる粗利の損失分の直接補助というような、かなり思い切った案も出てきておるといってございまして、そういった部分、できる、できんについても、けさのテレビ報道あたりでも安倍首相もゼロ%も明確には否定をされておられんというようなことありまして、国もある程度のことはいろいろ考えておられるであろうというふうに思っております。

町としまして、やはり今回、早い段階で制度融資のセーフティーネットという、いわゆる安い金利でお貸しをしますよというもんや、日本政策金融公庫の実質の無利息・無担保というような融資制度も出てきたとございまして、なかなか、町内事業者、新しい制度が出て、いわゆるニューマネー、新しい借入れをできるというようなほどの体力と、今まで既に借りていたものを返済していくわけですし、借りたとしても無利息・無担保というものであっても元金は返すわけでございますので、そういうあたりでは、なかなか、償還計画立てる上でも厳しいものがあるというふうに認識をしております。そういったところで考えますと、なかなか、単純に融資というものだけに頼らない、ほかのいろいろなものを、町長の答弁もございまして、さまざまな視点で考えていく必要があるというところで、そういうあたりを考える上で、もうしばしお時間をいただき、それほどはかけないつもりでございますので、よろしくお時間をいただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今、国会のほうで自民党の有志議員が申し上げておるように、要するに、消費税の増税しましたけど、これをもとに戻して減税していくとか、極端に言うたら5%まで戻してもいいんじゃないかとか、もう、それとか、給付金として各家庭に3万円配るんだとか、そういうふうに、今まで想像もつかないような言葉が、どんどんどんどん発言が出てきているちゅうのは、それだけ、やっぱり緊急を要するし、異常事態だということだと思っておりますよ。

それで、政府も金融政策、これは金利を下げたり、あるいはもうちょっと国債を買うて、市中に資金をどんどん回して資金繰りを楽にさせると、そういう政策、あるいは財政政策で公共工事出すとか、あるいは減税政策、いろいろ両輪を駆使して、今、景気がとにかくこれ以上落ちないように躍起です。

だから、私、あと2番目の質問で、今の状況をもう一度詳しく、今の経済状況を述べたいと思っておりますけど、とにかく当町としましては、そういう点では、自民党の、今、若

手議員が申しあげました給付金、3万円一律というの、これ、先行しまして、本当に日本全国で、町長がよくやった、思い切ってもらいましたけど、各子供の家庭にこだま券として、これは地域通貨券だと思うんですが、3万円配られたと、これは本当勇断であって、それはあっと驚くべきあれだったと思うんですよ、英断だったと思いますよ。だけど、今、国会においてそれをやろうと、やろうというような話が出てきています。だから、非常に、先行的に、このことはよかったと思います。

それと、やはり減税というのは、やっぱり、税体系が、政府の税体系が絡んできますんで難しいかもわかりませんが、町独自でできるというのは、地方税のところは、固定資産税は、特に、今、減免、減税することはできんですけど、要するに延納、分割。

今、5月に固定資産税が始まります。ところが、5月は自動車税も始まるんですよ。そうすると、売り上げがないところへ持って行って、固定資産税と自動車税ちゅうのは、待ったなしですね、期限つきで払わなきゃいけない、ダブルで。これは、本当、平素でも、平素の事態でも、ちょっと、商工業者、頭痛い問題です。そこへ持って行ってこういう状態ですからね。とても、これ、払える状況にないです。だから、とにかく不義理はしたくない、払っていかなくちゃいけない、じゃあ、どういかに払える状況つくってくれということが、この固定資産税の、要するに、分割、延納納付でありますので、こちら辺は、町で、ひとつ、今までにない緊急事態ということで、考慮してほしいなど、特に、私、ここですね、述べたいなと思っております。

そういうことで、今、対策を練っているということですので、また商工会のほうからまとめた要請文が上がってくると思いますので、そのときには、ぜひ前向きに対処してほしいなど、そういうことで、この質問は、きょうは置きたいと思います、一応。

では次に、2番目の質問に入ってまいりたいと思います。

2番目、町長施政方針と中長期財政計画に関しましてです。

最初に、我が国の最近の経済状況を見ますと、連休明けの2月25日、新型コロナウイルスによる肺炎の感染拡大で世界景気が悪化するとの懸念が強まり、日経平均株価が急落しました。下げ幅は一時1,000円を超え、約4カ月ぶりの安値をつけました。前日の米国株が大幅下落したほか、アジアや欧州の市場も下げ、世界で株安が連鎖しました。ちなみに、2月に2万4,000円前後で推移していた株価、その後下げ続け、ついにコロナウイルスパンデミック宣言を受け、3月13日には1万7,000円台へ暴落突入、パニック状態です。また、2月18日発表の2019年10月から12月期の実質GDP速報値は、前期比1.6%減、年率換算6.3%減と市場予想より大幅な落ち込みとなり、2020年1月から3月期もマイナスとなる可能性が高いと予想されています。2四半期連続マイナス成長なら、テクニカルリセッション、景気後退期入りとも言われています。

この先、日本経済の見通しとしまして、2020年3月期決算の純利益合計は前期比6.6%減と2年連続減益見通しであると報じられています。米中貿易摩擦による中国

経済の減速や消費税増税が響いた形ですが、そこへ新型肺炎ショックが加わるので影響は甚大です。

この新型肺炎ウイルスの影響が経済活動業績に出る可能性につきまして、東京商工リサーチが2月に各業種に緊急アンケートを募った結果、1、既に出ている、卸売業、運輸業、製造業3%、2、今後出る可能性、製造業51.7%で最も多く、次いで卸売業47.3%と高く、3、宿泊業・旅行業が含まれるサービス業ほかは38.3%、観光バスの運行会社が含まれる運輸業は43.4%でありました。このような全国の経済状況を踏まえ、町長施政方針及び令和2年度の中長期財政計画について質問しますが、今、申しあげました東京商工リサーチ直近のアンケートによりますと、9割は全業種におきまして影響を既に受けていると、こういう回答が出ております。

さて、質問ですが、1、来年度予定されている普通建設事業費約25.5億円の主な事業名と金額、財源をお示してください。

2、新聞紙上によれば島根県はこのたびの予算編成に当たり、編成作業全1,184事業にメスを入れ、スクラップ・アンド・ビルドにより17億円捻出とありますが、当町施策に影響を及ぼす補助金事業につきましては、増加・減少項目はいかなる状況でしょうか。

3、HAN-KOHの実績としまして、今年度津和野高校の進学、就職の状況はいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町長施政方針と中期財政計画に関しての御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、来年度予定されている普通建設事業費の主な事業名、金額、財源でございますが、主な普通建設事業につきましては、1番目として庁舎耐震改修事業が事業費7億7,012万3,000円で、主な財源は基金繰入金5,700万円、合併特例債7億1,260万円、2番目に津和野城山整備事業が事業費3億3,838万2,000円で、財源は寄附金、3番目として木質バイオマス整備事業が事業費2億6,000万円で、主な財源は県費、これは林業・木材産業成長産業化促進対策交付金で1億1,818万1,000円、過疎債1億4,180万円、4番目として道路長寿命化対策事業費が事業費1億9,145万1,000円で、主な財源は国費、社会資本整備交付金が1億2,530万4,000円、過疎債6,600万円、5番目に町道新設改良事業商人線が8,461万円で、主な財源は国費、地方創生道整備交付金4,150万円、過疎債4,310万円となっております。

次に、島根県では、島根創生を推進するための事業のスクラップ・アンド・ビルドを、活力ある産業をつくる、結婚・出産・子育ての希望をかなえる、地域を守り伸ばす、島根をつくる人をふやすの基本目標における具体的事業において、多岐にわたり行われております。

島根県予算編成に係る影響額につきましては、島根県が見直しを行った1,184の事業についての詳細が不明のため、全ての事項について当町影響額を算出することは困難な状況にあります。例えば新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費補助金等の廃止及び縮小等の見直しが行われ、津和野町においても島根県と同様に事業の廃止及び縮小を行っており、県事務事業の見直しによる津和野町への負担増は発生していない状況でございます。

次に、津和野高校の進学及び就職の状況につきましては、令和2年3月11日現在、進学が九州大学を初めとする国公立大学に7名、私立4年制大学が26名、私立短期大学が6名、専門学校等が19名であり、就職では公務員が4名、民間企業が6名となっております。進学した人数を前年度と比較しまして、国公立大学は2名減少し、私立4年制大学は8名増加しております。

傾向といたしましては、県外から入学した生徒が自宅のある都市部の私立大学に進学するため、私立4年制大学への進学者が増加したものと考えております。また、4年制大学への進学率を比較しますと、平成27年度が39.6%に対し、平成31年度は46.5%となっております。これらの実績につきましては、津和野高校教職員の熱心な御指導があつてのことではございますが、高校魅力化コーディネーターが取り組むキャリア教育による生徒の進路選択の明確化と、町営英語塾HAN-KOHによる学力支援も成果に結びついているものと考えております。

町といたしましては、今後も津和野高校と連携し、津和野高校魅力化の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 最初の質問の普通建設事業費のことにつきまして、私が、こう、上げましたのは、大体、これは経済委員会で調査表をとって見てみましたが、大体、平成30年は15億、それから平成31年が20億、令和2年、今度は25億ですね、令和3年になりますと10億なんです。その次、令和4年に11億、それから次も12億と、こう推移するんですよ。特に飛び出ているのが、この令和元年、31年、それと令和2年というのが20億、25億と、これ、ふつうより倍ぐらいに建設費が出ているんですよ。それで、収入のほうは、歳入のほうは、大体、91億円前後というところで変わらんのですが、ただ、令和3年からは、ぐっと歳入合計が、77億と、あるいは78億と、ぐっと落ちてきます。こういうところで、建設費が、去年はいろいろ、今年度ですか、いろいろ使うところありましたし、来年度もこれはいろいろあるんだろうと。

それで、町民がどういうところに、今、事業やっているのかと、いつもいつも聞かれるんですよ。それで、今、主に建設事業費を、どういうのが主なのかということも述べてもらったわけです。

それで、今、ここを私が申し上げるのは、普通だったら、何と無駄遣いというか、予算に比べて飛び抜けているなということなのですが、今、こういう状況になりましたら、政府も躍起になりまして、財政政策で経済底支えしなきゃいけないんで、公共工事をどんどんふやす、あるいは市中にお金をどんどん回さないと、消費を喚起しないとけないという状況の中で、もう、じゃぶじゃぶ、とにかくお金を使うと。そういうときに、まさに、当町は、これ、どういうこと、けがの功名じゃ云々じゃないけど、まさに時宜を得ているような、公共工事ですね、この建設事業ちゅうのは。だから、そういう点では、財政政策で、全く、平素10億円のところで、本来なら倍ふやしてやれよというところへ、実際に25億円、来年度の予算を組んでおるといのは、これはもう、本当、時宜を得てですね、町の公共工事、土木建設業者は非常に喜ぶんではないかなと思って。また、その人たちがそういう工事をするによりまして、そこに勤められている従業員の方たちも所得を途切れなくいただき、町内で消費を喚起できるのではないかということで、非常に的を得た事業費だと、そういうふうに思っております。

それで、今、ここで、町長が申し上げてもらいました。私も、ちょっと拾ってみました。で、いろいろあります。本庁舎改修費で7億7,000万、それから木質バイオマスの発電所附属建物建設2億6,000万、それから津和野駅周辺開発事業5,100万、これは来年度駅舎を購入して、多目的トイレ、駅前小公園整備をするというような計画になっております。それから、津和野城山整備が、寄附金が3億3,000万、町が3,500万でまた別途。それから、土木費として道路開設改良費3億6,000万、長寿命化1億9,100万、それから、住宅が小川団地ストック改善、あるいは中座団地9棟ストック改善、そういう住宅関係の建設が出てきます。

それから、日原保育園の建設のために山村センターの解体とか、いろいろ、各ところで事業は起こるといことで、町としましては、沈まずに何か景気浮揚するような事業が続いて、にぎやかでいいのではないかなあとそういうふうに思っております。

それで、ぜひ、ただこれが心配するのが、今の景気で補助金を大変使っているんですが、そこら辺が途切れる、政府の財政事情でそこら辺に影響がくるのではないかといことで、それがために事業が途中で途切れるとか、そういうことがなきにしもあらずで、そこを私も懸念しましてこの質問を上げました。

それから、続きまして、同じように県の補助金のところでもございますが、このたびの県の補助金に関しましても新聞紙上出ていましたので、私、拾ってみました。

そうしますと、このたびスクラップ・アンド・ビルド、当町の予算でよく計上されているような項目を拾ってみたんですが、ふえているのは、結婚・出産・子育ての希望をかなえるといことで、子供の医療費負担の軽減、それから、放課後児童クラブの利用時間延長と待機児童解消の支援、それから、不妊治療助成の拡充とこういうところを非常に力を入れているんで、こういうところの予算は県はふやしています。

それから、重点見直し対象事業、カットされるどころ、これは、新農林水産振興がंबर地域応援総合事業という多目的に使える資金で、今まで当町も随分使ってきたんですが1億2,800万削減されました。

それから、今からつくろうとする木質バイオマス集荷体制支援事業、ここも何らかの影響あるのかなあとと思ひまして、ちょっと、ここ不安材料です。

それから、観光に関して、島根観光誘客推進事業、それから、観光情報発信事業、こういうところが削減されています。

それから、6次産業、これも随分当町は使ってきていますので、6次産業推進事業が1億ちょっとカットされています。

こういう点を見ましたので、何らかの今後の事業を遂行する上で、当町を何か影響受けているんじゃないかなとそういう気持ちでちょっと質問いたしましたが、まあ今のところ、余りそういう影響、負担増とか発生していないということなので、安心というか、今のところはよかったなと思ひております。

それで、時間がありませんが、最後のところの質問です。

HAN-KOHのことですね、今年度どういうふうに進学とそれから就職状況を伺ひましたが、国公立7名、私立26名と、それからトータル的には、そこら辺で進学率は昨年と余り変わっていないんじゃないかと思ひますが、心配しましたのが、今年度で、高校、大学入試の制度が来年度から変わるということで大変な混乱を来たしたと。だから都市部におきましては、今年度中に大学に入らないと、来年度から制度が変わるから。

例えば、英語とか数学とかそういうところで、記述式ですか、そういうことでも生徒が大変な状態に遭っているということで、そういう混乱のもとで結果的には中止されたけれども、一時、だけど延期なのか中止なのかわかりませんが、また復活するんじゃないかと思ひます。

そういう点で、当町もHAN-KOHにおきましてどういう指導をされて、あるいは来年度以降に備えているのかなと。

そういうことも気がかりなもので、これちょっとやりましたけれども、非常に昨年度に続きまして今年度も、私、思ひますに本当にありがたい成績を残しておるような気がします。

それでついでに、このたびコンソーシアムですか、要するに津和野高校を中心に人づくりをしてまちづくりをするという共同事業体が、来年度の予算で財団をつくって発足をすることになっておりますが、これができたら、このHAN-KOHの指導体制に対してどういうふうな影響というか何か変化をもたらすのか、そういうところを一つ述べてほしい。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員、御質問のコンソーシアムということ
で、令和2年度の当初予算に設立のための出資金300万円を、今、予算計上させてい
ただいております。

コンソーシアム自体は、令和2年度でいわゆるコーディネーター、高校魅力化コーデ
ィネーターの部門をコンソーシアムの中で行うと。

令和3年度のところで、このHAN-KOH英語塾もあわせて行うような、今、計画
でいるということでもあります。

このコンソーシアムが設立することによって、今のHAN-KOHの体制どうなるか
というところではありますが、資金面でいいますと、昨年、ガバメントクラウドファンディ
ングということで、高校魅力化コーディネーターの配置の見直しを行って、より充実し
た配置をしようということで、その分、人件費も上げてきたようなことになっておりま
す。

で、令和2年度の予算においても、ガバメントクラウドファンディング、昨年は50
0万という目標の中で、330万を御寄附をいただいたと。

ことしについては、300万という中で、このガバメントクラウドファンディングで
資金を調達をして、この魅力化を進めていこうということになっております。

で、今のところ、議員が御指摘になったような、そのHAN-KOH英語塾に対して、
その支援体制等については今までと変わりなく行うということではありますが、別途、こ
の財団法人ができる外部資金というのも調達ができるようになります。

ここが一つの資金面ではメリットかとは思いますが、そういったところ、大企業の教
育資金等を調達して、このコンソーシアムの中に入れていくということで、さらなるH
AN-KOH英語塾等の講師等の配置等にも役立てていけるものではないかというふう
なところで、今、考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） はい、わかりました。

来年度設立しまして、さらにHAN-KOHが発展することを期待しまして、とにか
く、きょういろいろ質問いたしました、とにかく厳しい状況にあります。くれぐれも
コロナウイルスにかからないように気をつけて、ぜひやってまいりたいと思いま
すので、皆さんもぜひ健康に気をつけるようにしてください。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、6番、丁泰仁君の質問を終わり、ここで、10時5
分まで休憩とします。

午前9時54分休憩

.....
午前10時04分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序2、9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 議席番号9番、寺戸昌子です。

通告に従い、3項目質問を行います。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症対策について、学校の休校について、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の政府対策本部は、2月25日に、休校は自治体の判断で、と基本方針を発表していました。2月27日に安倍首相は突然、3月2日から全国一律に小中高校・特別支援学校を休校にする要請を発表しました。しかし、翌日には全国一律ではなく、地域の実情を踏まえての措置をと判断を各自治体に委ねました。しかし、全国一律に休校にするその根拠は、いまだに示されていません。

政府新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の委員である岡部信彦氏は、新聞赤旗日曜版で、全国一律休校は政府の専門家会議で議論した方針ではない、感染が相次ぐ地域とそうでない地域の差が大きく、全国一律の休校が効果的であるとする科学的根拠は乏しい、政府のやり方は海外から持ち込まれた悪い草の種の芽を丁寧に摘み取っていたところに、一気に片づけると言ってみればブルドーザーできれいなところまで全部壊してしまったようなものと語っています。

そこで質問です。

1、津和野町は、首相の要請からわずか4日後の3月2日から小中学校の休校に踏み切りましたが、どのような議論が行われて決定したのか、その根拠と決定過程をお伺いします。

2、3月は児童生徒にとって一年間で最も充実した大切な時期であり、学力的にも精神的にも成長が著しい時期です。子供たちにとって、今後に与える影響ははかり知りません。休校をやめ、一年の締めくくりを行うべきではないでしょうか。

3、休校中の児童生徒全員の安全な居場所の確保はできているのでしょうか。健康観察はどのように行われているのでしょうか。

4、保護者の現状の把握は行われているのでしょうか。

5、突然の長期間の休校で学校現場は混乱しました。教職員の現状をお伺いします。

6、保護者は、今はぎりぎり何とかなっているが、子供の体力や学習のおくれが心配、家庭や職場などで過ごす子供たちの環境改善を工夫する手助けが欲しいと声が上がっています。また、見守りを置き校庭の開放、とか公民館や社会福祉協議会が所有する運動具の貸し出しや、運動具リスト公表などをしてほしいという要望が上がっていますが、このような取り組みを行ってはいかがでしょうか。

7、地域で子育てを実践してきた地域の住民にも小学校中学校は身近なものになっています。今の学校の現状を知らせるべきではないでしょうか。

次に、学校給食についてです。今回の休校は突然決められたもので、学校給食も突然中止されています。夏休みのように計画的に中止されたものではありません。そこで質問です。

- 1、職員が不安を感じてはいないでしょうか。
- 2、給食材料の納入業者に負担をかけてはいないでしょうか。

次に、放課後児童クラブについて質問です。3月6日に全員協議会で放課後児童クラブへの児童の預かりは、より厳しい環境の家庭から始めることを検討しているとお伺いしましたが、現状はどうなっているのでしょうか。

次に、国民健康保険被保険者資格証についてお伺いします。昨年10月1日現在、津和野町において、資格証の交付はないとお伺いしています。厚労省は国民健康保険の被保険者資格証の方が新型コロナウイルス感染症の発症の疑いのため、指定医療機関を受診した場合は一部負担のみで受診することが可能と通知しています。関係者に周知を行っているのでしょうか。

次に、万が一、感染症が町内に出た場合について。

- 1、どのような対策がなされるのでしょうか。
- 2、津和野町民が入院可能な施設はどこでしょうか。また、何人入院できるのでしょうか。

次に、津和野共存病院などについてです。

- 1、医師、看護師、職員の確保はできているのでしょうか。
- 2、今回のような感染症が出た場合、公的医療機関の果たす役割が大きいと考えますが、町長の所見をお伺いします。

次に、経済への影響についてお伺いします。

- 1、これから、暖かくなって人が動き始めるはずの季節です。町独自の対策は行われるのでしょうか。
- 2、イベントの自粛が続いていますが、いつまで続けられるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、9番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策についての御質問でございますが、教育委員会部局とそれから町長部局と御質問がまだらがっております、前半部分は教育委員会部局でございますので、教育長のほうからお答えをしていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、新型コロナウイルス感染症対策についての教育委員会部局のお答えを申し上げたいと思います。

このたびの新型コロナウイルスの発生により、政府より突然の学校休校といういまだかつてないような対応を求められました。そのため、島根県を除く全国の都道府県立学

校初め、全国の市町村立の小中学校の大多数で政府の要請に応え学校休校しているところでございます。

津和野町においても、この要請を重く受けとめ、3月2日より休校をしたところでございます。この対応に当たっては、児童生徒はもとより保護者の皆様の御負担は大変大きく、大変申しわけなく思っております。特に、卒業式や終業式を控えた時期でもあり、多くの思いがあることも承知しておりますが、事は過去に例のないような重大な局面であるとのことから、断腸の思いで休校を決断したところであります。

この間、御理解御協力をいただいております保護者の皆様を初め、多くの関係者の皆様にこの場をおかりして感謝を申し上げます。ありがとうございます。以下、御質問にお答えいたします。

まず決定までの過程でございますが、2月27日の首相の要請を受けて直ちに島根県教育委員会に情報提供を求めましたが、その時点では県も情報収集を行っている段階であり、詳細は不明との回答でございました。しかしながら、翌日が金曜日であり、週明けからの休校要請となると保護者への周知なども早期に行う必要があったことから、28日の9時から臨時校長会を招集し、政府の要請や島根県教育委員会の対応をもとに、本町の対応について協議を行ったところでございます。

そして、その校長会を受け、10時50分から教育委員会を開催し、今回の要請が、政府が新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けての本腰を入れて取り組む姿勢を示したものであることを重く受けとめ、その方針に従うべきとの判断を下し、臨時休校を決定したものでございます。

二つ目でございますが、現時点では、島根県内で新型コロナウイルスの感染が報告されておりませんが、隣接する山口県や広島県から感染の報告があるなど、予断を許さない状況であります。3月が児童生徒にとって大変重要な時期であることは言うまでもありませんが、児童生徒の安全の確保を第一に考え、学校としても家庭訪問等により、児童生徒への影響を最小にするため、鋭意務めておりますので御理解いただきたいと考えております。

なお、修了式につきましては状況を見ながらの判断ということではありましたが、先般の校長会、今週行いました校長会によりまして、24日の日に修了式を行う予定で計画をしております。

三つ目の御質問でございますが、居場所の確保についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の対策の見解では、一つ目として、換気の悪い密閉空間、二つ目として、多くの人々が密集する、三つ目として、近距離での会話発生の三つの条件が揃う場所はクラスター、集団発生のリスクが高いと言われております。

休校する際に基本的には自宅で生活するよう伝えていただいております。しかしながら、一方で、低学年の児童が一人で自宅にいるということで心配の声があることも承知しております。学校も週に一回は家庭訪問を行い、そのときに健康観察を実施する

とともに普段の生活の様子について、保護者の方から伺いながら、確認を進めております。

また週に1回は、電話連絡を行うなど、最低でも週に2回は子供たちの状況把握に努めております。現在のところ、小学校低学年等で保護者が仕事の関係で対応が難しいという場合には、祖父母が対応しているケースが多いと報告を受けております。

また、感染リスクを抑えるため、集まって遊ぶことは控えるよう指導しておりますが、自宅にこもることによりストレスがたまることや、メディア依存などが危惧されております。

また、太陽光に当たることは病気への抵抗力を強めるとも言われておりますので、ストレス発散も含め、ある程度は外へ出ることは必要ではないかと考えております。また、この点につきましても、学校の校庭等を時間を設けながら開放していくということで徐々にそういったところの方策はとっておるというところがございます。

四つ目の御質問でございますが、前述にもありますように、学校ごとに家庭訪問や電話連絡等を行う中で、保護者の方とも情報交換を行っております。

五つ目の質問でございます。教職員につきましては、現時点では休暇を余儀なくされているという報告はありませんが、必要に応じて時差出勤等を行うなど、柔軟に対応するように指示をしております。

六つ目の質問でございますが、学習のおくれについては心配するところがございますが、定期的に自学教材等を配布し自宅学習をすることと、新年度の初めのところで未履修部分については、学習を行うことで学習のおくれは最小限に食い止めたいと考えております。

また、今回の対策が、児童生徒が接触する機会を減らすということが目的でもありますので、校庭の開放については時間を制限するなど一部の開放にとどめたいと考えております。この部分についても対応を行っております。

また、公民館や福祉協議会が所有する運動具の貸し出しについては、現在のところ考えておりません。

七つ目の質問でございます。本町が取り組んでおりますゼロ歳からの人づくりプログラムにより、学校と地域の横のつながりが構築されつつあり、地域に方も学校に対して関心をもっていただいております。そのため今回、一斉休校に当たりましては保護者の方への個別の文書のほかに、ケーブルテレビの告知放送により、学校だけでなく地域の皆さんにもお知らせをしたところでございます。

続いて、学校給食についての御質問でございます。今回の津和野町内の小中学校の一斉休校につきましては、2月27日の安倍首相の要請に基づく政府方針に沿って実施したものでございます。

学校給食の職員の皆さんには、突然の休校による給食停止によって、急遽対応を行っていただきました。職員自体は戸惑いを感じている方もおられるかもしれませんが、方針に沿って粛々と対応しております。

また、給食食材につきましては、納入業者さんと協議をして停止できるものにつきましては納品を停止し、できないものにつきましては買い取りを行っております。なお、長期保存が可能な食材につきましては4月の献立を変更する等の方向で対応し、できるだけ無駄のないようにしております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、放課後児童クラブについてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策による3月2日から臨時休校としている小中学校にあわせ、閉所している町内5つの児童クラブにつきましては、当初より2週間を目途とし、近隣での発生状況等を勘案して再開することとしておりましたが、現在のところ、県内発生もないことから3月16日から開所することとしております。ただし、山口県や広島県の隣県においても感染者が確認され、予断を許さない状況には変わりはありませんので、家庭での対応が難しい児童のみ受け入れることとし、保護者の方の御理解をいただいているところです。

現在のところ、5つの児童クラブの登録者数153名のうち、1日平均50名程度の申し込みがあったところがございます。なお、3月2日から本町におきましては全ての放課後児童クラブを閉所してまいりましたが、小学校休校との整合性から児童の安全性を徹底するための判断でありました。この間、深い御理解と御協力をいただいてまいりました、児童、保護者、そして祖父母等の関係者、事業所の皆様にこの場をおかりして心からお礼を申し上げます。

閉所が長時間になることを考慮して、16日から限定的な再開となり、引き続き、関係する皆様には御負担、御心配をおかけいたしますが、何とぞ御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来の受診時における被保険者資格証明書の取り扱いについては、厚生労働省より県を通じて本町にも通知されています。内容的には、議員が御指摘のとおり、資格証明書の所有者が新型コロナウイルス感染症の発生の疑いがある場合には、費用を理由に受診を忌避することで感染拡大につながることはないよう、当該資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこととされておりますが、現在、本町においては、資格証明書の交付がないことから周知は特に行っておりません。

次に、新型コロナウイルス感染症は、感染症法に基づく指定感染症に指定されており、治療可能な医療施設が指定されております。入院については、感染症法で規定された感染症指定医療機関での受け入れとなります。

次に、島根県では第一種感染症（エボラ出血熱等）、この指定医療機関が1施設2床、第二種感染症（SARS鳥インフルエンザH5N1等）、この指定医療機関が8施設28床あります。益田圏域においては第二種感染症指定医療機関、4床が1施設あります。

なお、津和野町において新型コロナウイルス感染症患者が発生した際は、本日時点において、国の方針では軽症であっても原則感染症指定医療機関に入院していただくこととなります。

次に、新型コロナウイルス感染症の入院治療に対応するためには、医師、看護師、介護職、その他必要職種を専任にする必要がございます。その後、同職の感染症陰性を確認するためにも2週間の自宅待機と必要時のPCR検査が必要となる場合があります。施設内の区分けも必須であり、職員のほとんどが新型コロナウイルス感染症対応に割かれる状況となります。したがって、現状において一般診療と同時に提供することは不可能であり、それに対応可能な人員の余剰配置はできないと伺っております。

次に、津和野町民が入院可能な施設はどこか。何人入院できるかとの御質問で回答したように、指定感染症については治療可能な医療施設が指定されています。入院については前述のとおり、感染症法で規定された感染症指定医療機関での受け入れとなっております。

また、外来について、まずは保健所内にある帰国者・接触者相談センターに御相談いただき、感染が疑わしい方には感染防止策が整った帰国者・接触者外来が紹介され、診療を受けることとなります。

なお、益田圏域における帰国者・接触者外来は3施設ありますが、混乱を避けるため、病院名は公開されておられません。津和野共存病院としては、まずは従来への入院、外来機能を守り、安定した地域医療を提供することが第一義的な役割だと理解しております。その上で、帰国者・接触者相談センターの要請に可能な限り応えていきたいと考えております。

次に、経済への影響について本町としての対策につきましては、6番議員の答弁でもお答えしたところでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響について当面の現状を把握すべく、先々週末から町、商工会、観光協会の3団体が連携して緊急アンケート調査を実施いたしました。この結果を踏まえ、3月12日、私と商工会長並びに観光協会長、そして3団体の事務局による津和野町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策会議を行い、今後の対応策について協議をしております。できる限り早期に町独自の支援策を議会に対して御提案したいと考えております。

イベントの自粛についての御質問ですが、3月9日に発表された政府の新型コロナウイルス感染症対策専門課会議での見解によりますと、北海道での対策に関しての効果を検証して、3月19日ごろをめどに新たな見解を公表したいとのことであります。

これを受けて、3月10日に安倍総理から、自粛期間を10日間延長する旨の要請があったところです。したがって、本町といたしましてもこの期間中は自粛要請に応じて、国、県、関係機関と一体となって対策を講じたい考えであります。

また、同会議では今後の見通しについても感染の拡大と終息を勘案しつつ、バランスのある対策を取り続けることが長期にわたって続くとも報じられております。

こうしたことから、現段階で自粛をいつまでとの明確な見解をお示しすることは困難であると考えております。本町といたしましては、次回示されるであろう政府からの見解等も注視しつつ、本町の状況を慎重に見きわめながら、津和野町新型コロナウイルス感染症対策本部で議論の上、対応を図る所存でございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 学校の休校についてですが、公立の小中学校というのは経営してるのは自治体で、うちで言えば津和野町が経営しているので、その国は今のはただ、要請されるだけでそれで休校を決めるのは、我が津和野町で決めるということなんです。その決める過程の中でどのような話し合いというか、その声が出たのかというのをちょっとお伺いしたくて、国から要請が来たから、じゃあそれにすぐに従いますというんじゃなくて、その教育委員会や校長会などの中でいろいろ話があって、津和野町ではここが当てはまるから、もうすぐ休校にしたほうが良いという判断がされたんだと思うんですが、その辺の話の内容をちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 先ほど回答申し上げましたとおり、前日の夕方というか夜でしたけれども、突然のニュースが飛び込んできたということで、私はもう自宅に帰ったおつた後に、7時のニュースで初めてそういったことが要請されたんだということを知ったところであります。またまた、そのときにまだ庁舎に残っておりました職員がおりまして、そちらから県の教育委員会のほうに早速にどういう状況かという問い合わせをかけました。

で、そのときには、県の教育委員会としても方向性がまだ定まっておらずにたけれども、方向性とすればその要請を受ける方向性でどうも動いていたような雰囲気を感じておつたようであります。

で、翌朝、9時に早速に校長会を招集をしました。前日のその後を受けて、各校長先生方に連絡をしてですね、朝9時に集まってほしいということで集まっていたところでもあります。

その時点では県の県立高校から県立の養護学校についても、国の要請を受けて休校にするという方針で、これは内々ということではありますけれども、一応ファクス等うちのほうに連絡が入っております。

この辺は、マスコミ等で既に報じられておりますので、御承知かというふうに思いますが、そういった形で全県の県下の市町村立学校にもそういう方針を一旦は県の出して

おります。それにもあわせて9時の段階でございますので、国もそういった要請があり県もそういう形で動いているという、そういったことが大きな判断材料の一つでもありました。

最終的に県のほうは午後2時ごろでしたが、休校するのはやめるというようなことで方針が出たという情報が入ったわけではありますが、当町としては一番重く思ったのは、国がこれだけ今までに例のない休校という、小中高全ての学校を休校にするというような思い切った提案をしてきたという、要請をしてきたということは、いわゆる国難の一つだというふうに理解をしたところであります。

そういった中で、それぞれの学校長の意見として、いやそれを否定してまで休校にしよう、休校をやめて登校させるという理由はないだろうというのが、大勢の御意見でございました。いろいろな、もう、最初の段階でそういう雰囲気でもございましたので、次は、それに伴ってどういう体制で休校にもっていくかというそういう準備段階であるとか、保護者等にお知らせをどういう形でしていくかとかですね。

まだ、その日は学校が通常に動いておりましたので、今の状態であれば早急に帰って、午後、子供達にそういった通知を持たせることで情報の徹底はすぐにできるだろうということで、そういった準備を校長会が終わってから、一気に始めていただいたというような状況であります。

それを受けて、教育委員会も10時に招集をしておったんですけれども、若干前に各教育委員の皆さんも集合していただいたので、一緒に校長会と教育委員会と合同会議という形で開催をいたしまして、校長会での話の状況を、そこでかいつまんでお話しし、最終的には教育委員会だけ分かれて別室でどういう判断をするかという協議をして、その流れの中で国の要請を強く受けとめるという御意見で、もう、総意の中で休校に踏み切ったというところであります。

ただ、その中で毎週動いているところで1回は様子を見ながら、次の判断をしよう、といった前提の中ではありますが、春休みまで一応国の要請に基づく休みをとるということであります。

ある意味、その動きが早過ぎたのがいけなかったのかもしれないけれども、こういった緊急事態でございますので、それを重く受けとめるというのは我々の国民としての義務でもあろうかというふうに思っております。

ただ、こうして時間がたってみますと、幸か不幸か、国中の感染者の数がヨーロッパ諸国の感染の広がり比べて、抑えられているなというのは今感じているところであります。これは、私の私見でございますけれども。

これだけ学校の休校というのが、国の今の大きな施策の中で、その対比を見る限りにおいては役立っているのではないかなというような思いを私個人としては持っているというようなところでございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 新型のウイルスということで本当、専門家の方でさえも、予想がつかない状態で国が緊急事態だということで全国一斉に公立学校は休校してほしいという要請を出したのが3月2日でしたっけ、違うわ、3月2日から休んでほしいという要請を2月27日に出されたわけなんですけど、その後、うちの津和野町で休校にしようかと判断された中の大きな判断材料が、国がこれだけ動いているんだからということ判断材料にされているというのはちょっと、国はこう言っている、津和野町はこうだからということで津和野町独自のことを、もっと考えて判断してほしいかなというのがあるんですけど、国が本当、揺れに揺れていて、判断が、我が津和野町では万が一に備えてということで休校にされたとは思いますが、3月3日には荻生田文部科学大臣が、設置者が学校を開くという判断をされれば、それは尊重するという態度に変わってきています。

今現在、いろんなところで最初は休校にしたけど子供たちに与える影響が大きいとか、保護者の負担が大きいとかといういろんなことがあって、学校を再開するところがぼつりぼつり出てきています。

本当に子供のための安全・安心、子供のことを考えるといろんな選択肢があるので、本当に教育委員会は大変だとは思いますが、私としてはここまで長引いてきている自宅での待機、普通のお休みなら外で遊ぶとか、学校の校庭でみんなで集まって遊ぶとか、そういうこともできるんですけど、それができない、今の状態がここまで長引いているということは本当子供たちの日々成長していく、子供たちに悪影響及ぼしているというのを感じます。

ですので、学校に出るから危ないというのではなく、学校に出れば保健室や給食があります。それから、様子を逐次見る教職員の先生もおられます、ですから、安全装置がかなり働いていると思います。家で放置されているというか、その家で待機してる子供よりも学校に出ているほうが安全じゃないかと、私は感じます。

家で待機しろと言っても待機できない子もいます。ついつい、遊びにいつてしまおうとかそういう子もいます。ここまで長引いているので、ぜひ学校を再開していただきたいというのと、それから、修了式はされるということで、これはすばらしいかなとよかったなと思うんですけど、修了式はなぜして大丈夫なんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 修了式につきましては、一つは大きな節目の行事という捉え方も当然あります。それで、本来なら体育館等に全員が集まって修了式を行いますけれども、今の予定では小さな学校については、ある程度間隔もとれるので体育館でやることになるのかと思いますが、津小であるとか日小であるとか中学校のような若干人数が多いところについては、それぞれクラスの中で放送をもって修了式という形をとろうかと。

それから、先生方も異動がございますので、あわせて離任式もそういう形でやっているかという、そういった方向の中でできるだけ子供たちが触れ合う機会を少なくする、そういうことを考えながら修了式を行っていくという予定に今しております。

通常で授業を、体育とかいろいろな授業もありますけれども、修了式だけである程度コントロールを気をつけながら、その日はやっていくというところではありますが、通常の授業でやっていきますとどうしても触れ合う機会というのが多くなります。

それから、子供たちもどうしても発言、今は授業は御承知のように先生が講義形式でものを言うだけのことでなくて、子供同士で発言し合ったり、いろんな活動を行いますので、そういった授業形態の中でできるだけリスクを避けるということもあって、急遽休校という形をとっておりますので、若干、修了式はそういった触れ合う機会等も薄くなってまいりますし、当然マスク等の装着をしながら、できるだけ近くで触らないような形をとろうというような、そういったことを最大限注意しながら、その日だけはやっていこうという方針でございます。

この部分もまさに県内で発症者が出たりとか、近隣でも山口県でも前回は下関でございましたけれども、山口市内とか萩とか近くのところ、そういった発症者が出てくると、それもまた、見直さないといけないかなという前提ではございますが、現状のまま県内の発症者あるいは近隣の発症者が出ない状態という条件の中で、修了式を行うという方向で今、進めております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 授業の再開というのはちょっと難しいというお考えなので、修了式が終わって春休みに入ってから休校が終わりということにはなるんですけど、春休みもやはり、今の状態で子供たちには外でたむろして遊ばないようにとか、人のうちに行って一緒に遊んだりすることはだめだよという指導をされると思います。

そうすると、1カ月近くは本当家にこもって何をやるのかという状態になるので、修了式が安全に行われるのであれば、登校日を少し設けるとか、授業をやるのではなくてみんな元気になっているよというような確認をできるような登校日を設けたりとか、そのような工夫をしていただかないと子供たちは休みなのに何もできない、外にも出れないではちょっと困るので、子供たちの安全を考えていただいて安心を考えていただいて、校庭を時間を区切ってされるというのはすごいこれはありがたいな、子供たち喜ぶだろうなと思ってお聞きしましたが、登校日とかを設けることはできないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今の現在の方針としては、登校日は設けないというところで進んでおります。

今週もあと数日しかございませんので、逆にきょういきなり決めて登校日を設けるという形にしたところで、なかなかその準備が整わないだろうなというふうな思いもあります。

それから、外へ出てはいけないというのは、そのところはちょっと誤解の部分がございまして、当初から午前中は自学でしっかり勉強してくださいと、子供たちにプリント等も配布しております。

午後については、要は子供たち同士で触れ合って遊ぶようなそういった集合形態のような遊びをしてもらうと趣旨が崩れてしまいますので、ただ、外へ出るというのは、先ほど回答のところでも若干申しましたが、やっぱり太陽光に当たるということは、免疫力を高めるビタミンDの生成には太陽の光が必要と言われますので、そういったものは要は免疫力を高める物質であります。

そういう意味も込めて太陽光に当たるということは必要だと捉えておまして、ただ、校長会でも若干話が出たんですが実際には実りませんでした。例えば、縄跳びをですね、それぞれ子供たち家でやって外でやって、この休み明けのところで縄跳び大会みたいなのをやったらどうだろうかとか、そういったアイデアも出るには出たんですが、現実的にそれをやろうということにまではなりませんでしたが、実際外である程度触れ合わない状態の中で遊ぶことについては、全く、とめるものではありませんので、そういった意味もあって校庭もそういった遊びができる範囲の中であれば、利用してもいいことにしようということに変えたというところでございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 4月になって普通なら新学期が始まって、新しい学年でということになるんですけど、今それがなかなか見通しがつかない状態でもあります。やはり今の段階では無理と言われていますが、登校日をまだ検討していただけたらと思います。

それから、運動具、公民館や社会福祉協議会が持っておられる室内で遊ぶ運動器具とかちょっとゲームやったりする器具があるんですけど、あれを貸し出していただくことはできないというお答えをいただいているんですけど、それはなぜでしょう。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 室内での遊びといっても、ある程度の大きな道具が多いと思うんですね。そうすると体育館であるとかある程度の個人で遊んで面白いゲームではなくて、集いで遊んでおもしろいようなゲームがほとんどでございまして、それを貸し与えるということは皆さん集まって遊んでくださいということの推奨になって、それがまた逆に危険性が増すというような状況の中で、それをやることは余りよろしくないんじゃないかというところで、そういう考えはないというお答えをさせていただいたところです。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 集団で遊ぶことになるのでいけないということですね、はい、わかりました。

地域の方もすごく心配しておられます。やっぱり子供は外に遊びに出ていないけど休校なのとかいろいろお話を聞きます。ケーブルテレビの告知放送でお知らせをいただいているとはお答えいただいているんですけど、今の現状をやっぱり地域の方が知りたいという気持ちと、それからもし学校では一緒にがちゃがちゃ遊んでいるといけないんだよと指導はされても、つい、子供たちなので外でたむろして遊んだりということもあるかもしれません。

そのときに地域の方が、学校でこういうお話あったでしょう、そんなにくつついて遊ぶ遊びじゃなくて、もっとばらばらになって遊ぶようにしたほうがいいよとかいう声もかけやすいと思いますので、もう少し詳しい学校の現状を地域に知らせていただけたらなと思います。これはお願いで終わります。

それで、学校給食についてなんですが、業者さん、一番心配しているのは野菜を学校にと育てとられる方が地域におられたんじゃないか、昔は日原小学校とか地域から納入されていたので、その辺の対応が、学校の一大事だけいいよいいよと言われとると思いますが、その辺何か策を考えていただいて、余った野菜があれば何か引き取る方法、引き取るというか販売の方法とかをとっていただけたら、いかがかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 確かに学校給食に野菜を提供していただいているグループの方々には本当に申しわけないなというふうに思うわけであります。

ただ、全員ではないかもしれませんが、最近道は道の駅等の出荷等個人でやられている方も、ほとんどの方がそういう形でやられている方もおられて、その部分はそちらのほう出したりしておられるのではないかなと思うんですが、詳しい個々にその辺の確認をしておりませんので、野菜がどれだけ余っておるとかというそこまでの情報を持ち合わせておりませんが、今、議員さんが言われたように、こういう一大事のことなのでという御理解の中で苦情としての意見は承っていないというのが現状でございます。本当に申しわけなく思っておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） せっかくつくってこられたけど、これを機会にやっぱりもう学校給食を、野菜を納めるのが難しいからやめようか年もとったし、ということにならないように、フォローをしていただけたらなと思います。

次が、放課後児童クラブの状況なんですけど、一部、その50名程度の申し込みがあつて預かりを始められたということなのですが、その辺ちょっと詳しくお話を伺わせていただけたら、申し込みをどのようにされたとか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 町長の答えにありますように、当初から、3月2日から2週間程度、学校の臨時休校に合わせまして閉所するというのに、町としましては対応させていただいたところであります。

その理由といたしましては、以前もお話をさせていただきましたが、密集度合いが、学校の教室よりもきつくなると、多くなるというような状況が発生するというふうに考えられたところでありました。

で、国のほうも、3月2日の時点から当初2週間程度が最大の山場であるという総理からの発言もあったということも含めまして2週間ほどは閉所をまずはする、その後は状況に応じてというふうに町としても考えておりました。

そういう中で、1週目が終わった段階で、特に県内発生も起こらず、また、近隣の発生もないというようなところから、このままの状況が続けば、16日、2週目が終わった段階から解消しようということで検討を始めました。

その中で、3月の6日の金曜日には、早速、保護者の方へ通知を出させていただきました、開所するに当たっても、全ての児童さんを対象にすると、かなり、また、これは数が多くなるわけでありまして、3月6日に通知を出させていただきました、全学年を受け入れる対象児童とはしますけれども、家庭で過ごすことが難しいという児童さんだけお預かりをしたいということで、お願いさせていただいたところであります。

要するに、例えば、16日は両親が仕事ですけど、例えば、17日はお母さんが休みがとれるんで、その日は大丈夫です、という感じで、16日から31日までの間、この間の日ごとの希望をとったところであります。

そういう中で、御協力をいただきました関係もありまして、153名の対象児童のうち、大体1日平均、平日については50名程度の児童で対応することとなったということで、逆に言いますと100名程度のお子さんは家庭で何らかの対応をしていただいております。大変ありがたいと思っていますところでもあります。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 放課後児童クラブというのは、勉強するんじゃなくて遊んじゃって、どうしても接触が大きくなるので対処法が大変だなと思いがちでした。今の対処されるほうが、すばらしい対処をされたなと感じています。

それから、共存病院のことについてなんですけど、万が一、感染者の方が出られた場合に、一般診療を同時に提供することができない状態に今あるということなので、万が一の場合は、今まで、共存病院でお世話になっておられた町民の方が、かなり混乱をされると思うので、もしもの場合は、町民の方が混乱しないようにしっかりとケアをしていただけたらなと思います。

では、それはお願いにしておいて、次の質問に移らせていただきます。

町民の文化の交流についてです。

津和野町は、学ぶ心を育て、薫り高い文化のまちをつくることを町民憲章に定めています。文化を大切に育てていく町と認識しています。

そこに住む人々が、文化を育てていくことが重要と考えます。

その文化の交流施設として、日原地域には山村開発センターがありました。今、使用できなくなってかなりの時間がたちます。

現在の第2庁舎を改修して、集会場として使用する予定と聞いています。

町長の施政方針で、令和2年度に本庁舎の改修移転を行い、遅くとも令和3年に新庁舎でのスタートをしたいと示されました。

山村開発センターは、使用ができなくなって久しくなります。

新型コロナウイルス感染症の対策で今年度は中止となりましたが、3月に行われるはずだったあいこい交流文化祭の準備では、会場が分散されて5カ所に分散されたということ聞いています。大変な労力を開催される側のお世話される方は、大変な労力がかかったと聞いています。また、平素でも文化活動が十分に行えていなく、地域住民は大変不便に感じていると思います。

いつ地域の文化の交流の場としての集会場ができるのか、どのような工夫がされるのかお伺いします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 町民文化の交流についてお答えをさせていただきます。

旧山村開発センターにつきましては、耐震改修工事の関係で、平成28年度途中より使用ができなくなっており、町民の皆様、特に日原地域の皆様には御迷惑をおかけしております。

新たな地域の文化の交流の場としましては、本庁舎の移転にあわせて、現在の第2庁舎を改修して整備したいと考えております。

今後のスケジュールとしましては、令和2年度中に耐震調査及び改修工事の実施設計を完了したいと考えております。

改修工事につきましては、令和3年度に実施し、早ければ年度末の供用開始を考えております。

現在、改修工事で考えておりますのは、屋根の改修と調理室の増築ですが、その他の整備につきましては、今後、日原公民館等と協議をして進めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 本当長いこと、開発センターが使えない状態なので、そのここが、第2庁舎が町民の集う場所になったとしても、もし芸能とかの発表をやる、日原小学校の体育館ですということになるので、その移動する通路もなかなか高齢者では、近道ができない状態になると思います。その辺をいろいろ試行錯誤していただいて、使いやすい施設に早くしていただけたらなと思います。

では、次の質問に移ります。

学校給食センターについてです。

町長の施政方針で、令和3年度末の完成を目指し、新たな給食センター建設に向け、準備を進めると示されました。

建設計画と概要をお伺いします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 学校給食センターについてお答えをいたします。

現在、学校給食センターにつきましては、整備基本計画策定業務を委託しているところでございます。

この中で、場所につきましては複数の候補地を示し、業者において客観的な視点で条件整理の上、適地選定を行っているところです。

また、規模につきましては、700食程度の調理が可能な規模と考えております。

運営方法につきましては、安全安心でおいしい給食の提供が確保できるよう、直営での運営を考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 直営でされるということには、すごく賛成です。

本当、我が町の子供たちの食を、我が町が責任を持って給食として提供していくというのは、本当、すばらしいことだと思います。

しかし、予算委員会でお伺いしたところ、施設を1カ所にとということにもう絞られてしまっているということをお聞きしました。びっくりしました。

現状が津和野の中学校の隣にある給食センター、日原は日原小学校にある給食センターで、2カ所で調理をしているんだけど、1カ所に今度はまとめてしまうということ、検討委員会はまだ発足していない今現在、決めてしまわれたということに、私はびっくりしました。

やはり、その辺は、現状がかなり変わってくるので、検討委員会が発足して、そこで検討してから、1カ所にするか2カ所にするか、一番よいのは自校式なんですけど、そこはなかなか、財政的なことで難しいということ、ずっとお聞きしているんですが、やはり、検討委員会というのを立ち上げるからには、そこでいろいろ検討をしていただかないと、もう、何か場所だけの選定を検討委員会というようなイメージを受けてしまいました。

ぜひ、検討委員会のほうで、一つにするか、二つにするか、自校式にするかとか、その辺の検討もしていただきたいんですがいかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 言われるように、自校式でしっかりとした体制が組めて、しっかりとした施設ができれば、目の前で子供たちの給食をつくるということで、食育には最適だろうというふうに思います。

ただ、予算委員会でも、若干触れましたけれども、自校式ということになると、今ある小学校、中学校6校に1カ所ずつ給食施設をつくっていかないといけない。

昔の昭和、戦後間もなくの給食の開始時期にはそれでもクリアできたのかもしれませんが、現在、給食の提供については、大変衛生管理とかO157等の発生が以前あってものすごく厳しい衛生管理がされております。

今ある町内2つの施設につきましても、御承知のようにウエット方式でつくられています。今もうウエット方式の給食というのは常識の中では考えられない、ドライ方式の施設をつくらないといけないと。

そういったことになると、まず、下処理の部屋から必要、それから、ちゃんとした調理をやって煮炊きをするというような、そういった工程を分けていかないといけないということになると、それぞれの学校にそういった施設をつくるというのは費用の面も当然でありますし、なかなか体制が組めないというのが現状でございます。

今ある2カ所についても、そういった古い施設でございますので、施設を1カ月で、夏休みの期間中だけで改修することができるかというとなかなかそれは困難だと思います。かといって、片方の調理場で、全部の配食ができるほどの広さはどちらもございません。そうすると、仮設の調理場をつくって運営をしながら、新しい施設に改修をしていく、あるいは、新しい施設を近くにつくるという形になろうかというふうに思います。

そうすると、なかなかそういった候補の場所も、現状では学校の近くにはございませんし、別々の調理場を新たに建設するということになると、今の費用を計算、概ねの費用の同じ費用では、当然できません。

それに、一番の課題は、職員体制でありまして、毎年のように、給食が提供できないかというぎりぎりのラインに職員体制がなるときがございまして、なかなかその調理を引き受けてくれる、そういった職員が見つからないというのが、もうここ10年ぐらい毎年のように、そういった危機のときを乗り越えながら、つなぎ、つなぎで、今現在に至っているところであります。

現状も、今、1人欠員の状態で、片っ方の調理場から片っ方の調理場に応援に行って、時間がえを組みながら職員の調理をしていく、職員の皆さんが一生懸命頑張って何とか給食をつないだという状況でございまして、そういう状況の中では、なかなか、議員の言われるような体制で進めることは、なかなか難しいかなというところで、現在の状況で進めているというようなところでございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） その現状を、その検討委員会の方とも共有して検討していただけたらなと思ったんですが、私の質問は時間が来たので、ここで終わらせていただきます。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、9番、寺戸昌子君の質問を終わり、ここで11時10分まで休憩といたします。

午前11時05分休憩

午前11時11分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序3、10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 議席番号10番、後山幸次でございます。通告をしておりますので、逐次質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目であります。施政方針より財政についてというふうに質問をしたいと思っております。

本年度の予算総額が91億7,700万円計上されております。対前年度比から比べますと13.64%の増額の予算が組まれております。また、平成30年度の決算状況から見ますと、一般会計の歳入総額は93億845万、このようになっておりますが、これから見ましても、地方債残高が128億2,610万円、これは町民1人当たりの借金になるわけでございますが、これが174万円、対前年度比より7万円ふえておるような状況であります。30年度の決算を見ましても、93億846万円に対して、自主財源が18億9,339万円、これは、見ますと20.34%であります。また、依存財源が74億1,507万円、これが79.66%であります。数字が示すとおり、津和野町の財政は、国、県よりの依存財源が主軸にした財政運営であるわけでありまして。

このような状況の中、今年度、新年度予算も各課の枠配分方式で対応されておると思うわけでございますが、これから津和野町の財政を伴う緊急課題が日原山村開発センターの解体問題、日原保育所の建設問題、津和野庁舎の耐震問題と、また、木部保育所建設問題と、また、給食センターの建設問題と、いずれも大きな事業が膨大な財政負担となってくるわけでございますが、普通建設事業費にいたしましても、現在継続中の主要事業、今年度事業見込みが3億1,600万円ですか、これは公共下水道の整備事業とか津和野城跡整備事業、歴史的風致維持向上事業というふうなことで計画されております。

今後の主要事業にいたしましても、概算事業費が53億6,500万円、これは1番目に定住対策事業、2番目に産業振興事業、3番目に医師確保対策事業と、これらの事業等が多くあるわけでございますが、この事業計画と財政問題がいろいろあるわけでありまして。

こうした中で、現在浮上しておりますバイオマスガス化発電所の建設問題であります。本体の発電所が民間で建設予定であります。附属工事の原木チップストックヤードの建設、これは約2億6,000万円、この予算に出されておりますが、この建設場所の土地借用問題等は町でまだ対応するという、このような案件であります。今、県では

既存事業の見直しを徹底するスクラップ・アンド・ビルドというふうな重点見直しをされております。この対象事業の中に、木質バイオマス支援事業は4,500万円減額をされておる、これは津和野のバイオマスに関係がないと思われませんが、このような状況であります。

本町のバイオマスガス化発電事業に対しまして、国、県より本当に補助制度がどのぐらいについてくるのか、3分の1とか2分の1とかいうような状態で説明を聞いておりますが、本事業に該当する事業の財源については、どのように考えておられるか、また、津和野城跡の整備中に発生しました作業道の無断現状変更で、遺構が2カ所、破壊による原型復旧の財源についてであります。この三本松の城跡に連なる土質は、石英斑岩や青野山火山の溶岩でなっておるわけでありましたが、これを復旧すると言いましても、相当な困難な工事になるんじゃないかというふうに思います。また、相当な費用がいるんじゃないかというふうに思っておりますが、これについて、どのように財政を考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

施政方針よりということの御質問でございます。津和野町の財政状況につきましては、平成30年度決算において、実質公債費比率は0.6ポイント減の10.2ポイントと改善されておりますが、将来負担比率は24.1ポイント増の107.5ポイントとなっております。

将来負担比率につきましては、将来的に財政悪化が生じないように、当該地方公共団体の実質的な負債を捉えた指標とされておりますが、平成30年度決算において、この指標が悪化した主な要因は、歴史的風致維持向上事業等の普通建設事業実施による地方債現在高がふえたことに加え、普通交付税の合併特例による段階的な縮減等による減額が主な要因となっております。

また、今後の主要事業として、山村開発センター解体や日原保育園建設、木質バイオマスガス化発電に関する附帯施設建設等の事業につきましては、国庫補助金を活用するとともに、補助裏の財源につきましては、過疎債等の有利な財源確保について努めてまいります。

城山整備事業に関する伐採木搬出用作業道については、復旧方法等については、各界有識者で構成する津和野城跡整備検討委員会や文化庁、島根県教育庁文化財課及び環境生活部自然環境課との協議を進めてまいりました。まだ協議途中の段階ではありますが、これまで、このたび開設した作業道を使用して、既に伐採した木について搬出することを文化庁からは認めていただいております。また、今後の城跡管理に活用できる歩道として残すことも理解をいただいております。その上で掘削した土砂等の埋め戻しを中心に復旧方法を検討しております。事業費は寄附金を用いない町財源を予定をしております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） このような城山の復旧で思わぬ財源を、町長、捻出せにやならんようなことになっておりますが、もっと管理体制の充実をしっかりと図っていただきたい。このように思っております。

それでは次に、執行体制についてお尋ねをいたします。現在の執行機関の組織であります。これは現員数がだんだん減ってきて、今年度は138人ですか、普通会計が120人、公営企業が18人ということですが、条例定数からいきますと、大体157名であるわけですが、今年度157人中、138人と19人の不足になっておるんですが、19名の職員が不足というと、各課に及ぼす影響が相当あるんじゃないかというふうには私は心配しておるんですが、それは執行部のお考えになることですが、現在、定年退職者、中途退職者、それと病気療養中の職員、また産休中の職員、育児休暇をとっておられる職員がどのぐらいおられるのかお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、執行体制についてお答えさせていただきます。

津和野町の条例定数157人に対して、平成30年4月1日時点の職員数は138人で、19人の減となっておりますが、本町では平成19年1月に定員管理計画を策定しており、計画上の現在の職員数は135人であり、行財政改革を進めていく上では、さらに3名の削減を行う必要があります。

一方で、行政へのニーズの多様化や国や県からの権限移譲に伴い、市町の業務量は確実に増加しており、職員1人当たりの負担がふえ執行体制の厳しさが増しております。

厳しい状況の中、津和野町では、現在行っている事務事業の進め方を精査していくとともに、能力を育成する必要性に鑑み、人事評価制度等を活用しながら人材育成を推進する中で、今まで以上に効率的な行政運営を行っていく必要があると考えております。

執行体制を確保するために、新規採用職員により欠員を補充しつつ、再任用制度を活用することにより、現役職員への業務遂行のノウハウの継承や経験に基づくアドバイスを行ってもらう、定年退職者のこれまでの業務経験や知識を行政運営に活用したいと考えております。

本年度定年退職者の人数は4人、中途の退職者は6人です。病気療養者としては、休職と病気休暇を合わせて、3月10日時点で2人でございます。また、育児休業中の職員は3人であり、産後休業中の職員は現在2人です。4月から育児休業に入る予定です。

その他として、1人が昨年4月から、島根県後期高齢者医療広域連合に派遣しており、1人が10月から、職員団体の業務に専従しています。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 今年度の中途退職者が6人おられるようですが、なぜ、若い人が中途退職をされるのか私は不思議でならないわけでございます。我々が若い時代には役場に就職をすれば生活は安定するというふうな羨望の的でありまし

た。現在、就職氷河期と言われる時代に、定年前の職員が途中退職されるということは、私は大変異常な現象ではないかというふうに思っておりますが、町長も現在、いろいろの役職がふえております。活躍ぶりはテレビ、新聞等で拝見することが大変多くありますが、そのために不在の日も大変多くなると思っております。それは、副町長が控えておられますので、日原庁舎のほうはいいかもしれませんが、津和野庁舎に参事不在からきょうまでいろいろと問題が発生しておりますが、職員の中でも相談の窓口を求めていられるのではないのでしょうか。参事の配属は必要不可欠であります。再度、町長にお尋ねしますが、そういった町長の不在のときに、相談できるように参事をもう1回再任できるようなお考えはないのか、町長には、今後の執行体制に自我の確立を図られるよう、どのように堅持されていかれるのか、御所見をお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 津和野町役場に勤めていただいた職員には、一生の職場として勤め上げていただけるように、我々もそう願ってもおりますし、いろんな人材教育ということもやってきたつもりでもありますし、また、どうしても、やはり仕事に悩んでしまって抱えてしまうという職員も出てまいりますので、そういう中には、専門のカウンセラーと契約をして、定期的にそのカウンセラーにも相談をしていただいて、そして、元気になっていけるような、そういう体制も整えたり、そういうこともしてきているというところでございます。ただ何度も申し上げているように、業務量が非常に大きくなってきておりますので、そういう中でやはり、若い人がついていけない、そしてそれが病気で病欠になってしまうということにもつながっているということでありまして、今後、これは津和野町だけに限らない問題でございます。どうした形でこの行政職の働き方改革というのをやっていくのかというのは、どの自治体も現在悩みを抱えておられますので、またそういうところとも相談を図りながら解決をしていきたいというふうにも思っております。

今回、この中途退職者でございますけれども、やっぱり時代がやはり、いろいろ変わってまいりまして、特に、最近はまだ役場も人手不足でありまして、なかなか思うように、募集をかけても応募もないというような状況があつて、それはどの行政自治体も一緒の状況であります。ですから、残念ながら実は、ほかの自治体にいろんな住所のことやら、そういう生活環境のことがあつて、より近いところでという形で移られる、そういう中途退職者も何人かおられますし、家庭環境でそういう形の職場を選ばれているという場合もあつて、正直、なかなか全てではありません、6人が。ただ、そういう中でも、やむを得ない状況もあるというふうにも受けとめているところでありまして、そういうことについては、それは家庭の事情や等々の話でありますから、それ以上引き留めることはできないということで、そこは割り切った上で、また新たな人材を求めて採用し、そして育成にも努めていきたいということでもあります。

御質問の中途退職者6名等が、その退職といわゆる参事がいない、相談ができなくてそういうことにもつながっているということであるならば、またそれはそれで、職員体制の問題として考えてみなければならない要因でもあろうかと思っておりますので、一度、庁議のほうで諮って、そういう現状があるのかどうかということも確認しながら、また検討してまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） そのことも、また町長よく検討していただきたい。参事の件につきましても。後日検討していただきたいと思っております。

それでは、次に若者の定住対策についてお尋ねをいたします。国も地方創生、東京一極集中の是正に向けて、人口減少の対策として5年間の総合戦略を策定すると発表されております。東京在住者の46%が地方に移住に関心があるというふうに申しておられます。田園回帰の時代を迎えようとしているわけではありますが、移住後の雇用の不安が41.8%を占めているような状況であります。そして、県土の約9割を占めております中山間地域のこの環境は、大変厳しいわけであります。近い将来、存続が危ぶまれるような限界集落数が739の集落もあるようであります。既に消滅した集落もあるということでもあります。

津和野町の人口減少率も2015年の比ではマイナス9.2%で、県下市町村のワースト3であるというふうに発表されておりますが、このような現状の中で、町も若者たちの人口増加の定住推進対策として、住宅の整備事業等、PFIでの左鍍、青原、木部、畑迫というふうに住宅を建設されてきておられます。この政策は、当初はUターンの若者たちへの対応策であったと私は思っておりますが、入居して30年たてば個人のものになるということになれば、Uターンの人も多く津和野に来ると思っておりますが、しかし、Uターンした若者には、この住宅には、当初は入れないような規定でありましたが、それではUターンの若い者にはどのような恩典があるのか、若者が津和野に帰ると、津和野に住んで、津和野に就職して結婚し、家を建てて、子供を育てても、一生懸命頑張っているUターンの子供が多くおるわけであります。こういう若者たちが町からどのような恩典を受けておるのか、私は、それをお伺いしたいと思っております。

今現在、津和野町での就職はIT企業も大変難しいようであります。町の商業においても、3月末、また商店が1店廃業するというふうな葉書きが私の手元にも届いております。このような町の現状で、景気回復は到底望めるような状況にありません。そうした中で、この若者がどのようなところへ就職しておるか、これを調べてみますと、やはり、この災害復旧から公共事業が衰退している現在でも、今、一番Uターンの若者の雇用の場に門戸を開いているのは建設会社であります。一番、建設会社が雇用が多いわけではありますが、なぜならば、この若者にいろいろな段階で資格を習得させて、人材育成に尽力され、若者の定住促進に貢献されている、こういうことで、今、建設業に多くのUターンの若者が入っておるような状況であります。

今回、またユネスコの無形文化財で登録されました津和野の鷺舞等、いろいろ津和野には奴、流鏑馬神事等、こういった伝統芸能があるわけですが、これらを継承していくにも大変お年を召された方が多く、だんだん維持が大変になっているようでございます。こういった伝統芸能の継承にもこのUターンされた若者が多く参加されているようであります。

停滞気味の津和野町の将来の活路を見出すのはUターンの若者たちであろうと思っておりますが、その若者たちに、例えば、定住促進の一環として新築された若者もおります。こういった青年に対して、新築家屋の減免措置をすとか、何とかの優遇措置が考えられないか、このように思っておるわけですが、町長、どのように思っておられるか、ひとつお答えをいただきたい。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、若者の定住対策についてお答えをさせていただきます。

U I ターンの若者に対しての支援といたしましては、転入後3カ月が経過した15歳以上40歳以下を対象に、津和野町若者定住促進奨励金として、単身者または世帯主に5万円、配偶者及びその他の家族に2万5,000円を交付しております。

平成26年度から平成30年度までの5年間の若者Uターン奨励金の交付実績は54件、340万円で、Iターン者を対象とした若者転入奨励金の交付実績は91件、515万円となっております。

一方、5年以内に町外へ転出したことによる若者Uターン奨励金の返還額は、平成26年度から平成30年度までの5年間で4件、27万5,000円、若者転入奨励金の返還額は11件、70万円となっており、この制度が定住対策として効果的に運用されているかどうかの検証をする必要があると考えております。

議員御指摘の新築家屋の減免等の優遇措置につきましては、現時点で検討はしておりませんが、今後U I ターンの若者が定着するための支援として検討すべき課題として捉えているところでございます。

なお、議員御指摘のこれまで建設してまいりました、つわの暮らし推進住宅につきましては、Iターンのみを対象としておらず、Uターンについても入居可能としております。また、このたび取り組みました津和野町地域優良賃貸住宅森村住宅、津和野町空家活用定住住宅野口団地は、町内在住者の入居を可能としております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 町長、やっぱり津和野町の活性化を担う者は、若いもんしかおりませんので、ひとつ、そういったことにも目を向けて優遇措置を何とか考えていただきたい、このように思っております。

次に、子育て支援についてお伺いたします。県は県政運営の最上位計画、島根創生計画として、人口減少対策を柱に据えた4本柱のうち、2番目に結婚、出産、子育て支

援というたものに、この3分野の主要施策のうち、特に子育て支援に大幅な予算を組まれておるようであります。放課後児童クラブの関連待機児童解消の支援に6億5,900万円が予算計上されているようであります。子供の医療費助成対象年齢延長等を含めた充実を図るというふうな、県も考えをされております。

そこで、津和野町の独自の子育て支援策についてお尋ねをしたいと。ことし、私のところに年賀状がまいりました。その年賀状に子供の写真を載せて送っていただいた方が19名おられました。一番の子宝家族は0歳から15歳までの9人の子供さんがおられる。そして両親と写っておられました11名の家族写真でありました。次には、やはり8人、6人、4人、3人といった子供の写真であります。これは、私は相当なあれがビッグニュースじゃないかというふうに思うんですが、これこそ町広報にでも載せてあげべきじゃないか、と申しますのは、このたびの新型コロナウイルスにより、学校が休校になり、そういったことでNHKがそういった大家族の取材に、こないだ来られました。こういったことに本当、びっくりしました。NHKの方でさえ、津和野でこれだけの大家族がおられるということを知って、こういうことで、テレビで放映するということが来られておりますが、やはり津和野町も、これだけの家族がめったにおるもんじゃありません。そういった子供のために何とか特別奨励金でも制定されてはいかがか、このように思っておるわけですが、今、大変厳しい状況であります。財源はふるさと納税の寄附金、これを一部でも、子供に特別奨励金として出されないのか、これを出されたって、寄附者にいろいろな寄附の目的があると思いますが、私は問題はないんじゃないかというふうに思っておりますが、これも検討委員会でも立ち上げられて検討していただきたい。子供は町の津和野町の宝であります。このことをどのように思っておられるか、町長お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、子育て支援についてお答えをさせていただきます。

平成27年度の国勢調査におけるゼロ歳から14歳までの年少人口は661人で、平成22年度の766人と比較するとマイナス105人であり、一貫して減少している状況です。2008年から2012年の合計特殊出生率は1.67であり、第1期まち・ひと・しごと創生津和野町人口ビジョンでは、2035年までに2.07にすることを目標に掲げ、取り組んでいるところでございます。

津和野町若者定住促進奨励金制度におきましては、第3子以降の出生に対して交付される出産祝い金があり、平成26年度から平成30年度の5年間では51件、765万円を交付しております。平成30年11月には、人口減少対策プロジェクトチームを立ち上げ、昨年にかけて定住対策に向け検討を行ってきたところでございます。

また、ふるさと納税につきましては、寄附者が申し込みの段階で寄附金の用途を指定することとなっております。平成30年度では、ふるさと納税額2,592万1,000円を、産業の振興に関する事業に488万2,550円、自然環境の保全に関する事業

に438万2,300円、医療または福祉の充実に関する事業に389万2,750円、観光の振興に関する事業に254万2,750円、教育または文化振興に関する事業に422万1,300円、その他町長が別に定める事業に599万9,350円を基金に積み立てさせていただいております。

議員御指摘のふるさと納税を活用した奨励金制度の拡充につきましては、津和野町若者定住促進奨励金制度の効果の検証も含め、より効果的な制度の構築について検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） よく答弁で検討してまいりますというお言葉を聞きますが、このふるさと納税の中でも、町長が別に定める事業というふうな500万ばかりあるんですから、これは町長の自由に思ったことに使われてもいいと思うんですが、こういうふうな金をひとつ子供のために活用して支援をしていただきたい、このように強くお願いをしておきます。

それでは次に、遊休施設利用についてお尋ねをいたします。

県土の約9割を占めます中山間地域、近い将来存続が危ぶまれてきて限界集落が739集落に上り、既に消滅した集落もあるというふうに報道されておりますが、待ったなしの状況であります。このような状況の中、産業振興で町有財産の遊休施設の廃校等を貸し出し、オフィスや貸し出す工場等の整備費用15%を負担するというような制度が全国創設をされております。各市町村が募集され、遊休施設を整備して、貸し出せば定住にもつながる制度であります。

津和野町には、旧津和野町に位置する町有財産、場所数が60カ所あります。町有林が7カ所ですか。旧日原町での町有財産の場所数が59カ所、町有林が16カ所あります。これらの町有財産で特に5カ所ほど上げてある場所がありますが、この中でも2カ所、旧津和野の中学校寄宿舎むつみ寮、そして旧国民宿舎青野山荘、これは今、青野山荘は猿のすみかになっております。付近住民の人も大変苦慮されておるんですが、これらの2棟は遊休施設の整備事業には該当はしないわけではありますが、むつみ寮はやはり清水町の中央付近に位置しておりますので、これは隣接しております住宅もあります。景観的にも衛生的にも、この前にも質問しておりますが、危険な建物でありますので、地元民からの要望もあり、早急に解体撤去の検討をするべきであろうと、これは国民宿舎青野山荘も同じであります。という中で、今、木部の中学校、これと畑迫の小学校、これがあいておると思いますが、この有効利用について、地域の方とどのように話をされておるのか、また、津和野町独自でこの有効利用を考えておられるのか、体育館やなんかいろいろ使われておるんですが、校舎についてどのように利用していこうかというような構想があるのかなのか、それについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、遊休施設の利用についてお答えをさせていただきます。

木部中学校につきましては、現在、民俗資料館にあった資料の保管場所として利用しておりますが、今後の利用につきましては、現段階で具体的な計画はございませんので、今後協議していくことになると思っております。また、体育館につきましては地域の体育館として利用しており、校庭につきましては木部保育園の建設が計画されております。

畑迫小学校につきましては、畑迫公民館より地域課題解決型公民館支援事業で、地域の保護者世代が気軽に集まれる場所として使用したい旨の要望がありますが、校舎の耐震状況の確認が必要になることから、現在、検討中でございます。また、体育館につきましては地域の体育館として、また、放課後児童クラブとして利用しております。

日原中学校むつみ寮につきましては、早期に解体したいと考えておりますが、多額の解体費が全て一般財源での支出となるため、起債等の有利な財源対象となる事業がないか検討しているところでございます。

国民宿舎青野山荘につきましては、昭和40年2月に完成し、平成15年3月末の閉所まで38年間宿泊施設として利用されておりました。現在は役場の倉庫として使用しておりますが、建築から55年を経過しており、老朽化が著しい状態にあります。現状を考えますと施設解体の必要性を感じているところでありますが、膨大な事業費が想定され、事業費全額が一般財源での対応になると考えております。施設解体につきましては、今後の財政状況等を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 中学校のむつみ寮についても、もう2遍、3遍じゃない質問をしたらんですが、前向きな検討はするというふうな、ずっと答弁できております。もっと前向きに、教育長さん、ひとつ真剣に検討していただきたい。これは財源が伴うことでつい簡単にはいじゃいいですというわけにはいかんと思いますが、むつみ寮については、本当のまちの中にあるんで、本当、町も計画してどうにかしてあげるべきじゃないかというふうに思っております。青野山荘はほっとっても、山の中じゃけ、そりゃええでしょうが、今、さるの巣になっておるわけですが、これもいずれは何とかせにゃならん問題が出てくると思いますんで、もっと前向きに日原のむつみ寮については検討していただきたい、このように思っております。

それでは、最後になりましたが駅前開発についてお尋ねをいたします。

米子市が本年度着工される米子駅前南北自由通路の整備事業が14億で計画されております。そしてウオーカブル推進事業として1,900万円が計上されておりますが、予算が666億6,000万と膨大なものでありますが、米子の市長さんは、駅にまつわる事業があるわけでございますので、これは駅周辺をどのようにしていきたいか、これは市民に広く意見を求め、計画をしていくというふうな報道がされております。

津和野の駅前もだんだんと形が見えてきましたが、町民の多くの声も、まず、駅前の車両進入禁止、この前からも私、2遍も質問をしておりますが、このイベントの開催が年間何回あるのか、そういうことを考えますと、ここを無理に進入禁止にすることはないというふうに、イベントがあるときだけ進入禁止にされて、あとは一般市民に駅に直接入るように開放されるべきじゃないでしょうか。どこの駅行っても一般車両が入れんような駅はありません。そういったことを町民の方からも、姿が見えてくると、だんだんやかましく、そのように言われるわけですが、この件についても歴史的風致維持協議会があるんですから、これを前、課長さん10回ぐらい会合したと言われましたが、これは歴まちと一緒にされたような話であろうと思いますが、再度、検討していただいて、何とかイベントのないときには一般車両が入れるような構造にしていきたい。このように思うところであります。

そして、2点目であります。これは私の希望であります。駅前駐車場を、今できますね新しいのが、ここへ有料駐車場になるわけですが、ここを無料開放して人の流れを駅道より祇園町に入り、米屋の鯉を見て、本町通りの津和野百景、この展示場所に行かれて、そして酒蔵でもゆっくり散策され、殿町の掘割の鯉を鑑賞し、養老館また郷土館の日本最古の25億年前の石を展示してあるわけですが、こういったところを見ていただくように、そして弥栄神社の大けやきも相当なものであります。そして高岡通りを帰り道として、帰りに安野美術館、桑原史成写真館、そして駅前の写真等、見て帰るといった、このようなコースの設定がしていきたい。そうしますと人の流れを変えるためには、どうしても駅前の駐車場を無料開放し、いろいろ試行錯誤重ねていかれて津和野町の活性化に取り組んでいただきたい。

このように思っておるわけですが、先ほども申しました1枚の葉書きが私のところへ届きました。3月末日をもって店舗を廃業するというふうな挨拶状であります。このような不況のさらに拍車をかけたのが、新型コロナウイルスのことであります。今、何とかしないと津和野の町は、本当、砂漠化してしまうわけであります。こういうときこそ官民が英知を結集して町に活性化を、また皆で最大の努力をされる、これ、今しかないと思うんです。私は駅前の駐車場は無料開放したからといって、町の活性化です。即するとは思いませんが、それも一つの手段として考えられないか、このように思っておりますが、これについてどのように思っておられるか御答弁いただきたい。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、駅前開発についてお答えをさせていただきます。

駅前周辺整備につきましては、平成27年度に行ったデザインコンペの結果をもとに進めてきたところであります。議員御指摘のとおり、駅前広場の一般車両の送迎につきましては、さまざまな御意見をいただいているところであり、津和野町歴史的風致維持向上協議会の議論も踏まえ、再検討を行い、取り外し可能な車どめボラード等を施工し、

イベント広場としての使用時以外は、現在のロータリーの一部について、一般車両が入入できるよう計画しております。

次に、年間通じての駅前におけるイベント回数についてですが、現時点ではS L運行スタート時、終了時、またやまぐち号運行復活等の記念日、C 5 7・D 5 1重連運行、初詣号、クリスマス号など、S Lイベント運行時に、年間5から8回程度のS L関連イベントを開催しております。

また、昨年夏には、隣接します西町商店会の皆さんが、津和野駅前第2駐車場において初めて夜市を開催されるなど、整備後には、各商店会など各種団体の利用も可能と考えております。

議員御指摘の、人の流れをつくることに関しましては、津和野駅は観光面で重要な拠点と考えており、駅前のにぎわい創出に大きな働きを果たすと考えております。駅と町内各ポイントをつないだまち歩きによる回遊を促進するため、一般社団法人津和野町観光協会とも連携した情報提供、サイン整備も含め、魅力的な空間整備を目指しているところでございます。

なお、駅前駐車場の無料開放につきましては、民間の有料駐車場への影響も考慮して、慎重に検討したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 町長、民間の駐車場のことを心配されておるわけですが、私は、これからまだ駅前を開発されるわけですが、駅前公園も計画されております。今の警察の交番のところですね。あそこを整備されて、公園にするという計画になっておると思いますが、益田S L間のところですね。あそこも整備されるようであります。そうしたことについて、とにかく駅前を整備されるのであれば、私は、今思いましたとおり、駐車場を無料でされて、人の流れをとにかくつくったらどうかというふうに思うんですね。そういったことも駅前のほうでもいろいろなことができると、また人の流れができると思います。そういったことも含めて、ひとつこの計画をしていただきたい。この前の盆にもそうですが、今、駅前が工事中であったために、津和野へ観光客が入られませんでした。それで、小川公民館に車持って行って置けど。それで津和野の町を散策せえというふうなことをされましたが、これがどのぐらいの効果があったかなかったかわかりません。それでも、何人かは行かれたようではありますが、それから比べると、駅前から殿町に歩くのであれば、もっと人通りが多くなるように私は思います。コースはどっちを通ろうと、殿町を通ろうと、高岡通りを通られようと、それは観光客の勝手ではありますが、そういう一つのコースを設定して、津和野町はこれだけのことをしとるんだと。駐車場のことを、町長、心配されておりましたが、民間の駐車場は、あそこに町のと3件あるわけですが、やはり近いところを見るなら近いところ、あそこへ駐車して、安野光雅美術館まで観光客は行きません。やはり、近いところは近いところしか来ませんので、駅前の駐車場、1時間300円くらいのことじゃない

ですか。1カ月でも試験的にやられて、どのような効果があったか、それも一つの実績をつくるのも一つの方法であろうと思います。そうしたことも、小さいことでもこつこつとやっていって、どういうふうにするのか、津和野をどういうふうによくするのか、というのは、皆で考えて英知を出すべきではないでしょうか。それについて、課長さん、いい意見がありましたら、ひとつ聞かせていただきたい。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 御意見いただいたところでございますが、確かにまち歩きということについては、大変重要な、津和野町を今後、日本遺産を生かしたまち歩き等というのは、一つ大きなテーマになっております。現在、体験プログラムというものをもっといろいろつくって、それをいろいろ組み合わせようということでございますので、そのあたり、議員の御指摘の町を回るということと合うと思っておりますので、ぜひとも生かしてまいりたいと思います。駐車場につきましては、民間の事業者さんと一緒に料金設定等もお互い話し合いながら進めておったという経過もございます。そういった中で、なかなか全てを無料というのは難しいところですが、ただ、イベント開催時等は、またいろいろやり方、議員さんが実験的にというふうにおっしゃっておられますが、そういうときにはまた考えることもできるかと思っておりますので、いろいろこちらも案を練りながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） はい。どうも。

以上で、私の質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、10番、後山幸次君の質問を終わります。

ここで13時10分まで休憩といたします。

午後0時02分休憩

.....
午後1時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序4、7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 7番、御手洗剛でございます。通告をいたしております2項目について質問をさせていただきます。

1点目であります。地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業への対応についてであります。

昨年12月4日、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が公布されました。我が国の総人口は、前回の国勢調査で初めて減少に転じ、推計によれば2065年には8,000万人台になると言われております。

地方は今や大半が人口減少地域であり、大都市から地方へと、働き方や人口の流れの変化が必要であることは当然であります。この法律は、深刻な人口急減地域について、自助努力を前提に財政支援を強化するとともに、ひいては長期的に住みやすい地方への人口が回帰するための重要な役割を担うとされております。事業協同組合は、みずから特定の事業を担うものではなく、地域にはそれぞれの組織、企業があり、それらの民業を事業協同組合が人材供給によって支援することが、この法律の目的であります。

しかし、地方に長く住むことを希望し、いわゆるIUターンで働きたいと考える人々にとっての不安、問題点、課題も多いと考えられます。一つには、地域の人々から信頼と敬意を得て活動できるのか。二つには、給与水準を維持するに十分か。三つ目には、住宅環境、子育て環境は十分か。四つ目に、長期的な生活安定が得られるのか、失業のおそれがないか、十分な年金などの老後の保障を得ることができるのか等で悩まれる方も多いと推察できます。このような問題点を解決するために、法律上の組織である事業協同組合を活用し、活動展開するものです。

この法律は人口減少地域において、国・地方公共団体の財政支援と制度的支援を組み合わせ、先ほどの諸問題をできる限り克服し、人口のさらなる急減を抑止し、豊かな地方づくり、人づくりを推進しようとするものであります。

本町においても、農林業を初め観光・商工・サービス業や介護部門の業種においても人手不足が深刻な状況にあります。若者の流入を促進し、地域活性化に向け事業取り組みの認可申請が急がれると考えますが、このことへの所見を尋ねます。

一つ目であります。近年におけるIUターン者の就業並びに定住の状況は。

二つ目に、期間満了の地域おこし協力隊員の起業並びに定住の状況は。

三つ目に、県内及び町内での半農半X事業実践の状況については。

四つ目に、町内業者からの人手不足に関しての支援要請の状況について。

五つ目に、本事業の施行は5月末、実際には6月からであります。本町の所管課と他の部署との連携については。

六つ目に、本事業の中核的役割をなす事業協同組合が求められる体制と業務範囲については。

以上についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、7番、御手洗議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業への対応についてでございます。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進につきましては、特定地域づくり事業を推進し、あわせて地域づくり人材の確保及びその活躍推進を図ることを目的としております。

地域づくり人材とは、地域人口の急減に直面している地域において、就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材をいい、特定地域づくり事業協同組合の派遣職員として雇用される地域人材については、移住者のみならず組合の地域内に居住する方も対象とされているものでございます。

議員御指摘の事業を推進する上での課題といたしましては、事業協同組合を設置する際に、町内の関係事業者や団体との連携と協力体制の構築により、地域づくり人材の確保や教育訓練の実施、年間を通した1人当たりの事業量と適正な賃金水準の算定、空き家情報バンク制度を活用した住環境の提供や子育て支援、労働基準法や労働者派遣法に基づいた適正な雇用等を明確にする等、課題の共有や共通認識のもとに進める必要があると考えているところでございます。

議員御質問の、1、近年におけるU I ターンの就業並びに定住の状況といたしましては、つわの暮らし推進課が所管する空き家情報バンク事業や若者定住促進奨励金事業等により把握できている範囲では、就業については就農を希望される方や地域おこし協力隊といった方が大半を占めている状況であります。町では無料職業紹介事業を実施しておりますが、U I ターンのきっかけとして本事業を活用される方は平成29年度以降おられないのが現状です。

また、定住の状況といたしまして、過去5年間に空き家情報バンク物件に入居された方は、平成26年度12件31名、平成27年度40件74名、平成28年度38件68名、平成29年度28件58名、平成30年度23件62名といった状況でございます。

二つ目の期限満了の地域おこし協力隊員の起業並びに定住の状況につきましては、定住実績として、これまでにつわの暮らし推進課に所属した隊員が8名、農林課所属で10名、商工観光課所属で2名、教育委員会所属で1名の合計21名の方が定住されておられます。起業家実績については、つわの暮らし推進課所属の隊員の方が6名おられ、教育魅力化事業や津和野高校に関する下宿、屋台を活用した飲食、ウェブサイトを活用した情報発信事業等に取り組んでおられます。また、農林課で6名、商工観光課で1名の合計13名の方がこれまでに起業されているところでございます。

三つ目の県内及び町内での半農半X事業実践の状況といたしましては、県内で県の補助事業を活用された方は、平成29年度からの3年間で23名おられ、町内では現在5名の方が半農半Xを実践されておられます。

四つ目の町内業者から人手不足に関しての支援要請の状況について、商工観光課に対しましては、町内の旅館業や道の駅等のサービス業、小売業から営業の中核をなす人材等の紹介希望や相談された事例があります。町としましても町商工会等の関連機関とも情報を共有し、常々気にかけているところですが、昨今の人手不足の状況下では雇用のミスマッチも多く、なかなか解決するに至らないところです。

地方においても、有効求人倍率が高どまりする中、2月19日、本町で開催されました観光関連のシンポジウムでも、全国的に宿泊業関連の人手不足は顕著で、特に人材確保が難しいのが板場、調理師であるとのお話もありました。

コロナウイルスの影響が不透明ではありますが、まずは当面の経済対策に傾注し、雇用確保についても対策を講じる必要を感じております。

5番目の本事業の本町での所管課と他の部署との連携につきましては、1月23日に県が開催した事業説明会につわの暮らし推進課が出席し、2月20日に総務省が開催した説明会には、本事業の関係性が高い農林課と商工観光課が出席しております。なお、役場職員を対象にした勉強会を3月10日に計画しておりましたが、コロナウイルス感染症対策の影響により延期しております。

本事業の所管といたしましては、関係事業者とのつながりの高い関係課連携のもとに、各種団体との協議や調整を進めてまいりたいと考えているところでございます。

六つ目の本事業の中核的役割をなす事業協同組合が求められる体制と業務範囲につきましては、特定地域づくり事業協同組合は、中小企業組合法に基づく相互扶助の精神により労働者派遣事業を行うものとなります。組合員の資格としては、地域内で商業、工業、鉱業、運送業、それからサービス業等を行う小規模の事業者が対象となり、発起人が4名以上必要とされております。労働者派遣事業の許可基準としては、派遣労働者が10人以下の中小企業事業主には基準資産額が1,000万円以上とされる等、労働者派遣事業の運営が困難になった場合であっても、派遣労働者に対する賃金支払いを担保にするための要件があります。

業務範囲につきましては、中小企業等協同組合法による生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合の事業に関する共同事業とされております。なお、雪かきや災害時の土砂の除去等の業務を除く建設業や警備業等、一部の業種が労働者派遣法により派遣禁止とされています。

派遣職員として雇用される地域づくり人材については、地方への移住を希望する都市部在住の若者等や地域おこし協力隊として活躍し任期を終えた方、組合の地区内に居住する若者等が示されております。

事業実施に向けてのスケジュールといたしましては、4月に地方団体向け説明会が計画され、認定基準等のガイドラインが示される予定となっております。6月には法律が施行され、自治体による中小企業団体中央会との協議を踏まえて8月以降に事業協同組合の設立が順次可能になるとされております。

なお、事業協同組合の設立には中小企業団体中央会との協議が必要であり、発起人の選定から設立登記完了までに3カ月程度必要とされています。労働者派遣事業の届け出には、県労働局との協議が必要となります。このことから、事業開始の手続としては、事業協同組合の設立準備と労働者派遣事業の届け出を並行して進める必要があるものでございます。

町としましては、関係する団体や雇用される地域人材となり得る人材の把握を踏まえ、事業実施に向けて関係機関連携のもと進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） たまたまではございますが、けさ、山陰中央新報を多くの方が見られたというふうに思いますが、こういった記事が出ておりました。協同組合設置制、準備加速というふうなことで、中山間維持特措法、6月施行、いろんな課題もあるというふうなことで載っておりました。

再質問をさせていただきます。

特定地域づくり事業協同組合は、都道府県知事の認定を受けた中小企業等協同組合法上の事業協同組合であり、認定基準として、一つには、自然的経済的社会的条件から見て一体であり、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要な地区であること。二つ目には、特定地域づくり事業が適正に行われることを確保する見地から適当であり、かつ、組合の職員の就業条件に十分配慮されている計画、当該事業が確実に地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すること。三つ目には、当該事業を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎の習得が必要、労働派遣事業の許可といった点であります。四つ目には、事業協同組合、関係事業者団体及び市町村の間の十分な連携協力体制がとれること、このような認定基準があるということになっております。なかなか、この事業を遂行する上、また組織をつくり上げるには、かなりのハードルもあるなというふうに認識をいたしております。

そのようなことの中で、申請段階はもとより、事業協同組合としての認定後においても行政の関与、必要な情報の提供、助言、指導、援助が重要と考えますがいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） この特定地域づくり協同組合、先ほど議員が御指摘になられたように、6点ほど、事業協同組合を設立するための認可基準という部分があります。私ども、特定地域づくり事業協同組合を設置するためのものということで、最初は商工業者、あるいは観光業者、建設業者といったところで、こういったところの事業で人手不足かというようなところを、基本的には話し合いの中から、津和野町でこの事業協同組合を設立していくのかというところの話し合いは、行政としてしっかり皆様と協議をしながら進めていく必要があるということでもあります。

農業においても、農業の人手不足というようなところについては、既存の協同組合という形で設立されたところもあります。国の制度で、要は雇用される職員の賃金、あるいはこの事業協同組合が出資する金額、それからこの事業協同組合を活用する派遣先の状況、そういったところを総合的に、一緒になって、どんな事業があるかというのを組

み立てていく必要がまずあるというところの部分については、関係する団体、あるいは関係各課と連携を含めて、今後話を進めていくということになります。

この事業協同組合の設立に当たって、基準財産と言われる部分があります。行政の関与として、ここをどうするかというところは一つの課題になるかと思いますが、まず、この基準財産の考え方というのが、町長が申しあげましたように、基本的に基準資産額が1,000万以上なければならないというのは、この特定地域づくり事業協同組合で働く人、これが今モデルでは10人程度というようなことで試算をしておりますが、結局この事業協同組合が、議員が御指摘になられたような、もし、事業がなくなって倒産した場合どうするのかというところの労働者保護の観点で、この基準資産額というのが定められております。これは、きのう、県のほうの所管課に問い合わせてみましたが、ここの部分はまだ2,000万ともいう、そういう金額も、ある程度ほかのところでは上がっている金額です。これを、この事業協同組合を設立するときに必ず必要になるものですが、ここの資産額の部分を誰がどう出資するのかというところが、行政の関与としてどうなのかというのが一つあります。債務保証等の、行政がやる場合も、県としてはそういうのも考えられますというような、きのうはお答えだったんですが、この資産の基準に関する額については、島根県のほうが認可をする団体となりますが、まだ方針が示されていないというのがまず1点です。

もう一つは、労働者派遣法に基づく派遣ということになりますので、先ほど町長が申しあげたように届け出が必要になります。そのときの要件というのが、この労働者派遣の場合は定められておまして、結局、派遣元責任者講習等を受講したことが必要であるとか、これについては要件足りるものが三つほど備わっております。既存の協同組合、事業協同組合等もありますが、こういった労働者派遣法に基づく資格を有する者かどうかというところが、既存の部分を利用してやるとすれば一つは課題になるだろうということで、町としてそういう資産の部分と、あとは連携をしてこういったものをつくり上げていくかというようなところを含めて関係する団体と協議をしていく、そういったところの行政としてのあり方というのが、まずは必要であろうということになっております。

先ほど議員が御指摘になられた、きょう、新聞にこの協同組合設置準備加速ということで、海士町あるいは雲南市の事例が載っておりました。そういったところについては、もともとある制度を活用してというようなことで、やりやすい部分もあるよというようなところで、住民説明会なども今から計画をされておるようでございますが、私ども津和野町としては、本来なら10日の日に県の職員を呼んで勉強会を開くということで、町として、町の職員がある程度この制度をきちっと認識した上で、今後のスケジュール立てをしていこうという計画でございましたが、その辺がコロナの関係の感染症対策のところでも流れてしまいましたので、まずはそういった制度、今からガイドラインもまた

出てきますが、それを受けた中で、町としてどういうことで進めるかという具体的な部分については、今から協議をさせていただくというような形で考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） ガイドラインについては、先ほど御回答ございましたように4月段階になる予定だということで、なかなかわかりづらいといえますか、まだ具体的なものが見えないという状況にあらうかというふうに思っております。

ただ、この段階で一般質問させていただきましたのは、やはり農業関係においても、今、将来を見通しても人手不足である、担い手不足であると。既存の法人、13法人ございますが、こういったところだって、しばらくしますと、ほとんどが高齢化で担い手になり得ない状況も予測されることでもございます。そういった中で、いち早くこういった取り組みについての行政の御対応、考え方について確認をしたいという思いでさせていただいているところであります。

今、課長から、私のほうで、一般的に言えば事業協同組合の運営に資する出資金の造成について、後ほど質問しようかなというふうなことで思っておりましたが、先に重要なところを回答されましたので若干しづらいわけでございますが、またお尋ねすることもあるかと思えます。

定住の状況を、先ほど質問をいたしました。特に効果の大きいのが、空き家情報バンク物件に入居された方について、かなり安定的に年々実績が上がっているということでございます。相当な方が入居されているなというふうなことで思ったところであります。IUターンそのものは、毎年、フェア等もしながら、十分な数にはならないにしても、地道に町内へ入って来られる方もあらうかと思えますが、なかなかその方が定着というのは難しい部分もあるのかなというふうに思ったところであります。空き家情報バンクに入られた方、こういった方々、特に若い方については、今後のこういった——今申し上げます事業の取り組みに、ぜひとも参加いただけるような体制づくりが必要ではなからうかなと思ったところであります。

期限満了の地域おこし協力隊の皆様方もたくさんおられます。こういった中で、できれば任期満了後においても地域の担い手として、特にきょう申し上げておりますような、かなり事務的にも、この事業協同組合を立ち上げて、それを運営するにはそれに値する手腕といえますか能力、そういった方が必要になってこようかと思っております。要望される事業所、人材を派遣してほしいという事業所においても、その実態把握なり、日々の営業活動といえますか、参画する人材とともに事業所の実態把握というものがかなり重要になってこようかなというふうな思いをしておるものであります。

現在、当町におきましては、シルバー人材センターの役割は極めて重要な存在でございます。個人の方からの要請から始まって、業者からの依頼、また多くは役場の施策遂行の上でなくてはならない存在として幅広く対応をしておられます。今回の事業協同組合は、いわば若者向けの人材派遣会社であります。移住者や組合の職員を地域づくり人

材と位置づけ、雇用のための人材を登録し、地域内の各事業者の要請に応じて派遣という形で、特に若年層が都市から地方へ移住しやすい受け皿をつくらうとするものであります。人材と事業体の仲介役をする組織であろうというふうに思っております。

国、県、市町村の事業協同組合の運営費助成の割合についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） これは、あくまでもモデルケースということで、国が説明会のときに示したものを御紹介をさせていただいたと思います。

派遣職員、この事業体では6名の派遣職員という想定の中で、派遣職員の人件費を300万ということで、ですから年間1,800万の人件費がかかるということと、あと事務局運営費として600万という考え方、これの合計額が運営費2,400万、年額2,400万ということになります。

派遣職員が6名で、その事業体を運営して、年間2,400万運営費がかかるということで、この2,400万、どういうふうに負担するかということになります。

まず、この2,400万のうちの半分の1,200万、これは派遣をされる場所、派遣先の利用料金、派遣をしていただいて利用料金をお支払いするということとなりますが、2,400万のうちの1,200万は、この派遣を受けた側のほうが払うお金ということになります。あと残りの1,200万、この金額については600万を国が負担するというようにしております。あと残りの600万が市町村負担ということになります。実際はこのうちの2分の1を特別交付税措置されますので、町の負担としては300万ということになります。全体2,400万のうちの8分の1の金額は町が負担するというような負担割合になっているということでございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 雇用された派遣先の事業者は、いわば賃金の半分を担うといいますか、そういった形のようにあります。

しかし、定住者を雇用し、これを永続的に長く雇い入れるということについては大きな財源も必要であろうと、特に単年度的な対応だけでは済まないというものでございます。お金のこともさることながら、やはり多くの人材を登録し雇用すると、必要に応じて派遣するということとなりますが、そういった中でやはり組織に課せられる役割というものは大変大きいものがあるというふうに推測をいたします。特に派遣した賃金については、当然責任を持って払っていかなくてはならない。また、社会保険等の対応も当然出てこようというふうに思っております。そういったことの中で、たくさんの事業協同組合ができていくことは、なかなか難しい実態になっていくのではなかろうかなというふうな思いもいたします。

当面、国のほうでは、20年度において全国で約80組合を設けたいというふうなことで、本日の報道はされております。そのために国の事業費として約19億円を見込むというふうなことで載っておるものであります。国の施策というものが、いかにこの地

方の人材確保、人手不足に対応することが必要であるということを認識しての対応であろうかというふうに思っております。今からまだまだ先のようにも思いますが、やはりこの事業協同組合を立ち上げると、やっていただく、これに対しては行政としても積極的な関与が求められるものであろうかというふうに思います。今の段階からひとつ準備をする必要があるということでもあります。

それから、県からの説明も一段階はあったというふうに回答をいただいておりますが、このような取り組みをするに当たっても、やはり所管部署中心となって、行政として働きかけをする部署は当然必要であろうというふうに思いますので、今の御回答ではどこそこに設けるというふうな回答ではなかったわけではありますが、関係するといえますか、そういった課との連携を深めていくというものでございました。ぜひとも中心となる窓口となり得る、また、事業申請等の対応も関与できるような部署というものの設置というものは、今後どのようにされていくか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 町長の答弁ということで、関係する課で連携をしてということではあります。まず、この総合戦略、人口減少対策としての総合戦略というのが、今5年終わって、令和2年から第2期の総合戦略ということで、新しい総合戦略を今策定をさせていただいたところでもあります。議会の皆様にも、24日の日に全員協議会のほうで報告をさせていただきますが、そういったところをつわの暮らし推進課が所管となって進めてまいりました。

この人口減少の関係の法律につきましても、まず最初に入ってきたところはつわの暮らし推進課ということで、その取りまとめのところでいいますと、つわの暮らし推進課が基本の部分の窓口になっているということでもあります。

町長の答弁にありましたように、総務省が、県の説明会の後、広島のほうで中国地方の各自治体を対象に説明会を行っております。県の説明会も、公布されて初めての説明会が島根県ということで総務省のほうからお越しになられて、私ども、つわの暮らし推進課のほうが出かけて行って説明を受けています。その後で庁議等踏まえて、商工観光課と農林課のほうが行ったということで、この法律にもありますように町内での連携というのはしっかりやっていくという中で、商工会あるいは観光協会、あるいは建設業協会というようなところで、農業の団体もありますが、そういったところと町内体制を整えながらやっていくということで、この法律を必ず生かしていこうという、そういった部分のところは町として一生懸命やっていきたいということでもあります。

所管課については町長の答弁にありませんが、基本はつわの暮らし推進課ということでもあります。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 事業協同組合の運営に資する出資金の造成といいますが、先ほど1,000万というふうな話もあるわけがございます。これについては派遣

先の事業所に理解いただいて造成だけで済むものか、また、町も出資団体の一つとしてなるのか、これについて、ちょっとお聞かせをお願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 労働者派遣法という、そういった法律に基づいた認可申請事業主に関する財産的基礎ということで、法律上でも定められているところでもあります。今、町長のほうで答弁をさせていただいたところは、10人以下である中小企業事業主の財産的基礎、これが当分の間の措置ということになっております。これが1,000万以上であることという要件があるということでありまして、きのう電話で県のほうと確認しましたところ、この当分の間の措置というところが、どうも、もう終わるとなるようなところがあります。改めて、その資産については2,000万という数字が、この認定基準の資料の中には明示をされております。島根県のほうで、きのう電話して、最新情報でお聞きしたところですが、この2,000万円というところの部分については、これは県が——中小企業ということで事業協同組合の認可をするのは県知事でございます。津和野町から出しても、認可は県知事ということになりますが、ここの2,000万にするかどうかというところが、県の段階でもまだ決まっていない段階であります。

ただ、最初のほうの説明とか、いろいろ行政関係だけで説明を受けた中では、この出資に関するところの大部分は、やはり市町村負担というところで考えられておりまして、当然、事業協同組合の中で、派遣先になる団体も出資はしていただくこととなります。その額がどのぐらいなら適正なのかというようなところも含めて、まだこれは示されていないことであります。

ただ、労働者派遣法ではこういう金額がしっかり基準資産額としてないと、労働者派遣法の、要は事業協同組合としては認定できないのではないかとこのところは示されているところでありまして、ここから先のところは、額を含めていろんな情報を仕入れる、あるいは津和野町内でそういう関係者と話をしたときにどのぐらいの負担を町がやっていくかというところは、まだまだ検討課題ということになっております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 大きい造成額をせざるを得ないことで、派遣先の事業所は大きなものを——何人も雇用するような状況になれば対応もあるかもしれませんが、なかなか難しいものだなというふうに思うものであります。

それから、きょうの新聞に載っておりますのが、島根県においても県事体では一般会計予算に計上していない、今後の動きを見て補正等での対応になるのかなというふうな思いをしとるところでございますが、いち早く県内で飯南町や奥出雲町は住民説明会を始めておるといふような状況にあるようであります。住民説明会ですから一様にとということになるのかもしれませんが、やはり人材を必要とする事業所なり、中心的に関与する事業協同組合になり得る対象が中心での論議が必要であろうというふうに思っております。

ますが、そのような住民説明会、今後どのような日程の中で施行までに取り組むのか、その以後にもなるものか、実態把握も重要であろうというふうに思っておりますが、これについての考えについてお聞きします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今、御紹介があった奥出雲町等の住民説明会、この段階でどういう住民に説明されるのかという、新聞紙上できょう報道されましたが、どんなことでやられるのかなというのが新聞を読んだときの感想でしたが、活用方法に関する地方団体の意見というのを、国がこの法律を施行するに当たって聞いておられます。

その中では、例えば事業協同組合に雇用される労働者の方が派遣をされる、その派遣は100%、同じ事業所には勤務できないことになっております。したがって、1人の人が、まず4月は農業、5月から10月は飲食業、11月から3月は酒造業というような形の中で、要は海士町が今やっておられますマルチワークというような、1人の人が1年間で同じ事業所に勤めなくて、それぞれ種類がある中で事業を行うと。今回そういった活用の方法として今挙げられているのが、農業、飲食業、酒造業、それから宿泊業、商工会、それから林業、地域商社、介護、ケアマネ、それから建設業、あと水産業もありますが、あと社会福祉協議会というのも名前として出ておりました。この事業協同組合をつくって、どういうその地域課題、人材を派遣するかというところのその基礎になる部分を、対象をどういうふうに定めていくかというところが、要は、住民説明会はその地域の住民の方々でありますので、その中でどれだけの意見集約ができるかというようなことになろうかと思えます。私どもは、先に、まずは職員の間でこの情報を共有する。その情報を共有した後に、誰が対象でそういう議論をしていくのかというのを、スケジュール立てということであれば、そういうのを進めるときには、そういうふうなスケジュールでいきたい。役場職員が、まずは情報を共有する。課題を認識して、誰が対象で、こういう事業を進めていくかという課題の絞り込みというのをやっていくという中でいいますと、ちょっと考えると、住民説明会というよりも、商工会や観光協会、建設業というような方の団体の御意見という部分と、あとはまちづくり委員会という組織があります。ここも、地域課題というのを抱えられておられます。農業団体もありますが、そういったところで、まずは絞り込んだ中で、住民説明会というよりは説明をして、意見交換をさせていただくような取り組みを、まずは進めるべきではないかというふうには考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 当町に定住をされる方、この方が長く居続けるためには、ある程度所属も維持できなくてはならない。また、それを地域としては期待する。このような形の中で、この組織づくりというものの必要性が求められるのではなからう

かなと思っております。このことについて、最後に、事業協同組合の設置について、また、町長、どのようにお考えであるかお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） これまで、国のほうにおかれましては、過疎対策ということで過疎法も何度も延長しながら、このいわゆる人口減少という地方が抱える問題について、さまざまな施策を講じてこられたわけでございます。

しかしながら、それだけでは、この人口減少という流れがなかなか変わるまで至っていない。そういう中で、過疎法の新しい法律についても議論はされておりますけれども、それと同時に、過去の長年の人口減少の積み重ねの中で、本当に限界集落から、さらには、消滅集落までになろうとしているのが現実としてふえてきているところから、さらに一步進んだこういう法律と施策が必要だという中で、このたびの法律が施行されたというふうに理解をしているところでございます。そういう意味では、より一步踏み込んだ施策を講じていただけているということで、我々としては、その法律そのものについては、歓迎をしているわけであります。

ただ、実際それを具現化していく、そういう過程においては、きょうも御手洗議員から御指摘、御質問をいただいて、やりとりをする中でもおわかりになられたかと思いますが、いろんな現実的な課題があるということでありまして、それを慎重に、これから一つ一つ課題を解決をして、実現をしていく必要があるというふうに考えているところであります。

特に今回、この労働者派遣法という法律が絡んでくるということでありまして、それから仕事づくり、それから賃金体系、それからいわゆる、何でもやっていただけるようなそういう社員を抱えていくわけでありまして、そうした方々をどう確保して、そして管理をしていくのかということ等々で、非常に難しい問題が組織づくりとしてあるというふうに思っております。町もそこは、主体的に支援をしていくわけでありまして、けれども、最終的には、その組織のマネージャーになるような方々、そういうものも人材として大切だということもありますので、そうしたところを、今後もしつかり慎重に取り組んでいきたいというふうに思っているところでありまして、私の今の考えとしては、既存の組織にお願いをするようなことじゃなくて、そういうマネージャーも含めた中で、組織をある程度支援もしながら、信頼感を持ってお任せできる、そういう法律にたけた方とか、いろんな管理運営ができる方がおられる組織というものをつくって、任せていくということをやっていくことが第1であろうと、それをまず基本に考えていかなければならないであろうというふうに思っているところであります。

そうした中で、今の我々の津和野町の、この人口減少の状況を踏まえますと、早く組織をつくっていきたいという思いはございますけれども、一方で、いの一になる必要もないというふうに思っておりますので。島根県内の自治体は、割とやる気を持っておられますから、そういう自治体の動きも参考にしながら、また、津和野町の特色に合っ

たそういう組織づくりを、慎重にかつ急いで取り組んでいきたいと思っているところでもあります。その主体になるのは、つわの暮らし推進課を中心にやっていくと、そして、関係課が連携を組んでやっていくということで考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） いずれにいたしましても、人口減少ということで、都会地からこの津和野町に来られる方をふやし、それを生かす方策というのは必要であろうというふうに思っております。この事業協同組合がそれに成り得るかどうかは別にして、そういった、せっかく国のほうでこのような法律ができ、6月から施行されるという段階にあるわけでありますので、当町も積極的な取り組み、準備をして、この設立に向けてひとつ、それが成されるように御努力をいただきたいというふうに思います。

次に、買い物支援対策等についてであります。

当町とシャープ株式会社は、共同で高齢者の見守り、買い物や健康的な食生活のサポートを行う実証実験を経て、今日に至っております。現状を把握し、今後の展望についてお尋ねをいたします。

一つ、今年度の実績と課題は。

二つ目に、町内の公民館単位での地域においては、食料品等を販売する商店が全くない。もしくは、1店舗のみといったところも出てきております。将来的に買い物難民が増加する可能性も大であります。

今までの町単独での対応でなく、益田圏域の他事業所、例えばJA等からの支援・協力を仰ぎ、福祉部門における地域貢献で連携し、展開する等の考えはございますか。

お尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、買い物支援対策等についてお答えをさせていただきます。

まず、3月1日現在の高齢者の見守り及び買い物支援サービスの加入件数でございますが、見守りが5件、買い物27件、うち2件は両方加入となっており、買い物支援サービスの今年度における参加商店は18商店で、生鮮食品以外に生菓子やお茶、医薬品、ギフト、時計、生花、生活用品、印鑑、仏具、雑誌など約1,000品目の商品を取り扱っております。

配達日は、津和野地区が火曜日、日原地区が木曜日の週1回ずつとなっており、平成30年度、11月から3月分の購入金額は、津和野地区が24万2,295円、日原地区が13万7,012円、平成31年度4月から2月分の購入金額は、津和野地区が53万4,625円、日原地区が46万8,207円の合計138万2,139円となっております。

今年度において、民生委員の定例会や社会福祉協議会の地域別会合等に参加し、見守り・買い物支援サービスについて説明をする中で、配達のリターンをふやしてほしい、お酒

やたばこを販売してほしい、自分の目で見て買いたいなどといった御意見もいただいたところであります。

今後の課題として、利用者拡大に向けた周知活動とニーズの把握に努め、より有効性の高い制度になるよう見直しを図ってまいりたいと考えます。

次に、本町では、平成24年度より、住民と行政の協働指針に基づき、公民館区域の地域住民により構成されたまちづくり委員会において、それぞれの地域の課題解決に向けて、事業実施に係る必要経費を助成する地域提案型助成事業の制度を活用し取り組まれております。

買い物支援対策としまして、木部地区まちづくり委員会では、問屋からの商品の集配がなくなった木部地区内唯一の商店に対し、商品の仕入れをサポートする取り組みを平成25年度より実施されており、地域の高齢者の方々等の買い物不便者の解消を図っておられます。

また、青原地域まちづくり委員会では、外出の機会が少なくなった高齢者の方々を対象に、買い物ツアーを平成24から26年度に実施し、平成27年度に買い物難民解消に向けた先進地視察（雲南市掛合町波多地区）やアンケート調査を実施され、地域での買い物支援対策について研究されております。

議員御指摘のとおり、少子高齢化が進みますと、買い物不便者が増加する可能性は大きくなり、町単独での対応だけでなく、圏域の他事業所との連携による買い物支援対策等について、展開していく必要性も高まると思われまます。

今後につきましては、令和2年6月に施行されます「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」による特定地域づくり事業協同組合の活用も含め、検討してまいりたいと考えます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） それでは、再質問をいたしますが、実績を出していただいております31年度、昨年1年間を通じて27件の買い物、実績としては、何年もやってきて物足りないなというのが、皆さんの感想ではなかろうかなというふうに思っております。これを踏まえて、次年度からの対応といたしますか、課題解決に向けたものがどのようにあるのかなと、これについてお聞きします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 週1回ずつの配達というようなこともありまして、なかなか件数は、先ほど町長が申し上げましたとおり、買い物でいうと27件というような件数になっております。民生委員会あるいは社会福祉協議会等のお話でも、毎日の配達ができないかというようなところがありまして、私どもとしては、買い物支援に対するニーズの調査を、改めて令和2年度に行っていきたいと、4人体制の中で、今、行っております。これについては、令和2年も4人体制を堅持する中で行うということにしております。

議員が御指摘になられたような他事業者との連携、そういった部分も含めてこのニーズにどういうふうに応えられるか、このニーズをきちっと踏まえて、今後については、買い物支援のほうの対策を打っていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 先ほども申し上げましたが、もう山間部における地域では商店がなくなってきている。それはなぜかという、当然、高齢化によつての対応ができないという部分と、卸から仕入れができないと、卸が持ってきてくれない、このような実態にもあるわけでありまして。そういったことも踏まえて今の支援センターがありますので、そういったところへの対応も考える必要もあるのではなかろうかなという点と、今の実態が推移すれば、住民の本当の課題解決になっているかどうかということも言われるというふうに思いますので、移動販売についての考え方についてお聞きします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 移動販売、今、私どもが把握しているところで言いますと、金曜日、土曜日に集落を今、回られている業者の方がお1人おられます。移動販売のほうで中味を聞いてみますと、1日の売り上げというのが10万円ぐらいいはないと、これは商売として成り立たんのだということで私どもお聞きしております。買い物支援のところではいいまして、そういった民間事業者でやられれば、基本はそういうことで解決になるわけですが、そういった10万円の売り上げというのは、中山間回ってなかなか売り上げにならない。6万円、7万円ぐらいいの世界だということで聞いておりますので、そういったところも含めて、民間と共同して行政のほうはどのぐらいの支援をしていけばいいのか、買い物というのは、見て買うほうが住民の方にとってもそっちのほうがいいというところも私どももわかっておりますが、そういった部分の民間活用というところでいいまして、中山間地では利益が上がらない状況というのが、今、続いていると、そこの辺をどうサポートするかというところが、今、課題として私どもも、移動販売についていえば捉えているところであります。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。時間がまいりました。

○議員（7番 御手洗 剛君） 終わりたいというふうに思いますが、先ほどのJAの主力座談会なり、いろいろ日原の地区本部長と面会する場面もございました。そういった中で、以前も実際に、我々もJAの理事として、近隣のJAに移動販売等への実態について調査したこともありました。訪問したこともあるわけでありまして、福祉事業の一環として、JAは年間300万程度の、1台当たり中山間への対応として助成していると、そういった助成しとるといいですか、もう、損は覚悟で、福祉であるから取り組もうというふうな動きも実際にあっております。具体的には、あぶらんど萩というふうな農協があるわけでありまして、そういったところ。それから、JA自体も今からこういった対応について、本格的に検討しようという段階にも入っておるよう聞いており

ますので、また、折があればそういったところとの連携も深められますように、ひとつ
お願い申し上げて質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） 以上、7番、御手洗剛君の質問を終わり、ここで2時15分
まで休憩とします。

午後2時09分休憩

.....
午後2時14分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序5、3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 議席番号3番、川田剛であります。通告に従いまして
質問をさせていただきます。

まず、保育園民営化であります。

津和野町立保育園の民営化について、今後、具体的にどのように実施していくのか、
進捗状況と今後の見通しについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、3番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

保育園民営化についてでございます。

町立保育園の民営化につきましては、平成28年度から木部さとやま保育園、直地保
育園を既に実施し、令和2年度から日原保育園を実施することとしております。

これまでの経過につきましては、平成23年3月に津和野町の町立保育所あり方検討
委員会からの「保育施設を今までどおり全て継続することは少し困難であり、サービ
ス向上のため統廃合はやむを得ない」と提言を受け、平成24年4月に津和野町立保育所・
児童館整備ガイドラインを策定し、利用児童数がおおむね15名以下の保育所、児童館
については統廃合を検討することとしました。

平成24年10月には、このガイドラインに基づき、「津和野町保育園・児童館統合
計画」を策定し、平成26年度から平成27年度において、津和野地域の4地域を2施
設に、平成28年度から平成33年度において、津和野地域の2施設をおおむね1施設
に、日原地域の2施設をおおむね1施設にという計画を立てました。

町としては、この計画により、平成26年2月から、津和野地域の存続園を畑迫保育
園と幼花園とし、残り2園の統廃合についての説明会を地域や保護者に行いましたが、
廃園についての御理解は得られず、社会福祉法人を設立しての民営化による運営存続を
してきたところであります。

その後、平成27年度からはNPO法人さぶみのが運営します「山のこども園うしの
しっぽ」が開所され、また来年度からは日原保育園も民営化するなど、現在においては

計画の内容自体が変わってしまったため、再度検討を重ね、今後の津和野町の方針を示していかなければならないと考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） この保育園の統廃合につきましては、24年、それ以前からずっと少子高齢化の中で津和野町の保育園児が少なくなってきた、いろいろ検討がなされてきたわけでありますが、地域との話し合いですとか、いろいろな努力もあつまして、まだ、当時の保育園は統合することなく現在に至っておりますし、また新たな保育園が誕生するなど、今後もいろいろ状況変わっていくんだろうと思うんですけども、来年度より、日原保育園が民営化になるということでもありますけれども、まず確認させていただきたいんですが、この日原保育園の民営化に至った理由、何を目的に、何のために日原保育園を民営化にするのかをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 日原保育園の民営化につきましては、もともとは保育士が不足している状況でして、正職員をふやせない。そういう中で、正職員はふやせないけれども保育士——いわゆる嘱託さん、パートさんの保育士が非常に町としても欲しかったところですが、募集をしても来ないというところで、なかなか運営が厳しくなってきたというところで、民営化して正職員で働いていただける方々を多く募集できる民間の保育園にして運営をしてはどうかというところから始まったところの話になっております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） この津和野の中心地、日原の中心地にある保育園がなくなると、やはり保育に欠ける保護者にとっては大変不安になっていくと。そういった部分からして、存続というのは大前提として行っていかなければいけないことだと思うんですけども、一方で、この保育のあり方といいますか、保育の方針、町立保育園から、今度つわの清流会さんのほうに委託されるわけなんですけども、おおむねそんなに保育の方針というのは変わることはないと思うんですけども、例えば0歳からのひとりづくり事業ですとか、津和野町が今、こういった大人に育てていきたいと、そういった施策があるわけなんですけども、その兼ね合いというのはどのようになっておりますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今、議員おっしゃられたように、民営化しても、当面の間、例えば今回の日原保育園につきましても、これまで行ってきました木部の保育園、それから直地の保育園にしましても、当面の間、これまで行ってきた事業内容、それから運営方針、あとは職員の数でありますとか、そういうものについては基本的には引き継いでいくと。

なぜかといいますと、そこが一番民営化した場合の保護者の不安な点でありまして、例えば職員ががらっと変わる、保育内容ががらっと変わる、例えば時間ががらっと変わる、行事ががらっと変わる、こういうところが一番不安なところになるというところは聞いております。

その辺については、当面の間——当面の間というのは、じゃあ何年かということにもなりますけれども——当面の間はこれまでやってきたものを引き継ぎながら、徐々に新しい保育園の考え方、運営方針に沿ってやっていくということになっております。

それから、今御質問ありましたように、町のほうで、教育委員会のほうで進めておりますゼロ歳児からの事業につきましても、同じような考えの中で、そのまま引き継いでやっていくということになります。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） それと、現時点では、来年度からは日原保育園もということなんですが、残る青原保育園、畑迫保育園、この保育園については今後どのようにされていくか、現時点でわかっている範囲内でお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 町長の答弁にも、最後のところであったと思います。当初は津和野町の町立保育所あり方検討委員会からの提言を受けましてガイドラインをつくりまして、統廃合の計画を町としては策定をしました。その中では、平成33年度、あと2年の間には、当初の予定では津和野地域に一つ、日原地域に一つという、このときの想定につきましては津和野地域は幼花園、日原地域は中心部にあります日原保育園、これを残して、残りは全て統廃合するという考えでありましたが、今その計画の内容自体が全て変わってしまっていますので、これについては、先ほどの答弁もありましたが、今後、津和野町としての方針を新たに考えていかなければならないというところでありまして、現在のところ、直地保育園、青原保育園につきましても統廃合の計画——済みません、青原保育園と畑迫保育園、公立の保育園につきましても統廃合、もしくは民営化というのは今のところは、まだ計画も何もないので、考えていないという状況です。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） この民営化というのは大変難しい話だと思いますし、そう簡単にはいかないというのは重々承知しているところではありますが、第一歩として木部、直地が民営化され、この中心地にある日原保育園が民営化されていくと。

一つに、僕が期待したいところというのが、民営化による自由競争といいますか、さまざまな魅力化が図れるのではないかと。民営化が全ていいとは私も思いませんけれども、しかしながら、これまで町立・公立保育園で、どの保育園に行っても同じ質の保育が受けられる、これも一つの魅力ではありますけれども、やはり民営化による魅力化というのも十分考えられると思います。ですので、急激な変化をするというのは、職員の

方はもちろんついていかれないと思いますし、当然、預けられている保護者、園児にとっても非常につらいことになるとと思いますので、急激な変化は求めませんけれども、時間の流れによって、その時々によった社会情勢によって、いろいろチャレンジしていくことも必要ではないかなと思っております。

そしてまた、この保育園というのは、当然校区といいますか、通う場所が決まっていますので、魅力ある保育園が園児がふえていくという、そういった懸念材料も一つはらんでおります。近隣の自治体では、人気のある保育園に園児が偏ってしまうという状況も耳にしておりますし、では、それがだめかということ、それはまた自由競争の中で努力のたまものだというふうに思っております。

そこで、この津和野町の——現在、全てが民営化されているわけではないんですけれども——民営化をしていくに当たって、現在、つわの清流会さんが日原保育園を委託先としておりますけれども、今後、民営化によるその魅力化を考えたときに、さまざまな法人が保育事業に取り組んでおられると思います。

例えば児童クラブを運営しておられますシダックスさんも保育事業を営んでおられます。そういったところで、保育の魅力についてどこに線引きを引くかというのが、公募の範囲ということになってくるんだと思うんで、今後、その公募の範囲——当然、青原保育園、畑迫保育園を民営化にしなくとも、委託の期間というのがあると思います。更新の際ですとか、そういった際の公募の範囲はどのあたりに設定されているのかお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今回の日原保育園の民営化に関しましても公募をいたしたところであります。これにつきましての条件が、町内で保育所を運営しておられます法人ということに枠をかけました。

と、いいますのは、町内にもう既に、先ほど議員おっしゃられましたように、つわの清流会、それからあと、うしのしっぽを運営しておられますNPO法人さぶみの、それから幼稚園を運営しております法人、この三つがあるわけです。あえてこれ以外の、町外から民間法人を受け入れるということをしなくても、まずはこれだけ、町内にも三つ、それからあと公立の保育園という4形態のものでやっているところでもありますんで、民営化をするのであれば、まずは町内の保育所さんの基盤の安定にもかかわりますので、その枠をかけてやっていると。

今後も、万が一、青原と畑迫等が民営化ということになったときの公募の条件としては、まずはそこから入っていく。現在、町内で行っている法人ができないというところがありましたら、例えば介護を行っている社会福祉法人もあるわけですし、そういうところにもお声がけをしてみるとか、そういうふうな形で、できるだけ町内で完結できるような形のほうがいいかなということで、町としては考えています。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 現時点では、そういう考え方ということで安心するわけなんですけども、しかしながら少子化とか地域の情勢、社会情勢等さまざまな変化によって保育園の存続といたしますか、そういった部分も出てくるのかなど。一方で急激にふえてる園も出てくるかもしれませんし。結局、僕は何が言いたいかといたしますと、津和野町としてどういった園児を育てるか、どういった大人にしていくかという部分だと思えます。

ですので、以前の計画というのは、もう白紙といたしますか、統廃合計画というのはなくなったようなものだと思いますので、今後、津和野町の保育園の計画——当然、人員のことですとか、給与の面ですとか、そういった部分もあると思いますけれども、その中に一つ、0歳からのひとつづくり事業というのをつくっておりますので、津和野町人材としてこういう人材を育てたいんだというのも加味して計画を練っていただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 園児を、どういった人材を育てるかという大きな話としてはできるんですが、具体的に言いますと、それぞれが、こういう子供を育てたいというところが各保育園の運営方針の中には必ず入ってきますので、どこまでそこに突っ込んで町としての意見を言うかというところにはなってこようかと思えます。全体的には、今の0歳からのひとつづくり事業であったり、例えば子ども・子育て推進計画の中に、津和野町の子供についてはこういう子供になってほしいというようなことも出てくるかと思えますので、そういうところで総枠的な話としては出していくということになります。

保育園につきましては、先ほど議員、何回もおっしゃられますように自由競争という言い方もちょっとあれですけども、いわゆる効果がありませんので、益田の保育所に行ってもいいわけですし、益田の方が町内の保育所に来てもいいわけでありまして、町内の人口が減ることによって各保育園の子供の数というのは必ず減ってくるわけですが、それをいかに、外部からも取り入れることを考えながら、私は最初、この仕事に——この仕事といたしますか、保育園にかかわったときには統廃合からかかわりましたが、今となっては、はっきり言って、各小さい園にもそれぞれ特色があって、本当地域と根差したような保育を行っておる保育園ばかりですんで、全部に残ってほしい。そのためには各保育園いろんな特色を出しながら、町外からでも津和野町内の保育園に行きたいという方が多くあられるような保育園にしていくことによって、現在ある七つの保育園を、できたら全て残して——形はどうであれ、残していければなというのは、すごく思うところであります。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 全く同意見でございますので、今後とも努力を積み重ねていただければと思います。

では、次の質問に入らせていただきます。

給食についてであります。

給食センターの建設事業を計画されておられます。以前の計画では、給食センターと学習支援センターを併設し、津和野高校にも給食の提供する考えでお聞きしておりました。そこで、このたび計画されている給食センターの場所と規模、運営方法、給食を提供する施設はどこか、津和野町の給食に関する所見をお伺いしたいです。

そして、去る12月定例会の同僚議員の一般質問の中で、木部さとやま保育園の移転新築についての一般質問で、給食室を設けないとの答弁がございました。先ほどの質問でもありましたように、保育園は学校のような区域がなく、地域の児童数そのまま通園児になるわけではありません。園によっては、地域の児童数より多くの園児を抱えることもできれば、またその逆もあります。

木部さとやま保育園の魅力は、同僚議員も述べましたように地域とのかかわりの強さ、菜園場の保有、地域の方々からの食材の提供があります。今後は日原保育園からの給食の配送、また、畑迫保育園からの配送も考えていると聞いております。配食を実施することにつきましては運営者の経営判断でありますので、給食を他の保育園から配送することは当然尊重するものであります。

しかし、園児数の増加の可能性など将来性を見据え、町の施設として建設するのであれば、給食室を設けておくべきではないかと思えます。

保育園給食のあり方について、所見をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、給食についてお答えをさせていただきます。

以前の計画では、給食センターと学習支援センターを併設し、津和野高校にも給食を提供する考えでありましたが、このたび計画している給食センターにつきましては、学習支援センターの併設や津和野高校への給食の提供は計画に含んでおりません。

現在、給食センター整備基本計画策定業務を委託しているところですが、場所につきましては複数の候補地を示し、業者において条件整理の上、客観的な視点で適地選定を行っているところです。

規模につきましては、700食程度の調理可能な規模と考えております。運営方法につきましては、直営での運営を考えております。

また、給食の提供施設につきましては、現在、町内の小中学校を考えておりますが、将来的には保育園等への提供の可能性もあると考えております。

令和2年度に改築予定の木部さとやま保育園につきましては、運営法人である社会福祉法人つわの清流会との協議により、新築後は直地保育園と同様に調理師は置かず、日原保育園、または畑迫保育園から給食を配送することにより人件費を抑制し、法人の経営基盤を安定させたいという考えがあるということで、給食調理室を設けず、配膳室のみを設置することとしております。

この件については、保護者会とも、昨年11月とことし3月に入って2度の協議を行ったところであり、先般、3月9日付で保護者会長より、全員一致で調理師の配置は必要ないとのことで意見の統一ができたとの報告書をいただいたところです。

なお、その中に、アレルギー食の対応と、地元から食材をいただいた場合や、イベント等で調理ができる程度の設備の設置を求められましたので、このことには対応したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 再質問をさせていただきます。

まず、この給食センターの考え方として、高校の給食の提供は行わないけれども、保育園等の提供の可能性もあるということで、先般、予算委員会のほうでも話はさせてもらったわけなんですけれども、このセンター給食の保育園の提供が可能になる場合というのは、どういった条件をクリアした場合に可能になるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まだ、その細かい想定はしておりませんので、どういったものというのは細かいお返事はできないかというふうには思いますが、まず条件的に、予算委員会のところでも若干触れましたけれども、職員体制が町の雇用の職員と、いわゆる県費負担の栄養士さん、給食センターの職員として県費負担の栄養士さんがおられます。そこの辺の業務が、いわゆる民間の保育園であったり町立の保育園であったり、仮に給食を提供しようということになると、そこの辺の仕事の負担割合で、そういった業務ができるのかどうかというのは、まず根本的なところで県のほうと話をしていかないといけないかなというふうに思っております。

それから、調理の、今の方法でございますけれども、現在は学校単位である程度ロッドを決めて調理を進めております。ということになると、小学校、中学校、それぞれ6校ございますので、それ以外の施設に、もし調理をするということになると、その時間帯が、そこで組められるかどうか、そしてさらに保育園も1カ所だけでなく何カ所もあるとすれば、その保育園ごとのロッドで調理ができるかどうか、そういった作業工程は組んでいかないといけないというふうに思います。

それから、さらに調理器具であるとか、給食が終わって食器の片づけをする、そういった整理をする食器の収納保管庫であるとか、そういったものをそれぞれある程度衛生管理をしながら保管をしていかないといけない。そういったものの設置場所であるとか、機械の導入であるとか、それではその導入は誰がどういう形でやっていくのか、そういう施設面の検討が必要になると思います。

さらに、実際にそれが全てクリアできたとして、調理を開始するときには配食をしないといけませんので、配食をするために、当然給食を1カ所で運ぶわけでございますから、町内全体にどういう形でルートを決めたら効率的に配食ができるのか、そういったルートの決め方と調理の順番とかみ合わせた中で、そういった計画をしていくと。その

ために、それでは何台の配送車が要するのか、どれだけの配送車に対する職員配置が必要になるのか。

それから、受け入れ先の施設につきましても、現在、学校などは食器を入れる箱と云いますか、キャスターがついた分に入れて、収納庫でそれごと運んでいって、ある程度運び込むような形をやっております。小さいところはある程度運べるかもしれませんがけれども、そういった施設が必要な園があるとすれば、車を横づけをしてキャスターがついたものをどういうふうに給食の場所に運べるような、そういった施設が園のほうにあるのかどうかとか、そういった多岐にわたるところを整理していかないと無理かなというふうに、今ざっと考えただけでも、それぐらいのものはございますので。

さらに言うと、先ほどのアレルギー食であるとかそういったものも、今は懇切丁寧に、一人一人に対応するアレルギー食をつくっておりますが、それがさらに保育園、あるいは高校にそういう食が広がったときにどこまでの対応ができるのか、全てにおいて新しい部分については、そういったものを1個1個検討して、潰していって、可能性を探っていくような形が必要になってくるというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） やはり、一つの施設にふやしたから一つのラインがふえるわけでは、さまざまなラインがふえていくということで、不可能ではないにしても、可能性としては難しい、まずは小中学校を基準としてやっていくんだろうというふうに推察いたします。

今後、検討委員会などと場所等は選定されていくんだろうと思うんですけども、これも、自炊方式、センター方式という言い方ではわかりづらいと云いますか、各学校でつくるのか、1カ所センターでつくるのか、そういった議論ではなくて、僕はあえて、旧町単位——現在の共同調理場と給食センターの、旧町単位の2カ所のこの給食センターを、どうしても維持してもらいたいというのがあります。

やはり、先ほど申しました配食の部分です。やはりどちらかが遠くなる、どれだけ調理器具が進歩しようと、やはり距離というのは縮まることはできないと思いますし、一つは雪が降るる時期ですとか、もちろん車の配車のことですか、そういった部分もあると思います。やはり、食育の観点からしても、近くにそういったものがある、調理場があるということが重要じゃないかなというふうに思っております。

また、もしもの際、問題が起こった際、異物混入があった際ですとか、その給食調理場を停止した際に、稼働しなかった場合、どのようにしていくのか、アレルギー対応ができることがあるのかとか、そういった部分も必要ではないかと思っておりますけれども、この旧町、二つの共同調理場の設置、これについては、僕はまだ検討の余地があるのではないかと思っておりますが、所見をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 確かに可能性はゼロではないとは思いますが、なかなか非常に難しい点が、先ほど寺戸議員さんの御質問にも若干触れておりますけれども、今の2施設というのがとにかく老朽化で、あすをも知れぬという表現がどうか分かりませんが、本当に現場としては毎日毎日が勝負のような形で調理をしております。本当、あの施設の中で、異物混入も含めて、事故が起きていないのが不思議なぐらい、どれだけ細かくチェックをしながらやっているかということがわかるかなというふうに思っております。

あの施設を、現在の基準に合わせる改修をするということになると、まず、広さが、圧倒的にどちらも足りないというふうに思いました。そうすると、どっちにしろどっか新しい施設をつくらないとやれないということになると、それぞれの今ある学校の敷地で考えてみたところでは、なかなかその敷地が確保できるエリアがない。で、中学校につきましては、今現在、計画の中にも入っておりますがプールがありますので、あそこを取っ払ってやれば、何とかつくれるかなというふうな思いはありますので、それは一つの候補地にはなっておるわけでありまして、日原小学校についてはなかなか、それが難しいかなというふうに思います。

それから、もう一方、小学校は諦めて、日原中学校という手もあるわけでもありますが、あんなに、あの施設も、現状の施設の規模からするとちょっと厳しいスペースです。ですので、実際合併した後のころは2カ所で、日原地域もつくっておったわけですが、職員の体制であるとか、効率等費用の面も含めて考慮した中で1カ所にしようというところで、1カ所にできるのが日原小学校だったわけです。施設的には日原中学校のほうが新しい建物ですので、そういった面でいくと、あっちへ行っても不思議がなかったわけですが、あちらの施設は若干狭いということもあって、あそこでの稼働は難しいということで、今の日原小学校へ動いたという経緯もございます。

そういう中でいくと、日原中学校に仮につくるにしても、どこかに新しい形をつくっていかないといけない。そういうことになると新しい施設を二つつくらないといけないという、そういった、非常に予算的にも——今1カ所でつくる予算の少なくとも1.5倍は想像しただけでもかかると思っておりますので、そういう形で2カ所つくった上に、一番の課題は職員体制でありまして、1人欠けるだけで大変な労働ワークになるわけです。しかも、それが長期間の休みとかになりますと、産休であったり病休で、ある程度の期間休まないといけないということになると、その応援態勢というのが、なかなか募集をしてもおりません。従来から、何とか片方が元気なほうがおられるので応援のし合いこで、今も現状では、日原の調理場が1人欠員になったので、津和野の調理場から1人回して運営をしようという形になっております。ですので、津和野の調理場はパートをつないで、あとは職員が時間外を、早く出勤をしてというような形で何とかかんとかつないで、この3学期まで来たわけでありまして、そういうのを、ここ10年ぐらいは毎年のように繰り返しながら運営を続けてきております。

その上に、施設が双方老朽化をしないとすることで、今回こうしてようやく給食センターの設置に向けて動きができたというような状況でもありまして、最大の要因は職員体制の確保が、分ければ分けるほど難しくなるというところが大きな要因になっておりますので、2カ所にする、あるいは各校につくるというのは、現実的な面からいっても難しいのかなというような思いでおります。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） よくわかりました。わかりましたと言いますか、納得したわけじゃないんですけれども、そういった理由があるんだなという現状把握ということなんですが。

例えば、民間委託というやり方もあると思います。一つは大企業に委託するやり方もあるんでしょうけれども、益田市の美都町、美都中学校のほうでは、民間委託といっても地域の方々に委託をしているというようなやり方もあると思います。そういった地域に委託するのですとか、大規模な会社に委託するのは別に悪だとは思いませんけれども、民間委託という考え方というのはあるんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 民間委託につきましては、やっぱり賛否両論ございます。我々もセンターの構想ができたときに何カ所か施設を見せていただきに行っておりますけれども、直営でやっておって、民間委託に、これができたら変えるという、新しい施設ができると同時に変えたところもございますし、やっぱり直営でというところも当然ございます。それは、やっぱりそれぞれにメリット・デメリットがあって、それぞれの町の運営の中でどこを重点にしてやっていくかというところで選択をされたんだろうなというふうに思って、視察は帰ったところでありますけれども。

民間委託にされたところは、どちらかというと都会地に近い——我々も小さなセンターですので、大規模なセンター見に行っても余り参考になりませんので、それなりにこじんまりとしたセンターを見に行っておるんですが、そうはいって、民間委託をしたようなところは、大体が福岡の都心から1時間とか、ある程度自由のきくような場所でございます。そういったところは民間委託の傾向が強いなと。それから、ちょっと山の中とか村部のほうへ行きますと、直営の感じが多いなというようなイメージは受けております。それは、やっぱり地元食材をしっかりと使って、地元の味を提供するというのは自分たちの責任だというような感じで直営をやっとる方のほうが多いのかなというふうに思っております。

何といたっても安全が、この給食というのは、今はもう最大のポイントになっておりまして、異物混入であるとか衛生管理とかいうのは、直営で今、我々がやっている中では、ある程度指示も行き届きますし、いわゆる収益を優先するという形でやっておりますので——逆に言ったら、それが効率が悪いと言えばそれまでなんですけども——民営化すると、そういったところを人件費を落として、収益を上げる方向にどうしてもいきま

すので、そうするとやっぱり目が届かなくなって異物混入があったり、衛生管理が抜けたり、調理場の清掃等も、いわゆる民間の調理場の衛生管理よりは数段清掃管理をしておりますので、そういった衛生管理等も直営で納得いくような管理ができるというところで、今のところ当町においては、そちらを優先した考えで。

もちろん、この益田圏域の中でも津和野町の給食はおいしいと言っていただけの学校の先生方は、この管内を益田から吉賀まで回られますが、やっぱり吉賀町もおいしい、津和野町もおいしいと、しっかりそういったところはアピールできる点ではないかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 私が子供のころに、比べてといたら、それもあれなんですけども、当時は給食がおいしいとかおいしくないとかという概念は余りなかったんですけども、やはり今、僕らも何度か給食を食べさせていただいて、本当においしい給食が提供されています。それでその質を落としてほしくないという希望もひとつありますし、民間委託というのが、いい悪いはあると思うんですけども、本当美都のやり方を見たときに、このやり方が一番合っているんじゃないかなと思いました。それがベストではないかもしれませんが、やはり自校調理というのも一つにはありますし、地域の食材を扱える、大規模な機械を通しませんので、規格外の野菜も使えるといった部分とか、その辺が一番魅力なんだろうなというふうに思います。ですので、教育長おっしゃることは重々わかるんですけども、あらゆるやり方、方針、あらゆる選択肢を残した状態で検討委員会に諮っていただければと期待しております。

保育園における給食の配送についてでありますけれども、公立保育園における給食の外部搬入方式の容認事業に係る弊害調査結果というアンケートの結果があります。これはちょっと古いんですが、平成29年に調査されたものだそうです。調査対象として1,417保育園に調査を依頼し、うち960施設がありまして、893件の有効回答数があったアンケートであります。

要は、つわの清流会さんは配送方式というのをとられていますけども、やはり自園方式というのがいかに重要かということでありまして、3歳児未満への外部搬入を実施している保育所において、発達段階に応じた食事の調整を行っている施設というのが8割あったそうです。やはり3歳児未満というのは、いろんなアレルギーのことですとか、離乳食のことですとか、いろいろ配慮しなければいけないところがあります。外部搬入を行う以前と比べた変化として、「自園職員の業務負担が減った」と回答した割合というのは、わずか5%だったようでありまして、外部搬入という言葉になっていますけれども、津和野町の場合は外部搬入ではなくてあくまで配送ですので、外部搬入ではないんですが、ただ職員の負担という部分でいうと「特に変化はない」というのがほとんどの回答であります。

また、直近1カ月で「体調不良のため特別な配慮を要した3歳未満児がいる」と答えた保育所が全体の約4割で、体調不良児がいる場合の対応方法として、「その日の献立内容に応じて当該児童分だけ別に調理する」と回答した保育所が約3割だったのに対して、3歳未満児に外部搬入を行っている保育所はわずか4%、30%に対して4%であったと。また、「症状により量の加減や品目の除去または変更を行う」と回答した外部搬入を行っていない保育所、いわゆる自園調理の保育所が7割に上っておりますが、それに対して3歳未満児に外部搬入を行っている保育所は約5割にとどまっていると。

食育への対応についても、「調理者に対し感謝や関心を持つための取り組みを行っている」「調理実習を行う機会を設けている」「いつもと違った食事スタイルの給食を実施している」「ふだんの保育の中で食材や生産者についての知識を伝えている」といった食育への取り組み状況について、外部搬入を行っている保育所と行っていない保育所を比較すると、外部搬入を行っている保育所の食育への取り組み率は、総じて外部搬入を行っていない保育所より低いという結果が出ております。

自園調理の保育所を利用する保護者では、「自園調理方式がよい」、または「どちらかと言えば自園調理方式がよい」という回答が大勢を占めておりまして、一方、外部搬入の保育所を利用する保護者では、「自園調理方式がよい」、または「どちらかといえば自園調理方式がよい」という45%だったんですが、外部搬入がよい、またはどちらかと言えば外部搬入がよい」という回答はわずか6%程度でありました。

自園調理の保育所を利用する保護者の方が、給食に対する評価として当てはまると回答した割合が総じて高いのが、「子供が調理を身近に感じられる」「体調不良やアレルギーの際、きめ細かい対応をしてくれる」といった、調理設備の有無に影響を受ける項目のみならず、「子供の成長・発達に応じた食事を提供してくれる」「多様なメニューが提供されている、子供に食事のマナーが身につく、子供に職の知識が身につく、自分いわゆる保護者の食の知識が深まる」「子供が喜ぶ、食べ残しが少ない」「衛生面・安全面で安心できる」といった評価がされております。

一概に外部搬入とか配送というのが危険だとかそういうことではないんですけれども、自園調理をする魅力というのは多分にあるということは結果としてもわかっていまして、このたびの質問の御答弁でもいただきましたアレルギー食の対応というのが十分に必要になってまいります。ですので、今後、津和野町の保育園における自園調理の重要性についての所見をお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長、簡潔に。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 自園調理、当然、町としましても、否定しているわけでも、無駄であるとかそういうことではありません。自園調理ができるのであれば、本来そうすべきであらうかと思っております。

今回の木部保育園の対応につきましても、まず、保育園の規模によると思うんですよ。例えば50人、100人規模の保育園で調理師が1名いる状況の経営状態、今回の木部

保育園のように定員が12人の場合の調理師が1名いる経営状態、どちらがどうかというようなところは、これはつわの清流会のほうの判断として、今回は本町のほうに協議があったということでありまして、こういうことになりましたけれども、少なくとも今回、町としましても、その辺の話はしっかり保護者とはさせていただきまして、保護者のほうがどうしてもそれでは困るというようなことであれば再考する余地はあったわけですが、保護者の方も御納得いただきまして了解をされたというところがありましたので、今この状態で進んでいるということでありまして。

ですから、今後小さい保育園を——先ほどの議員の最初の質問ともかかわってきますが——町内七つの保育園を残していくということになると、規模がどんどん大きくなるばかりではなくて、逆にどんどん小さくなっていきます。そうすると民間の保育所っていうのは、やっぱり経営っていうものがありますんで、今後この問題っていうのはいろいろなところで出てくるかなあとということで、例えば保育所のどこか中核的なところから全て配送するとかということも、将来にわたっては考えていくと。ただ、対応は、全ていろんな対応ができるようなものをつくっていくというようなことも考えていかなければならないのかなというのは、今私も考えています。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 方針として、やはり自園調理の重要性、御理解いただいているようでありまして、できる限り努力していただいて、園児数の確保、それによる給食室の統合というのが進んでいかないように願っております。

では、次の質問に入らせていただきます。

スポーツと地域の連携についてであります。

広島東洋カープが、わがまち魅力発信隊という企画で、自治体と連携し、自治体の紹介、地域の特産品の販売等行なっております。近隣市町では、浜田市や吉賀町、周南市などが参加しておりますが、参加希望自治体が殺到していると聞いております。

広島東洋カープのMAZDA Zoom-Zoomスタジアムの観客動員数は、2017、16、18年では平均1試合約3万人で、PR効果や経済効果が十分期待できるものと考えます。

当町においても参加を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、当町は、山口県山口市の隣接自治体でもあります。サッカーJ2リーグ所属のレノファ山口は、山口県全域をホームタウンとして活動しております。レノファ山口のホームゲーム、維新みらいふスタジアム及び下関陸上競技場の観客動員数、2019年では、1試合平均約6,000人、ホームゲーム合計で約12万8,000人であります。

JR山口線では、レノファラッピング列車を運行しており、当然、当町でもレノファラッピング列車を見ることができます。

サッカーでいえば、近隣にはJ 1 リーグ所属のサンフレッチェ広島、県内ではJ F L 所属の松江シティF C、フットサルF 2 リーグのポルセイド浜田、バスケットではB 1 リーグ所属の島根スサノオマジックなど、多くのプロスポーツチームがあります。

プロスポーツに限らず、スポーツ団体や選手にとっての地域は、チームや選手を支える核であり、地域の応援や協力がなければ経営は成り立たないものであり、一方、地域にとっての身近なスポーツ団体やスポーツ選手の存在は、スポーツを通じた健全な青少年の育成に寄与でき、地域の活力を生み、観客であるサポーターやブースターの往来は、地域経済を活性化させるものだと考えます。

当町では、S L マラソンにおける招待選手の招聘や、元プロ野球選手の野球指導などで地域交流の実績がありますが、より身近な近隣のプロスポーツ団体との連携や交流を促進すべきと考えますが、いかがでしょうか。

現在、コロナウイルスによって、多くのこういったスポーツイベントは、現在、無観客試合ですとか、中止のほうに走っておりますが、また、今後再開した暁には、津和野町として取り組んでいただきたいと思い、質問しております。どうぞ、御答弁をお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、スポーツと地域の連携についてお答えをさせていただきます。

マツダZ o o m—Z o o mスタジアムにおける広島東洋カープの試合中の宣伝活動については、これまで津和野町単独での参加はないものの、島根県の広島地区観光情報発信事業実行委員会事業や山口県のながと路観光連絡協議会事業で、近隣市町村と共同で宣伝活動を行いました。

また、維新みらいふスタジアムにおけるレノファ山口の主催試合では、山口県央連携都市圏域推進協議会の事業の一環として、山口市と共同でブースを設置し、観光P Rや物産販売を3回行った実績がございます。

今後とも、自治体との連携による参加事業も見据えつつ、津和野町が単独で参加する場合には、昨年、吉賀町が我が町魅力発信隊に単独参加された内容や、予算等も参考にさせていただきながら、その費用対効果など検証し、検討してまいりたいと考えております。

身近な近隣のプロスポーツ団体との連携や交流についても、新たな試みともなります。児童生徒のスポーツ教育や町民対象のスポーツ活動、観光P R活動など、さまざまな事例が考えられますので、同様に、可能性、費用対効果などを検討してまいりたいと考えます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 現在は、なかなかそういった活動も難しいかと思いませんけれども、この新型肺炎コロナウイルスが終息した暁には、さまざまな自治体、さまざまな団体と連携していただいて、津和野町の発展に寄与していただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、3番、川田剛君の質問を終わり、本日は日程、全て終了いたしましたので、本日はこれで散会といたします。

午後3時03分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和2年 第2回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第4日）

令和2年3月18日（水曜日）

議事日程（第4号）

令和2年3月18日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（12名）

1番 草田 吉丸君	2番 米澤 宥文君
3番 川田 剛君	4番 道信 俊昭君
5番 板垣 敬司君	6番 丁 泰仁君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 寺戸 昌子君	10番 後山 幸次君
11番 岡田 克也君	12番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	清水 浩志君	建設課長	益井 仁志君
教育次長	齋藤 道夫君	会計管理者	青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続き、お出かけをいただきありがとうございます。

これから、4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番、岡田克也君、1番、草田吉丸君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、昨日に引き続いて、一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順序6、5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） おはようございます。3月の議会に4項目の質問を通告しておりますので、順次行いたいと思います。何とぞよろしく願いをいたします。

最初に、社会福祉法人の統合ということについて質問をしたいと思います。

急激な人口減少傾向の中で、福祉介護事業所の統合について、議会文教民生常任委員会の調査意見として提案をしたところでございますが、今回の施政方針では、そのことについて何ら触れておられません。このことに関しての現状の認識と今後の対応について、町長の所見を伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、5番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

社会福祉法人の統合についてでございます。

昨年12月の議会定例会における文教民生常任委員会所管事務調査報告書において、現在の町内介護事業所の状況を聞き取り、分析し、介護人材不足、施設の老朽化、社会福祉協議会への補助金の見直し、今後の人口減少による福祉介護事業所の縮小・統合等の諸課題について調査意見がなされたところでございます。

これらのうち、福祉介護事業所の統合につきましては、町としましても、人口減少による今後の介護認定者の減少により、特別養護老人ホーム等の同事業を展開する事業所においては入所者が競合し、このままでは各事業所の運営が厳しくなることが予測され、今後の重要な課題と認識をしております。

調査意見に記載のとおり、行政主導により、将来的に福祉介護関連施設の一本化に向けての検討を進めなければならないとは考えておりますが、まず最初は、各事業所の統

合に対する御意見や考え方等をお伺いしなければならず、それから今後の方針等を決めていかなければならないと考えております。

以上のように、現在は具体的な方針もできていない状況であるため、施政方針にも触れておりませんが、令和2年度は第7期津和野町老人保健福祉・介護事業計画の最終年であり、第8期計画の策定年でもありますので、事業所ヒアリング等を行い、審議会において必要ということであれば計画にも盛り込んでいきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 社会福祉法人といっても、それぞれ事業の区分も違い、本町では4つの法人とせせらぎという老健施設を運営していただいております橋井堂というようなことで、都合五つの組織があるのかなというふうに考えております。特に事業の形態として、同じ事業に取り組んでおられますつわの福祉会、そして、にちはら福祉会については、やはり津和野町が合併した時点で何らかのアクションは起こすべきではなかったかなというふうなのが、今日の文教での調査において伺ったところでございます。

もちろん、どの設立年度もそれぞれ違っておりますので、たやすいことではないかと思いますが、特に事業内容については、せっかくの機会ですから御紹介したいと思えますけども、特別養護老人ホームという事業と短期入所生活介護という事業、そして通所介護、いわゆるデイサービスという3つの事業を、それぞれ2つの法人が、津和野地区と日原地区に分かれて運営をいただいているという状況でございます。

特に、定数等についても大きな差はございませんが、設立の背景からして、短期入所生活介護については津和野が8名、日原が5名、そして通所介護、デイサービス事業については、津和野は従来は25人という規模でございましたが、昨年30年度で密着型という形で7名の減少で18人の定数に減少しております。そして、日原地区のデイサービスは20名ということで今日運営をされているかと考えております。

この2つの施設のそれぞれ3つの事業の運営状況について、文教で調査した段階でも、ほぼ同じような傾向をたどっておりまして、特別養護老人ホーム事業とか短期入所生活介護については95%以上の稼働率ということでございますが、ただ、デイサービス事業については、同じような数値ではございますが、両施設とも70%そこそこの稼働率というか利用率というような状況にあるように見たところでございます。たまたま、きょうのために、昨日も平成31年度の実績について、2月末までの経過ではありますが、その数値をお聞かせいただいたところでございますが、シルバーリーフについては76.05%、そして星の里は76.3%ということで、いずれも76%台だったということでございます。

ただ、稼働率というか利用率に対して、いわゆる要支援1・2の方と介護1から5の方については、少し入るほうの措置費というか、そういうものが違うようでございます。要支援1・2という、そのほうは総合事業ということで、事業は町村に移管してお

られると思っておりますが、単価が安い、そういうことで非常に手間のかかる割には——言葉は悪いですが、介護の支援に対して、なかなか収益が上がりづらいということが伺えたと思っております。

今後、このようなことが長く続くとするならば、このことについて、いち早く問題解決のためにも、この法人の組織そのものを統合し、事業そのものは箇所数としては当然2カ所あるべきだとは思いますが、やっぱり管理部門等の必要経費を捻出する上からも一つにするほうが一番早いのではないかと考えておりますが、その点について担当課としてはどのように現状を認識しておられるか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 基本的には、町長の答弁にお答えしたとおりになっておりますが、今、議員おっしゃられますように、町内に社会福祉法人、今、4つあります。社会福祉協議会、それから今言われた介護事業を行っておりますつわの福祉会、にちはら福祉会、それから保育所と障がい事業を行っておりますつわの清流会という4つがあるわけでありまして、これプラス、今、議員おっしゃられるところは橘井堂がやられておりますせせらぎに関する介護事業の部門ということかなというところでお聞きしておりました。

町としましても、昨年12月に文教民生常任委員会のほうから最終的な調査意見としまして出ましたことについては、そうであるというふうにご考えておるところであります。今後については、できるだけ早急に、まずは該当の法人さんのところにお話を伺いに行きながら、どういう考えを持っておられるか、今の状況はどうかということから始めて、できるだけ統合を将来的にはしていくべきではないかなと思っております。

町長の答弁にもありましたように、今後は人口も減少し、要介護認定者も減っていくということが明らかになっております。そういう中で、同じ町内で競合していくというのは、それぞれが大変にきついことになってくるといことは明らかな状況でありますので、今後は、それぞれ人材確保の面からも、経営管理の強化の面からも、統合ということは考えていきたいと思っております。

それからあと一つ、先ほどデイサービスのつわの福祉会とにちはら福祉会のデイサービスの調査をされたということですが、にちはら福祉会におきましても、令和2年度からは地域密着型の18人の定員のデイサービスに変更するというごことで、今、申請が出ているところでもあります。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 利用の関係も気にしなければいけないかと思いますが、やはりそれを維持していただいている介護人材の安定的な確保というか、このことについては、やはり組織の統合をすることによって、事業体が何カ所かに分かれ、そして、

いろいろな形での人事異動も交流がたやすくなる、そういうことが雇用の維持につながるのではないかということを文教でも御提示しておりますが。

これからのあり方で、吉賀町の社会福祉協議会が、5年ぐらい前ですか、その福祉事業の計画というものを新創造計画というような形でコンサルにお願いしてまとめられ、そして今日、その吉賀町の形態は包括支援センター、障がい者福祉センター——津和野町も同じものを運営しておられますが——そのことを社会福祉協議会という大きな母体が全てを統括し、各事業部門をそれに配置し、事務局と総務部という部門に人材を投入しながら全体をコントロールしていると、そのようなことが吉賀町ではあるようでございますので、その辺について、私どもは参考にすべきではないかなというふうに感じたところでございます。

特に、包括支援センターという位置づけは、介護になる手前の、元気で健康年齢で長く生きるという、そういうための——現在、津和野もやっておられますが——そういう部門も含めて、全体で介護度が上がらないような地域の活動にもう少し力が入るように、そのことが非常に——吉賀町の実績がどうであるかわかりませんが、組織という形としては理想的なものがあるように感じておりますが、その辺について、担当課の——どちらが担当かわかりませんが、御意見を伺いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 吉賀町におきましては、今、議員述べられたように、地域包括支援センターのほうも全面委託をしております。やはり委託の部分と直営ということで、要するに地域支援事業、町がこの事業をやりたいという部分を保健師、主任ケアマネ、そういう形の中での社会福祉士の3職種を、吉賀町の場合は全て人件費を賄い、事業的には町が提案した部分の事業をやっていくと。

ただ、今、議員さん言われましたように、65歳以上の地域包括支援センターではなく、ゼロ歳から全体的に見る地域包括支援センター、いわゆる全ての人の相談を受けるということで、その点においては、非常に吉賀町の場合は先進的な部分だと思います。だから、何かあれば、そこに相談に行けば、全ての部分で。そして、そこから行政につなげるか、あるいは居宅事業所へつなげるか、ケアマネにつなげるかという状況ありますので、その辺の部分は町としても今後——だから今、町長の答弁にもありましたように、全体的には、まずは各法人の実態を把握して、例えば特別養護老人ホーム、現在50床の部分で、それぞれつわの福祉会、にちはら福祉会、やっておられます。そこで専門職の栄養士が要る場合、これは法的には0.5人で済みますけど、じゃあ0.5人の栄養士をそこで雇用するといっても当然無理ですので1人役の部分になると。そのような形の中で、介護人材、不足をしていく中で、やはり職員のモチベーションを上げていく部分で、吉賀町の場合は、その専門職等の部分も新創造計画というので資格を持った人が、あくまでそういう形の中で生かしていこうという、そういうモチベーションの

部分が、私たちもそういう部分では議員さんと同じように、やはりそこを目指していかなければいけないと。

今ある各法人の部分は、それぞれ特徴があります。例えば、デイサービスにおいて、いわゆる軽運動等の部分の得意な分野と、あるいは入浴等の部分を、その部分でも区分けをしていかなければ、今の状況のままでは非常に厳しい状況になると。

それと、地域密着型になったのは要支援1・2、いわゆる通所の場合は、今まではその方がほとんどを占めておりました。でも、今の人口減少と要支援1・2の中で、そこへ行く回数が減ったのが、今回、地域密着型で25人から18人とか、20人から18人とか、そういうことをやらんと介護報酬が、いわゆる経営ができないという状況であります。

今後、町として、今の要支援1・2の通所、ホームヘルプは、今度は市町村に移行されました。やはり、元気老人をいかにそういう形の中でやる、そこで今の法人の、いわゆる要介護認定にならない人をどういうふうな介護予防していくかということも行政と法人のほうで、その辺の部分の話もまたしていきたいと思えます。

やはり、移動支援が、通所のとくに、津和野共存病院の場合は専門医が少ないので、どうしても整形の先生にかかりたいと、そのときに曜日が決まっておりますので、その通所に合わせて利用するというような状況になっておまして、ただし、そこは介護保険で、いわゆるデイサービスにおける時間帯しか介護報酬は取ることができませんので、その辺の部分の中で、今後そういうのも含めて、移動支援も含めて、行政としてはまた考えていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） それじゃ、このことについてはそのような御回答ですので、早急に対応をお願いしたいと思えます。

ただ最後に、それぞれの施設に直接伺ったわけですが、今日の新型コロナウイルスによるマスクと消毒液が大変不足して入ってこないという状況がありましたので、そのことを一言申し添えといてくれということでございましたことをお伝えしておきたいと思えます。

次の質問でございますが、津和野高校魅力化財団法人「コンソーシアム津和野」について伺います。

高校魅力化コーディネーターの人件費や活動費等、これまで町が相当の財政支援を継続して、今日、藩校養老館等の活動を展開しているところでございますが、このことについて、将来にわたって持続可能な人的な体制、そして財政的なものを、そのことについて継続する上で懸念することで、今回、コンソーシアム津和野という構想がその受け皿となり得るのかなという形でお話を聞いておりますが、この法人の具体的なもくろみ等をお伺いをするところでございます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野高校魅力化財団「コンソーシアム津和野」について、お答えをさせていただきます。

津和野高校の魅力化事業につきましては、津和野高校魅力化コーディネーターが学校と地域をつなぎ、生徒の探求的な学びの実現を支援しております。この取り組みにより、生徒の主体性が育まれ、学習意欲が向上し、進路実績においても成果があらわれていることから、高校魅力化コーディネーターの役割は増加傾向にあると考えているところでございます。

高校魅力化事業は、キャリア教育と公営塾HAN-KOHによる学習支援の両輪で高校生に重点を置いた取り組みであり、今後は町教育委員会が進める0歳児からのひとつづくりプログラムと連動した教育事業の推進が重要になると考えております。

また、高校魅力化コーディネーターが生徒を学校と地域につないできた活動は個人に依存する部分が多いことから、継続性の欠如や町内の資源を生かし切れていないなど、組織の活動としては課題があり、より効果的な仕組みづくりが必要と考えているところでございます。

文部科学省では、地域との協働による高等学校教育改革を目指し、高等学校が自治体、大学、民間等との協働によりコンソーシアムを構築し、地域課題解決等の探求的な学びを実現する取り組みを推進しております。町といたしましても、これまでの実績をもとに地域の資源を活用し、みずから学び続ける地域総ぐるみの人材育成に取り組むため、津和野高校を中心としたコンソーシアムを構築することで、「ひとつづくりによるまちづくり」への展開を模索しているところでございます。

コンソーシアムの構築に当たりましては、事務局機能を持つ団体を新たに設立し、農業団体や商工業者、公民館、大学等との連携により、町の教育魅力化事業の推進を考えております。新団体には、令和2年度には高校魅力化コーディネーターが所属し、令和3年度には町営英語塾HAN-KOHの講師や教育委員会に所属する小中学校の教育魅力化コーディネーターが所属することも模索しており、将来的には町全体の教育事業に取り組むことを検討しております。

また、新団体が教育財団や寄附金等による資金調達の実施により、財源確保を期待しているところでございます。新団体は一般社団法人として設立し、令和2年度には財団法人化に向けて関係機関と検討してまいりたいと考えております。

議員御指摘の津和野高校魅力化コーディネーターや町営英語塾HAN-KOHの運営経費について、令和2年度におきましては、国の地方創生推進交付金や過疎債を財源に予算計上しているところでございます。

平成31年度に高校魅力化コーディネーターや公営塾HAN-KOHの事業経費の財源にすることを目的に実施したガバメントクラウドファンディングにつきましては、令和元年10月1日から令和2年1月31日の期間で寄附額が327万円となり、財源確保の取り組みとしては一定の成果が得られたと考えております。

この取り組みは、津和野高校同窓生や津和野町に縁のある方に対して、津和野高校魅力化や津和野町の現状を周知する有効な機会にもなることから、令和2年度においても歳入予算に300万円を計上しており、財源確保の一つとして取り組んでまいりたいと考えております。集まった寄附金につきましては、ふるさと納税として基金に積み立て、必要に応じて津和野高校魅力化事業に充当してまいりたいと考えているところでございます。

議員御質問のコンソーシアム津和野構築のもくろみといたしましては、町が教育を中心とするコンソーシアムの構築並びに新団体設立により、高校を中心とした教育魅力化を推進するとともに、町全体の団体や個人等の交流がさらに活発化し、人の環流による関係人口の増加や移住定住につながる活動になるよう、教育事業の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） とりあえずは、今の現行の体制を一般社団法人化し、さらに、この年度内に財団法人化するという二つのステップを考えておられるようでございますが、最初から財団法人という形には、設立というのは無理なのか、何かその辺の経過を少しお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 一応、津和野高校後援会の中で、新団体の設立準備に当たって、まずは一般社団法人のコンソーシアム津和野設立準備団体ということで、今、準備を進めているところであります。

新団体については、このコンソーシアムということで、地域や学校、あるいは企業というような形で、それぞれに参加していただくような仕組みにしていこうということにしております。段階的なステップを経てということでは、一般社団法人でいいますと出資金等は必要ないということになります。財団法人ということで、今回、令和2年度の予算として、出資金の300万を計上させていただいております。ある程度、そういった準備を中で行いながら、最終的には出資金も最低300万要するというところであります。財団法人化していこうという、そういう考え方の中で、流れとしては今やっているということでもあります。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） この魅力化のことについて、もう少し振り返ってみますと、8年ぐらい前ですか、名前を挙げていかがかと思っておりますが、中村純二さんという方が津和野町にいられて、たまたま私のところにも「板垣さん、高校生を地元か地域で何か貢献していただけるような、そういう場面はないものだろうか」というような話が最初にありまして、それから、その中で私がかかわっている部分で少しお手伝いもしたわけでございますが、それからどんどん、あっちもこっちもということで、私もいろんな場面で協力してきたつもりでございます。

最終的に、このことが、先ほどの答弁の中にもありますように、どうも一人一人の1対1の交渉というか、そういう部分においても限界があるとか、何かそういうような発言でございましたが、コンソーシアムになるとその窓口が一つになって、そういう人とか物とかこととか、そういうことが情報が一元化されて、たやすくそういう場面の設定ができると、そういうことが大きな期待につながっているのかなと思いますが、まさにそのようなことでございましょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど、議員が御紹介いただいた方については、最初から地域おこし協力隊として来ていただいて、それが終了するぐらいのところまで、魅力化のコーディネーターとして委託をしてやろうということになりました。今現在では、3名の方が高校魅力化コーディネーターということになっておりますが、それぞれが、皆さん優秀というようなことで、町長が答弁をさせていただきましたが、個人に依存する部分が多いというようなところは、やはり課題として今までも捉えてきたところであります。

議員が御指摘になられたように、こういったことで、一つにまとめることで、教育委員会とも連携して魅力化コーディネーター、あるいは将来的には今のHAN-KOH英語塾というのも一緒になることによって、トータルでこの教育の事業を進めていこうということでコンソーシアムが設立されるということであろうと思います。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 人的なつながりも当然ながら期待が持てるわけですが、この財団法人に対して、財政的に寄附金とかいう形で、そういう支援も期待しておられるようでございますが、私が今日までいろんな形で取り組みの、いろんなプロジェクトの発表会とか報告会、そして大人と子供の学級会というようなことで、これまでの魅力化の取り組みについて検討する会が持たれましたが、私も何度かその会にも寄せていただきましたが、大体ざらっと公民館関係の方とか、私が知り得ている人ばかりで、余り新鮮味のないメンバーが何度か集まりました。

さらに、町内の方よりも、むしろ町外の方が、この津和野の取り組みについて関心を持たれて、半分とまではいいませんが、3分の1ぐらい、どこの人やらというような形の方がたくさんおられたことが印象的でした。やっぱり形をつくっても、一人一人の町民の皆さんの気持ちがそこに向かっていかなければ、器だけつくって実効が上がらないのではないかなというふうに考えますが、寄附金が果たして集まるでしょうか、寄附金が。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御質問にありましたように、この津和野高校魅力化の取り組みにつきましては総務経済常任委員会の所管事務調査ということで、関係する方に出席をしていただいて、いろいろ調査をして、このガバメントクラ

ウドファンディング、昨年度は500万という目標の中で行っている。これが人件費等で、魅力化するための職員の処遇改善等も、今回平成31年度から行っておりますが、その財源の一部を充てていくというような形で私ども考えていたということで、これがガバメントクラウドファンディング、実際集まった金額が330万というような形の中で、総務経済常任委員会の指摘では、人件費にかかる費用を当該制度に委ねることがどうなのかという御指摘をいただいたということで、今回のガバメントクラウドファンディングについては、令和2年度についても予算化をさせていただいております。今の段階で300万というガバメントクラウドファンディングということになりますが、150万は、今回は魅力化のための委託料の部分で、人件費というより活動費的なところで現在充てさせていただくようなことにしております。これは、後援会の公営塾、そういう関係の部活動の活性化等に役立てていこうということにしておりますが、大体300万で半分が必要経費として出ていきますので、半分残るような形になります。150万弱の金額を、それで財源的には充てていこうという計算の中で、このガバメントクラウドファンディングのふるさと納税の納税額というのは活用させていただきたい。

もう一つは、先ほど財源としてどうなのかというところでいいますと、教育的な財団があって、例えばトヨタ財団というような財団があります。ここは、以前も地域おこし協力隊のほうでいろいろ計画書を出して採択をされて、幾らかの金額を受けているところではありますが、このトヨタ財団なんかのそういった財政措置を、コンソーシアムになることによって受けていくと。資金調達という点でも、そういった面を活用していこうということで、これはまだ実際にどういう計画で、どのぐらいの金額を財団から交付してもらおうかというところの部分は計画上は出ていないわけではありますが、そういった制度も、この財団法人になることによって受けられる財政支援ということで、私どもは考えているということでもあります。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） いろいろ取り組みを今日までもされているということで、さらにこれに拍車をかけてみたいという、そして、そのことは法人化することによって、ある程度、今までよりも加速化されるのではないかとということでございます。

資金調達が容易になる、その際、私は昨日からきょうに至るまでに、お金を集めることがやっぱり最終的には必要なんだな、その集め方についてはどうなのかなということ、教育という形で集めるというのは、確かに教育に関心のある方は当然寄附という行為に及ぶと思うんですが、もう少し工夫して、昔から何かちょっとこういう思いがあったのを記憶がよみがえりましたが、いわゆる教育と文化というものを抱き合わせて、津和野町教育文化振興財団というような形で財団を設けたらどうだろうか。その文化という部分とはどういうものなのかということでございますが、もちろん鷗外記念館やら安野光雅先生の美術館、それから桑原史成先生の写真美術館、郷土館とか堀庭園とか、い

ろいろ町内にあります。もちろん日原の星と森の科学館、非常に子供たちにもすばらしい未来を約束するものと思っておりますが、天文台もしかるべきです。

さらに、今こういうことがあります。稲成神社の宝物館というのがあります。なかなか今、人手が足らなくて、宮司さんも一般開放しておられません。しかし、無理をして、この前見せてもらいました。町民のあまねく方に見ていただくことが、宝の持ち腐れじゃないが、公開するべきだと思うんです。まだ私の関係しているお寺の寺宝館にも、そこそこのものがあります。さらに亀井温故館の一部にも、この前見せていただきましたが、大変な貴重なものが陳列してあります。

こういったものを一元的に教育文化振興財団という形まで成長させて、これをうまく運用して津和野町の教育に持っていけば、よりお金が集まるのではないかなと思って、ゆうべ寝んこ考えましたが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） ふるさと納税が、ことし平成31年度決算で、ようやく4,000万を超えました。最初、何年か前までは100万からずっといって、ここ最近では平成30年度が2,500万だったので、1年間で1,500万、ふるさと納税がふえたということであります。これについては、やはり町内の企業の皆さんと一緒に返礼品等の魅力化というようなところも図ってやってきました。

令和2年度からは、今、地域おこし企業人ということで、広告の関連の会社の方と、それからファウンディングベースと一緒にあって、2名——1名ずつ派遣をしていただいて、商品の魅力化等に努めて、それでふるさと納税を上げていこうということにしております。

今、議員が御指摘になられたような、例えば津和野の文化という、津和野のことをどういうふうに情報発信するかというのは、広告を専門にされている方からいうと、やはり足りていないというのが——東京におられる方でありますが、そういう御指摘を受けております。そういった方の視点の中で、今、議員が御指摘になりました農産物とかそういうことだけじゃなくて、津和野の魅力としてそういう部分があるというところも含めて、令和2年度からの取り組みになりますが、一緒にそういう情報発信というところで、まずは全国の皆さんのほうに情報発信をして、返礼品という形で、何かそういった部分で、物でなくて、そういう見るものの返礼品というような部分を含めて考えてみたらどうかというようなところもあります。

2名の方に3年間、一応常駐していただいて、そういう魅力化の発信をしていただく。そうする中で、ふるさと納税も今4,000万ですが、ことし令和2年度の予算は6,000万に、2,000万増額しております。それを1億、5億というような形の中で御寄附をいただいて、その中でいろんな活動に役立てるといいうようなところで、今考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（５番 板垣 敬司君） 大いに期待して、今後の取り組みを見守りたいと思います。

続いて、３番目の質問ですけれども、林業施策ということで、いよいよ木質バイオマスガス化発電事業が民間の資本参入で具現化することになりました。

木材の供給体制や附帯施設の整備など、最大限の支援をすることが——そこでちょっと林野率が９７ということで、私の認識の違いで、林野率は９０. ちょっとなようございまして——林野率９０％という、この津和野町が目指すサプライチェーン構想の一環として、このことを位置づけたいと考えております。

森林環境税を財源とした令和２年度の新規事業の概要と森林環境譲与税の次年度以降の見通しを伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、林業施策についてお答えをさせていただきます。

本年度より施行された森林環境譲与税は、平成３１年度が１，３６８万４，０００円で３年間同額と言われておりましたが、全国的に発生している豪雨災害を最小限に防ぐためには森林の適正な管理が重要と位置づけ、令和２年度の森林環境譲与税は、本年度の約２．１倍に当たる２，９０８万２，０００円に変更されております。

また、１５年かけて最高額に到達する計画を令和６年に前倒しされており、国は林業に対して緊急的重点措置を図られていると感じております。

これを受け、令和２年度の森林環境譲与税を活用した事業としては、林業総務費で、新たな森林管理システムを進めるための地域協議会を円滑に推進するため、県内１５市町で組織している島根県森林経営推進センターへの委託料を１６１万５，０００円計上しております。

また、林業振興費では、森林所有者が不明な山林の所有者調査の業務委託料として１１０万円、森林の所有者境界を明確化する調査の業務委託料に４４０万円、森林所有者への意向調査の郵券料に２万５，０００円、意向調査で森林管理を町に委託したいと回答され、森林整備が必要と判断された区域において、幅員２．５メートルを基本とする津和野型森林作業道の開設補助に６００万円、林業の新たな担い手として活動している地域おこし協力隊が搬出間伐するための搬出用機械のリース料で１０２万４，０００円、森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業に取り組んでいる団体が講師派遣を依頼した際の謝金で１１４万５，０００円、地域おこし協力隊卒業生が林業の産業後継者となる場合の育成支援で６００万円、新たに県営の林業専用道開設事業で取り組む島直地奥山線の町負担金で１５０万円を計上しております。

当初予算での歳出合計額は２，２８０万９，０００円となっております。歳入額との差額については、有効な活用方法を検討するとともに、積立金等で後年度利用を考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 環境税を使った形での今年度の事業費が述べられましたが、その中で、山林所有者の不明な所有者の調査委託料として110万円、それから境界が明確でないものを明確化するための業務委託料を440万円というような費用が計上されておられます。

さらに、津和野型森林作業道ということで600万、そして地域おこし協力隊で自伐林家を目指そうとして3年間研修をされた方が、新たに本格的な担い手として活動していただけるための後押しになるかという形で600万、そんなところが組み立てられているようです。

さらにまた、県営の林業専用道ということで島直地奥山線ということで事業の負担金が150万計上されておられますが、この林業専用の分は、たしか平成25年の災害で、当初計画に上がっておったが、これが途中で延期になったという形で、今回また、それが浮上したかなというふうに考えますけど、その点について少しお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 林業専用道のことについてで……（「全部」と呼ぶ者あり）全部ですか。全部についての話ですか。はい、わかりました。

最初言われた所有者の不明なというのは、今、所有者がこちらにおられない方がたくさん山にはあるんですが、そういったものをたどっていく作業をしなきゃいけないんですが、それを森林組合のほうに委託して、そういった所有者を明確にして境界を確認していこうという、その前段の調査であります。

それから、境界を明確化する。山林の境界が、今は地籍調査が終わっていないところが7割、8割ありますので、その部分で切り図しかございません。切り図では境界が明確になっていませんので、レーザ計測したデータを使って、机上で双方の方々を呼んできて、それで境界を確認していこうと。それを、将来的には地籍調査にも生かしていこうということで、これも今、森林組合のほうに委託する計画になっています。

それから、幅員2.5メートルの作業道であります。山に作業道を入れる場合我々、奈良県の岡橋先生に習っておるんですが山にダメージを与えないで入れられる道、さらに2トン車が入る道は2.5メートルで十分だというふうに習っておりまして、津和野町では、この2.5メートルの作業道を延長していこうということをしております。森林環境譲与税の使い道として、個人所有者の山で、さらに事業体がそこを利用しないような山を町が管理しなさいということになっておりまして、そういう山を管理するために、作業道をまず入れていこうということで600万円を計上しております。これは、メートル当たり3,000円の助成金ということになっております。

それから、地域おこし協力隊が産業後継者となる場合のということですが、今、卒業して起業している者が6名おります。町内で起業しております。で、農林業に従事する場合、産業後継者育成基金というものがございまして、そこから毎月10万円の生活助

成をしております。その辺の財源に森林環境譲与税を充てようということで、600万円が充てられております。

それから、島直地奥山線の林業専用道ですが、議員がおっしゃられたように平成25年に計画がありました。しかし、災害が起こりまして、業者のほうも対応が不可能ということで断念せざるを得なくなりましたが、これを県営で施行していただけるということになりまして、令和2年は設計の段階なんです、1,500万の設計費の1割は町負担ということになりますので、それを森林環境譲与税を活用して行うというものがあります。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） このバイオマスガス化発電事業については、平成28年に、私たち議会の中でも特別委員会を設置して、相当このことについて議論を重ねてきたところでございますが、特に平成29年9月には、中国電力との接続契約に係ることで負担金が生じたということで150万ですか、このことについて相当議論があったところでございますが、さらに、その際、150万は何か林業事業体を含めて、町も一緒になって負担していこう、そして負担した後は数年間待とう、約5年くらいでしたか、待とうというような話でございまして、その際の中でも、中電は中電で接続される際に、その容量として送電線を改修するために50億円ぐらいの系統連系工事費というのが費用負担が発生したのではないかなということで、中電としても、我々のこの思いを受けとめたとは言いませんけども、そのようなことを鑑みて事業をされたというふうに私は推察しております。

このような官民挙げての取り組みが、このたび民間のフォレストエナジー社が正式に進出してみたいと、そういうことにつながったんだと私は思っておりますが、こうしていよいよ民間の事業体が5億2,000万の巨費を投じて発電事業をやってみようと、そういう動きの中で、私たちは自治体としてこのことを応援することが極めて大切ではないかと私は考えております。

ただ、町民にとって、全ての町民の方に、このことがどういう経済的効果をもたらすのか、恩恵をもたらすのかということで、いまいち議会の中でも、まだ少し十分な理解がいただけないところもあります。

もう一回確認したいんですが、燃料調達として、今回、発電所に6,000トンの原材料を搬入するということが想定の中にありますが、その山林所有者、そして伐採・搬出を担う林業事業者、そして発電事業会社の負担と受益というものをもう一度再確認したいと思いますが、いいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） まず、発電事業者が年間売電する電気の金額ですが、約1億4,000万円、それからチップを製造する会社に対する6,000トンのチップの購入費が5,400万円という流れができます。これは、町内で全て循環するものにな

ってきます。石油のように外国にお金を払うものではないので、町内循環が生まれますので経済的効果は高いと思っております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 山林所有者、例えば自分の家に山があって、例えば1トン切っていただいて、私は何もしないでそこで見とって1トンが切り倒されたとするならば、1トン何ぼになりますか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 山を買う場合の想定になりますので、これは条件がいろいろ違ってきますので、トンが幾らとかヘクタールが幾らとかというのは事業者の方々が決めることになります。

ただし、例えば広葉樹を持っておる山でも、今は広葉樹を切っても余りパルプにも持っていけないということで、余りお金にはならないんですが、今度は、その発電所でチップにして1トンを発電所に送るとすると9,000円で買ってもらえます。ですから、それなりのお金が山の所有者にも返っていくということになってくると思います。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） しつこいようですが、そのトンとかヘクタールとかじゃなくて、チップにしたものは9,000円で発電事業会社を買っていただくということですが、その伐採・搬出業者が、あなたの山のこの木を切らせてくださいと言うて、それは時価というか相場になるんですか。

例えば、以前のようにトン当たり3,000円で、こだま商品券を3,000円つけて6,000円という目安が立ったかと思うんですけども、そういう考え方で、この事業に引き続いて、1トン、うちの山から搬出されたら、自分が出したら6,000円になるのか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 自伐型の方が間伐を搬出して出した場合には、これは立米当たりで5,000円で買ってもらうという流れをつくっていかうと思っています。今まではトン換算で木を買っていたんですが、発電所の場合は水分を買ってもしようがありませんので、立米当たり5,000円で買って、さらに地域通貨券を3,000円つけようという考えであります。ですから、立米当たりは8,000円の価値があるということになってきます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 森林環境譲与税では、この3,000円の地域通貨を財源とすることはできないというふうに予算審査ではありましたが、この3,000円の予算措置はどうされるんですか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 今まではトン当たり3,000円というそういう要綱でしたが、今度は新たな措置として立米当たり3,000円になりますので、森林環境譲与税が活用できます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） わかりました。

この事業について、長年、検討を重ねてきた中で、今回の町長の施政方針の中で地球環境の変動と温暖化の影響について特に言及され、国連のほうでも取り上げられておりますSDGsの理念をもってこの事業を進めたい、そういうような強い決意を伺いまして、私は感銘しました。世界の共通テーマであるCO₂削減に積極的に取り組むこの小さな山村の取り組みこそが、町民の誇りとして未来につながるものと私は信じております。

続いて、質問行います。

企業誘致対策についてということですが、島根県の中山間地域等専門系事務職場促進事業を活用した企業誘致促進補助金が計上されております。IT企業誘致を促進するための条件整備やレンタカーなどの移動手段、新規採用者の研修費用などが対象となっているようでございますが、この事業の詳細と県内における先行事例等をお聞きしたいと思います。

また、専門系事務職場促進業務委託先の見通しはどのようになっているか、お聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、企業誘致対策についてお答えをさせていただきます。

町ではIT系企業の誘致を促進する取り組みを進めており、IT系企業の中でも情報システム開発等を行うシステムエンジニアなど、ITにおいての高度な専門知識や技術を比較的要することのない、企業のホームページ上でブログ記事等を書くなどのウェブ編集ライターなどを雇用し、インターネットによる商取引などのサービスを提供するウェブサービス等を用いて営業を行う企業の誘致を図ってまいりたいと考えております。

県におきましても、中山間地域等を対象とし、ウェブ編集ライター等のインターネット付随サービス業及びシェアードサービス業を対象業種とした専門系事務職場の企業誘致を積極的に取り組む市町村を支援することを目的に中山間地域等専門系事務職場誘致促進事業費補助金交付要綱を制定しており、補助対象は専門系事務職場の誘致の手法や地方への進出を検討する企業とのネットワークを有する専門事業者と連携する取り組みとし、専門事業者への委託経費等の2分の1、年間上限500万円となっております。対象経費としては、立地環境調査、企業誘致戦略策定、広報媒体開発、県外企業との接触機会の創出、県外企業の島根県への視察ツアー、人材確保・育成関係事業、人材データサービスの作成等となっております。

県事業を活用している自治体につきましては、平成29年度モデル事業として2自治体、平成30年度3自治体、平成31年度は本町を含め5自治体となっております。

県事業を活用し、企業誘致に係る手法を各自治体が取得することで、専門系事務職場4社が県外から立地しております。

また、25歳同窓会を開催し、県外に出た方へのUターンにつながる機会創出等の取り組みを行っている自治体もあると聞いております。

本町におきましては、企業誘致に係る実績もあり、県事業のモデル事業において専門事業者として県が選定したポート株式会社に委託し連携して取り組みを進めているところでございます。平成31年度の委託業務は、本町の企業誘致に係る立地環境等の調査、PRツール作成、対象企業との面会の場などを設定しております。今年度においては、県外企業5社と面会の場を設け、誘致に向けた営業を行いました。企業としては、新たな場所に立地する際の大きな課題が、事業所の整備費用及び萩・石見空港から本町間や進出した拠点から町内外への移動手段が限られていることの指摘をいただいたところであります。

こうしたことから、県内外の自治体等の企業誘致に係る補助金等を調査・検討し、県の助成において対象とされていない事業所整備の改修、誘致企業の交通手段の確保、新規採用者の本支店間の社内研修経費について、町独自の助成体制として制定し、企業誘致の促進を図りたいと考えており、予算計上させていただいたところでございます。

本事業の委託業者ポート株式会社の見通しとしましては、県の補助期間である3年の間に県外企業の立地の実現を図るとともに、企業誘致の手法、取り組み姿勢等を町が習得できるよう支援を行い、3年後には町独自で効果的な企業誘致が行える体制整備を支援することとしております。

町におきましても、県の補助期間3年間に於いてポート株式会社と連携し、事業終了後も町独自で継続的な企業誘致が行えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） これで質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、5番、板垣敬司君の質問を終わり、10時10分まで休憩といたします。

午前10時01分休憩

午前10時09分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序7、4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 道信です。よろしくお願いします。きょうは4つありますので、今まで、大体一つとか二つだとかだったんで、答弁のほうをてきぱきというパターンでやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、空き家活用定住住宅という件に入りますが、空き家のこの入居条件、私が通告していたのは、これが新しい新規事業になったわけですけども、その条件がU I ターン者や町内に定住した若者等々が書いてあるんです。

ここに資料がありまして、定住推進対策として、U I ターン者や町内に定着した若者、移住・定住世帯の人口増加及び定住化を目的とすると、わかったようなわからんような書き方がこれを見たときに、これ、誰を対象にしとるんかみたいな感じがあったんですけども。都会の人が田舎を求めて来られたときには、大体、町なかに住まずに周辺のところに住まれるんですよ。不思議だなと思ったんですけど、聞いてみると、だから田舎に来たんだと、田舎らしいところへ住みたいから田舎に来たんだという要望が多い、私の知る限りでは。

それで、もう一つは、逆に津和野におられる方等々は都会の新しい形というものを望まれるというようなふうにあったんです。

それで、この入居条件も見ましたら、そういうふうになっているんですけど、一体どっちを対象にしているのみたいなところがあったんで、まずは通告のように、質問1というのは、入居条件というのをもう一度確認をしたいということ。

それから、空き家活用という言い方じゃあ、もうインパクトがないみたいな。私なんかユーチューブずっと見ているんですけども、大体、リノベーションという言い方でアピールをしているというのがあるんですけど、今までのいろいろ流れを聞いているとしきりに横文字が出ていますし、これぐらいリノベーションというのを使ったほうがいいんじゃないかという、特に若い人たちに対しての印象というものは、そういうふうになっているんじゃないかなという気がするんですけども、まずはそれをよろしくお願いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、道信議員の御質問にお答えをさせていただきます。

空き家活用定住住宅についてでございます。

空き家活用定住住宅につきましては、町が所有し、平成29年4月より空き家状態となっておりました医療従事者住宅3戸をU I ターン者や町内に定着した若者、移住・定住者世帯に改修し供給するため、津和野町空き家等改修事業として令和元年8月23日に募集要項を公表し、1事業者より提案をいただきました。

提案事業者は、「高津川流域らしい暮らしを楽しむ、定住住宅」を基本コンセプトとして、まきストーブのある暮らしを提案され、令和元年11月11日に開催した事業者

審査委員会により、株式会社高津川暮らしの研究所が選定事業者として選定されたところです。

改修期間中には、DIYワークショップの開催や代表企業がSNSによる情報発信を行い、入居者公募前から情報を収集し、現場にお越しになり物件を確認される方がおられるなど、大変魅力のある住宅に改修されております。

入居者の募集につきましては、令和2年2月21日から令和2年3月6日正午までを募集期間として公募し、県外1世帯、町外1世帯と町内4世帯の計6世帯から申し込みがあり、抽せんの結果、町内3世帯の入居が決定したところでございます。

空き家活用という標記につきましては、誰にでもわかりやすい表現として採用したところでございます。今後も、公または個人が所有する空き家を活用し、住宅の整備を進めていく計画であり、議員御指摘の点につきましては、より魅力が伝わるような標記を検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 2番目の質問として——私、普通だったら町長にもろに聞いていくんですけども——今回は東京事務所に異動される予定ですけども、内藤課長にこのことをちょっとお聞きしたいんですけど。私、これは基本的に、いわゆる町内の人口をふやしましょう、津和野町に流入する人口をふやしましょう。それからもう一つは、東京都23区の人口をできるだけ地方へ移動してもらいましょうというようなのが、そもそもの基本的なコンセプトじゃないかというふうに、私は思っているんですよ。

それで、とりあえず県に確認をとったところ——これは県から出てきます金ですし、確認とったら、UIターン者がどうだと言われて、一番最後に、津和野町から出ないようにしたいというような言い方、おもしろい言い方するなと思ったんですけど、これでいくと、誰でもあり、何でもありみたいな、ちゅうことは、ただのアパートじゃないかみたいなように私は感じたんです。

で、これは、やっぱり入居条件を絞るべきじゃないかと。特に、さっき言いましたように都会からの人口をふやしたいというのならば、そういうふうな後につくややこしい言い方はやめて、とにかくUIターン者、特に都会地、もっと絞れば東京23区から人を呼び込みたいということできたいんじゃないかなと思うんですけど、内藤課長、これ東京で一生懸命PRをするんでしょう。そうしたら、今の絞る分と、それから、言葉としては、そういう人たちに受けるリノベーションという言葉積極的に出すべきじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 入居条件につきましては、今、畑迫にことしつくりました、つわの暮らし推進住宅、ここは町外からの移住という形で、入居条件がここの住宅とは異なっております。

空き家を活用するというのは、ことし初めて、こういう形でリノベーションして、皆さんに提供させていただいたということがありますので、今後も、先ほど議員が御指摘になった県からの回答の定住するということと、町内者を町外に出さないということと、町内者も出ていくということと、このところ、大事なところというのは踏まえた中で、ことしはこういう募集条件で行ったということとありますが、今後、移住という形を考えれば、議員が御指摘になったような条件になるわけですが、ここも、つわの暮らし推進住宅も最初は町内もオーケーだったというような経過もありますので、そういったところで、今後、空き家活用の定住住宅で、議員御指摘になつとるようなリノベーションされた住宅、これ、都会にも魅力があるような住宅になろうかと思いますが、そういった形の部分については、今後検討させていただくということで御回答申し上げたいと思います。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 検討じゃなくて、ぜひ、頑張ってやってほしいんですよ。東京で頑張られるときに、この23区の人たちをいかにして呼ぶか、これぜひ知恵を絞っていただきたい。特に、今度20日に、私、内覧会で見に行きますけども、これを設立された方なんかよく知っていますんで、それで、多分デザインのないいい形が出てくるんだろうというふうに非常に期待していますんで、それをぜひ、東京なんかで広げていっていただきたいというふうに思っております。

次に行きます。

城山のリフトになりますが、毎年行われている小学生の会議に出席して、そこで小学生の子供から、「おじさん、これあげるけ、テレビで映してや」みたいなことで、一生懸命描いてくれたリフトのイラストレーション、これを描いてくれたんです。

何で、私、これを映すよって言ったかという、彼らが非常に一生懸命に津和野の将来に対して関心を持っているし、それから、こういうふうにして自分たちの考え方を自分たちの未来に生かしたいという思いが非常に強いなというふうに思いましたんで、それで、「これをテレビで出すけんね」みたいな形でやった。これは、その子供たちに対する、自分たちの考え方が表に出ていくっていう、そういうことをすると、また来年から、じゃあもっといい案を出そうとか、こういうことにつながると思うんで、これをいただいてまいったわけです。

それで、これを受けて、私、久しぶりにリフトに乗って見たんですけど、私らがリフトに乗るといのはめったにないですよ。久しぶりに乗ってみました。城山の整備が、これから着々と進んで終わってくると、このリフトを利用する方が確実にふえるというふうに思った。——思いますよね、大体ね。

そのときに乗ってみて感じたのは、まず、子供が言っているように、今の状態だと手すりにさわってずっと登っていく。ですけども、スキー場なんかは大体、前にパタンと落とす。私もスキーやっていたんで、パタッと落としていくほうが安全だよみたい

なことを子供たちも言いますんで、そうそうみたいなことで、こういうものが必要だなと。

で、現場の人に聞いてみて、落ちた人おりませんかって言ったら、それはないように彼らが非常に気を配って、前後にそういう同乗者の、ちょっと体の弱い方はサポートするというようなことも含めながらやっておられたというのを聞きましたが、乗ってみてわかったのは、ペンキが剥げて非常に汚いリフトの支柱があったり、それから足元が危ないなと思ったね。とがった石がごろごろ落ちているっていう。これ、今まで幸いにもなかったけど、これで落ちたら大変だなというふうに思いました。

それでもう一つは、そこで質問の中に安全面で自信が持てるのかっていうのを、質問の第1にしております、それからもう一つは、待合室。玄関ですよ、あそこは。これが、あの待合室を見て、職員の方に案内してもらって、こうこう説明もらった。まあ、玄関じゃないですよ、倉庫ですよ、あれ。これでいいんかいなっていうのは、もう本当、見ながら感じました。ふだん、私ら行くことがないから、余りそこに興味なかったんですけども、見て、びっくりしたですね。だから、これで本当にいいんか。

で、これは、さっきのリノベーションのような大がかりのもんじゃないで、中をそれこそDIYでやるというようなリフォームで済むと思いますんで、そんなにお金かかるわけじゃないなと思ったんで、このあたりはいかがかなということを質問させていただきます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、城山のリフトについてお答えをさせていただきます。

城跡観光リフトの安全性についての御質問でございますが、現在の観光リフトは、中国運輸局から整備細則の認定をいただき、専門事業者である安全索道株式会社の指導を受け長期整備計画を作成しており、それに沿った施設の運営管理、年次的な補修更新整備を行っております。

なお、議員が受け取られたイラストに関しては、搬器への安全バーの装着の要望があったと聞き及んでおりますが、現在の搬器等については設立当初に運輸局の認定を受けており、適時補修更新をしており、安全性については問題がないと認識しております。ペアリフト等で安全バーのある搬器があることを存じておりますが、現在の搬器は少雨での運行等に備えて屋根を装備しており、現在のままで安全バーを装着することは設計上困難であることを専門事業者から確認しております。

また、実際の設計変更や新たな搬器の導入に関しましては、荷重の計算や搬器の数量調整を含めた駆動系等の全面的な設計変更を行った上で運輸局の認定を得る必要が発生することから、膨大な経費が必要になってくることが見込まれます。こうしたことから、御指摘はいただいたものの、当面の間、現行の装置での運行を継続したい考えであります。

次に、待合室のリフォームの件ですが、昭和43年の建設当初からは既に相当年数を経過しており、老朽化の点は否めない事実であると認識しております。御指摘のリフォームについても実施いたしたいところではありますが、財政面も考慮して、まずは安全面の確保から前述の機械装置等の更新を最優先させており、なかなか待合室までは至らないのが現状であります。

しかしながら、城山プロジェクトによる城山の環境整備も進んでおり、内部の清掃等に一層努めるとともに、整備計画や財政状況等を勘案しながら、城山観光の玄関口としてリフォームも検討してまいりたいと存じます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 確かに、安全バーでこうやるのは、私もおりてみたときに、ちょっと難しいのは難しい、ぱんとはね上げんといかんので。子供だと自分の手でぱんとはね上げられますけども、ちょっとお年を召された方で、御自分でぱんとはね上げるのは難しいなというのはわかっております。わかっておりますが、だから、だめというんじゃないくて、カプセルみたいな形とか、それは具体的には——スキー場のことしか頭がないんであれですけども——城山が整備されて、あれでいいのか、カプセルで格好よく上がっていったら、もっといいだろうなという夢を、せっかく子供たちがこうやって考えてくれたのを、これを否定するんじゃないくて、こんなのもありますし、ただ、今はできないけども、こういうパターンでカプセルの中に上がっていくような、特に今、そういうような自動運転じゃないけども、格好いいやつで上がっていくということを想定していくようなものも言われると、子供たちも次の考え方が出てくるなというふうに思っております。

質問としては、これ課長に、具体的にお聞きしますけど、トイレが、やっぱり寒いところで立っておられる。私が行ったときも、お客さんちょっとおられて待っておられたんですけど、寒いところでトイレ。特に、リフトで上がった上のトイレ。ここも、職員の人に案内してもらったんですけど、あれは危ないですよ、あの上のトイレは。あれを使って転んだら大変だなというのがあったんで。上のトイレは、やっぱり使われるらしいですよ。寒いので、上がって行ったらおなかの調子が悪くなったとか、城山をずうっと散策して行ったら、またとか。あそことかには、やっぱり気を配るべきだろうと。で、そんなに難しくない。あれ、和式でしたからね、洋式のやつのポータブルを乗せるだけでも、全然違いますんで、そういうとことか。

さっき、冒頭で言いましたようにペンキの塗りかえ、これあたりはそんなにお金がかかるわけじゃないんで、こういうちょっとしたことを現場の人によく聞いて補修されるということから、まず手がけられたらどうですかというのが、2番目の質問ですので、よろしく。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員御指摘の、上のほうのトイレということになると思うんですが、確かに、おっしゃるようになり古いです。くみ取り式でございますので、なかなか十分なものになっていないのが正直なところでございます。

今、城山整備の中でも、今後は水洗トイレが複数整備されるということでございまして、これ自体のホスピタリティーというか環境整備は整ってくると思うんですが、当面、あそこの今おっしゃったトイレあたりについては、おっしゃったように、スタッフの中にも大工さんのやられるような形の仕事もたけた方もいらっしゃいますので、予算的な部分もありますが、可能なところで対応ができるようであれば、具体的に検討してみたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） それともう一つ、つけ加えるならば、これもさっき言いましたような足元の石ですね。これから人事異動もあつたりなんかして、また新しい人とか若い人があそこに職員として来られると思うんで、ぜひ、足元の整備をしてもらうように、課長のほうから、そういう人にぜひやって、自分がやった仕事がそういうことに貢献したというようなことを依頼するというか命令ですけども、していくようなことを考えられたら、私らみたいに、ぼっと乗った者でないといけないようなことが、ずっとおる人ではちょっとわかりにくいのがあって、そこのあたり、どうです。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 今後、おっしゃったような点についても、草刈り等は常々管理をしておりますところですが、なかなかそこまでの配慮までにはしていないというのが正直なところなんです。ある程度、機械を入れてまでということには、なかなかかなりかねるかとは思いますが、人力で可能なものであれば対応することも考えてみたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） リフトに関しては期待するというところで、成果が目に見えますのでね。だから、まだやっていないんじゃないかとかいうようなことにならないように、期間もそんなにかかるわけでもないんで、ぜひ、少しずつでも進めていっていただきたいということですね。

それでは次に、青野山、城山ですね。これは、青野山が自然的観点から天然記念物に指定され、文化的には名勝と指定されました。この2つを持つものは、今、日本では富士山しかないというような、非常に喜ばしいことでもあります。広報「つわの」でも、その内容を詳しく見させていただきました。それで、さすがに官報は見ておりませんが、ここでは官報に掲載したということがしきりに書いてありますので、喜ばしいことだなというのは、前段でちょっと言っときますけども。

次が、ただ——ただというところが、これ住民がその青野山のところに土地を持っておられ、木も植え、それからいろんな作物も植えられていると思うんですが、特に木

のほうになるんですけども、まず、ここに私が得た資料で線引きが——線引き、ちょっと小さいから、見えにくいんですけど——ここに、どこからどこが指定されたのかという線引きがあるわけですけども、この線引きの図面を、ここにかかわっておられる住民の方にお知らせした、見せたのかなというのが、周知したのかなというのが、まず第1点。

それから、第2点目に、線引き内に土地を所有する人の財産権、樹木や作物等への制約はどのようになっているのでしょうか。

3番目に、整備、活用について、地元住民を含めた委員会をつくるというのが、地元とは具体的にどこを指しておられるのかというのが、第3番目。

第4番目に、それでは、地元住民のメリットは何なのか。規制されたことで、どんなメリットがあるのかというのが、第4番目。

それから、第5番目が、6月の補正予算で、この指定されたことのお祝いということでしょう、多分。6万4,800円がついておりますが、これ、どうも執行されていないんですけども、いつ、何をどうするつもりなのかということ、まずはお聞きします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） それでは、青野山についての御質問に御回答いたします。

最初の御質問ですけども、指定された部分の線引きを周辺住民に周知したかということ、でございますけども、文化財指定の告示文書につきましては、令和元年12月23日から令和2年1月13日までの間、津和野庁舎前の掲示板に公示を行っております。

また、管理団体指定の告示文書につきましても、令和2年3月13日から30日までの間、同掲示板に公示の予定でございます。

今後、これら2件の告示文書をあわせて、指定範囲内である土地所有者の方には郵送で周知を行う予定でございます。

なお、指定に当たって申請手続に入る前提として、関係自治会を対象とした地元説明会を行っておりますが、その場では大まかな指定範囲についての御説明はしておりますが、指定後の範囲につきまして詳しい説明は行っておりません。

それから、2つ目の質問の、線引き内に土地を所有する人の財産権への制約はという御質問でございますが、指定地内におきましては、文化財指定前にも、既に県立公園や一部保安林の指定を受けております。こういったところにおきましては、開発行為等について、もう既に義務が発生をしておるということでもあります。今回、文化財指定されたことによりまして、指定された土地所有者の方には、文化財としての、事前に国ですとか県への現状変更の許可申請が必要になってまいります。

それから、3つ目の整備、活用について、地元住民を含めた委員会をつくるというのが、地元とはどこかという御質問でございますが、今後の整備、活用を行うに当たっては、保存活用計画を策定する必要がございます。その計画策定委員会の委員には、青野山にかかわる学識経験者のほか、町内の関係者への委嘱を考えております。今後、文化庁や

島根県と協議しながら委員の選任を進めていきたいと考えておりますけども、町内の関係者としましては、地元説明会を行っております笹山自治会、それから麓耕自治会、直地自治会の代表者を考えております。

続いて、地元住民へのメリットという御質問ですけども、土地所有者におきましては、通常は文化財指定による制約が発生する一方で、指定された土地の固定資産税につきましては非課税となる税制上の優遇措置がございます。

しかしながら、既に保安林の指定を受けておられる土地につきましては、税制面の優遇が新たに発生するということではございません。

また、計画策定後には整備、活用を進めるための補助事業の実施が可能となっておりますので、事業の展開によりましては、青野山周辺への交流人口の増加といったことが考えられるのではないかと考えております。

また、国の指定を受けることで、保存整備のために地方公共団体が土地を買い取ることで国庫補助事業の対象にもなります。

それから、最後の質問ですけども、6月補正予算で、このお祝いの予算に6万4,800円がついているが、いつ、何をするのかという御質問でございますが、御指摘の予算につきましては、国の文化財指定を祝福するための懸垂幕を当初予定をしておりました。で、令和元年6月21日の国の文化審議会におきまして答申の報道発表がありました。で、10月16日付で文化財指定の官報告示、そして12月20日付で指定通知の正式受理がありましたので、ちょっとその間があいてしまいまして、ちょっと時期を逸したかなということもございまして、当初予定しておりました懸垂幕ということを見送るということで判断したものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） それでは、まず2番目の質問の質問2のことにちょっと入っていくんですけども、県の自然公園ですよね、あそこは。それが今度は、それにもう一つ国のレベルまで上がって、国の文化財指定になったわけですけども、地元の人が心配されるんですよ、すごく。自然公園のときの、いわゆる許可申請の内容と、それから今度、新しくなった場合の許可申請の内容がどのように変わっていくのか。はっきり言うたら罰則規定がどういうふうになるのかということになるんですけども、どのように変わっていきます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 県立自然公園につきましても、今言われましたように既に指定になっておりますので、こちらにおきましても、この指定範囲内で工作物を新築したり改築したり、樹木を伐採することにつきましては、既に申請が必要になってくるというのは御存じのとおりだと思います。

今回、文化財指定が新たに加わるということで、内容につきましては、今、県の指定で言いましたことと大差はございませんが、例えば、この範囲内で土地の形状の変更を行う行為ですとか、建物の新築、増改築などを行う場合には、国のほうに現状変更の申請をする必要がございます。それから、程度にもよりますけども、樹木の伐採などにおきましては、県への現状変更の許可ということで済むと考えております。

で、今の罰則の話なんですけども、今回は城山の関係でございましたけども、無断でそういった開発行為を行った場合には、文化財保護法的には、基本的には原状復旧ということを行い渡されますので、もとに戻せという指示が出るというふうに考えております。県立自然公園のほうにつきましては、ちょっとそのあたりのことは詳しく承知しておりません。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 観光課長、県の自然公園の場合も原状復帰というのが多分入ると思うんですよ。だから、さっき言いましたように、心配されるのは、レベルがどんなに違ってくるのかということを心配されているんです。

だから、一つの例を出しましょうか、そしたら。間伐材というのは、例えば、自分の土地の自分の木を1本とったら、これは文句はないでしょうね。だったら、何本ぐらいまでが目安なのか。多分答えられんと思うんですよ。ですけど、切る人にとったら、そのあたりが知りたいんですよ。大体アバウトでこのぐらい間伐の木を切り出したら、まずいな、あるいは申請を出さなきゃいかんというような、このあたりの具体的なことがある程度わかっていないと、これに関して申請をしてもいいのか悪いのか、1本でもすべきなのかとか、ここなんですよ。

これが、自然公園から、さらに国指定になっていったときに、どういうふうにこれが動いていくのかというのを、今の情報の中で答えられるべきものを、ちょっと教えてください、一番わかりやすいのを。というのは、皆伐はだめでしょう、当然。いいんかな、どうかな、皆伐。そのあたり一帯をだーっと切るの。作業道をどーんと入れるのは、多分だめでしょう。ちょっとそのあたり、確認をとっときたい。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 基本的に、今の樹木の伐採については県の許可でありますので、今回の城山の整備におきましても、3割程度の間伐という部分におきましては、県のほうへの現状変更の申請を行っております。

その、程度の話でございますが、実際その判断を下しますのは県であったり国であったりという形になりまして、町のほうで明確なそのあたりの基準を持っているものではございませんので、これだけ切りたいんだがということがありましたら、面倒ではありますが、町のほうに御一報いただいて、その後、県あるいは国にどうでしょうかということ伺いを立てた後に処理をするという形になろうかと思っております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 県立自然公園に関しましては、まず、基本的に育林のための除間伐というようなことであれば、ある程度伐採する分については許可の申請が——所有者がやればということもありますが——特に申請の必要はないという状況で、今回の城山の整備には入っております。これが、まず一つ。育林のためとか、いわゆる除間伐ということがあります。

ただ、今後、形状変更とか作業道を入れる、今回、作業道を入れた部分につきましても、文化財的にはいろいろあると思いますが、今回レベルのものでも、所有者の方が申請をちゃんとした上で、形状変更の申請した上でやれば認められる範囲ではないというようなことが、自然公園内的にはあります。

ただ、やはりケース・バイ・ケース、それぞれ青野山周辺の方も、いろいろ作業道を入れたりするときには申請をいただいておりますので、やはり今この場で、これ以下はいいですけど、これ以上はだめですというところをお示しするのはちょっと難しいですが、具体的にまたいろいろお問い合わせいただいたほうが早いのではないのかなというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） そこが、言うてもろうたら答えますというパターンじゃなくて、ある程度のは示しとかにやいかんのですよ。そうせんと、これはあれでしょう、同意しなかった人がおられるでしょう、同意しなかった人が、この事業に関して。ということは、そういう不安があるんですよ。一体どのぐらいなのか。要するに、印鑑をつく前に、一体どうなるんかい、何本切っちゃいけんのかというようなことのアバウトなところを、きちんとある程度知っておかないと、同意しなかった人に対しての説得にはならないということなんです。だから、聞いてくりゃあ答えちやるでという、これはいかん、これは。

ほで、最初のところに、指定後の詳しい説明は行っておりませんという、この姿勢です。指定前に今のような、要するに人の疑問を払拭させてあげないと、印鑑はついてもらえなかった、いうところが、今、私が言っていることなんですよ。当然、皆伐やら何とかというふうになって、もう目に見えるものはだめちゅうのは、そりゃ誰だってわかるんですけど、問題は、本数というのは確かにわからん。わからんけど、ある程度、例えば1割ぐらいだったらとか、このあたりのめどは、よく所有者の方にお話をされて、今度、多分説明会やられますけ、このときにある程度のは示しておかれる必要があるというふうに私は思いますんですが、そういうあれはされますね。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） まず最初に、その図面といいますか、新しく申請後のエリアの図面をお示ししていないということにつきましては、説明会の段階におきましては、今回の指定範囲が青野山と小青野山という二つのエリアになりますので、その範囲をお示ししているわけですが、指定後は、議員さん御存じかと思いますが、かなり

入り組んだ形になっております。で、実際、青野山自体が地籍調査が終わっております。それから、もともと草刈り場というような形で共有名義がかなりあったりとか、そういった形のことがあったことと、あと地形が、御存じのように山であったり谷であったりで、境が分かれていないということもありまして、正直なところ、今回認定になった場所を正確に図示するということは非常に厳しい状況にありまして、切り図をもとに現状での範囲はしておりますが、それをはっきり、皆さんが見て一目瞭然にわかる形で図示するというのは、なかなか厳しい状況にあるので、そのところはたまかな図面しか出せないかなということは思っております。

あと、住民への説明会といいますか、改めて、その地区の人への説明会ということは今は考えておりませんが、ただ、さっき言われたような、例えば木を切ることについて、それが日常の管理の範囲なのか間伐なのかによっても、やっぱり変わってくると思いますので、そのあたりのところは十分に納得いただけるものになるかどうかわかりませんが、ある程度のもは町としても、一々県に聞くというんじゃなくて、ある程度のところは持っておいて、相談があったときには、お答えできるような形にしておかないといけないかなということは考えております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 今、説明会はしませんと言われたでしょう。これ、ちょっと問題ですよ、これは。今のような疑問を皆さんと相對して、膝を交えて話をするとき、そこからお互いの信頼関係が。これ数字は多分出せんのはわかります。ですけど、信頼関係というのは、そこから生まれますんでね。一番最後に、またもう一度聞きますけども、説明会は絶対せんといかんですよ。

それで、もう一つ、同意された方と同意されなかった方が同じ行為をしたときには、そこにどんな問題の差が出てくるのか。例えば、10本切った、同意した人に対してはどんなペナルティー、同意した人、——要するに、その差というのは何か考えあるんですか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 今の指定の範囲が番地で指定をされておりますので、そのまま番地での判断になろうかと思えますけども、その指定された番地内で行われた行為と指定されていない番地で行われた行為につきましては、文化財保護法の……（「番地じゃなくて使途」と呼ぶ者あり）今回の指定というのが何番地という形の番地の形で指定をされておりますので、その指定された中で行われた行為と指定されていないところで行われた行為につきましては、それは文化財保護法上の処分という形はおのずと違ってくると思っております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） ちょっと違いますよ。指定の中に入りますよね。だけど、印鑑を押さなかった人ちゅうのがおられるんでしょ、入っているけども。全員が押されました。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今回指定になった範囲は、同意書をいただいた方の地番といますか、したところでありますので、同意書をいただいていないところは外れております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） そのあたりなんか、ちょっと。今お聞きして外したっていう、入っていないじゃなくて外したというふうになっていますから、これ、地域の人、聞いておられますから、だから、そのあたりをちょっとはっきりさせて、それこそ、もとに戻りますが、説明会のときによくお話をされたほうがいいです。

それから次あと12分ですから次は、周辺での活性化に寄与したい。だから、その線から漏れたじゃないけど、そのもうちょっと下ですね。だから、笹山地区であったり麓耕であったり、それから直地地区で、ここには積極的に青野山周辺で交流人口が増加するなど、地域の活性化に結びついていくことも考えられるから、積極的にこれに援助したいというか、お金だけじゃなくてほかのことも含めるんでしょうけど。で、この中の具体的なこととして、笹山、風穴、これを観光資源としても非常にいいですし、だから風穴の、もう一回見直して整備をしていくこと。

これが、私、当然、取材していますんで、どのような要望があるんかっていうことを聞いておりますんで、風穴、こういうことで青野山をたたえてもらえるんなら、風穴をもう一度整備して観光資源にしたい。ほんで、あそこには新しい林道ができましたよね、和田からね。あれを使ってサイクリングロードとかにしてみたいとかいうような要望がいろいろ上がってくるんですよ。その中で、あの地域としたら風穴をとということを聞きました。

で、麓耕なんかはいろんなイベントをやっておられますから、これは引き続いてというところでプラスアルファでやっていかれたらいいと思うんです。

で、もう一つは直地なんですけども、直地は今回、津和野土木のお世話で、あそこにあるとにかくまず水の流れが、あそこはちょっといびつですんで、だから、あそこにわっと竹が生えて、それで川の流れが二つになっているんですけど、それを整備しようという動きで着々とそれは進んでおります。私も一緒に当然行って、地権者の人も全員が賛成、ただ一つだけわからんというところもあつたりするんですけど、ほぼ99%、あそこをきれいにしていって、あそこはがたがたの岩になっていますから、あれをのけて水の流れをよくするという動きは、もう着々と進んでおります。

それで、さらに、今の御厚意ということで行くと、あそこを観光資源ですよ、名勝ですから。そうすると、9号線から入る入り口の道路、非常に狭いですよね。あれを広

げていって麓耕へ続けるような、いわゆる観光の場所としてあそこを開発していき、あるいは手を加えていくということをぜひ行っていただきたい。

で、その、住民の人の、許可と言ったらおかしいですね、同意的なことなんかはできているんですよ。いいよ、うちの家とか、この家は壊していいよみたいな。だから、それは具体的にやっていきやいいんですけども。そうすると、今度は橋が問題になってきます。橋が出て堤防が出てきたりするというのが、今の水害対策にもなってくるし、そうして名勝であるということにも全部オーバーラップしてきますんで、だから、そのあたりをぜひ考えていただきたい。

道路の拡張ちゅうのは、もとの議員さんとお話しをしたときも、「いや、あの話は出とった、大分前に出たんだよ」という話も聞いたんで、ぜひそのあたりを再検討されて、道路の拡張、それから堤防、名勝、それから麓耕のイベント、直地のイベント、それからさっきのサイクリングロードから行って風穴に上がってみたいな、これ、非常におもしろい観光の資源にもなってくるんで……。

○議長（沖田 守君） 道信君。質問の通告に従って質問してもらわんと困るから、今のようなことは、また再度、君が質問の……。

○議員（4番 道信 俊昭君） わかりました。一応、そういうようなことがありますので、次のときにもう一度改めてやりますんで。

それから次、第5番目のところなんですけど、6万8,000円ぐらいの云々というようなことは、これは、ただ、私、お金のことだけ言っているんじゃないんですよ。お金のことだけじゃなくて、要するに、これには出ました、確かに。官報も載せました。地域住民の方にちゃんとした説明もない、同じレベルだなと思ったんですよ。この6万8,000円というのは小さな金額ですが、ここに何となくお礼というか祝意というか、そういうものがあらわれていない。で、民間で「祝青野山」なんていうのは、看板がもう立っているんですよ。それで、片っぽでは見送りましたみたいな。だから、そこに答えていただきたいという。これ、どういうふうにするかは、まだ時間ありますからあれとして、ぜひ、この6万8,000円というものを有効に生かしていただきたい。

で、最後にもう一度、地元説明会、これをぜひやってもらいたいという思いがあるんですけども、いかがです。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 今、指定されたということと、その範囲がこうなりましたということは御説明できますので、その辺の説明会については、ちょっと内部のほうで協議をさせていただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 5分ありますんで、最後の「かわべ」なんですけど、私、自分でも喫茶店やっているから、喫茶店がどういう現状か、将来どうなっていくかちゅうのは、もう痛いほどわかっていますんで。だから、非常に「かわべ」に関しての

売り上げが注目なんです、時間的にも余りないんで、とりあえずは売り上げ、オープンから2月までの喫茶の売り上げをお答えいただきたい、教えていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、「かわべ」についてお答えをさせていただきます。

日原にぎわい創出拠点「かわべ」のカフェにつきましては、平成26年に立ち上がった日原にぎわい創出事業準備会に始まる議論の過程で、日原地区に町内外から人を集め交流し、にぎわいを創出する機能の一つとして意見集約され、具体化したものでございます。

現在、1日の従業員数は、集落支援員1名とパート労働者及び他の集落支援員のローテーションでシフトを組み、休息時間の代替を含め、おおむね2.5人による運営を行っております。営業日は金曜日から月曜日の週4日、月平均約16日間営業し、営業時間は11時から18時となります。

議員お尋ねのカフェ「クレープリーいと」の開業月、令和元年9月から令和2年2月までの売り上げについて、同施設の指定管理者であるNPO法人にこはらに確認したところ、9月44万5,320円、10月33万1,540円、11月28万6,402円、12月29万9,844円、1月29万3,988円、2月28万2,831円、合計193万9,925円、1日当たりの平均売り上げは2万208円との報告をいただきました。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） これは基本的なことに关するんで、町長、もう一度、再質問にお答え願いたいんですけど、これでいくと月に16日の営業ですよ。普通、商売するときには、30日びったしやるのが私らは当たり前と思っているんですけど、これはずっと16日の営業で続けていかれるのかということが一つ。

それからもう一つは、決算書がまた出てこんとわからんですけども、粗利、私ら7割と見るんですけど、そうしたら粗利で月23万円、えっ、人件費も出ない、1人の人件費も出んなみたいな感じなんですけど、この二つ、どうです。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 商売ということでございます。基本的には、これはコミュニティーを形成する、いわゆるにぎわい創出拠点という町の、いわゆる行政としての事業というのが、まず全体としての目的でございます。その中に図書館があり、町家の改修をして、そういう憩いの場をつくっていく。そして、その憩いの場に来ていただいて楽しむための一環として、一つのコミュニティー事業としてのカフェの運営というものがあるところでございます。

そういう中で、集落支援員という国の制度に基づいた人を入れて、そして、その人件費部分とともに、事業費についても国の補助がありますので、そういう事業費を使わせ

ていただきながら、この「かわべ」に来ていただく、さまざまな取り組みの事業もしているというようなところでございます。

ですから、そういう中で、ただ、そうはいつでも町も財政的な制約というものがございいますので、当面はこの16日の営業からスタートしていこうということでもあります。その状況を見て、相当な日数をふやす必要があればふやす必要があると思いますし、この16日の営業でも十分皆さんに喜んでいただけているということであれば、この16日という形で進めていきたいというふうにも考えているところであります。

ですから、基本的には運営をしていただくNPO法人にも、できるだけ経費の削減でありますとか、そういうことには考えて協力をしていただかなきゃならないわけでありましてけれども、しかしながら、いわゆる一般的な商売とは、また違う次元のところ、これは行政の施策として進めている事業だということを御理解もいただければというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 道信君、時間がまいりましたよ。

○議員（4番 道信 俊昭君） 以上で終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、4番、道信俊昭君の質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） ここで11時20分まで休憩といたします。

午前11時09分休憩

.....
午前11時18分再開

○議長（沖田 守君） それでは、休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

発言順序8、1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 1番、草田吉丸でございます。それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。よろしく願いをいたします。

今回、私は、2点ほど通告をいたしております。

まず1点目でございますが、地域包括ケアシステムの構築に向けてについてであります。

次世代を担う若い人が安心して子育てができ、希望の持てるまちづくり、また、これまで頑張ってこられた高齢者の方が安心して豊かに住み続けられるまちづくり、この若者対策と高齢者対策は津和野町にとって、とても大きな課題であります。

若者定住につきましては、住宅や子育て支援等各種の対策が講じられておりますが、高齢者の住まい対策等については、これは、必要性は感じながら、少し進んでいない、そういった状況ではないかというふうに思われます。高齢者世帯や独居世帯が増加する中で、町内に受け入れる施設や体制が整っていないために、やむを得ず津和野町から他の市町村に移住しなければならない、そのような状況もあります。高齢化率も、津和野町は島根県では非常に高い位置にあります。やはり、高齢者対策こそ、今、急がれるものであると考えます。

そこで、この対策の中心となるものが地域包括ケアシステムであるというふうに考えますが、地域包括ケアシステムが目指すものとして、高齢者が尊厳を保ちながら、重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようになります。定義といたしまして、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上安全・安心・健康を確保するため、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制」とあります。

また、地域包括ケアシステムの取り組みを進めるためには地域住民、介護事業者、医療関係、町内会または自治会、そして自治体——行政であります——ボランティアなどが一体となって地域全体で取り組むことが求められています。津和野町におきましてもこれらの対応に取り組んでおられるわけですが、これらの現状と課題について伺いをいたします。

1点目ではありますが、地域包括ケアシステムの推進の中心となる団体と活動状況について。

2番目として、各機関、施設、団体等の連携体制は。

3番目、自治体内部の連携体制は。

4番目として、地域包括ケアシステムは十分機能しているか。

5番目といたしまして、地域包括ケアシステムを推進するための課題は。

以上について伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、草田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地域包括ケアシステムの構築についてでございます。

まず、推進の中心となる団体でございますが、地域包括ケアシステムの推進を図るために、平成30年10月に健康福祉課と医療対策課をメンバーとする津和野町地域包括ケア推進会議を立ち上げております。この会議においては、地域を見える化し、優先的に取り組む課題と施策を整理した地域包括ケアロードマップの作成を進めております。ロードマップの上位目標である「ふるさとに住み続けるという選択ができる」という目標に向けて、1、外出・買い物手段の確保、2、住まい・暮らしの環境を整える、3、医療・介護体制の確保、4、最期の意思をかなえられる体制を整える、この4つのプロジェクト目標を設定し、地域包括ケアシステム推進に向けた体制づくりに取り組んでおります。

2つ目の各機関、施設、団体等との連携でございますが、先ほどお答えしました津和野町地域包括ケア推進会議で設定しましたプロジェクト目標に応じて、1、生活支援部会、2、住まい・暮らし部会、3、健康づくり部会、4、終焉支援部会の4つの部会を設置して、関係機関に参加していただいております。

生活支援部会は「移動」をテーマに、生活支援コーディネーターを配置している社会福祉協議会と検討を始めました。終焉支援部会は、在宅医療、介護連携推進事業の一つとして、医療法人橘井堂と協働してACP（アドバンス・ケア・プランニング）——患者本人と家族が医療者や介護提供者と一緒に、意思決定能力が低下する場合に備えて今後の医療や介護について話し合うことではありますが——このACPの啓発を進めております。まずは、自分自身のこれからの生き方や、人生の終末をどこでどのように過ごし、そして迎えたいか、身近な人とともに考え、形にするために何をするのか等の協議を進めなければならないと考えております。

住まい・暮らし部会、健康づくり部会においては、残念ながら部会の開催に至っていない現状であります。

3つ目の自治体内部での連携体制ではありますが、津和野町地域包括ケア推進会議において、各部会のプロジェクトメンバーの中でリーダーを設定しておりますが、具体的な検討等定期的に進めることができていない現状であります。今後は、つわの暮らし推進課、建設課、商工観光課にもプロジェクトメンバーとして、町全体で地域包括ケアシステム構築に向けた協議を進めていきたいと考えております。

4つ目の地域包括ケアシステムは十分機能しているかということではありますが、地域包括ケアシステムとは、要介護状態になっても可能な限り住みなれた地域や自宅で生活し続け、人生最期のときまで自分らしく生きたいと望む人が、医療や介護などで必要なサービスを受けながら、自己の選択に基づく自立した生活が続けられるように地域ぐるみで支えることだと理解しております。例えば、脳梗塞の後遺症で体が不自由になり、退院して自宅に戻った場合でも、専門職によるリハビリや行き届いたケアを受けることや、住民同士のつながりがあれば、住みなれた自宅で暮らし続けることができます。こうしたことから、地域包括ケアシステムの構築は高齢者の安心安全に欠かせない取り組みだと思っております。

地域包括ケアシステムを機能させるには、単に地域資源をふやすといった取り組みではなく、関係者間で地域の現状と課題を共有した上で課題解決に向けた取り組みを実施することが必要であります。このことは、単に担当課や行政単独で進めていくものではなく、医療機関、介護事業所、地域住民や他団体等と一体的に展開していくことが重要となりますが、現状では庁内内部及び各機関、施設、団体等との現状と課題の共有はできておらず、具体的な課題解決に向けた取り組みに至っておりません。

5番目の地域包括ケアシステムを推進するという趣旨のこの御質問ではありますが、生活の基盤として必要な住まいがきちんと整備され、本人の希望と経済力に沿った住まい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前提です。周囲のサポートは必要ですが、それと同時に高齢者のプライバシーや人間としての尊厳が十分に守られた住環境を実現する必要があります。心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などの要因があっても、自立し尊厳ある生活を継続できるように生活支援を行わなければなりま

せん。地域包括ケアシステムの構築に必要な住まいと住まい方、生活支援、介護、医療、予防の5つの構成要素に加えて、単身・高齢者のみ世帯が主流になる中で在宅生活を選択することの意味を、本人とその家族が理解し、心構えを持つことが重要となります。

この地域包括ケアシステムを推進するためには、内部における地域包括ケアシステムの認識かつシステム構築の心構えが不十分であります。あわせて、津和野町地域包括ケア推進会議のスムーズな開催ができていないことや、庁舎内部での地域包括ケアシステムの連携がとれていないことが課題であると考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 私は、昨年の12月議会におきましても、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるためという題名をもって一般質問をさせていただきました。そのとき、高齢者の住まい対策等については、ある程度これは必要であって前向きに進めていくというような、実は、回答をいただいたというふうに思っていますが、しかし、そうはいつでも、なかなかこういったものが進んでいない、そういうことも感じておりました。実際に、この高齢者対策を考えると、回答にありましたように、非常に、高齢者の安心安全には、この地域包括システムというのは欠かせない取り組みであるということがございましたが、そこで、本当に、今この地域包括ケアシステムというものが機能しているのかどうか、そういった思いもありまして、今回、再度こういった質問を取り上げさせていただきました。

やはり、この地域包括ケアシステムを機能するために大事なことは、いろんな人が協力し合ってやるということに尽きますけども、私は、中でも行政内部、ここの連携が非常に重要になってくるというふうに思っておりますが、少し再質問でお聞きしたいと思っておりますが、まず、この推進の中心になるところはどこなのかということですが、回答によりますと、平成30年に健康福祉課と医療対策課において津和野町地域包括ケア推進会議を立ち上げられて、4つのプロジェクト目標を設定して体制づくりに取り組んでいると、そういうことであります。

この地域包括ケアシステムの中心となる課は、健康福祉課あるいは医療対策課というふうに思いますが、この主管課は、まず、医療対策課ということではよろしいでしょうか、お聞きします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 地域包括ケアの確立ということで、医療対策課の中には地域包括支援センター、そして医療・介護の連携事業ということで医療法人橘井堂にも委託を出しております。いわゆる健康福祉課においては健康とそういう要望の部分、そしてこの町長の答弁にもありましたように、いわゆる地域包括ケアロードマップの部分の4つの部会を開いてということでもありますので、現在は、中心的な部分は、やはり、町長が先ほどお答えしていましたように健康福祉課と医療対策課ということに今はなっております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 2つの課が中心ということでありませうけども、できればどちらかを主管課と、やっぱり、きちんとしていくのが、私はいいいんじゃないかなというふうには思っておりますが。

今、地域包括支援センターという言葉が出ましたが、これは医療対策課のほうであるというふうに思いますが、この地域包括支援センターというのはどういう組織で、どのような活動をされているのか、その辺についてもお聞きしたい。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 地域包括支援センターは、どこの自治体にも立ち上げなければいけないということで、介護保険制度の中でこれは決められております。職種としましては、保健師、主任ケアマネ、社会福祉士、この3職種がワンストップ窓口で高齢者のいわゆる相談等、そして介護の要支援1・2のケアプラン作成等の部分の御相談を受けるということで、全面的に健康福祉課の高齢者福祉と、いわゆる地域包括支援センター、これが、今の高齢者に対する対応ができる窓口であります。

地域包括支援センターはワンストップ窓口でありますので、そこから、この人には介護が必要ということになれば、その部分で介護部門、あるいはこれは医療の部分であるということになれば医療の部分、そして生活困窮ということになれば健康福祉課あるいは社協との部分の連携をとってつなげていくということで、そこが国が目指している地域包括支援センターのワンストップ窓口でありますので、当課においてもそういう形の中で業務を行っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 次に、先ほど推進会議で4つのプロジェクト目標を設定して、4つの部会を設置して関係機関に参加をしていただいているということでありました。その中で、生活支援部会については社会福祉協議会と検討を始めたということでありました。もう一つの終焉支援部会、これについては医療法人橘井堂と協働して活動を始めたとのことでありました。

あと二つの住まい・暮らし部会と健康づくり部会においては、部会の開催に至っていないということでありました。この辺の開催できていない理由というのは、どういったことかについて伺います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） この4部会の中で、先ほど町長の答弁にもありましたように生活支援部会と終焉部会、ここの部分は開催に至っております。

ただ、各プロジェクトの部分でリーダーを決めておまして、健康づくりにおいては健康福祉課の予防のほうの課長補佐とかいうことがあるんですが、現実的に、結局、何が課題で、どういうのが地域にとって必要であるかという状況の部分で、地域包括ケアの確立というのは非常に分野が広いです。その形の中で、やはり、それぞれが業務を

持っている。当然、町長のほうからも地域包括ケアの確立ということで、こういうプロジェクトを組んでやりなさいということは各担当課のほうもわかっているんですが、そこで私が今まで感じておるのは、健康福祉課長等で中心的な部分の分野の中で、やはりリーダー的な、この全体を見る担当が存在をしていないのではないかと。益田保健所のほうにもこういう地域包括ケアの企画幹がおりまして、そこからもアドバイスをいただいております。

そのような状況の中で、やはり、内部の部分の連携、横の連携を十分にとれば、この地域包括ケアの構築にはなるとは思うんですが、そこが、現時点でいろんな業務を持ちながら、そして、このロードマップ作成ということになれば業務的な部分もありまして、30年の10月に推進会議は立ち上げましたけれども、いわゆる生活支援部会と終焉部会においては——たまたま、ここの分野は私の課でありましたので、そういう形の中では連携をとりながら、どうにか月1回の部会を開いているというような状況でありまして、本当、こんなことではいけないんですが、他の部会が開催されていないというような状況でありまして。

ただ、住まいにおいても、住まい方においても、ある程度の青写真はできているんですが、じゃあ、その部分の財源、あるいはどれだけの住まいにおいての戸数が必要か、あるいは医療近接型の住宅を構えるにしても、現在の中で、施設におきましては特別養護老人ホーム等が、今は、もう要介護3以上入る。ただ、中間的施設の部分は、以前から、ここがやっぱり必要ということがわかっていていたんですけど、現在の高齢者が転出をしないような形の中で、津和野でも最終的に、大丈夫です、住むことができますというPRも、我々、行政も足りていないんじゃないかということで、社協あるいは医療法人橘井堂等との連携をとりながら、その辺の部分は、また対応していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 非常に、この地域包括ケア、多い課題を抱えている問題というふうには思います。

しかし、こういった推進会議等を立ち上げられて、そういったものが動いていくということは重要なことであろうと思いますが、先ほどから自治体内の連携が、まだ十分にできていないというようなこともございました。4つのこの部会の内容を見ても、医療対策課、健康福祉課、全ての部会にこの2つは関係すると思いますが。生活支援部会、これは買い物あるいは交通であろうと思いますが、これについては、つわの暮らし推進課、あるいは商工観光課、こういったところも関係してくるであろうと思います。それから、住まい・暮らし部会、これは空き家とか住宅関係になろうと思いますが、建設課、あるいはつわの暮らし推進課、ここが関係するというふうに思われます。こういったところが、ぜひ、メンバーとして参加をされて、庁内全体でこの地域包括ケアシステムの推進に努めていく、このことが大事ではないかなというふうに感じております。

次に、この地域包括ケアシステムは十分機能しているかどうかということについてですが、現状では、庁舎内部及び各機関、施設、団体等との現状と課題の共有ができておらず、課題解決に向けて取り組みに至っていないということでありました。この辺が、まだ共有ができていないというところでもありますので、この辺の取り組み強化も必要だというふうに思います。

最後の課題の部分についても、内部における地域包括ケアシステムの認識かつシステム構築の心構えが不十分であり、推進会議もスムーズに開催できていない、また、庁舎内での連携がとれていない、こういうことでありました。

そういういろんな回答の中で、まだ十分にこの地域包括ケアシステムというものが、体制づくりからして、まだ多くの課題を含んでいるというふうにも私も受け取ったわけですが、やっぱり、庁舎内に各関係課が連携できるような、そういった地域包括ケアシステムの何か専門部署等も立ち上げていけないと、なかなかこういった連携がとれないんじゃないかなというふうに考えるんですが。やっぱり、行政がリーダーシップをとってやらないと、なかなかこういったものは、私、進まないというふうに思うんですね。

そこで、これは町長にお聞きしたいんですけども、今のこのような状態を見られて、庁内体制をもう少しどうか——私はしていかんやいけないというふうに思うんですけども——何かそういった組織について、今後、何かお考えがあるかどうか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先ほどから草田議員に御指摘いただいていることは、本当にごもったもなことだというふうに思っております、私自身もそういう体制をとっていきたいという思いが、当然、大前提としてあるわけでありまして、なかなか、日々の行政運営をしていく上では、現実的なところでいろんな難しさもあるというところであります。

例えば、昨日、後山議員からの御質問も受けたかと思っておりますけれども、職員体制も、定員管理計画に基づいて、合併以来、相当な人数を減らしております。だけれども、国から地方分権の名のもとにさまざまな事務の権限がおりてきてというところでもありますし、また、過疎化に伴って社会問題というか、津和野町独自のいろんな社会問題等も出てくるわけでありまして、そういうものにも対応していかなければならないということでもありますとか、それから農林系も、これもまた、国のいろんな、いわゆる所得補償の制度が出て、そういうのを全部、事務は役場がやらなきゃならないというようなことでございます。職員の数は減るけれども、町役場としてやらなければならない仕事の量というのは、20年前とかそういうころに比べると、もう膨大なものになってきていて、一人一人が自分の与えられた仕事をこなしていくということに本当に精いっぱいな状況になっているというところであります。

そういう中で定員管理計画をどうしようかということも、考えることも大事だというふうにも思っております、やはり一つ一つの住民サービスを充実させていくためには、もう、職員を、人数をふやさなければならぬだろうというふうにも思っております。それには働き方改革ということもあって、これも20年前に比べるといろんな制度が充実されてきておりますから、例えば休暇制度とか、そういうことにも対応していくためには、職員が、もっと数多くなければ対応できない時代になってきているというようなところであります。

また、一例の中でも、例えば専門職も保健師さんでありますとか、そういう部分についても、これは若い女性の方が基本的にはそこに携わる方が多いわけでありまして、そういう中で、おめでたいことです、お子様ができて産休や育休に入られたりする。そういう中で、どういうふうに現場を回していくかというような課題も出てくるわけでありまして、そういう専門職も、やはり余裕を持った確保ということをしていきたいけれども、定員管理計画の中でどうしていくかというような、そういう課題もあるということでありまして、今後いろんなことを踏まえた中で、職員数が、何人が一体適正なのかというのを、まず大前提として考えていく必要があるだろうというふうにも思っているところであります。

ただ、そういう中でも、少しでも物事を進めていきたいということがございます。来年度につきましては、介護事業の部門の関係を、その職員とともに健康福祉課から医療対策課のほうに移す予定にしております。そういう中で、今までは主管課という面においては医療対策課と健康福祉課が連携しながらやってきたという体制については、今後は一歩進んだ形で医療対策課が主管になって、そこに少し健康福祉課から人員も移しますので、人員増にもなって、より、その主体的な課というものが決まってくる体制をとりたいというふうに考えているところであります。

それから、それにあわせて、実はつわの暮らし推進課、あるいは建設課、商工観光課、ここの連携体制もとらなきゃならないということでありまして。本来であれば、それぞれの課の中の職員に兼務辞令というものを出して、そして医療対策課が進めていく地域包括ケア、それを進めていく上での、より責任を与えて、そしてこの連携体制を強化していきたいと、そういう、今、気持ちも持ってはいるんですけども、ただ、最初に申し上げたように、今、一人一人が、つわの暮らし推進課の職員も本当に膨大な量を持っている、商工観光課も本当に膨大な事務量を持っているという中で、兼務辞令まで出してしまうことが、その一人の職員にとっては相当な負担になってくるということで、そこまで今やれるかどうかというのは、私自身も、まだ迷っているというような状況でありまして、職員それぞれの健康状態でありますとか、それから仕事量の負担感、そうしたものを総合的に判断しながら、具体的に兼務辞令が出していけるかどうかというのは、今後の課題として取り組んでいきたいというふうに思っております。

それからもう一つは、先ほどの専門職の話になるわけですが、保健師等も、実は、このたび、本当おめでたいことが続いて、喜ばしいことだと思っておりますので、複数の職員のほうが産休や育休に入っていくというような状況があつて、募集もしているわけですが、なかなか応募もないというような状況の中で、来年度のスタートに当たって、非常に今、困つてもいるというところでありまして。そういう面で少し、そのスタート時点においては、今、我々がやろうとしていることが十分にまだ機能していくということにならないかもしれませんが、できるだけ早くそういう専門職の確保に努めて、この地域包括ケアシステムを推進できる、まず、そのスタート台に立てるようにしていかなければならないと、そういうような課題も認めているといったところであります。

ですから、きょうはこうしていろいろ重要性の高い御質問もいただいた中で、現時点で私がお答えができる部分、前向きなところでは医療対策課のほうへ主管課を持っていくというようなことしか言えませんが、ただ、本当に、このことは高齢化が進んでいる本町にとって大変重要な問題だと思っておりますので、より一層機能していく体制をつくっていきたいと考えておるところであります。

長くなりました。申しわけありません。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 主管課が医療対策課ということになると、そういったところだけでも一つ中心的な課ができるわけですから、その辺で、あとはいろんな組織の再編というようなことにも、やるとすれば繋がってくることにもなるかと思いますが、いろんな課題もあるということですが、ぜひその辺については検討いただきたい、そういうふうに思います。

次に、この地域包括ケアシステムの一番大事なところが、やっぱり、ニーズ調査というふうに言われております。対象者の方あるいは家族の方がどのような要望、あるいは望みを持っているかということ、このニーズをつかむことが非常に大事な部分であるというふうに思うわけです。このニーズをつかむためには、一つの方法としてアンケート調査という方法もあろうと思います。

先般、健康福祉課において「介護予防・日常生活圏域のニーズ調査」というアンケートを実施されておりますね。これも、私も65歳以上なんで来ましたけど、回答はしときました。高齢者、65歳以上の人に全部行ったと思いますが、高齢者の方にとって、このアンケート調査ちゅうのはなかなか大変なんです。内容がマル——バツはなかったですね——マルをつけるようなアンケートだったんで、これは答えられたとは思いますが、今、これ、もうまとめられたんでしょうかね。回収率がどれぐらいだったかわかれば、お願いします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今、議員おっしゃられたニーズ調査については、令和2年度は第7期の介護計画の最終年ということで、令和3年度から始まる第8期の計画策定のためのニーズ調査を、今、行っているというところになっています。

きょう、ちょっと資料を持ってきておりませんので、大変申しわけないんですが何%返ってきたというのが、今、ぱっと頭に、済いません、浮かばないところではありますが、確かに、今、議員おっしゃられますように、多項目において、マルをつける部分で、いろいろ書くことはそんなにはないんですが、やはり高齢の方にとっては、まず読んで理解をしていただくんといけん、その中でどれに当てはまるかということ、自分の当てはまるところにチェックをしていただかなければならないというところで、お手数をおかけしているところでもあります。ただ、これについては全国統一的なニーズ調査の様式になっておりますので、その辺は御了解いただけたらと思うところでもあります。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） アンケート調査で、いろいろと住民の人が考えておられることを、これによってある程度把握はできるというふうには思いますんで、ぜひこれをうまく活用してもらいたいと思いますけども。

私が思うのは、こういったアンケート調査と同時に、一番必要なのは、前回のときもちょっと申し上げましたが、直接の聞き取り調査、これが一番大事じゃないかなと思うんですよね。本当に行って、その人が今どんなことで悩みを持っておられて、こういったことが行政に要望したいというようなことは、アンケート調査ではなかなか出てこない部分がありますよ。ですから、できれば聞き取り調査、これをやっていただきたい。高齢者の世帯、そして独居世帯ですね、たくさんおられますよ。町の世帯の3分の1ぐらいが独居世帯、そういう状況でありますから、そういった人の本当の声を聞くためには、やっぱり聞き取り調査というのが大事であって、そのニーズをつかんで地域包括ケアシステムでいろんな対策を考えていくと、こういうことがとても大事というふうに思うんですね。

しかし、この聞き取り調査をするということには大変な時間と労力、これも確かに要ると思います。職員だけで対応できる部分も当然あると思いますが、そういったところには集落支援制度とか、そういったものを利用しながらでも、私はこれはやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、その辺の聞き取り調査についてどのように考えておられるか、伺います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 現在においても生活支援部会等、いわゆる介護予防、生活支援の総合事業ということで、現時点で移動・外出支援についての協議を何回か行っております。

その中で、内容としては、いわゆる道路運送法許可・登録の必要のない互助活動の部分の移動手段をどうしていくかということで、まず、移動・外出の目的が何なのか、あ

るいは移動手段の確保、その部分にかかわった車での保険の加入、運転あるいは添乗員の確保、利用料等をどうするかというような状況の中で、やはり行政だけではない、互助の、お互いの力を借りてということで、そういう部分も0層協議体といいまして、今の4部会のメンバー、そして協議体の委託を出している社協のコーディネーター、そして保健所の、今の推進員の地域包括の企画幹という形の中で出しております、これを今度は第1の協議体のほうに移すというような状況の部分もなっておりますので、そのような状況から、議員さん言われましたように独居高齢者が約1,000人弱という中で、やはり聞き取り調査が非常に重要であります。津和野町のこの人口であるからこそできる聞き取り調査もあるのではないかとということで、医療対策課、健康福祉課のこの2課のメンバーの中ではそういう声も出ておりますので、ぜひそういう形をとり、今言われました他の課のお力も借りて、そういう形の中で、できるところから、まずはやっていきたいということで、一つ一つをクリアしなければならないと思っておりますので、議員さんが言われたニーズ調査、これはぜひとも参考にして、今後この事業を進めていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 非常に大変な事務量にもなるかというふうにも思いますが、ぜひお願いをしたい、そういうふうにあります。

町長からも、このことについて少し前向きな回答をいただいたというふうに思いますので、しっかりと検討していただいて、この地域包括ケアシステムというものが本当に機能するような方向に向けて、ひとつ、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

町の商店対策はということでございますが、全国的にも、人口減少に加え、大規模店に客を奪われ、これまで人々の暮らしを支えてきた商店が地域から姿を消しつつあります。津和野町においても商店の閉店が続き、特に高齢者の方にとっては厳しい状況であります。

現在、町が取り組んでいる買い物支援対策も、地域の商店の協力があって初めて成り立つものであるというふうに思います。特に毎日の生活に欠かせない食料品店の閉店、これは大変深刻な状況であります。津和野地域、日原地域ともに、今年度をもって閉店をされる商店もあるというふうに聞いております。

このような状況を見ますと、商店の継続等早急な買い物支援対策の強化が必要と考えますが、対応について伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町の商店対策はとの御質問にお答えをさせていただきます。

津和野町では昨年の春以降、津和野町商工会員対象では13件の倒産・廃業があり、本町としても極めて強い危機感を抱いております。議員御指摘のように、年度末にかけて廃業を予定している食料品店もあるとお聞きしており、この傾向が進みますと、日々の基本的な住民生活に支障を来すだけでなく、まち歩き等の観光面に係る魅力低下にもつながり、深刻な状況であると認識しております。

原因については津和野町商工会とも分析の上、それぞれ御事情は異なるとは推察いたしますが、事業者の高齢化、後継者不足、人口減少、消費動向の変化等の内的要因と、観光バス運行の規制強化、西日本水害の2次的被害等の外的要因の影響も大きいと考えます。今後、コロナウイルス関連の経済停滞の動向次第では、観光業等を中心に地域経済はより厳しい局面を迎える可能性もあります。

今後の対策については、短期的には、3団体長・事務局による津和野町コロナウイルス感染症緊急経済対策会議を行い、協議を始めたところです。長期的には、商工業事業後継者支援事業補助金及び地域おこし協力隊員による商工業事業承継研修制度を活用し、親族・第三者への事業承継を促し、廃業等の防止に努めます。

また、廃業により閉鎖した店舗については、空き店舗活用のネックとなっていた所有者居住部分との分離改修を補助する空き店舗活用基盤整備補助金制度を新設し、外部からの起業を含め活用することで、商店街の維持継続も進めてまいります。

特に、食料品店の廃業は、買い物不便地区となり、住民生活に大きな影響を与える可能性も無視できません。現在、事業者、事業承継相談員を含む町商工会、県関連機関、町商工観光課で断続的に対応策について協議をしているところです。すぐに解決策の出るような問題ではありませんが、今後もさまざまな視点から検討し、将来的な買い物機能の維持を図っていく所存です。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） この商店の対策であります。津和野地域で1軒、どうも閉店されるということを知りましたし、日原地域も1軒閉店をされるということを知っております。津和野地域については、そうはいいながら、まだ店も、日原地域に比べれば少しまだございますので、そうはいつでも、将来的には非常に厳しい状況になるとは思いますけども。

今回、私は日原市街地について、ひとつ質問をさせていただきたいと思いますが。この日原市街地も食料品店ちゅうのが、以前は、私が思うのには6店舗ぐらいありましたね。それが、だんだんと時代の流れに沿って、人口減少あるいは後継者不足というようなことで、だんだんと閉店をされました。それで、とうとう、食料品店の店とすれば1軒になるということになるんですね。これは食べ物のことです。日常生活で本当に必需品であります。こういった店は何としてもこの市街地ぐらいには、何としても1軒ぐらいは、この後も残ってほしい、そういう思いでおるわけですがね。

今度、1軒残られるスーパーの経営者の方とも、時たま私も話をする機会もあるんですが、やはり店を続けていきたいというような思いも持っておられる。しかし、やはり将来、後継者のことについては、非常に心配をしておられる部分もあるように私は聞いておりますが。

そして今、商店をやっていくためには、いろんな課題があるそうなんです。特に、小さい店になると問屋さんから物が入ってこないという、そういうことが随分あるようであります。昔からの長い付き合いの中で、信頼関係で今つながっているという、そういうこともあるようであります。

そういったことで、今からこういったところで商店を経営していくことが本当に難しくなる、そういうふうな状況だというふうに思うんですが。やはり私は、なかなか個人の商店に対して行政がどこまでかかわっていくかという、いろいろこれ問題もあるというふうに思いますが。やはり私は今、残って頑張っておられる方の、これから将来的にはどういうふうに考えておられるか、そういった人の気持ちは、やっぱり行政としても把握しておく必要があるんじゃないかなというような思いがしているんですね。その辺について、町もいろいろな後継者の支援等もやっておられますが、そういったことで、少しそういった話をしてみる必要があるというふうに思いますが、その辺については、どういうふうに考えておられますか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まさに、議員御指摘のとおりでございます。特に今回、日原地区ということに限りまして事業者の方が特定されますので、皆まで言いにくいところもございますんですが、もう何年になりますでしょうか、平成27年以降ぐらいの状況で、暫時お話をいろいろ——具体的にどうこうということではないんですが、どのような対応をとっていかうかと。町長の答弁にもございますが、関係団体等も入りまして、御本人の御了解もいただきながら、ワーキンググループでの集まりもやったり、当事者の方もお話に入っていたりとか、いろんな状況で断続的に話を進めさせてはいただいております。

例えば、津和野地区でも買い物不便地域ということに指定をさせていただいて——橋北地区になりますが——指定させていただいた上で、空き店舗を改修する際に、町が500万、県が500万、計1,000万で改修工事の補助をさせていただいたような例もございますが、いかんせん、これは空き家を活用というようなことで、なかなか現状では、町として直接的にお金を入れるということが難しい状況ではございます。

ただ、おっしゃるように生活基盤として、事業を何らかの形で継続できる形というものを実際に模索していかんといかん。たちまちがどうこうということではないというふうには認識はしておるんですが、ただ、そういういままでも、本当に将来のことを見詰めて考えていかんといかんということでございますので、ある程度、話は、お互いでさせてはいただいております。いろいろなフェーズといいますか、段階には入ってきてお

るところでございまして、今後とも、腹を割ったところでいろんなお話をさせていただいて、今後の対応について真摯に考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 地域でこういった商店を経営していくこと、やっぱり商売ということになりますから、そこに収益が出ないとやれないわけで、その収益が、なかなか出にくいような状況になっておるわけですね。

私も、将来的にこういったものをどのような形で継続していくべきかなというようなことを時々考えるんですが、今、買い物支援対策ということで町も取り組んでおられますが、そういったところに、やっぱり商店の経営といいますかね、そういったところまで一緒にやるようなことを、将来的には考えるときが来るんじゃないかなちゅうような気もしとるんですよ。なかなか、町が直営でこういったことをやるということは大変かと思いますが、第三セクターとか、そういったところでそういったことを対応していく、そういったことも将来的には考えていかざるを得ない、そういう状況も出るんじゃないかなというふうに思いますが。

いずれにいたしましても、商店が継続をしていくということ、特にこういった食料品とかは、もうなくてはならないものでありますので、その辺について、将来を見据えたいろんな検討をしていっていただきたいと思います。

ちょっと時間がありますので、下森町長、ちょっとこの件について一言お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員もおっしゃっておられますように、一つの経営の話にはなるわけでありませけれども、しかし、それがもし閉店とかいうことになった場合には、町民の皆さんの生活に大きな影響が及ぶということでありまして、そういう意味において、やはり事前の対応ということも含めた中で、行政の仕事として重要なことなんだということは認識をしているところでありまして、その行政のやれるという範囲の中で何ができるかということを探りながら、さまざまな対応もしているといったところがございます。

これは、今後についても買い物不便という、買い物難民が町内に多く出てこないというような形でやっていきたいと思っております。買い物支援サービスも、そういう思いの中で取り組んできたところではありますが、まだまだ十分な成果が上がっているとは言えない、それはよく認識しているところであります。ただ、このことをスタートして、実際、今事業をやっているということが一つの財産になりますので、いろんな、先ほどからの御指摘いただいていることの対策をとる上で、その活用ということは、もう始めているということは大きな武器にもなるというふうにも思っておりますから、そういうことも考えながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

それとあわせて、何といても、やはり町民の皆さんができるだけ地元で買い物をしただけという、そういう雰囲気づくりもできることじゃないかなというふうに思っております。益田や山口で買い物される方が、町内で買い物をしていただくということを意識していけば、恐らく、まだまだ売り上げも十分上がっていくと思うし、採算面も改善して、また継続ということにもつながっていくんだらうというふうにも思っておりますから、そういうような啓発事業も地道にやっていく必要があるというのは、私自身も思っているところであります。

そういう中で、例えば、うちの職員に対しても、まず、できることからということで、まずはやはり町内に住むということ。そして、自分たちの仕事は、町民の皆さんのいろんな関係性の中で進んでいるという中で、町内に住んでもらって、そして町内での消費というものを心がけてもらいたいということ。これは強制はできませんので、住まいの問題は。お願いという形で、ことしの仕事始め式でも、まずは町内に住むことを心がけてほしい、協力をしてほしいということも全職員に向けてお願いもしたところでもあります。

そういうような形で、全ての町民の皆さんに対しましても地元で消費をするということを、やはり今後の津和野町の将来のためにも心がけてもらいたいというような啓発活動ということも、同時にやることも必要じゃないかなというふうにも思っております、やれるところから進めていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） それでは、以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、1番、草田吉丸君の質問を終わり、ここで1時20分まで休憩といたします。

午後0時14分休憩

.....
午後1時15分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

3月定例会、最後の通告者、発言順序9、11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは、今定例会、最後の質疑となります。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、通告に従い、質問をいたします。

まず、1点目でございます。コロナウイルス対策についてであります。

休校措置による学習の遅れをどのようにカバーするのか。特に中学2年生は高校受験を控えている状況である。例えば、休校期間を夏休みに振りかえ授業を行うことや土曜日補講なども考えられる。自宅での課題学習なども考えられるが、構想をお尋ねいたします。

2点目といたしまして、学校休校を初めとしてさまざまなイベントや歓送迎会など、町内でも中止が相次ぎ、また、観光客の宿泊や食事のキャンセルなどが続出している。飲食業、旅館業、給食食品納入業者など、あらゆる町内の業者に多大なる経済的損失が出ております。このままでは資金繰りができなくなり、倒産する業者も出てくるおそれもあります。

国も、中小企業に対する無利子・無担保の貸し付けの支援策も表明されました。町内の小学校がある家庭への3万円相当の商品券の配付を決められましたが、商工会や観光協会と話し合いながら、今回、経済的損失の大きかった業者などで使っていただけるように工夫をすべきではないかと考えます。町や商工会の地元の商工業者への支援策についてお尋ねいたします。

また、家族などの食事プランなど、さまざまな旅館業、飲食業に対する活性策も考えていくべきだと思いますが、所見をお尋ねいたします。

三つ目であります。コロナウイルス感染防止のためには、手洗い、うがいなどが基本であります。感染防止策並びに万が一発熱した場合の対応方法などについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

コロナウイルス対策についてでございますけれども、教育委員会部局と町長部局にまたがっておりますので、まずは教育長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、最初の御質問について御回答申し上げます。

3月2日から行っております小中学校の一斉休校以来、週1回のペースで校長会を開催し、子供たちの確認の状況や学校間での情報共有等を行っております。その中で、各校の未履修科目がどれくらいあるかについても共有をしてきたところでございます。それによりますと、中学校では科目によってばらつきがありますが、2時間から12時間程度の未履修科目があります。また、小学校においては、いずれの学校も若干の未履修が残る教科もあるということでございました。

休校の期間中は、各校とも学習プリントを定期的に配付し、回収する中で、児童生徒への学習のサポートを実施しておりますが、小中学校とも、新年度の初めのところで未履修部分の学習を行うことで回復可能であると報告をいただいております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大は先行きが見えない状況であり、今後、このような状況が長引く場合には、改めて夏休みを短くするなどの対策を検討する必要が生じると考えております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、二つ目の御質問でございます。

本町としての対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響について、当面の現状を把握すべく、先々週末から町、商工会、観光協会の3団体が連携して緊急アンケート調査を実施しました。この結果を踏まえ、3月12日、私と商工会長並びに観光協会長、そして3団体の事務局による津和野町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策会議を行い、今後の対応策について協議しております。

現時点では、具体的な対策についてお伝えするに至っておりませんが、できる限り早い段階で内容を検討の上、町独自の緊急支援策を今月中にも議会に対して提案したいと考えております。

さきの会議での意見交換では、議員御指摘の日本政策金融公庫による中小企業向けの実質無利子・無担保の特別融資についても話が及んでおります。ただ、今回の特別融資はあくまでも新たな借入れを対象とし、既に返済中の借入れを含んだ借りかえは、原則、対象にはならないと思われまので、個人事業者など新たな借り入れによる返済負担の増加を考慮すると、利用者は限られることが予想されます。

その点では、融資だけに頼らない支援策を具体化する必要があるため、多面的な支援メニューを用意する必要性を認めており、検討に、今しばし時間を要することを御理解をいただきたいと思っております。

また、議員御指摘の家族等の食事プランに象徴される町内消費の拡大は、先の全員協議会で御理解いただいた小学生のいる世帯に対してのこだま商品券3万円分の配付同様、重要なポイントとなると考えております。

いずれにいたしましても、このたびの新型コロナウイルスによる観光関連を初めとした商工業への深刻な被害は、個々の経営努力の範疇を超えた災害であると断言できます。平成25年に本町を襲った豪雨災害時にも、被災者に対して生活再建への町独自の個別支援を行ったところでありますが、このたびも同様に本町の経済維持のため、国の支援策とあわせて、本町独自の緊急支援策を実施してまいりたいと決意しております。どうか、議会におかれましても御理解を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

そして商工業者の皆様におかれましては、現時点で終息の見通しが見えない不安な中で、厳しい局面を迎えておられると思っておりますが、町、商工会、観光協会等関係団体ともどもと一体となって、この難局を乗り切ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

あわせて、全ての町民の皆様におかれましても、このたびの災害に当たり、さまざまな町独自の対策や支援策を講じることに對して、深い御理解と御協力を賜りますよう、この場をおかりして、何とぞよろしくお願いをいたします。

三つ目の御質問でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染を予防するためには、石けんを使い流水で手をすすぐ、あるいはアルコール製剤による手指消毒などの頻回な手洗いが有効とされています。また、粘膜への接触を防ぐために、目、鼻、口に触

らないことや、可能であれば風邪の症状がある人との接触は避け、マスクを着用するなど心がけることが必要となります。

風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続き、強いだるさや息苦しさがある場合は、益田保健所の帰国者・接触者センターへ電話をして相談をしていただきたいと思います。その場合、必要があれば、帰国者・接触者外来への紹介をすることとなっております。

これ以外の方で、発熱があり、医療機関の受診を希望する場合は、必ず受診をする前に医療機関へ電話による相談をしていただきますようお願いしているところでございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは、一つずつ再質問をしていきたいと思いません。

まず1点目のほうの学力のことです。

こうして、総理大臣が表明されて、すぐに対応してきたわけでありまして、鳥取県では報道が出まして、18日から県立高校を再開し、また、鳥取県の教育長名で各市町村に伝えられたということでありまして。北栄町は17日から再開、倉吉市、若桜町は18日から再開ということを決められました。この休校によって、一つには、外に出ることが少なくなることによる運動不足や、どうしても親の目がないとゲーム漬けになってみたり、そして日の光に当たらないということによる免疫力の低下など、逆に心配される面もあるわけでありまして。

一旦ここまで休むということを決めたから、全く変えないということはないと思いますが、津和野町でも校長会や教育委員会を開催し、再開の時期については随時検討していくべきではないかと思いますが、所見をお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 先ほどの回答にも若干触れておりますけれども、当町も週に1回は校長会を開催をして、現状の把握と情報交換、そして次週以降の対応について協議をしてきております。今週も月曜日の日に校長会を開いて検討させていただいたところでありますが、周りの状況を鑑みますと、隣の山口県でも、下関ではありますけれども、実際発生をしておりますし、広島県でも若干ではありますけれども発生をしております中で、全国的な罹患者の数もでこぼこで、62人ぐらいぱつとあらわれたり、また20人台になったり10人台になったり、その辺が一貫して下がる傾向にはなっていないというようなそういった状況もあって、現在の状況の中で、それではあすから——あすからというのは当然無理ですけれども——すぐに来週から学校を再開することにはなかなかないだろうということに、今週のところではなっております。

ただ、そうはいいながら24日の日が、通常であれば最終の終業式の日ということでありますので、今の状況で近隣にこれ以上の罹患がないということであれば、24日の日は登校日として、終業式は行いたいという方向で協議をしたところであります。それぞれの学校も、特に小学校につきましては、きょうとあしたがそれぞれの学校の卒業式という状況でありまして、仮に出たとしても、その卒業式の練習とか、そういったことに費やされて、授業を展開するということには、なかなかならないのが現実でもありません。

そういった状況の中で、あえてそこを乗り越えてまで、無理をして子供を出すことはなかなか無理であろうなというそういった状況でもありまして、来週の終業式については、今のままで推移すれば、それぞれの学校で行える、そういった方向で今、検討をしておるところであります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 鳥取県での注意事項として、登校の際には家庭での登校前に健康観察、登校前の検温、喉の痛みがあるか、風邪の症状があるかなどの状況観察、手指の消毒・手洗いの徹底、教室の小まめな換気、清掃、消毒の徹底、そして教員等のマスク着用などを十分にしながら再開していくということであります。

今後どのような状況になっていくかわかりませんが、万が一出るということになると長期化するおそれもあるので、今後は再開をする上での徹底した——ただいまの答弁の中では、24日は登校日で終業式は行うということでもありますので、そこら辺も徹底しながら、できるだけ、例えば、県内でも今回対応が分かれたので、松江市や出雲市や安来市——安来市などは一旦休校を表明して、もう一回、午後から撤回をしたり——隠岐の幾つかの町、そういうところと、この休校をした市町村と休校しなかった市町村と学力の差が生じていくようなことがないように、十分いろんな面で配慮をしながら、今後、授業再開に向けて行っていただきたいと思っております。

それで、2点目のことでもありますけれども、私どものほうにも、町内の商工業者の方から——この方はめったに連絡がある人ではなくて、私が連絡しても2カ月ぐらい、忙しくてできませんでしたというような人ではありますが——電話がかかってきて、本当に今、厳しい状況なんだと、何とか、このことについて対応してほしいということで電話がありました。調べてみますと歓送迎会などのキャンセル、そして観光客も団体的なものがキャンセル、大きな影響を与えておると聞きます。本当に逼迫した状況を聞きながら、また調べながら、これはやはり町内の業者が、今後もやっていけることを考えていくべきであろうと思っております。

現在のコロナウイルス等による自粛による影響下がどの程度あるのか、わかる範疇でお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 先ほど町長の答弁にもございましたが、先々週の段階で3団体でアンケートを実施しまして、その上で、回収の際に聞き取りをしているいろいろ調べさせていただいております。

その結果が、全部で72件の観光業、また飲食業について調べさせていただいたと、一番影響が大きいであろうというところがございます、ここの対応については全業種をある程度考えた上にはなるとは思いますが、当面その観光業と飲食業について調査をしましたところ、いろいろな調査項目があるんですが、3月全体として、予想も含めて、ここの影響についてどのように考えるかというところで聞きますと——その上で、回収が最終的に53件回収、また別途旅館組合がありますので、それはまた別途御報告しますが、53件ございまして、無回答の部分もございまして。「変動なし」が6件、「20%までの減少」が7件、「21%から50%減」が16件、「51%から80%」が6件、「80%以上」が7件というような形で3月の予測をされております。

そういうことで先々週の段階でございますので、さらにこれが進んでおるようなところも当然あると思えますし、キャンセルに伴う売上げの損失額という部分でいきますと、飲食店関係はいろいろございまして、5万円台から最高150万というような話もございまして、お土産におかれては1桁台から最大1,500万までのような大きいキャンセルという影響もあるというところがございます。あと、交通、駐車場、神社系で30万から150万というような話をいただいておりますというところがございます、別途旅館につきましては、さきの議員さんの御質問の中でも御報告をしたところがございますが、宿泊キャンセル数が705人、宴会キャンセルが343人——これ3月分でございます、3月10日ぐらいの調べということになると思いますが——損失合計額が730万4,000円というような数字が出ております。

そういうことで、大変大きな影響が出ておまして、宿泊業につきましても、3月10日以降で、さらにこの傾向が進んでおまして、現状ではゴールデンウィークぐらいまでの影響が続くのではないのかなというところがあるということで、大変、予断を許さない、切迫した状況であるという認識でございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 本日、昼休憩の間に、商工会から——商工会でしたか——からの請願なども出てきております。

状況を聞いても非常に厳しい、津和野町の業者は、現在でも借金をして運営している上で、これでまたもう一つ借金をしていくというのは非常に厳しいという、そういう話も聞いております。

その中で、こだま商品券3万円の配付というのは、これは非常に全国で知れ渡っております、全国の友人知人などから電話がかかってくるようになって、津和野町はああいうことをやるんだねという、そういうことがありました。非常に子育てに対する支援と、これ

を上手に使えば、商工業の支援になっていくと思います。飲食業を初め、旅館業を初めですね。

ただし、今、津和野町内でどこでどういう食事ができるかとか、例えば家族で、宴会は中止になったけど、家族でみんなで御飯を食べに行こうとか。そのときに、ここではこういうふうなものが食べれますよとか、こういう店がありますよとか。特に日原地域の方々にとっては、津和野の商店はわかりにくいということがあったり、反対もありますけれども。そういう中で、そういう一覧みたいなものも、多分つくっていくんじゃないかと思いますが、現在の考え方についてお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おっしゃった御意見でございますが、全くそのとおりでございます。今後、具体的なものは、また町長のほうから追って——週明けまでにはまとまってくるというふうに思っておりますので——お知らせをすることになると思いますが、おっしゃったような形で、町内消費の拡大、議員の御質問にもございますように、家族で食事プランというか、いろんな業種として、どういった自分なりの工夫をして、この期間に町内消費を拡大する——また近隣も含めということになるかもしれませんが——ことができるだろうということも考えていただいた上で、それをうまく皆さんにお知らせするような形は、一つ大きな対策の中に入ってくるというふうに認識しております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 町長も観光協会長、商工会長と3者会談をされまして、現状の厳しさというものもじかに聞いておられますでしょうし、いろんなところから聞いておられますでしょうし、この3者会談によって町も独自の——きょう答弁でありましたように——施策を打っていかれると思っております。何とか町内の業者が存続できて、今後も観光地津和野、そして愛の町日原地域のその商工業が存続していくことを何よりも願っております。

この3者会談の中で、町長お聞きになられて、その施策を考えられたと思いますが、特にこういうことを話し合いの中で方向性として出されたということがあれば、ちょっとお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 3者会談の当日の時点で、もう既に国の経済対策の動きが幾つか報道等ではしてございました。そういう中で、その辺の話題も出たわけではありますが、そのときの時点で国の支援策というのは、大半が融資の関係でございました。

そのことが話題になった中で、3団体の長での話し合いの中では、日ごろから、もう観光が少し右肩下がりで下がってきた中で、どの業者さんも体力がない中で、ここで融資の支援メニューが出たとしても、なかなかそこに、また新たに借り入れて資金をつな

いでいこうという、そこまでの需要というのは少ないんじゃないかというようなお話が出ました。

国の支援は支援として活用しながらも、それも組み合わせた形で、より一步踏み込んだ町の支援対策というものを考えてもらえないだろうかということも、お話をいただいたところであります。そういうことを踏まえて、そしてそれぞれの業者で実情も違うわけでございますので、少しメニューを多目につくって、一人一人の業者が一番使いやすいような、そういうメニューという形にもしていこうという考え方で、現在、支援策を六つか七つぐらい考えておりますけれども、そういう形で、今、検討しているというところでございます。

ただ、やはり私としては、全国の各自治体の支援策、そういうのも情報としていろいろと調べてもいるわけでありまして、大体、融資関係が多いわけでございます。今、町が考えている支援策というのは、それよりさらに踏み込んであるということの中で、やっぱり津和野町独自の対応というものになるかと思っております、そのことがどうだろうかという自問自答もしてきたところでもございます。

3万円の給付については、放課後児童クラブを、県内の自治体を見回しても、うちだけが閉所していたという、そういう特別な事情があったがゆえに、一步踏み込んだということがあったわけでありまして、今回の、この商工業については、全国どの自治体も同条件の中で、津和野町がまたさらに踏み込んだ支援策を出していくということにもなるわけでありまして、それが本当にいいことであるのかどうかというのは、少々自問自答もいたしましたけれども、ただ、3者会議の中で、例えば平成25年に本町は豪雨災害を受けまして、そのときにも観光業が風評被害等で大変な状況になりました。ただ、そのときよりも比較できないぐらいに、今回は本当に悲痛な声として、私自身は受けとめたというところであります。

あわせて、25年災害の風評被害のときには、町のお金を投じて観光キャンペーンというのができたわけでありまして、今回はこの災害の性格上、いわゆる観光キャンペーンを張る、そういうこともできないという実情がある中で、そういうところにおいて、やはり町が何をできるのかということを考えて、現在検討しているといったところでございます。

当然、これについては議会の御理解がなければ、また進めていけないということにもなります。きょう請願が出されたら、今お話が出て、お聞きしたところでありますので、それを踏まえて議会のほうはどういう対応をされるのかということも、お話を聞きながら、そして、できれば議会の最終日に、もし議決とかなされるというようなことになるならば、我々はそれに合わせた形で、3月の最終日のところで全協をお願いをして、そこで具体的な提案ができればというようなスケジュール化も考えているというところでございます。

具体的なところはまだ、そういう状況ですので、これ以上は踏み込んでお話をするという事は、お許しをいただきたいと思っておりますけれども、現在そういう準備をしているといったところであります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 町長が、そのような町内の商工業者の悲痛な思いというものを受けとめられて、それに対応していかれようとする事は、僕は非常に大事だと思っております。また、支援策が出てくると思っておりますので、またそのときに、本当に一体となって商工業者を応援できるようなことになればと思っております。

特に、先ほども申し上げましたが、こだま商品券3万円も町内で循環していけば町内の活性化にもなりますし、また、町内で商品を買う、そして町内の商店を使う、そういうことも町内の支援策になってくると思っておりますので、そういうこともあわせて、何とかみんなで力を合わせて、災害よりも悲痛な状況の中を頑張って乗り越えていければと思っております。

それでは、最後のところでありますけれども、きょう答弁がありましたように、万が一のときには、すぐに受診するのではなくて、医療機関へ電話をして、そして37度5分以上の発熱が4日以上続き、強いだるさや息苦しさがある場合には、益田保健所の帰国者・接触者センターへ電話して相談をしていただきたいということでもあります。すぐに行くと、もしコロナウイルスに感染しておった場合、医療従事者への感染ということもあるので、その点は重々に慎重に対応していくことが大事でありますし、また、町民の方々にも、よりお伝えしていけるような形になればと思っております。

なお、この肺炎による重症者等が出た場合には救急車の対応が必要な場合もあると思っておりますが、その点は消防とお話はされておりますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） コロナ対策での緊急時での救急車の利用というところでございますけれども、今、消防分遣所の所長とは、こういった状況ではありますので、情報交換をしながら進めていっておるところでありますけれども、救急車の利用については、まだ具体的な、どういうふうな使用の仕方をするかというところまで話を詰めておりません。けれども、今からいろんなことが想定されますので、今後、そういったところも含めて、益田広域の中で整備をしていきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 救急隊員が、ダイヤモンド・プリンセス号から救急搬送するときに感染したということもありますので、そこら辺は十分対策をとっておられると思いますが、いきなり重篤な患者さんが出る場合もあると思っておりますので、十分協議の上、対応していただけたらと思っております。

それでは、2点目の質問、津和野町の医療についてであります。

津和野共存病院は、昨年赴任された医師の方々の尽力により、病床稼働率も上がり、病院経営も堅調であったとお聞きします。この春の医師の移動等による予測、今後の医療体制について、日原診療所なども含めた構想をお尋ねします。

また、津和野共存病院は、再編またはダウンサイジングは必要ないとの回答があったが、そのこともあわせて、今後の津和野町の医療についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町の医療についてお答えをさせていただきます。

津和野町において、安定した医療の提供は重要な課題であります。津和野共存病院におきましては、御存じのように平成31年4月から島根県より自治医科大学出身医師1名と島根大学医学部第3内科より1名の医師派遣をいただき、病床稼働率も上昇いたしました。また、4月には橘井堂理事長が三輪茂之先生に交代、5月には益田赤十字病院、木谷光博院長を津和野町医療・介護統括管理者として委嘱し、津和野町の医療介護の提供にアドバイスをいただいております。

「津和野町の医療機関として存続し続け、身近な総合診療を提供する」ことを目標に掲げ、診療体制のスリム化、病病連携の推進により、圏域における立ち位置の明確化等を進めてまいりました。

令和2年4月からの医療体制としては、島根大学医学部第3内科より派遣の医師が3月末で退任となりますが、島根県より派遣の医師1名は継続、さらに津和野町の奨学金を貸与されました医師2名が赴任されます。そして、須山・飯島両医師も徐々に診療業務に戻られつつあります。常勤医師は実質増員となるため、さらに病床稼働率を上昇し、経営の安定化を目指します。そして、常勤医師数の増加で、全体の診療体制において、個々における医師の負担が軽減され、ゆとりを持った診療が可能であると考えております。

また、日原診療所は、津和野町全体で考えたときに、津和野共存病院のサテライト施設として位置づけております。少子・高齢・過疎化が進む津和野町においては、津和野共存病院が地域医療拠点病院となることが望ましく、サテライト施設としての日原診療所への医師応援や訪問・巡回診療など、地域における役割をさらに明確にして貢献することが重要であります。現在、津和野共存病院の地域医療拠点病院の認定に向け、保健所と協議しているところでございます。

今後においても、少ない医療資源を競合することなく、身近な総合診療を提供することを基本として遂行していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 再編またはダウンサイジングを検討すべき病院の一つとして、病床転換の前の時点で画一的に厚生労働省のほうで数字を出されて、名前が上がって、非常に衝撃を受けましたが、それはもう病床転換する前の話でありまして、

これ以上の再編等は必要がないという回答をいただいた。それは、やはりこれまで地域医療構想の中で、益田圏域を一つの医療圏として考え、急性期・回復期・慢性期・在宅期と、それぞれの病院が役割を明確にして機能分担を行ってまいりました。津和野共存病院のスリム化、病病連携の推進について、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、スリム化についてでございます。

津和野共存病院は、回復期・在宅回復期ということで、明確にこのたびいたしました。その役割を見据えた上で、津和野共存病院にとって必要な診療科、そしてこれまでは院外医師の応援を外からの部分で、非常に非常勤医師の報酬が高くなりましたが、それを院内の中で、どうか三輪理事長のもとでやっていこうということで、そういう見直しを図っております。

また、病病連携におきましては、やはり限られた医療資源の中でということでありまして、具体的には、急性期においては益田赤十字病院、そして津和野共存病院はその後方支援病院として、先ほど町長の答弁にもありましたように、要するに在宅復帰を目指すような、いわゆる回復期ということになっております。

それと、それに加えて老健のせせらぎもありますので、そういう在宅支援の部分も明確化していくということでもあります。

もう一点は、この病病連携の中で、この益田圏域に医師を集めるということで、具体的には、この圏域の基幹病院は益田赤十字病院でありますので、そこに医師を集めて、そして津和野共存病院等に地域医療をしたい医師等の部分の派遣をしていただくということを考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 地域医療拠点病院は、地域で必要な医療を確保し、地域の医療機関の連携等を図る観点から、かかりつけ医などを支援する医療機関でありますけれども、答弁の中で、津和野共存病院が地域医療拠点病院を取得し、サテライトとして日原診療所への医師の応援や訪問・巡回診療など、地域における役割をさらに明確にして貢献することが重要と考えます。具体的な内容についてお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 日原診療所を津和野共存病院のサテライトとの施設で考えていったであるならば、今後、他の地域に医療機関が当然ありませんので、要するに巡回診療等も、そういう形の中では考えていきたい。

今後におきましては、患者さんを待つのではなく、医師等が出向いていくという状況の中で、昨日も医療・介護統括管理者、理事長と、今後の医師確保ができた上で、そして今、町長の答弁にもありましたように、保健所と協議をしております津和野共存病院

が地域医療拠点病院になる、なかなかこれクリアするのは難しいんですが、一応そういう形の中での、津和野町の全体の医療を考えているところであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 先ほどの町長の答弁の中で、令和2年4月からの医療体制として、島根大学医学部第3内科より派遣の医師が3月末で退任となりますが、島根県より派遣の医師1名は継続、さらに津和野町の奨学金を貸与されました医師2名が赴任されるということで、実質1名の増並びに須山・飯島両医師も徐々に外来診療されたり、当直等に戻られたりしております。実質増員となっていく上で、病床稼働率の上昇を目指すことはもとより、例えば益田日赤のほうへ、その場合には応援をして、相互的な応援の仕方ということもあるのかということもお聞きしたいと思いますし、また、多分、臨床研修医の2年の期限を終えられて来ておられるかと思えます。須山先生、飯島先生も第3内科の医局長を経験されたり、須山先生におかれましては島根大学医学部の客員教授でもあり、そして木谷先生など非常にベテランの先生がおられ、また、今回赴任される先生への指導等もされるのかと思えますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） このたび、町長の答弁にありました、うちの奨学金を貸与されたお医者さんであります、一人の方は、今度後期のプログラムに入りました、この方は島根大学の後期研修のプログラムをやります。で、津和野共存病院のほうに2年間、その中で島根大学のほうも、先日、教授と木谷院長がその辺の状況も踏まえて、島根大学のほうにも週1回程度研修に行くというような形で、今後もそういう形をとっていきたいと。

もう一人の先生は、今、島根県立中央病院におられる先生で、後期のプログラムがもう少し残っております。そのプログラムの部分は県立中央病院の総合診療部長の増野部長のもとで、その辺の部分も、いわゆる家庭医のプログラムをとるということで、両医師にとって一番いい方法のプログラムの取得をやっていくということで、現在おられる須山・飯島両先生におきましては、徐々に回復はしておりますけど、やはり負担をかける方法ということで、この両先生が1日でも診察をされることを我々は望んでおりますので、その辺の部分は、ゆっくりとそういう形の中での診療を目指していきたいということで、きのう確認をいただきました。

常勤医師は増員はされますけど、これまでがじゃあ常勤医師が足りていたかということそうではない状況。これは町長のほうも、県の医療審議会等でも随分発言をされて、やっと県からの派遣が昨年からできて、そしていろいろこれまで奨学金制度等まいた種が、やっとこのたび、実になるというような形がとれましたので、今後もやはり、この継続をしていく限りは、我々も、今回の常勤医師5人にはなりますけど、やはり5人ではな

く、木谷院長、6人になり、そして皆様が望んでおる24時間の体制まで近づけるように形をとっていきたいということで、日赤への——先ほど岡田議員が言われました応援等は、こちらのほうからはありません。あくまで、日赤からの応援はあっても、うちからの部分はないということであります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 2人の医師が来られるということで、1人は後期プログラム、そしてもう1人の方は後期中で島根県中の医師ということで、専門は神経内科でしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 1人の先生は総合診療医の部分を目指しております。もう1人の先生は専門は糖尿病で、内科専門の部分で、そのプログラムの部分で、今、教授とそういう話をされております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） よくわかりました。糖尿病の専門医でありますし、総合診療医でありますので、広く外来にも対応できますでしょうし、糖尿病のコントロール患者さんなどにも対応できると思いますので、心強く思うわけであります。

病院でのみとり率が高くなっていく中で、自宅で亡くなる人のことを見聞きすることが少なくなってまいりました。今では、自宅で家族をみとった経験がある人が、非常に少なくなっております。津和野町として、今後の考えについてお聞きしたいと思っております。

なお、私も親族で、昨年でしたか、亡くなった親族で、最期まで家で生活して、訪問看護等の往診等の支援をしながら生活をされました方もあります。そしてもう一人は緩和ケア病棟で、過度な治療は要求せず、疾病を受け入れながら、がんを受け入れて緩和ケア病棟で亡くなっていきたいということがありました。

津和野町では、どのように今後、訪問看護ステーションの体制、老健の支援等も考えられると思いますが、そのような在宅でのみとり、そしてその支援、それについてお尋ねしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） やはり、近年は病院においても、みとりを希望される方々が増えております。やはり、穏やかな自然な形で、家族に見守られながら死を迎えたいと。医療においても、この死にゆく方へのケアは大きなテーマとなっております。やはり、生まれたところで、住みなれた地域で、その当たり前のことを願うことができるような津和野町でありたいと、昨日も医療法人橘井堂との話の中で、そういう話をさせていただきました。

津和野共存病院も介護老人保健施設せせらぎにおいても、この地域包括ケア病床を抱え、そして老健があり、先ほど議員さんも言われましたように訪問診療、そして24時

間の体制もとれているということで、今後はその部分で、より取り組みを強化をしてまいりたいと思います。

それと、やはり終末期をどう迎えるか、要するに今後のACPの普及啓発に医療法人橘井堂と、そういうのにも力を入れていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 自宅で最期をみとることができるということならば、最後まで自宅で過ごせるという、そういうことが津和野町でできるということ、こういう定住のあり方、住み続けるあり方というのは、非常に今から大切になってくると思います。

そしてまた、同時に家族へのケアという、末期のがんなどを抱えて生活していかれる、その方に対するケア、そして先ほど言われましたが24時間の訪問看護や往診、そして例えば家族が介護疲れ、みとり疲れの中で、老健を使用しながら最後まで見ていくことができるというそういう体制をとれば、この町は自宅で最期を迎えることができる町ということで、一つの体制ができてくると思っております。

そういう意味では、橘井堂を初めとして町内の諸機関が連携しながら、そういう最期のみとりができる体制をより構築していただきたいと思いますが、最後にこのことをお聞きして終わりたいと思います。——ちょっとわかりにくいね、済みません。

そのように自宅で最期を迎えていく上での家族へのケアというようなものも、今後考えていかれるのか。そして、家族ができることもあります。例えば高齢者などだったら、たんの吸引とか、そういうこともあったかと思いますが、家族へのフォロー、そして支援、そういうことも、どの時点でどの部署で考えていかれるのか——橘井堂の中で——お尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 要するに、みとりの部分の中で、やはり在宅となると家族の負担も本当に大きくなります。先ほどお答えをしましたように24時間の訪問診療、やっぱりここに力を入れて、専門職でありますので、その状況の部分で、再度、法人のほうと話し合って、そういう形で最期の、在宅でのみとりというのを。

そうはいつでも、在宅が本当に最期までできるかといったときも、やはりそこは最期は病院のほうにということも踏まえて、だから地域包括ケアの中で、どういうふうな形で最期の終末期を迎えられたいということも一つの選択肢として、その辺の部分も、家族、本人を入れて、今後サポートをしていきたいような考え方があります。ちょっと答弁になったかどうかはわかりませんが、一応そういう考え方ではあります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） だから、端的に言えば、地域包括ケア病床の中で緩和ケア病床的な役割、そこで人生を終わっていけるという、そういう役割も、この地域包括ケア病床は担っていけるということでありましょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） やはり緩和ケアになりますと、この島根県では浜田医療センターになりまして、山口県では山口赤十字病院ということで、最終的には本人の延命治療はしないような形の中で、そういう形を踏まえた、いわゆる最終的には在宅で見て、最後は地域包括ケアということですので、その辺も医療・介護統括管理者の木谷院長、そして院長の三輪院長と、そういうこともできるような形ができるのかどうか、私自身も医療対策課として、その辺の部分をまた先生方に御相談をして、その辺は周知をしていきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 津和野町で最後まで生活して人生を終わっていけるということならば、本当にいいことだと思っております。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、11番、岡田克也君の質問を終わります。

以上で、一般質問を終結します。

なお、3月定例会招集日以降より本日までに受理した請願は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会といたします。御苦勞でありました。

午後2時06分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和2年 第2回(定例)津和野町議会会議録(第5日)

令和2年3月24日(火曜日)

議事日程(第5号)

令和2年3月24日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第49号議案 平成31年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事(第2期)請負変更契約の締結について
- 日程第3 町長提出第50号議案 平成31年度町道滝谷1号線道路改良工事請負変更契約の締結について
- 日程第4 町長提出第51号議案 平成31年度町道商人線道路改良工事請負変更契約の締結について
- 日程第5 町長提出第52号議案 新町建設計画の変更について
- 日程第6 町長提出第53号議案 平成31年度津和野町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第7 町長提出第54号議案 平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第8 町長提出第55号議案 平成31年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第9 町長提出第56号議案 平成31年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 町長提出第57号議案 平成31年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第11 町長提出第58号議案 平成31年度津和野町水道事業会計補正予算(第5号)
- 日程第12 町長提出第36号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第13 町長提出第37号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

- 日程第 14 町長提出第 38 号議案 令和 2 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 15 町長提出第 39 号議案 令和 2 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 16 町長提出第 40 号議案 令和 2 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 17 町長提出第 41 号議案 令和 2 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 18 町長提出第 42 号議案 令和 2 年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第 19 町長提出第 43 号議案 令和 2 年度津和野町農業集落排水事業特別会計
算
- 日程第 20 町長提出第 44 号議案 令和 2 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 21 町長提出第 45 号議案 令和 2 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 22 町長提出第 46 号議案 令和 2 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会
計予算
- 日程第 23 町長提出第 47 号議案 令和 2 年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第 24 町長提出第 48 号議案 令和 2 年度津和野町水道事業会計予算
- 日程第 25 請願第 1 号 萩・石見空港活性化に関する請願について
- 日程第 26 請願第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響による緊急経済対策に関
する請願について
- 日程第 27 請願第 3 号 木部さとやま保育園の移転新築に伴う給食室の存続を求め
る請願について
- 日程第 28 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 29 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 30 議員派遣の件
- 日程第 31 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 49 号議案 平成 3 1 年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事
(第 2 期) 請負変更契約の締結について
- 日程第 3 町長提出第 50 号議案 平成 3 1 年度町道滝谷 1 号線道路改良工事請負変
更契約の締結について
- 日程第 4 町長提出第 51 号議案 平成 3 1 年度町道商人線道路改良工事請負変更契
約の締結について
- 日程第 5 町長提出第 52 号議案 新町建設計画の変更について
- 日程第 6 町長提出第 53 号議案 平成 3 1 年度津和野町一般会計補正予算 (第 9 号)
- 日程第 7 町長提出第 54 号議案 平成 3 1 年度津和野町国民健康保険特別会計補正
予算 (第 5 号)

- 日程第 8 町長提出第 55 号議案 平成 3 1 年度津和野町介護保険特別会計補正予算
(第 5 号)
- 日程第 9 町長提出第 56 号議案 平成 3 1 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補
正予算 (第 3 号)
- 日程第 10 町長提出第 57 号議案 平成 3 1 年度津和野町下水道事業特別会計補正予
算 (第 5 号)
- 日程第 11 町長提出第 58 号議案 平成 3 1 年度津和野町水道事業会計補正予算 (第
5 号)
- 日程第 12 町長提出第 36 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につ
いて
- 日程第 13 町長提出第 37 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第 14 町長提出第 38 号議案 令和 2 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 15 町長提出第 39 号議案 令和 2 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 16 町長提出第 40 号議案 令和 2 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 17 町長提出第 41 号議案 令和 2 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 18 町長提出第 42 号議案 令和 2 年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第 19 町長提出第 43 号議案 令和 2 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予
算
- 日程第 20 町長提出第 44 号議案 令和 2 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 21 町長提出第 45 号議案 令和 2 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 22 町長提出第 46 号議案 令和 2 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会
計予算
- 日程第 23 町長提出第 47 号議案 令和 2 年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第 24 町長提出第 48 号議案 令和 2 年度津和野町水道事業会計予算
- 日程第 25 請願第 1 号 萩・石見空港活性化に関する請願について
- 日程第 26 請願第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響による緊急経済対策に関
する請願について
- 日程第 27 請願第 3 号 木部さとやま保育園の移転新築に伴う給食室の存続を求め
る請願について
- 日程第 28 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 29 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 30 議員派遣の件
- 日程第 31 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員 (12 名)

1 番 草田 吉丸君
3 番 川田 剛君
5 番 板垣 敬司君
7 番 御手洗 剛君
9 番 寺戸 昌子君
11 番 岡田 克也君

2 番 米澤 宥文君
4 番 道信 俊昭君
6 番 丁 泰仁君
8 番 三浦 英治君
10 番 後山 幸次君
12 番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	島田 賢司君
教育長	……………	世良 清美君	総務財政課長	……………	岩本 要二君
税務住民課長	……………	山本 慎吾君			
つわの暮らし推進課長	……………				内藤 雅義君
健康福祉課長	……………	土井 泰一君	医療対策課長	……………	下森 定君
農林課長	……………	久保 睦夫君	商工観光課長	……………	藤山 宏君
環境生活課長	……………	清水 浩志君	建設課長	……………	益井 仁志君
教育次長	……………	齋藤 道夫君	会計管理者	……………	青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続いてのお出かけありがとうございます。

ただいまより、令和2年第2回定例会5日目最終日ではありますが、会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は、全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名、会議録署名議員は会議規則126条の規定により、2番米澤宥文君、3番川田剛君を指名します。

日程第2. 議案第49号

日程第3. 議案第50号

日程第4. 議案第51号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第49号平成31年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第2期）請負変更契約の締結についてより、日程第4、議案第51号平成31年度町道商人線道路改良工事請負変更契約の締結についてまで、以上、3案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆様、おはようございます。今定例会で追加でお願いいたします案件は契約変更案件3件、計画変更案件1件、一般会計をはじめ各会計補正予算案件6件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第49号でございますが、平成31年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第2期）請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長より御説明を申し上げます。

議案第50号でございますが、平成31年度町道滝谷1号線道路改良工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長より御説明を申し上げます。

議案第51号でございますが、平成31年度町道商人線道路改良工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長より御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） それでは、議案第49号について御説明申し上げます。平成31年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第2期）請負変更契約の締結についてでございます。

契約の目的につきましては、平成31年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第2期）でございます。契約の方法は随意契約でございます。契約の工期につきましては、変更前完成期日が令和2年3月31日でありまして、変更後の完成期日を令和3年3月19日にさせていただくものでございます。

契約の相手は、住所、鹿足郡津和野町枕瀬575番地9、氏名は堀建設株式会社代表取締役堀大地であります。裏面の資料としまして、工事請負変更仮契約書をつけておりますので、御確認いただきたいと思っております。

次のページに参考資料（1）をつけております。当初契約の概要はごらんとおりであります。変更の概要の変更の理由についてでございますが、工事実施にあたりまして、

仮設の足場が河川断面に入ることから非出水期での施行となります。年度内の工事完了が困難となりまして工期の延長が必要となったということでございます。

2面には、別紙としまして工事の概要をつけておりますので、御確認いただければというふうに思います。また、参考資料で(2)から(4)で工事図面をつけております。図面は上流部から下流部に向かって書かれておるものでございます。本工事は上部工の落橋防止装置を12組、支承取換を24基、また、橋梁の修繕等を実施する工事であります。なお、本工事の仮契約は、津和野町議会の議決を経たのち、何らの手続をすることなく、本契約となるものでございます。

続きまして、議案第50号について御説明申し上げます。平成31年度町道滝谷1号線道路改良工事請負変更契約の締結についてでございます。

契約の目的でございますが、平成31年度町道滝谷1号線道路改良工事でございます。契約の方法は、随意契約でございます。契約の工期につきましては、変更前完成期日が令和2年3月31日でありまして、変更後の完成期日を令和2年9月30日にさせていただくものであります。

契約の相手は、住所、鹿足郡津和野町枕瀬575番地9、氏名は堀建設株式会社代表取締役堀大地であります。裏面に資料としまして、工事請負変更仮契約書をつけておりますので、御確認いただきたいというふうに思います。

次のページに参考資料(1)をつけております。当初契約の概要につきましてはごらんのおりであります。

変更の概要の変更の理由についてでございますが、工事実施にあたりまして、この路線は地元住民の生活道路であります。また、上流部では林業の施業作業を実施していることから、施工時の迂回路等を含めました通行規制関連の地元及び関係機関との協議に不測の日数を要したためでございます。そのため年度内の工事完了が困難となり工事の延長が必要となったというものでございます。

裏面に、別紙としまして工事の概要をつけておりますので、ごらんいただければというふうに思います。

それから参考資料(2)で工事図面をつけておりますので、ごらんください。図面の赤く示してある部分が、今回、工事をする箇所でございます。施行位置は相撲ヶ原地区でございます。向かって左側が県道須川谷日原方面でございます。向かって右側が林道三子山線方面でございます。

なお、本工事の仮契約は、津和野町議会の議決を経たのち、何らの手続をすることなく本契約となるものでございます。

続きまして、議案第51号について御説明申し上げます。平成31年度町道商人線道路改良工事請負変更契約の締結についてでございます。

契約の目的ですが、平成31年度町道商人線道路改良工事でございます。契約の方法は、随意契約でございます。契約の工期につきましては、変更前完成期日が令和2年3

月31日でありまして、変更後の完成期日を令和2年12月12日にさせていただくものであります。

契約の相手は、住所、鹿足郡津和野町枕瀬545番地1、氏名は、内田建設株式会社代表取締役内田勝久であります。裏面に資料としまして、工事請負変更仮契約書をつけておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

それから、次のページに参考資料(1)つけております。当初契約の概要はごらんとおりであります。変更の理由でございますが、工事実施にあたりまして、この路線は地元住民の生活道路であるということから、施行時の迂回路等を含め通行規制の関連と地元との協議に不測の日数を要したため、年度内の工事完成が困難となり工期の延長が必要となるというためでございます。

裏面に別紙としまして、工事の概要をつけております。御確認をいただければというふうに思います。それから参考資料(2)で、工事図面をつけておりますのでごらんください。図面の各示してある部分が今回工事をする箇所でございます。施行位置は商人地区でございます。向かって右側が日原方面、向かって左側が津和野方面でございます。

なお、本工事の変更仮契約は、津和野町議会の議決を経たのち、何らの手続をすることなく本契約となるものでございます。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第49号平成31年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事(第2期)請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。

ありませんか。10番、後山君。

○議員(10番 後山 幸次君) この工事で、大方1年間、工期を延ばされるんですが漁業会との協議はどのようになっているのか。漁業会との協議はどのようになっているのか、それを聞かせてください。

○議長(沖田 守君) 建設課長。

○建設課長(益井 仁志君) 漁協さんとの協議も当然しておりまして、今、高津川につきましては、非出水期ということでの工事ということになりますので、高津川の場合の取水期は6月から10月というふうになっております。

下部工をやった時も11月頃からの工事の再開というふうになったんですが、概ね、11月頃まで、6月から11月ぐらいまでは工事ができないということになります。

それから、先ほどの理由に申し上げましたけども、取水断面の中に入っておりますので、県のほうの協議とも、やはり、非出水期はだめだよというふうに言われておりまして、こういう工期になってくるということでございます。

○議長(沖田 守君) ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) いいですか。ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第49号平成31年度町道日原市街線旭橋耐震補強工事（第2期）請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第50号平成31年度町道滝谷1号線道路改良工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。

10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） この工事も当初から、着工から完成まで契約工期がたった1カ月しかないんで当然、これ、繰り越されると思っておったんですが、この木材業者が云々で、材木の搬出でいろいろ支障をきたしておるということでありますが、こういうことは、当初から調べればわかっていたことであろうと思うんですが、この木材業者がいつまでに搬出が可能なのか、そういう話をされておるのか、工期が半年も延ぶようなことになっておるんですが、これだけの木材業者だけのことで工期延期をされておるのか、そこんところをお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） この滝谷1号線相撲ヶ原地区というところがございますが、この奥に林道三子山線というのがありまして、その林道使って施業、木の切り出しを行うということがございます。

業者の方とも当然、先ほど議員おっしゃるとおり協議をしておりまして、まあ、いつまでかという具体的なところは、特には決まっておりませんが、当然、地元の方との協議もさせていただいておりまして、最終的にこの工期になったというところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑は終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第50号、平成31年度町道滝谷1号線道路改良工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第51号平成31年度町道商人線道路改良工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑は終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第51号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第51号平成31年度町道商人線道路改良工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第52号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第52号新町建設計画の変更についてを議題とします。執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第52号でございますが、新町建設計画、平成17年度から平成32年度の変更について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第52号について御説明をいたします。

まず、変更する計画でございますが、平成17年2月に津和野町、日原町合併協議会が策定した市町村の合併の特例に関する法律に基づく新町建設計画でございます。

現在の計画は、平成17年12月に計画期間を合併年度の平成17年度から平成32年度までの15年間に一部変更していたものでございます。

今回の変更する理由でございますが、平成30年4月25日に東日本大震災に伴う合併市町村にかかる地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が公布され、合併特例債の発行期限が15年から20年に延長されたことに伴い、新町建設計画を変更するものでございます。

変更する内容でございますが、期間延長並びに人口、世帯数など主要指標及び事業財政計画等の修正、また、合併特例債の有効な活用により効果的な事業運営を行うため、合併特例債の標準全体事業限度額の7割の発行とすることを計画から削除するものでございます。

変更箇所につきましては、議案裏面、別紙新旧対照表をごらんください。右に変更前、左に変更案の箇所を対比し、表紙につきましては、令和2年3月変更、第1節、序論計画期間につきましては、令和7年度までとし、以下、位置、地勢、気候、人口、世帯、交流人口、産業構造の時点修正を行い、変更する箇所を赤字で表記しています。

第3節、新町建設の基本方針につきましては、本町の最上位計画である第2次津和野町総合振興計画にある基本目標に合わせ修正をしているところでございます。

主要事業、財政計画等につきましては、変更する箇所を赤字で表記しております。また、資料といたしまして、令和2年3月変更の新町建設計画を添付しており、変更した箇所につきましては赤字で表記しているところでございます。

なお、新町建設計画の変更につきましては、昨年末、各課協議を行った上で島根県市町村課との事前協議を1月に行い、令和2年3月2日付けで島根県知事の合意を得たのち、津和野町議会のほうに提案をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） いいですか。ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第52号、新町建設計画の変更については原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第53号

日程第7．議案第54号

日程第8．議案第55号

日程第9．議案第56号

日程第10．議案第57号

日程第11．議案第58号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第53号平成31年度津和野町一般会計補正予算（第9号）より、日程第11、議案第58号平成31年度津和野町水道事業会計補正予算（第5号）まで、以上6案件につきましては、会議規則第37条の規定のより一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第53号でございますが、平成31年度津和野町一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ6,825万3,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ88億7,846万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第54号でございますが、平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ2,867万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ10億9,758万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第55号でございますが、平成31年度津和野町介護保険別会計補正予算（第5号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ277万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ13億9,297万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第56号でございますが、平成31年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ176万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ2億9,493万5,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第57号でございますが、平成31年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ64万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ3億5,447万円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第58号でございますが、平成31年度津和野町水道事業会計補正予算(第5号)についてでございます。

収益的収入を58万円減額し、予算総額3億5,782万5,000円に、収益的支出を58万円減額し、予算総額3億2,687万5,000円に、資本的支出を6,000円追加し、予算総額3億2,262万3,000円にするものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

○議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長(岩本 要二君) それでは、議案第53号を御説明いたします。

まず、5ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正でございます。追加でございますが、総務費の津和野庁舎耐震補強改修設計業務委託料でございますが、既存土壁の改修設計に不測の日数を要したため1,248万8,000円を繰り越すものでございます。終期は2年6月末を予定しております。

次に、商工費の歴史的風致維持向上事業でございますが、津和野駅周辺整備事業について、他機関との計画調整に不測の日数を要したため、6,342万円を繰り越し、ほか4事業と合わせて2億108万5,000円を繰り越すものです。終期は2年12月末を予定しております。

次に、土木費の地籍調査事業でございますが、一筆地調査実施地区に隣接する時期地籍調査予定地区との境界調整に不測の日数を要したため、994万円を繰り越すものです。終期は3年3月末を予定しております。

次に、教育費の社会教育施設整備事業でございますが、喜時雨多目的広場テニスコートフェンス修繕工事について、資材調達に不測の日数を要したため、170万4,000円を繰り越し、ほか1事業と合わせて300万1,000円を繰り越すものです。終期は2年6月末を予定しております。

それでは、次に6ページをごらんください。

第3表の地方債補正の変更でございます。総額で7,220万円の減額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明をいたしますので、30ページをお開きください。また、お手元に補正予算の概要資料を用意しておりますので、併せてごらんいただけたらというふうに思います。

それでは、総務費でございますが、総務費の財産管理費の委託料といたしまして、事業費の確定による津和野町庁舎耐震改修工事实設計業務委託料771万3,000円を減額、積立金といたしまして、ふるさと津和野基金966万6,000円を増額をしております。

一枚めくっていただきまして、企画費の需用費として、ふるさと納税特産品生産等に伴います消耗品費123万4,000円を減額をしております。諸費の負担金補助及び

交付金といたしまして、住宅用太陽光発電設備導入補助金等の確定により310万円を減額をしております。

二枚めくっていただきまして、定住対策費の負担金補助及び交付金として、わくわくツアーの生活実現支援事業移住支援金の確定によりまして、200万円を減額をしております。

次に、45ページをお開きください。

民生費では、社会福祉総務費の扶助費として福祉医療費助成金の実績見込みにより、315万円を減額をしております。

一枚めくっていただきまして、障害者福祉費の扶助費として実績見込みによります障害者自立支援給付事業135万6,000円を減額をしております。

一枚めくっていただきまして、児童福祉総務費の負担金補助及び交付金といたしまして、実績見込みによる地域型保育給付費負担金200万5,000円を減額をしております。

次に、54ページをお開きください。

衛生費では、保健衛生総務費の委託料として、実績見込みによります妊産婦乳幼児健診委託料149万8,000円を減額、扶助費として実績見込みによります乳幼児等医療費助成金232万7,000円を減額をしております。

次に、58ページをお開きください。

清掃費では、塵芥処理費の負担金補助及び交付金として、不燃物処理場機械更新事業費の確定による鹿足郡不燃物処理組合負担金952万6,000円を減額しております。

一枚めくっていただきまして、農林水産業費では、農業担い手支援センター費の負担金補助及び交付金としまして、事業費の確定に伴い新規農林業就業者支援事業費補助金114万9,000円を減額をしております。

一枚めくっていただきまして、多面的機能支払事業費の負担金補助及び交付金といたしまして、実績による多面的機能支払交付金224万円を減額をしております。

一枚めくっていただきまして、林業費では、林業振興費の負担金補助及び交付金として、実績による森林山村多面的機能発揮対策交付金149万9,000円を減額、津和野型森林作業道開設事業費補助金300万円を減額をしております。

一枚めくっていただきまして、町行造林事業費の委託料といたしまして、実績による下刈り等委託料476万1,000円を減額をしております。

次に、70ページをお開きください。

商工費では歴史的風致維持向上事業費の工事請負費として、駅前周辺整備工事1,650万円、街並み環境整備事業費として駅前小公園整備工事費770万円の合計2,420万円を計上しております。

補償補填及び賠償金として、つわぶき安全センター補償金113万7,000円を工事費へ組み替え計上をしております。

次に、74ページをお開きください。

土木費では土木総務費の負担金補助及び交付金として、山根町急傾斜地対策工事費の確定による県営事業負担金639万2,000円を減額をしております。地籍調査事業費の委託料として事業費清算による測量業務委託料861万8,000円の減額、一筆調査の事業費確定による一筆地調査委託料780万7,000円を増額をしております。

二枚めくっていただきまして、住宅管理費の負担金補助及び交付金として、実績によります木造住宅耐震化促進事業補助金187万円を減額しております。

一枚めくっていただきまして、消防費では、消防施設費の工事請負費として豊地区消火栓設置工事129万8,000円を減額計上しております。

次に、90ページをお開きください。

教育費では社会教育総務費の修繕料として、喜時雨テニスコートフェンス修繕料170万4,000円を津和野地区体育施設費から組み替え計上をしております。

それでは、歳入の主なものを御説明いたしますので12ページのほうにお戻りをいただきたいというふうに思います。

まず、町税でございます。決算見込みによりまして、市町村民税555万1,000円を増額、固定資産税564万3,000円を増額計上しております。

一枚めくっていただきまして、地方特例交付金として実績による子ども子育て支援臨時交付金1,484万1,000円の減額を計上をしております。分担金及び負担金では、農林水産業費分担金として、事業費の確定による県営農業競争力基盤整備事業分担金102万7,000円を減額計上しております。

二枚めくっていただきまして、国庫支出金では国庫負担金の民生費国庫負担金として、実績による子どものための教育・保育給付費負担金102万1,000円を減額しております。

国庫補助金の民生費国庫補助金では、コロナウイルス感染対策臨時休業時特別改修支援事業として、子ども子育て支援交付金112万3,000円を増額をしております。

商工費国庫補助金として、歴史的風致維持向上事業費の駅前周辺整備工事等に伴い、都市再生整備事業費補助金5,040万円を計上しております。

一枚めくっていただきまして、県補助金の総務費県補助金として、太陽光発電等導入支援事業費補助金の確定により181万4,000円を減額。一枚めくっていただきまして、わくわく島根生活実現支援事業補助金の確定により150万円を減額をしております。

民生費県補助金として、実績見込みにより福祉医療費補助金196万4,000円を減額。衛生費県補助金として、実績見込みによる乳幼児等医療費助成事業補助金117万6,000円を減額。農林水産業費県補助金として、実績による多面的機能支払事業交付金167万9,000円を減額をしております。

一枚めくっていただきまして、合板製材生産性強化対策事業費補助金142万2,000円を増額、美しい森づくり事業等の実績に伴い、山村活性化支援交付金194万7,000円を減額をしております。

寄附金では総務費寄附金としまして、実績によりますふるさと納税501万5,000円を増額計上しております。

一枚めくっていただきまして、繰入金では財政調整基金繰入金2,800万円を減額、ふるさと納税事務費等の確定によるふるさと津和野基金繰入金191万9,000円を減額計上しております。

雑入では、高額医療費返納金として、福祉医療高額返納金147万4,000円の減額、乳幼児等医療費高額返納金162万8,000円を増額計上しております。

一枚めくっていただきまして、町債では総務債として、教育の振興事業590万円を合併特例債から過疎債対策事業債へ財源振替、一般単独事業債として事業費確定による津和野町庁舎耐震改修工事実施設計業務委託料等1,300万円を減額。

衛生費では過疎対策事業債として不燃物処理場機械更新事業費の確定に伴い、廃棄物処理施設整備事業1,080万円を減額。子ども等医療費助成事業費の発行限度額調整として、過疎地域自立促進特別事業800万円を減額。農林業債の過疎対策事業債として、農林業研修生支援事業等の事業費の確定に伴い、過疎地域自立促進特別事業260万円を減額。町行造林事業費の実績による公有林整備事業310万円を減額。

商工債の過疎対策事業債として歴史的風致維持向上事業に伴い、観光施設整備事業290万円を減額。商工業活性化支援事業費の発行限度額調整として、過疎地域自立促進特別事業280万円を減額。土木債の公営住宅建設事業債として、小川団地ストック改善事業費の確定による公営住宅建設事業130万円を減額。一般単独事業債として山根町急傾斜地対策工事費の確定による防災対策事業650万円を減額をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第54号平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、御説明いたします。

歳出より御説明をいたしますので12ページをごらんください。

総務費の一般管理費6万円減は、職員の時間外勤務手当の減額によるものであります。

一枚めくっていただいて14ページ、運営協議会費14万3,000円減は、今年度運営協議会が1回の開催であったため減額するものであります。

一枚めくっていただいて16ページ、保険給付費の一般被保険者療養給付費2,656万円減、退職被保険者等療養給付費25万円減、一般被保険者療養費41万3,000円減、審査支払手数料15万9,000円減。

次のページ、一般被保険者高額療養費392万7,000円減、退職被保険者等高額療養費10万円減。

次のページ、葬祭給付費 6 万円減は、実績見込みによるものであります。

二枚めくっていただいて 24 ページ、保健事業費の特別健康審査等事業費 7 万 4,000 円減、次のページ、疾病予防費 9 万 8 万円減は、実績見込みによるものであります。

一枚めくっていただいて 28 ページ、諸支出金の保険税還付加算金 1 万 4 万円減は、過年度分還付金の実績見込みによるものであります。

続いて、歳入に入りますので 8 ページをごらんください。

一般被保険者国民健康保険税 3 万 9 千 2 百 8 十 0 円減、退職被保険者等国民健康保険税 9 万 8 千 0 百 0 円減は、税の実績見込みによるものであります。

一枚めくっていただいて 10 ページ、使用料及び手数料の督促手数料 1 万 5 千 0 百 0 円減、その下、県支出金の保険給付費等交付金 2 万 4 千 6 百 0 十 1 千 0 百 0 円減は、確定若しくは確定見込みによるものであります。

その下、繰入金の一般会計繰入金 2 万 3 千 0 百 0 円減は、歳出の総務費で説明しました職員手当及び運営協議会費を減額したものであります。

その下、諸収入の雑入 1 万 6 千 8 百 0 十 0 円減は、平成 30 年度の特定健康審査、保健指導費清算に伴う追加交付分等であります。

続いて、議案第 55 号平成 31 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので 10 ページをごらんください。

総務費の一般管理費 6 万円増は、職員の時間外勤務手当の増額によるものであります。1 ページめくりまして 12 ページ、認定調査費 50 万円減は、主治医意見書作成委託料等の実績見込みによるものであります。

1 ページめくりまして 14 ページ、保険給付費の施設対応サービス給付費 500 万円増、その下、居宅介護住宅改修費 1 万 2 千 2 百 0 十 0 円減。次のページ、高額介護サービス等費 30 万円減は、実績見込みによるものであります。

1 ページめくりまして 18 ページ、地域支援事業費の認知症総合支援事業費 1 万 1 千 8 百 0 十 0 円減は、実績見込みによるものであります。

続いて、歳入に移りますので 8 ページをごらんください。

介護保険料の第 1 号被保険者介護保険料 1 万 7 千 0 百 0 円減、その下、国庫支出金の調整交付金 9 万 5 千 6 百 8 十 0 円増、その下、県支出金の介護給付費負担金 2 万 8 千 0 百 0 円減は、確定見込みによるものであります。その下、一般会計繰入金のうち、介護給付費繰入金 4 万 3 千 6 百 0 十 0 円増は、実績見込みによるもの。

職員給与費等繰入金 6 万円増と事務費繰入金 50 万円減は、支出の総務費で説明したものととなります。その下、介護保険準備基金繰入金 1 万 2 千 0 百 0 円減は、実績見込みによるものであります。

以上であります。

続きまして、議案第56号平成31年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、御説明をいたします。

歳出より御説明をいたしますので10ページをごらんください。

後期高齢者医療広域連合納付金157万6,000円減は、保険料の実績見込み及び療養給付費負担金の確定によるものであります。

一枚めぐりまして、諸支出金の他会計繰入金18万8,000円減は、後期高齢者健康診査負担金の実績見込みによるものであります。

続いて歳入に移りますので8ページをごらんください。

後期高齢者医療保険料198万8,000円減は、実績見込み、その下、繰入金の療養給付費繰入金41万2,000円増は確定によるものであります。その下、衛生費受託事業収入18万8,000円減は、歳出で説明しました後期高齢者健康診査事業の実績に見込みによるものであります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） それでは、議案第57号平成31年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を御説明いたします。

10ページの歳出をごらんください。

営業費の管渠費、需用費につきまして、光熱水費は、実質量が減少したことに伴い15万2,000円を減額しております。処理場費の需用費につきまして、光熱水費、修繕費とも実質量が減少したことにより、それぞれ28万8,000円と20万5,000円を減額しております。

1ページめぐっていただきまして、施設整備費の工事請負費につきまして8,000円を増額、保障補填及び賠償金につきまして、補償費の確定に伴い8,000円を減額計上し、事業費の組み替えを行っております。

戻りまして8ページの歳入をごらんください。他会計繰入金の一般会計繰入金につきまして、歳出の額の変更に伴い64万5,000円を減額しております。

以上でございます。

続きまして、議案第58号平成31年度津和野町水道事業会計補正予算（第5号）を御説明いたします。

10ページの収益的収入及び支出の下段、支出をごらんください。営業費用の配水及び給水費でございます。燃料費につきまして、実数量が減少にしたことに伴い19万7,000円を減額しております。工事請負費につきまして、配水管移設工事の額の確定により、21万円を減額しております。

次に、総係費でございます。通信運搬費、修繕費とも実数量が減少したことにより、それぞれ7万円と10万3,000円を減額しております。

戻りまして、上段の収入をごらんください。営業収益のその他営業収益分担金につきまして、新規加入が増加したことにより、上水道への加入分担金92万4,000円を増額しております。営業外収益の一般会計補助金につきまして、490万1,000円を減額しております。消費税及び地方消費税還付金につきまして、平成31年度分の申告額に基づき340万2,000円を増額計上しております。

その他雑収益につきまして、配水管移設補償費4,000円を減額しております。

特別利益の固定資産売却益につきまして、1,000円を減額しております。

1ページめくっていただきまして、資本的収入及び支出の、支出をごらんください。投資の基金費につきまして、基金積立金6,000円を増額計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第53号平成31年度津和野町一般会計補正予算（第9号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） ページは71ページで、商工観光課、歴史的風致維持向上の関係なんですけど、今回説明が多岐にわたっておりまして、なかなか読みづらいんですけど、最終的に5ページの繰越明許のところに戻ってくるのかなと思っておりませんが、2億108万5,000円ですか、早い話がその繰越明許の内訳がざらっとわかれば、今回の補正というよりは、むしろ繰越明許に関係する事業の明細が概略わかればと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員、御指摘のとおり、多岐にわたっておりますので、いろいろわかりにくい部分があって申しわけないと思っております。

それでは、繰越の明許の明細を申し上げます。これもいろいろな補助事業を絡めておりますので、分類が分かれておりますので、それで言います。

まず、駅関連の登記手数料の関係が69万円、登記手数料です。それから、駅舎建物購入費と、駅全体の保証料、プラス周辺工事、今回補正で上がっているものも含まれます。これが4,035万7,000円。

次に、駅の多目的トイレ、オストメイト等も含めたものでございますが、多目的トイレと、町道稻荷丁線の改修美観工事ですが、これが7,400万円。

それから、同じく稲成丁の町道の横のいわゆる徳川夢声の碑がございますが、河川広場の美観工事と、今回歴史的風致の中で、駅から橋北地区を中心に、最終的には道の駅ぐらいまでをまず含めた形になりますが、シェアサイクルといった形で駐輪場を整備するような実証実験と調査、設計を行います。この河川広場と今申し上げました実証実験を合計した金額が2,490万円。

それから、駅前の小公園、SL館跡地、また派出所跡、つわぶき安全センター跡ですが、これの解体整備関係が3,807万5,000円。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決します。本案県を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第53号平成31年度津和野町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第54号平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第54号平成31年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第55号平成31年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第55号平成31年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第56号平成31年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第56号平成31年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第57号平成31年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第57号平成31年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第58号平成31年度津和野町水道事業会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑ないようであります。終結します。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第58号平成31年度津和野町水道事業会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

それではここで、10時5分まで休憩といたします。

午前9時55分休憩

.....
午前10時03分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。先ほどの説明に若干、訂正を入れたいという、こういう発言でありますので、商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 大変申し訳ありません。1カ所、繰越につきまして最終段階で調整を入れて変更した点を見落とししておりまして、1点だけ、ちょっと訂正をさせていただきます。

駅舎建物購入費と駅舎関連の保証料及び周辺工事の関係で4,035万7,000円と申し上げましたが、これが6,342万円の間違いでございます。6,342万円です。これで合計が2億108万5,000円ということになります。大変申し訳ございませんでした。（発言する者あり）

○議長（沖田 守君） 板垣さん、後ほど確認をしてください。

日程第12. 議案第36号

日程第13. 議案第37号

日程第14. 議案第38号

日程第15. 議案第39号

日程第16. 議案第40号

日程第17. 議案第41号

日程第18. 議案第42号

日程第19. 議案第43号

日程第20. 議案第44号

日程第21. 議案第45号

日程第22. 議案第46号

日程第23. 議案第47号

日程第24. 議案第48号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第36号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてより、日程第24、議案第48号平成31年度津和野町水道事業会計予算まで、以上13案件につきまして、予算審査特別委員長の審査報告を求めます。11番。岡田克也君。

○予算審査特別委員会委員長（岡田 克也君） それでは、令和2年3月6日今定例会において本委員会に付託を受けました、令和2年度津和野町一般会計を初めとする各会計予算11案件及び総合整備計画の策定など2議案について審査いたしましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

審査日。

令和2年3月6日、11日、12日、13日、16日。机上審査。

出席者。

予算審査特別委員会委員長ほか10名、議長。説明員、町長ほか13名。

審査事項及び結果。

議案第36号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

本案件は、起立全員で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第37号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について。

本案件は、起立全員で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第38号令和2年度津和野町一般会計予算。

予算の総額は9億7,700万円である。前年度に比し12億5,300万円(15.81%)の増である。

事業の主なものは、津和野町庁舎耐震改修工事、津和野町城山整備（寄附）事業、木質バイオマス整備事業等である。

審査意見。

予算執行に当たっては、非常に厳しさを増す町財政を鑑み国庫補助金の獲得や財政的に有利な起債を活用して町財政負担の軽減を図り、また、事業に対する町民の理解が得られるよう努められたい。

審査の結果。

本案件は、起立多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第39号令和2年度津和野町国民健康保険特別会計予算。

予算総額は、10億7,192万8,000円である。前年度に比し、2,062万6,000円（1.89%）の減である。

本案件は、起立全員で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第40号令和2年度津和野町介護保険特別会計予算。

予算総額は、13億9,113万5,000円である。前年度に比し4,209万2,000円（3.12%）の増である。

本案件は、起立全員で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第41号令和2年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算。

予算総額は、3億1,654万2,000円である。前年度に比し2,706万6,000円（9.35%）の増である。

本案件は、起立多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第42号令和2年度津和野町下水道事業特別会計予算。

予算総額は3億9,157万3,000円である。前年度に比し3,560万3,000円（10.0%）の増である。

本案件は、起立全員で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第43号令和2年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算。

予算総額は、382万2,000円である。前年度に比し7万7,000円（2.06%）の増である。

本案件は、起立全員で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第44号令和2年度津和野町奨学基金特別会計予算。

予算総額は、1,344万5,000円である。前年度に比し306万2,000円（29.49%）の増である。

本案件は、起立全員で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第45号令和2年度津和野町診療所特別会計予算。

予算総額は、5,340万6,000円である。前年度に比し8万4,000円（0.16%）の増である。

本案件は、起立全員で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第46号令和2年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算。

予算総額は、2億8,993万7,000円である。前年度に比し2,351万3,000円（7.50%）の減である。

本案件は、起立全員で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第47号令和2年度津和野町病院事業会計予算。

収益的予算総額は、7億6,659万2,000円である。前年度に比し5,695万3,000円(8.03%)の増である。

本案件は、起立全員で原案のとおり可決すべきであると決した。

議案第48号令和2年度津和野町水道事業会計予算。

収益的収支予算総額は、3億2,487万2,000円である。前年度に比し298万円(0.91%)の減である。

本案件は、起立全員で原案のとおり可決すべきであると決した。

令和3年3月24日、津和野町議会議長沖田守様、予算審査特別委員会委員長岡田克也。

以上であります。

○議長(沖田 守君) ありがとうございます。

ただいまの審査報告に対する委員長への質疑につきましては、議長を除く全議員による委員会構成でありますので、これを省略いたします。

これより議案第36号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第36号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第37号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決します。本案件について委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第37号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第38号令和2年度津和野町一般会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 委員長報告に反対の立場で討論させていただきます。

住民協働推進事業費について、まちづくり委員会は組織づくり、人材育成に重点的に取り組む特別枠を設け、若い人の参加のために若い人の意識、価値観育成を図り、今までにない人の参加をお願いするとして期待はしておりますが、まちづくり組織交付金は自治組織に金銭的補助を行い組織の運営に手助けをしていますが、根本的な解決策には至っていません。自治組織に対し、延命的対策ではなく人的支援を行うなど、抜本的対策が必要です。まちづくり委員会が取り組まれて6年目に入りますが自治組織の危機的な状態は改善されていません。

教育費についてです。子供の教育は未来への投資、これからの時代に対応できる力を身に付けて行かなければなりません。その子供たちが学ぶ学校が当初予算で備品の購入計画を立てられなくなる教育予算の削減は避けるべきです。また、給食センター新築工事は一つにするとしていますが、検討委員会でもそれを含めて検討するべきです。以上の立場から反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に反対者の発言を許します。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 私は本案件につき反対の立場で討論をいたします。

もと日原診療所を本庁舎としての改修工事及び関連工事費を総額7億7,000万円計上されております。本予算に関連する請願が平成30年5月15日に津和野町自治会連合会より議会に提出されております。件名は津和野町、役場本庁舎の津和野地区への移転と新築を求める請願であります。町会議員が5名で提出されたものであります。そしてこの請願は6月の定例議会において採決の結果、6対5の賛成多数で採決されております。私も賛成者の一人であります。そして3カ月後の9月の定例議会に日原診療所改修工事の基本設計業務委託料が1,130万4,000円が予算に計上されたわけですが、この予算に関連ある請願が採択されてわずか3カ月であります。採択された請願をどのように記されておるか、また、基本設計業務委託料1,130万円に対し修正案が提出をされましたが、賛成者は3名で否決になりました。私も修正案に賛成した一人であります。今回の予算の採択されております請願に関連する予算でありますので反対をいたします。

また、予算に木質バイオマス化ガス化発電建設の付帯工事の原木チップストックヤード建設事業、町で建設施設として建設費で約2億6,000万円予算が計上されましたが、今年度の町の緊急課題は開発センターの解体や日原保育園、木部保育園建設問題、給食センターの建設問題、また、城山整備中に発生した遺構2カ所の損壊修理の工事費等、多額の財源の問題があるわけではありますが、30年度の予算でも、決算でも実質財源が津和野町は20.34%でありました。依存財源が79.66%で、この%が示すとおり津和野町の財政は国、県からの依存財源を主軸にした財政運営であります。また、地方債残高も128億2,600万円もあります。町民一人当たりの借金も174万円にもなっておるような状況であります。このような状況の中で、バイオマスガス化発電所の建設付帯工事が2億6,000万円にも予算が計上されておりますが、町民に還元できるような事業と思われません。

以上をもって私は反対をいたします。他の予算については、断腸の思いではありますが、以上を踏まえ反対の討論といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは、賛成の立場で討論を申し上げます。

今回の予算には、高校生までの医療費の無料化など、子育て支援など子供を持つ家庭への支援策がのせられており、この案件に賛成するものであります。

なお、木質バイオマスガス化発電につきましては、2億6,000万円という巨額な費用を投じるということで、昨日も津和野の商工業者の方から、今は、これほどの事業費をかけてすべきではないのではないかという意見もいただきました。町民からも、山の仕事に従事する方、そして材木の仕事に従事する方、防災の面からも間伐の危険性などさまざまな不安が述べられております。ただし、今までの経緯などから補助金も2分の1つくということでありましたが、それが3分の1に変更になったりしながら、非常に不安があるところではありますけれども、補助金が十分につかない場合は延期や撤退も検討しながら、また、町民へ懇切丁寧な説明をしながらすることが重要だと思っております。今までの経緯から今回は賛成しますが、この補助金につかない場合のその中止または延期の判断も検討していただくよう、申し述べ、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第38号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第38号令和2年度津和野町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第39号令和2年度津和野町国民健康保険特別会計について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第39号令和2年度津和野町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第40号令和2年度津和野町介護保険特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第40号令和2年度津和野町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第41号令和2年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 委員長報告に反対の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押し付ける悪法です。後期高齢者医療制度そのものに反対します。令和2年度には、保険料の大幅な引き上げも予定されています。高齢者の命と健康を守るためにも制度を撤廃し、元の老人保健制度に戻すことを強く求めます。

以上の立場から反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第41号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第41号令和2年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第42号令和2年度津和野町下水道事業特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第42号令和2年度津和野町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第43号令和2年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第43号令和2年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第44号令和2年度津和野町奨学基金特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。本案件について委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第44号令和2年度津和野町奨学基金特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第45号令和2年度津和野町診療所特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第45号令和2年度津和野町診療所特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第46号令和2年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第46号令和2年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第47号令和2年度津和野町病院事業会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第47号令和2年度津和野町病院事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第48号令和2年度津和野町水道事業会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第48号令和2年度津和野町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

それでは、ただ今10時半であります。ここで本会議を休憩し、全員協議会を引き続き開催することといたします。5分間ほど休憩といたします。10時35分まで休憩であります。

午前10時30分休憩

.....

午前11時17分再開

○議長（沖田 守君） 休憩を解き、引き続き本会議に入りたいと思います。

日程第25. 請願第1号

○議長（沖田 守君） 日程第25、請願第1号萩・石見空港活性化に関する請願についてを議題といたします。

総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。3番、川田剛君。

○総務経済常任委員会委員長（川田 剛君） 総務経済常任委員会請願審査報告。

令和2年第2回（3月）定例会において、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、津和野町議会会議規則第94条第2項の規定により報告します。

受理番号、第1号。

付託年月日、令和2年3月6日。

件名、萩・石見空港活性化に関する請願。

審査の結果、採択。

審査の内容、別紙のとおり。

別紙を読み上げて、報告いたします。

1、審査の経過。

審査年月日、令和2年3月19日（木）。

内容、机上審査。

出席者、総務経済常任委員会委員6人及び議長、岩本総務財政課長、山本総務財政課係長、村上剛つわの暮らし推進課係長。

紹介議員、米澤宥文。

2、審査意見。

内閣府中央防災会議幹事会が策定した、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和元年5月27日策定）では、島根県は被害が想定されない地域とされているが、島根県内の防災拠点候補は、被災地外の航空搬送拠点候補地として出雲空港のみの掲載であり、西部には候補地がない。

近隣では、山口宇部空港が防災拠点候補に掲載されているが、当該地は被害が想定される地域であり、被災地内の航空搬送拠点候補地としての候補地である。

南海トラフ地震が発生した場合において、被害が想定されていない萩・石見空港の立地は、被害が想定されている山陽、四国及び九州に近く、航空搬送拠点候補地として有効であり、さらに萩・石見空港周辺は防災救援備蓄基地としての活用が期待できるものとする。

萩・石見空港の近隣市町で構成する萩・石見空港利用促進協議会では、各市町の拠出負担金をもとに、萩・石見空港の利用促進事業に取り組んでおり、各市町においては利用者に対し補助金の助成を行っている。

その結果、平成30年度の搭乗者数は、東京線では目標値14万7,000席に対し、利用席14万6,833席、大阪線では目標値2,150席に対し、利用席2,185席であった。しかし、本年度は大阪線で目標値2,150席に対し、利用席1,925席。東京線では新型コロナウイルスの影響もあり目標値14万8,000席に対し、利用席13万5,886席と大幅に減少している状況である。

今後、萩・石見空港を有効に活用するため、また、存続させていくためにも、これまでの利用促進の取り組みとあわせて、防災救援備蓄基地誘致の検討を開始すべきである。

3、審査結果。

本請願は賛成多数で採択と決した。

令和2年3月24日、津和野町議会議長、沖田守様、総務経済常任委員会委員長、川田剛。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 総務経済常任委員会委員長から報告がございました。

それでは、委員長の報告について質疑に入ります。ありませんか。8番、三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） この請願に関して、町当局並びに関係機関に要望していただきますよというような請願になっておりますが、この町当局並びに関係機関というのは、採択されたらどこに出すんですか。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○総務経済常任委員会委員長（川田 剛君） この請願の取り扱いにつきましては、委員会としては採択ということで、今後につきましては議会が判断すべきというところまでして、委員会の審査の内容としては採択すべきということでありまして。（発言する者あり）それはまた議会が、どなたかが提出していただければ。審査としては採択であります。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） ということは、新たにまた議会で検討して、これをどこに出そうかとかを検討するということなんですか。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○総務経済常任委員会委員長（川田 剛君） これまでの請願と同様でありまして、これまでの請願も審査はします。その後、例えば紹介議員ですとか、発議者が案を持って提出されまして、発議という形で意見書なり決議なりがなされてきたと思いますが、このたびも、あくまで当委員会としましては審査はいたしました。その後、どなたかが出すかどうかというのは、私の権限には属しないと承知しております。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） これから検討ということであるので、まあ、いいかと思っております。今、この萩・石見空港というのは、県の管理ですよね。それで、こういった防災への救援備蓄基地ということになると、その辺の管理は変わるのでしょうか。

それともう一つ、今、管理している島根県は、このことについてどういう考えがあるかというようなことは把握されておるかどうか。済みません。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○総務経済常任委員会委員長（川田 剛君） 管理につきましてであります、我々もこの空港に関する知見を用意しておりませんので、総務財政課並びにつわの暮らし推進課の担当者の方に御説明をいただいたわけなんですけども。基本的に報告で申し上げましたように、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画、この請願にも上げられているものでもあるんですけども、この内容の中で、基本的に今、島根県石見空港は島根県の管理であります。で、この、今請願にあります防災救援備蓄基地という言葉なんですけど、この計画にはその定義がありません。申し上げるとおり、この備蓄基地の定義はなくて、言葉としてあるのは、被災地外、被災地内の航空搬送拠点候補地という名前です。

よって、これが備蓄基地になったらどうなるかというのは定義がありませんので、今後、国において、こういったものが検討されればよろしいかなというものであります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 委員長に対して質疑ですよね。

○議長（沖田 守君） はい。

○議員（5番 板垣 敬司君） この審査意見の中にも記載してありますが、萩・石見空港利用促進協議会という、今の現状の搭乗率を向上して、何とかこの石見空港の存続発展のために尽力している協議会と、もう一つは、今回の請願人である萩・石見空港活性化推進協議会。

この活性化推進協議会というものは、いつごろ協議会が設立されて、そして構成メンバー等については、どういう団体なり個人が加入しておられるのか。以前、私が吉賀町でその要望書というものを拝見したこともありますし、その要望書については、表面的に防災対策の上で必要ならばそういうことも大事なかなと思って、要望書に対して印鑑を押したという、私はあります。

どうもその後々今日までのこの請願に至るまで、その実態を見たり聞いたりしますと、やっぱりその二つの協議会が一つの方向で、今後、萩・石見空港の存続のためにお互いにという方向性が、必ずしも一致していないのではないかと。このことは、本当に今やっている協議会、今、浜田以降のなんぼですか、何市町が一体となって頑張ろうというそういうものに、少しさおさすものではないかなというふうにも感じます。さおとか、逆行するかなと思うんですよ。もう少し、今やっていることを確実にやってもらって、そしてさらに、どうしても現状で利用促進協議会がもう手を挙げるような状態の中で、やっぱりこれは官民一体となって考えるべきことであって、あんまり拙速にこの今の要望をどんどん上げていくことがいかなものかなと思って、その辺についての審査をどのようにされたか、お伺いいたします。

いわゆるその協議会の構成メンバーと、それから設立が、たしか要望書では平成27年ぐらいの要望書の月日が記載されたものを私は拝見しましたが、27年以降、ことしのきょうに至るまで、27、28、29、30、31、32と6年間ぐらい経過してい

ますが、その辺についてのこの実態、行動をどのように調査され、その必要性を感じて今日採択されたか。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○総務経済常任委員会委員長（川田 剛君） 資料としましては、僕も持っているものがありますが、審査の過程の中ではその審査はありませんでしたので、どういった団体であったかというのは申し上げることができません。ただ、利用活性化協議会と活性化推進協議会は全く別物であるということは事実であります。で、全議員が参加した後援会団体であるということは間違いのないところであります。

この議員御指摘の、この採択された場合、今日までのものに水を差すんじゃないかという御発言でありますけども、その兼ね合いという部分について、むしろ、これ、採択に至るまでに、本来はこの内容というのは、備蓄基地をつくるのではなくて、自衛隊をこの空港に持ってくるのが本来の目的ではないのかという部分も、思いも感じた、推察したところでもあります。また、そういった経緯からすれば、この筋の請願ではまた違うんじゃないかという意見もございました。

一方で、この本来の石見空港の搭乗率が減っていった場合、今後存続の問題につながっていくのではないかという話もありまして。賛成に至った経緯としては、その存続の部分の、今まで取り組んでこられた利用促進を否定するものではなくて、これを継続しながらも、一方で新たな施策として、この石見空港存続に新たな策を導入するのも、開始する時期ではないのかという意見であったと承知しております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） それでは、質疑はここで終結したいと思います。ありがとうございました。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 委員長報告に反対の立場で討論をさせていただきます。

委員会の中で審査をする過程において、防災救援備蓄基地を誘致するということを請願されると私は理解して、この防災救援備蓄基地がどのようなものを説明していただきかけたんですが、それがはっきりしなくて、いただいた内閣府中央防災会議幹事会が策定した南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画というものを、分厚いのをいただいたのですが、その中にその言葉がなく、果たしてどのような備蓄基地ができるのかがわからなかったもので、反対をします。

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 賛成をいたします。

まず、この防災拠点備蓄基地のできたときの利点と申しまして、萩・石見空港は県営から国営になります。そして廃港の恐れがなくなります。県や萩・石見空港利用促進協

議会、つまり、益田市、萩市、浜田市、津和野町、吉賀町、阿武町の公金投入が防げることであります。

2点目としまして、各種大災害、特に南海トラフ地震の負傷者の受け入れ拠点として有効活用できます。南海トラフ地震におきましては、死者が32万人以上と想定されております。被災人員は調べてみたが載っておりませんが、恐らく何百万人単位になると思います。これらのいろんな支援物資の供給もできると思います。

そして、これは先ほどもちょっと申しましたが、将来の空港存続、萩・石見空港を存続活用の一つとして有効であり、大きな要件になると思っております。近年、未曾有の自然災害が各地で発生しております。活断層のない立地条件に恵まれた萩・石見空港に南海トラフ地震や大災害に備える防災救援拠点備蓄基地誘致は、国民のためにも当然と思われる。この救援備蓄基地なるものは、今回初めて聞いた言葉であります。益田市周辺には、石見空港周辺にはファクトリーパーク等、また広大な土地があります。利用は十分できると思っております。

そして、萩・石見空港利用促進協議会、先ほど言いました、益田市、萩市、浜田市、津和野町、吉賀町、阿武町、これらの住民といいますか、住んでおられる方の都心を結ぶ最短距離、約1時間で着きます。そしてまた都心からも、観光、社用、私用などで利用される方の重要かつ便利な交通機関であります。ほかに、もしも都心に行くとするれば、津和野町からでしたら、まあ、益田市もですが、広島まで自家用車またはバスで行って新幹線。津和野からだと山口線利用で新山口まで行って東京まで。もうかなりの時間を要します。ぜひ、この防災拠点備蓄基地の実現化を目指して、賛成といたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 委員会でもいろいろ質問を紹介議員にいたしておりますが、この案件が、石見空港活性化に関する請願であります。この防災救援基地を誘致して活性化を図るというふうなことであるんですが、これは県に要望しても知事は乗り気でない、受けていただいております。また、地元の益田市長にも相談されておるようですが、これも全く乗り気がない。この飛行場があるその市長さんが、全くそういったことへ態度を示されないというようなその案件であります。

そしてまた、この請願内容でいきますと、備品、数量、倉庫の規模、場所をどこにするのか、ただ漠然と備蓄基地にしてほしいということであるわけであり。それで、近隣市町村のことではありますが、浜田市には県の災害備蓄倉庫があるわけですね。それで、石見空港の関係で浜田市も相談されておるようでございますが、これは大屋県議だけに話されたというふうなことであります。萩のほうはどうであるのかというふうなことでお聞きしたところ、萩も衆議院議員の高村さんにだけ相談したというふうな、この請願の内容であります。

こういった近隣市町村も賛同してくれないようなことじゃあ、とても救援物資の備蓄基地にはならないというふうに私は判断をしておりますが。数量もわからない、備品のその倉庫の規模もわからない、また、地元の市長がこれに賛同されないと、このようなものを私は採択するわけにはいかんというふうな観点から、この件については反対をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に反対者の発言を許します。8番、三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 反対の立場で討論をさせていただきます。

同僚議員のほうから出ましたけども、ちょっと数日前に、この請願の幹事長のほうから電話がありまして、そこで話をして感じたことなんですけども、先ほど同僚議員からも出たように、県、益田市自体が乗り気でないという、そのことも話しました。ただ、首長をかばうわけではありませんが、当津和野町でもそうなんですけども、依存財源に頼っている状態で、さまざまな有利な財源確保のために奔走しているわけですよ。

そうした中で、じゃあ、この請願とどうなのかとか、いろんな要素が絡んでくると思うんですよ、県に対して国に対してとか。それを考えると、例えば、山陰道にしても多くの予算がついて令和7年ですか、完成予定が。これも早まってきております。これもインター、中西か、インターチェンジ、ファクトリーパークの近くにできて、これがどういう形で進むかわかりませんが。江津がちょっと成功したように、誘致企業によってちょっと活性化したとか。それで反面言うと、今、吉賀町と岩国がインターチェンジを結ぶというような協議に入るといううわさも聞いております。

となると、今回、津和野町と考えると、この石見空港から津和野までの移動時間、はっきりって遠いように感じます。これは、今回、同僚議員の答弁でも、どこかで質問でも、問題点として町長のほうから出ておりましたけども、今必要なのは、救急に関してもそうだし、観光に関してもそうだし、益田と津和野をどうつなぐかという、この10年、20年後、それを見据えた行動を起こすべきじゃないかなという気がします。

ここで、備蓄誘致の検討を開始すべきであるという文ありますけども、当然これも含めて、先ほど出た浜田県大近くにある島根県が政府に有している備蓄基地の内容、じゃあ、国はどうかとか、こういった部分は、もう検討せないけんことがいっぱいあると思います。また、萩・石見空港に関しては、益田市では特別委員会を形成してさまざまなロビー活動も展開しているようなんですけども、じゃあ、津和野当議会では担当課からの説明を聞くぐらいのことしかできておりません。まして、広域を考えると、これケーブルテレビなんかもそうです、高津川でもそうです。やっとなら、広域議会で高津川の予算がついたのも、まあ、議長のおかげでもあるんですけども、その発言で少しいた。本来、広域でまとまってやらなきゃいけない部分が、何らてんでんばらばらになっているような気がしております。また、この萩・石見空港にしてもそうだと思います。そういった

ことを考えると、今回のこの請願に対しては反対せざるを得ないということで、もっと時間をかけて検討すべきだと思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に賛成者の発言を許します。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） この請願について、県や島根県選出の国会議員さんの意思とずれておるような感じはするんですが、総務経済常任委員会で、慎重審査で先ほど総務経済常任委員会委員長の報告もありました。請願の方の気持ちも理解できますので、今回は、まだ出し先については決めてないということでございますので、この内容については気持ちも理解できるということで、今回は賛成といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に賛成者の発言を許します。7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 賛成の立場で申し上げたいというふうに思います。

南海トラフの地震規模というのは相当な規模が予測され、これはいわば現実化するというふうに見ざるを得ないであろうというふうに思っております。

今回の請願につきましては、防災救援備蓄基地誘致の検討を開始をしてほしいという請願であるわけでありますので、やはり我々の地域でできる役割、これについては当然検討も必要であろうと。ましてや、近隣の益田市議会なり吉賀町議会も、この動きに対しては賛成するというふうなことでありたいというふうに思っております。

以上のことから、この請願について賛成をいたします。

○議長（沖田 守君） 反対者の発言がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 賛成者の発言がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、討論を終結します。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、請願第1号萩・石見空港活性化に関する請願については、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第26．請願第2号

○議長（沖田 守君） 日程第26、請願第2号新型コロナウイルス感染症の影響による緊急経済対策に関する請願についてを議題とします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決定しました。

これより、本請願について紹介議員より説明の必要があれば、これを許可します。6番、丁君。自席で。

○議員（6番 丁 泰仁君） 紹介議員として請願いたします。

受理番号、請願第2号。

受理年月日、令和2年3月17日。

件名、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急経済対策に関する請願。

請願者、島根県鹿足郡津和野町後田口187、津和野町商工会会長、椿康隆ほか1名。

請願の趣旨です。

現在、新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延しています。現在のところ、幸い島根県内から感染者は出ておりませんが、津和野町経済には、既に深刻な影響が出ています。中でも観光関連業種におきましては、春の観光シーズン到来期や年度がわり期の書き入れどきを迎えようとしていた矢先、観光旅行控えや宴会・会食の中止などによって、これまでにない数のキャンセルが発生しております。

こうした状況は、観光立町を標榜している津和野町にとって、大きな打撃となることはもちろんですが、観光業ばかりでなく、他業界にも連鎖して幅広い業種に深刻な影響を及ぼし始めています。いわば経済災害の発生と言っても過言ではない状況です。

地域経済が疲弊する中、事業者の高齢化、人口減少、消費者意識・観光動向の変化などの影響を受け、閉店や廃業が相次いで発生するなど、町内事業者の基礎体力が極端に弱まっているのが現状です。それに追い打ちをかける今回の未知なるウイルス災害に対して、手をこまねき放置してしまえば、町内経済は破滅的な状況に至るのではないかと、いう大きな不安を抱いているところです。

請願事項。

国においても新型コロナウイルス感染症対策として、原則無利息、無担保の特別融資制度を創設するなど対応いただいておりますが、零細な事業者が多い本町においては、現在返済を行っている既存の借り入れに加えて、新たな借り入れが可能な事業者は限られているのが実情と考える。

については、融資制度だけに頼らないさまざまな視点から、即効性があり実効性の高い緊急経済対策を講じていただきたい。

以上、地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出いたします。
津和野町議会議長、沖田守様。

以上。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。紹介議員から説明がございましたとおりであります。

これから質疑に入りたいと思いますが、質疑はありますか。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 紹介議員にお尋ねをいたしますが、この融資制度だけに頼らないというような文言があります。融資制度に頼らないようなというのがちょっと私どうもわかりませんが、こういったことは、財政支援をしてくれ、資金援助をしていただきたいと言うのが本来の請願の願意であろうというふうに思うんですが。即効性があり実効性の高い緊急経済対策、どのようなことが即効性があり実効性の高い緊急経済対策と感じておられるのか。どのような対策があるのか。私は資金援助しかないというふうに判断しておりますが、それについてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） お答えします。

融資制度だけに頼らないさまざまな視点から、これは融資制度というのは、今、国、県がそれぞれこのことに関しまして、いろいろないい制度を設けております。それは先ほど町長のほうから説明があったとおりでございます。

また、即効性があり実効性の高い緊急経済対策を講じていただきたい、これはまさに、今質問者の後山議員から質問がございましたように、これは現金をもとにした給付金、そのほかの補助金、そういうものを要望していることであります。特に、先ほど町長のほうからそれに匹敵する業績悪化緩和運転資金補助というものが出てまいりました。これはまさにそのことでありまして、特にこういう問題、それから、さらにはここに即効性があり実効性の高いという、要するに一種抽象的な文言であります。先ほど町長のほうからも、対策に対して柔軟な幅を持たせてほしいという、そういう意思があったんだと思いますので、商工会としましても、じゃあ、そこを柔軟に幅を持たせまして、いろいろな案が執行部にあるであろうと、だからこういう文言にひとつ要望しようではないかと、そういうことでこういう案に至りました。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより請願第2号を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、請願第2号新型コロナウイルス感染症の影響による緊急経済対策に関する請願については、採択と決定いたしました。

日程第27．請願第3号

○議長（沖田 守君） 日程第27、請願第3号木部さとやま保育園の移転新築に伴う給食室の存続を求める請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文章表のとおりであります。

お諮りをいたします。この請願は会議規則第39条の規定により、文教民生常任委員会に付託して閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、請願第3号は文教民生常任委員会に付託して閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第28．総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第28、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。3番、川田剛君。

○総務経済常任委員会委員長（川田 剛君） 所管事務調査報告。

令和元年12月定例会において閉会中の調査の決定をいただきました所管事務調査について、以下のとおり報告いたします。

調査事項、中期財政計画について。

調査目的、中期財政計画について調査し、議会活動に資するため。

調査日、令和2年2月3日午前9時から。

調査場所、津和野町役場第二庁舎委員会室。

出席者、総務経済常任委員6人、議長、岩本総務財政課長、樋口総務財政課係長、清水総務財政課主任主事。

内容、机上調査及びまとめ。

第2回、令和2年3月10日午前11時10分から。

出席者、総務経済常任委員6人、議長。

内容は、まとめであります。

まず、1、2ページ目に、津和野町中期財政計画の歳入及び歳出、続いて津和野町中期財政計画の基金、財政指標を、2018年から2024年まで掲載しております。

ただし、この表は県とのヒアリング前のものでありまして変更の可能性、変わっている可能性もございますので御了承いただければと思います。

地方税の中の個人町民税につきましては、現行税制のもとでの納税義務者数の減等を考慮し1.8%減で推計されております。

法人町民税については、令和元年税制改正による減収分を考慮し、令和2年度以降3.7%減で推計しております。

固定資産税については、令和3年度の固定資産税評価がえによる影響を見込み、それ以降の年度については新增築家屋分による増を0.5%、償却資産評価がえによる減を2.0%で推計しています。

軽自動車税については、人口減少等による納税義務者数の減を考慮し、推計しております。

地方消費税では、令和元年度の増税分を見込んでおります。

地方交付税のうち、普通交付税では基準財政需要額のうち、個別算定経費、包括算定経費は、人口減少を考慮するとともに現行制度が継続されることを前提に推計しております。令和2年度まで合併算定替えの激変緩和措置分も考慮して推計されております。

令和2年から令和3年で合併算定替えが終了し一本算定となります。本来であれば減収するところではありますが、令和3年については、国勢調査の速報値の人口で計算されることになり、人口が減少していた場合、数値急減補正がかかり、また具体的には決定しておりませんが、総務省より新たな算定費目の追加があるとの情報から、急激に減額することはないと推計している。合併算定替えと一本算定との差は5年間で合計5億2,000万円である。

特別交付税については、過去の実績額から同程度の額で推計しております。

国県支出金では、事業執行年度の歳出事業費に見合う特定財源として、現行の補助率で推計しております。

繰入金では、財政調整基金については、不測の事態への対応及び年度間の財源の不均衡を調整するため、一定程度の残高確保に向けて計画的に調整する見込みで推計しております。

減債基金では、将来の財政収支の安定化を促すため、計画的な繰り上げ償還を実施するため、減債基金からの繰り入れを見込んで推計しております。

地方債では、現行の地方債制度に基づき、推計しております。

人件費について、前年度末の退職予定者と新規採用者の給与差により生じる減額相当額と、再任用者の雇用に伴う所要見込み額を考慮したうえで推計しております。

物件費について、平成30年度決算額及び平成31年度決算見込み額をベースに、第3次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づく削減努力も考慮して推計しております。

また令和2年度以降について、会計年度任用職員制度の開始に伴い、物件費から人件費への推計にしております。推計している会計年度任用職員は約250人であります。それにより、物件費は指定管理費や備品購入費等となり、人件費的経費は算定されないこととなります。

扶助費では、令和2年度以降は少子高齢化の進展を踏まえ、障害者福祉サービス費、福祉医療費、子ども子育て支援や高齢者福祉に係る給付制度などの補助事業費の自然増が見込まれるため、乳幼児等に係る医療費無償制度等、対象者数等の推計を厳しく精査し推計しております。令和2年からの減はF T T H化事業の終了に伴うものであります。

補助費では、公営企業会計については、経営戦略に基づく推計、一部事務組合については、現行の計画に基づいた推計をしております。

普通建設事業費では、新町建設計画、第2次津和野町総合振興計画の実施計画に位置づける事業や、その他喫緊の課題等への対応等について、緊急性、必要性、費用対効果等の観点により事業の取捨選択を行う中で事業費を精査して推計しております。

令和2年度には庁舎建設や山村開発センター解体、保育園改修等が実施されるため、額が大きくなっております。

繰出金では、特別会計繰出金については、計画期間における事業の進捗状況や繰り出し対象経費を精査しながら所要額を見込むとともに、令和元年10月の消費税率引き上げと同時に実施が見込まれる保険料負担軽減等の制度改正による影響を見込み推計しております。

維持補修費については、施設の老朽化等が進んでいく中で修繕の必要性が出てくるものとして、平成30年度決算見込み額をベースに対前年度プラス5%で推計をしております。

実質公債費比率が、令和4年から上昇しているのは、令和4年度からは、平成19年度から実施された公有林の整備事業に係る起債の償還によるものであり、交付税充当の対象でないものであります。これが単年度で約1億円の償還額であり、単年度での実質公債費比率が上昇した原因であります。

また、令和6年度からについては、令和2年度に保育園、プール等の改修工事などの大規模事業の起債の償還によるものであります。

実質公債比率の上昇を抑えている要因は、毎年実施している繰り上げ償還による努力があらわれているものであります。

合併特例債発行可能限度額の変更について。

合併当初、建設事業発行可能額は42億8,300万円、合併協議会が定めた7割の額は29億9,830万円、平成30年度末発行額6億7,460万円、建設事業発行期間は令和2年度までで、令和7年まで延長が可能であります。

基金発行可能額9億9,520万円、平成30年度末発行額9億5,000万円、基金取り崩し条件、元金償還済み額または借入後10年経過であります。

調査意見。

当町は、少子高齢、人口減少社会を迎える中、町民は津和野町の将来を憂いております。地域の実情等を十分把握し、町民が希望の持てる事業を各課が検討し、予算化し、事業展開すべきである。

人件費について。

早期退職者が例年多く見られる。働き方改革が求められている昨今、当町においても職場環境を改めて見直し、働きやすい環境づくりに努められるよう求めるものである。

実質公債費比率が令和4年度から上昇する。それに備え、計画的な繰り上げ償還の実施、有利な財源の活用等に今後も努められたい。

以上、津和野町議会議長沖田守様、津和野町議会総務経済常任委員会委員長川田剛。以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんね。

ないようであります。質疑を終結します。ありがとうございます。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了させていただきます。

日程第29. 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第29、文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。8番、三浦英治君。

○文教民生常任委員会委員長（三浦 英治君） 文教民生常任委員会所管事務調査報告。

令和元年第8回定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

1. 調査事件、文化財について。
2. 調査目的、現状を把握調査し議会活動に資するため。
3. 調査方法、机上調査及び現地調査。
4. 調査の経過は3回開催しております。

日時、場所、出席者、調査内容は表のとおりです。

5. 調査概要と調査意見。

（1）県指定有形文化財 永明寺。

①修復計画。

令和元年度から2年度は、鉄板葺き養生を行っていない本堂正面の茅葺き屋根と向拝の修理を行うとともに、雨漏りにより損傷した内部の復旧を行う。

以降は、庫裏の屋根の葺き替えと耐震工事を行う。

全工程は3カ年を予定している。

②事業費。

総額8,000万円。うち平成31年度予算額2,332万3,400円。

③修復等の補助率。

県費：補助対象経費1,000万円まで3分の1以内、超える分は2分の1以内。

町費：県費補助残額の2分の1、受益者2分の1。

(2) 国指定史跡 津和野藩主亀井家墓所 附 亀井茲矩墓。

藩主墓のある乙雄山墓所と、藩主亀井家菩提寺であった永明寺境内の2カ所が指定地になっている。

乙雄山墓所は藩主墓を筆頭に、藩主家一族の墓で構成されている。墓石はおおむね良好な状況であるが、墓壇・灯籠や盛土などの損傷が進んでいる。また、墓石の門・土塀の損傷が進んでいるため、門北側土塀にはシートをかけて現状を維持している。

墓所北側法のり面の石垣は、過去に崩壊していると見られる。

永明寺境内の建物は、県指定有形文化財である本堂・庫裏書院・鐘楼がある。鐘楼は修理を行っており、保存状況は比較的良好であるが、本堂は屋根茅葺き替えして以降、老朽化が進行し、雨漏りが生じているため、現在は両側面と背面で鉄板葺き養生を行っている。

令和元年より、本堂正面の茅葺き屋根及び向拝の修理、雨漏りにより損傷した内部の復旧工事に着手している。また、庫裏の雨漏りと柱の傾きが見られる。屋根の葺き替え及び耐震対策工事を行う予定である。

保存活用計画は平成30年度より着手しており、令和2年度に策定予定である。

【課題】

①乙雄山墓所の一角が、亀井家より永代墓用地として希望されている。史跡保存との調整が必要である。

②乙雄山墓所の入り口となる門、土塀の損傷箇所の修理が必要になる。

③永明寺建造物調査の実施により、庭園も含めての新たな価値づけを行い、国重要文化財への指定を目指す取り組みが必要になる。

④永明寺には、古文書・美術工芸品など多くの貴重な資料が残されているので、調査により価値を明らかにする必要がある。

⑤史跡地外である乙雄山墓所参道、永明寺坂南側石垣などの史跡追加指定の検討と、その後の整備の検討が必要になる。

⑥歴史的事実に基づき、墓所まで続く参道を確定する必要がある。修復にあわせ、修復のための作業道を確保することが肝要である。

修復等の補助率：国費 2 分の 1（50%）以内。

県費：国費補助残額の 3 分の 1 以内。

町費：国費・県費補助残額の 2 分の 1 以内。

所有者負担：国費・県費・町費の補助残額。

（3）国指定重要文化財 鷲原八幡宮社殿。

【現状】

3 棟全て本格修理の時期を迎えており、令和 3 年度の途中から事業着手できるよう調査設計中である。

本殿：全体に軸部の弛緩、傾斜、沈下が見られ、壁板等も風化が進行している。軸部には蟻害が進行しているほか、江戸時代に付加した唐破風の軒が前方に下がってきて、向拝柱上の組物や菖蒲桁継手に破損が生じている。本殿には覆屋がかけられているが、覆屋柱が本殿軒を貫いて立てられ、ここからの雨漏りで軒が破損している。屋根は柿葺きだが、ところどころ板が抜け落ち、箕甲付近の板は風化、腐食が進行している。亀腹は土蜂による巣穴が無数にあげられ、原型をとどめていない。

拝殿：拝殿から楼門間に池が設けられているためか、拝殿軸部の傾斜、沈下は大きく、側柱は変形防止のため丸太で添え木をしている。造作材に蟻害が進行しているので、軸部にも蟻害が発生している可能性がある。軸部傾斜のため、建具の開閉に不具合が生じている。屋根は現在鉄板葺きだが、元は柿葺きであったと伝えられる。

楼門：身舎屋根の茅葺き、向拝屋根の檜皮葺き、両翼廊屋根の柿葺き共に破損が進行している。茅葺きは平成 19 年に葺き替えたが、既に押銚が出、正面軒は V 字型に挟まれて水の通り道が形成されている。柿葺きも、身舎雨落とその周辺に穴があいており、雨漏りが発生している。拝殿同様、軸部の傾斜、不同沈下が進行し、松の柱材の蟻害及び表面のキクイムシの食痕が著しい。本格修理までに損傷が進まないように、屋根部は全面シート葺きの応急処置をしている。

【課題】

①本殿周囲玉垣、楼門両翼塀など、補助対象としてどこまで扱えるか、指定範囲の確認が必要である。

②本殿屋根は一旦、解体した上で復旧と考えるが、現状どおりに復旧した場合、本殿の軒先を柱が貫通する姑息的な納まりとなってしまうため、対策を検討する。

③本殿拝殿の繋廊の解体範囲、復旧範囲、復旧の仕様を検討する。

④拝殿、楼門間の池の水の状況を検証し、修理後の扱いを検討する。

⑤足場や覆屋のほかに、取り外した材料を保管する解体材保存小屋、破損した材料の繕いや補修材の加工を行う補修材工作小屋、施工者の事務所、従事者休憩所、管理事務所などを境内地内に建設する。また、関係者の駐車場も必要になる。

⑥本殿などの工事期間中は、覆屋がかかり御神体も御遷座される。この間の年中行事ほか、例大祭等の行事を本殿以外で実施する場所を確保しなければならない。

⑦工事は長期間にわたることが予想される。本殿内御神体の遷座先、汁器類の移動保管する施設が必要になる。

【修復計画】

令和元年は現地調査を行い、協議検討し、大概算の提出を行う。

令和2年夏には、県費を初めとする予算化へ向けての資料提出が始まる。およそ11月ごろ、ヒアリングの資料提出。年明け早々に文化庁でのヒアリングが実施される。

令和3年、順当に協議が進めば、年度の中盤、もしくは後半に事業着手が想定され、補助金申請書の提出となる。

【工事概要】

本殿及び楼門本体は全解体修理。

拝殿、潔斎橋及び楼門の翼廊は半解体修理。

【補助率】

国85%以内、県5%以内、町5%以内。

(4) 国指定史跡 津和野城跡。

【石垣の修復計画】

平成31年度、出丸石垣修理。

令和2年度、出丸整備、登城路整備。本城仮設作業道・遊歩道工事、本城石垣修理工事の実施設計。

令和3年度から本城石垣修理工事。

【補助率】

国費：2分の1以内。

県費：国費補助残額の3分の1。

町費：国費・県費の補助残額。

文化庁との協議の状況。

史跡津和野城跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素である2カ所の遺構を含め、無断現状変更により損壊した範囲については、できる限り早期に現状復旧することとし、その具体的な復旧方法については、文化庁の指導を受けた上で検討することとしている。

文化庁協議の中では、令和元年度12月末より、測量設計業務を委託調査により着手している。

今後は津和野町城跡整備検討委員会の指導を踏まえながら、文化庁及び島根県教育庁文化財課の指導を受けて、作業道の復旧設計を進めていく。

(5) 重要伝統的建造物群保存地区。

保存地区は旧城下町の北側にあつて、「後田」と呼ばれる。中世末期に津和野城主吉見氏により城下町として整備されて以来、江戸期を通じて城下町における武家地、町人地として栄えてきた。通りや水路などは整備当時の原形を今にとどめ、それに沿って立ち並ぶ建物は、武家地や町人地の雰囲気をも今に伝えている。

保存地区の範囲は、町の中心にある津和野大橋を南端とし、北は御旅所前の広場までの範囲で、殿町通りから祇園丁通りを中心とし、万町通り、新丁通りに面した建物の背面までとする。

面積は11.1ヘクタールである。

津和野町では、平成24年6月に津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例を制定し、街並みの恒久的な保存と歴史を活かしたまちづくりに向けて、住民と行政が一体となって本格的な取り組みを開始することとした。

補助率については、伝統的建造物の修理事業、伝統的建造物以外の修理事業、環境物件の修理事業、保存団体等の活動事業の補助率については、表に示しているとおりであります。

(6) 全体的意見。

津和野町の文化財は長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財産である。

地域の宝である文化財は広くPRし、まちづくりなどに積極的に活用することが求められている。

そのためにも、常日ごろの維持管理や、傷んできたら修復するなど、正しく後世に伝えていくことが重要である。

一方で、維持管理保全のためには多大な予算を必要とする。人口が急減し、財政規模も縮小せざるを得ない状況下である。修復の優先順位を精査し、有利な財源確保に努められたい。

文化財行政に関して、津和野町は体力以上に背伸びをしているのか、職員体制に限界があるのか、いま一度検証する必要がある。

特に、今回の作業道無許可整備の件については、適正な事務処理が行われなかったことと、行政内の連携不足が主な原因と思われる。

文化財行政に限らず、行政全般での事務処理のあり方について再検証されたい。あわせてプロジェクトチームは、主管課を明確にして体制強化を図られたい。

復旧工事については、文化庁及び島根県教育庁文化財課との協議を進め、早期の復旧に努められたい。

今後の津和野城跡整備事業にあわせ、復旧工事とともに、縦行政と言われる職場に横糸を紡いでいただきたい。

少子化や核家族の進行とともに、地域のつながりの希薄化などが叫ばれている。職場にしても言えることだと思う。

施策によっては今後、プロジェクトチームを組織し、さまざまな課題に対応しなければならぬ。

今回の事件を教訓にして、津和野町職員の連帯を強固なものにしていただきたい。

以上、令和2年3月24日、津和野町議会議長沖田守様、文教民生常任委員会委員長三浦英治。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結いたします。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

日程第30. 議員派遣の件

○議長（沖田 守君） 日程第30、議員派遣の件を議題とします。

お諮りをします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり派遣することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認め、したがって、議員派遣の件は派遣することに決定いたしました。

日程第31. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（沖田 守君） 日程第31、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程全て終了させていただきました。

会議を閉じます。

令和2年第2回津和野町議会定例会を閉会いたします。

午後0時23分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員